

目次

特集：人権政策としての移民政策

国際人権法における外国人の人権	2
窪 誠 大阪産業大学	
国内人権機関と個人通報制度	12
山崎公士 神奈川大学	
日本における外国人の人権を巡る「壁」と「格差」再考	23
関 聡介 弁護士(東京弁護士会) / 成蹊大法科大学院	

小特集：最近の移民コミュニティの動向, 変化

中国系ニューカマーの教育戦略と社会的ネットワーク——中華料理人の場合	37
趙 衛国 日本学術振興会	
世界経済危機後の在日インド人のコミュニティの動向 ——越境するビジネス・ネットワークの視点から	54
佐藤寛晃 財団法人日本総合研究所 井口 泰 関西学院大学	

投稿論文

リベラルな移民国家における難民保護の質的変容——ドイツの事例から	71
昔農英明 日本学術振興会	
結婚移住女性の適応過程と農村社会の変化	85
武田里子 明星大学	

報告論文

地域国際交流協会と「多文化共生」の行方——地方財政再建の中で	102
榎井 緑 財団法人とよなか国際交流協会	
あるベトナム難民家族における犯罪の発生と影響	116
若松亮太 共同通信社	

特別寄稿論文

在韓在日朝鮮人：本国との新しい関係——「朝鮮」から「韓国」に“国籍変更”した在日3世を中心に	123
韓 榮恵 ソウル大学校国際大学院	

書評

明石純一著『入国管理政策——「1990年体制」の成立と展開』 宣元錫	140
渡戸一郎・井沢泰樹編著『多民族化社会・日本——〈多文化共生〉の社会的リアリティを問直す』 谷 富夫	141
佐藤郡衛著『異文化間教育——文化間移動と子どもの教育』 野山 広	143
渡邊彰悟・大橋毅・関聡介・児玉晃一編『日本における難民訴訟の発展と現在 ——伊藤和夫弁護士在職50周年祝賀論文集』 新津久美子	146
小泉康一著『グローバリゼーションと国際強制移動』 滝澤三郎	148
塩原良和著『変革する多文化主義へ——オーストラリアからの展望』 尹 慧瑛	150

学会報告

2009年度春季研究大会 / 2010年度年次大会 / 2010年度冬季研究大会	152
『移民政策研究』編集規定 / 『移民政策研究』投稿規定 / 『移民政策研究』執筆要項	156

国際人権法における外国人の人権

窪 誠 大阪産業大学

キーワード：外国人の人権，平等，国際人権法

従来，外国人は，alienと呼ばれ，宇宙人と同じく非人間的な扱いを受けてきた。1948年，世界人権宣言は，国籍にかかわらず個人の普遍的な人権を理想として提示した。ところが，他方において，宣言は，国家が個人の国籍によつて国民と異なる取り扱いをすることを認めざるをえなかった。よつて，国際人権が，国家が制約する国家人権から個人を尊重する普遍的人権へ進展するにともない，外国人の「人間化」が進展することになる。その進展を，「形式的人間化」および「実質的人間化」の観点から概観する。「形式的人間化」は，退去強制の実体的制約と手続的制約をいう。前者は，外国人が追放後に被る拷問などの危険性の考慮，外国人の権利の考慮，外国人が子どもや女性といった弱者であることの考慮によつて，退去強制を実体的に制約することである。後者は，退去強制に適正手続を要求することをいう。また，「実質的人間化」とは，住宅，教育，労働，医療，社会保障などの面で，外国人が生活を確保できるようにするということである。

1 はじめに

国際人権法における外国人の人権について検討する。まず，確認すべきことは，国際人権法自体が大変新しいものであり，誕生から，まだ，60年あまりしかたっていないということである。その出発点は，1945年に国連がその目的を規定した憲章第1条にある。その第3項は，次のように明記する。

経済的，社会的，文化的又は人道的性質を有する国際問題を解決することについて，並びに人種，性，言語又は宗教による差別なくすべての者のために人権及び基本的自由を尊重するように助長奨励することについて，国際協力を達成すること。

これによつてはじめて国際社会が人権問題に取り組むことができるようになった。それ以前の国際法において，人権は国内問題と考えられていた。つまり，ある国の人権について語ることは，その国に対する内政干渉とみなされた。これは，内政不干渉という国際法の大原則に反することになるため，タブーであった。また，そもそも，国際法は文字通り，国家の権利義務にかかわる法規範であり，個人が登場する余地はほとんどなかったのである。それでは，従来の国際法は，外国人の権利につい

て何も語っていなかったのであろうか。否、実際は、その反対であった。他国に進出した西欧先進諸国の企業が損害を被った際、本国が当該国家に救済を請求する外交的保護権という権利が認められていた。ところが、この外交的保護権は、あくまで、国家の権利であり、損害を受けた個人が本国に保護を請求しても、国家に保護の義務はなかった。逆に、本人の請求がなくても、国家は外交的保護権を請求できたのである。そのため、個人の権利の国家の権利への埋没と言われていた。

2 国家人権から普遍的人権へ

よって、人権を国際的に保障しようという考え方は、大変画期的なことだった。そこで、まず、国連が行ったことは、普遍的に守られるべき人権のカタログ作成であった。それが、1948年世界人権宣言である。その第1条は、個人の普遍的な自由と平等を宣言する。ところが、これも国家の権利によって制約される。たとえば、第13条2は、自国から立ち去り、自国に戻る権利を規定するが、他国への入国の権利は認められていない。ただ、第14条は、個人が、迫害を逃れるために他国に避難する権利を認めている。この権利は、庇護権と呼ばれ、従来の国際法では、個人の権利ではなく、犯罪人引渡しの請求を受けた国家が、引渡しを拒否するための国家の権利とされていた。それが、個人の権利として認められたのである。また、第15条は、個人が国籍を持つ権利を明記している。

以上から、世界人権宣言の成果と限界が見て取れる。一方で、世界人権宣言は、その第1条が示すように、個人の普遍的な自由と平等を謳っている。つまり、いかなる人間も世界中どこにいても自由であり平等でなくてはならないという大きな理想を掲げているのである。ところが、人が自由に他国に入国する権利は認められず、あくまで国家が認めた形でしか入国できない。このように、世界人権宣言は、個人の普遍的な自由と平等を承認するという成果を示す一方、現実の人権保護の責任を国家にゆだねざるをえないという限界を示している。それゆえ、個人が国籍を持つことを人権として認め、国籍国における迫害のおそれがある場合には、他国に保護を求める庇護権を認めているのである。

確かに、世界人権宣言には、法的拘束力はないが、これらの規定がその後の国際社会の動き、すなわち、国家が制約する国家人権から国家を制約する普遍的人権への進展をすでに予言していることは、見て取れよう。実際、その後、拘束力のあるさまざまな人権条約が締結されてきた。その中で、自由権規約の締約国による実施を監督する国連自由権規約委員会は、1986年、「規約上の外国人の地位」に関する「一般的意見15(27)」を採択したが、その中で、「一般規則は、規約の各々の権利が市民と外国人との間で差別されることなく保障されなければならない、ということである」*1と述べている。例外は、明示的に市民についてのみ規定する第25条の参政権、逆に、外国人の追放手続を規定する第13条にすぎない。

次に、その進展を説明する。この進展は、「外国人の人間化の流れ」と呼ぶことができよう。なぜなら、外国人はalienという言い方もあるように、まさに、宇宙人と同じく人間ではない存在として、扱われてきたからである。よって、外国人の人権を認めるということは、外国人を人間として認めてゆくということに他ならない。この人間化には、二つの面があると思われる。一つは、形式的人間化、すなわ

ち、国内における外国人の物理的存在を保障するために、退去強制を制約してゆくことである。とはいえ、物理的に在留が認められても、教育を受け、労働によって収入を得て、衣食住を満たし、医療サービスを受けるといったことができなければ、現実には、生きていけない。よって、二つめとして、外国人が生活を確保できるという実質的人間化も大切ということになる。

3 外国人の形式的人間化

最初に、形式的人間化から検討しよう。退去強制を制約する要素として、①危険性の考慮、②権利の考慮、③弱者の考慮があげられる。まず、危険性の考慮とは、退去強制後に当人が被る危険を考慮して、退去強制を差し止めるということである。これには、難民の場合と犯罪人引渡しの場合がある。難民については、世界人権宣言第14条が、庇護権を明記していることはすでに述べた。条約としては、1951年「難民の地位に関する条約」第33条が、ノンルフールマンの原則、すなわち、迫害のおそれのある国に送還してはならないという原則を認めた。とはいえ、受け入れ国家の安全にとって危険であると認めるに足る相当な理由がある場合は例外とすることも、同時に、認められたのである。その後、拷問を禁止する欧州人権条約第3条および自由権規約第7条によって、拷問を受けおそれがある国への送還は、例外なく禁止されることになった。

犯罪人引渡しも、欧州人権条約第3条によって、制約されてきた。これについては、ゼーリング(Soering)事件という1989年の有名な欧州人権裁判所判決がある。申立人は、西ドイツ国民のゼーリング。アメリカで殺人を犯し、イギリスに逃亡中逮捕され、アメリカと西ドイツから犯罪人引渡しが請求された。当時、イギリス、ドイツは死刑を廃止していた。欧州人権裁判所は、死刑宣告から執行まで平均6～8年の間「死の順番待ち」に苦しまねばならないこと、犯行時18歳だったこと、死刑廃止国、この場合は西ドイツからの引き渡し要求があったことなどを考慮して、アメリカへの引渡しは3条違反となると判断した*2。この判決は、その後、自由権規約委員会による1993年キンドラー(Kindler)事件見解に影響を与えた。この事件は、アメリカで殺人を犯した後、死刑をほぼ廃止していたカナダに逃亡し、アメリカから引き渡し請求を受けたものである。自由権規約委員会は、欧州人権条約第3条に相応する自由権規約第7条違反を検討するに当たって、先のゼーリング事件判決を参考にした。ところが、キンドラー側が、執行までの期間、拘禁条件、執行方法について具体的な主張をしなかったため、7条違反は認められなかった*3。

以上は、難民または犯罪人引渡しの場合であるが、その後、欧州人権裁判所は、1996年のチャハル(Chahal)事件判決において、追放もしくは退去強制全般において、ヨーロッパ人権条約第3条の権利は、国家安全という理由を上回る絶対的な権利であることを認めるにいたった*4。

国連拷問等禁止条約第3条も、その第1項において、「締約国は、いずれの者をも、その者に対する拷問が行われるおそれがあると信ずるに足りる実質的な根拠がある他の国へ追放し、送還し又は引き渡してはならない」と規定し、続く第2項において、「権限のある当局は、1の根拠の有無を決定するに当たり、すべての関連する事情(該当する場合には、関係する国における一貫した形態の重大な、明らかな又は大規模な人権侵害の存在を含む。)を考慮する」と規定している。実際、拷問等

禁止条約の個人通報は、8割以上が3条違反という^{*5}。また、自由権規約委員会は、1992年、自由権規約第7条に関する一般的意見20(44)の第9段落において、次のように述べている。

委員会の見解によれば、締結国は個人を、犯罪人引渡、追放、又は送還によって、他国に対する帰還の際における拷問又は残虐な非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い、又は処罰の危険にさらしてはいけない^{*6}。

さらに、2006年に採択され、2009年には日本も批准した、「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約」いわゆる強制失踪条約第16条は、先に触れた、拷問等禁止条約第3条とはほぼ同様の規定を設けている。つまり、拷問等禁止条約第3条における拷問が、強制失踪条約第16条では、強制失踪にとって代わっているのである。

- 1 締約国は、ある者が強制失踪の対象とされるおそれがあると信ずるに足りる実質的な理由がある他の国へ当該者を追放し、若しくは送還し、又は当該者について犯罪人引渡しを行ってはならない。
- 2 権限のある当局は、1に規定する理由の有無を決定するに当たり、すべての関連する事情(該当する場合には、重大、明らか若しくは大規模な人権侵害又は国際人道法の著しい違反についての一貫した傾向が関係する国において存在することを含む。)を考慮する。

このように、退去強制を制約する危険性の考慮が、迫害から、拷問又は残虐な非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い、そして、強制失踪へと拡大してきた。以上が、退去強制を制約する要素としての、危険性の考慮である。

つぎに、退去強制を制約する要素としての、権利の考慮を検討する。たとえば、自由権規約第17条のプライバシーの保護や、第23条の家族の保護といった、送還される者の固有の権利を考慮した退去強制制約の例がある。第17条1項は、「何人も、その私生活、家族、住居若しくは通信に対して恣意的に若しくは不法に干渉され又は名誉及び信用を不法に攻撃されない」と規定する。また、第23条1項は、「家族は、社会の自然かつ基礎的な単位であり、社会及び国による保護を受ける権利を有する」と規定する。ヘンドリック・ウィナタとソ・ラン・リ(Hendrick Winata and So Lan Li)事件という2001年に出された自由権規約委員会の見解では、この第17条が禁止する「国家の恣意的介入」が問題となった。申立人夫婦には、バリー・ウイナタというオーストラリア生まれでオーストリア国籍を持つ13歳の子どもがいた。この両親に退去強制命令が出されたのである。委員会は、以下のよう

に判断した。

申立人の息子はオーストラリアで生まれ、13歳になっており、オーストラリアの学校に通い、社会関係を築いている。この時間の長さを考えれば、国家は、恣意的であるとの認定を回避するためには、移民法の単なる執行を超えた付加的な要素を証明しなくてはならない。よって、こ

の特別な状況において、委員会が考えるには、国家による申立人の送還が実行されれば、家族への恣意的介入となり、被害者であると主張するすべての者について第23条1に関連した第17条1の違反となり、さらに、バリー・ウイナタについては、未成年である彼に必要な保護措置を提供しなかったゆえに、24条1(子どもの権利)違反となる^{*7}。

最後に、退去強制の制約要素として、弱者の考慮を検討する。子ども、女性といった弱者であるがゆえに、退去強制が制約される例がある。子どもについてはすでに見たので、女性の状況を見てゆこう。これについては、女性差別撤廃条約の個人通報制度において、ミセスN.S.F.事件の2007年見解がある^{*8}。申立人は、元夫からの家庭内暴力から逃れるために、パキスタンから2人の子どもとともにイギリスに入国し難民申請したが却下され、パキスタンへの送還のおそれがあった。女性差別撤廃委員会は、「女性に対する暴力」に関する一般的勧告19号^{*9}が、性に基づく女性への暴力は、条約第1条の差別に該当すると述べていたことを確認した。ところが、申立人は、国内手続において性差別の主張をしておらず、締約国もその主張がなされれば検討する用意があることが確認されたため、女性差別撤廃委員会は、国内手続未完了として、この申立を不受理とした。こうして、申立自体は却下されたものの、女性差別が退去強制を制約する要素として認められたのである。

また、弱者としては、人身取引被害者について、国際組織犯罪防止条約人身取引議定書第6条が、人身取引の被害者に対する援助および保護の提供を規定し、第7条が締約国における一時的または恒久的に滞在することを認める立法その他の措置をとることを規定している。

以上は、退去強制に対する実体的な制約だが、手続的制約もある。つまり、退去強制をする場合は、きちんとした手続に従って行えということである。

たとえば、自由権規約第13条は、「合法的にこの規約の締約国の領域内にいる外国人は、法律に基づいて行われた決定によってのみ当該領域から追放することができる。国の安全のためのやむを得ない理由がある場合を除くほか、当該外国人は、自己の追放に反対する理由を提示すること及び権限のある機関又はその機関が特に指名する者によって自己の事案が審査されることが認められるものとし、この為はその機関又はその者に対する代理人の出頭が認められる」と明記する。この第13条については、自由権規約委員会が、上述の「外国人の地位」に関する「一般的意見15(27)」の第9段落において、「同条は、国内法上追放又はそれ以外の名称で呼ばれているかを問わず、外国人の義務的出国を対象とするすべての手続に適用される。そのような手続が逮捕を伴う場合は、自由剥奪に関する規約上の保障規定(第9条及び第10条)も適用することができる。もしその逮捕が犯罪人引渡しという特定の目的でなされる場合は、国内法及び国際法の他の規定が適用される。通常は、追放される外国人は、彼を引き受ける(take)ことに同意するいずれかの国に出国することを許されなければならない」と述べている。

以上は、合法滞在者についてだが、移住労働者権利条約第22条は、正規・不正規を問わず、すべての移住労働者について、追放にあたっての詳細な手続を規定している^{*10}。

このように、「外国人の人間化の流れ」の中でも、形式的人間化の動きとして、退去強制が制約されてきた。この流れは当然「退去強制のための収容」を制約することも含むことになる^{*11}。自由権規

約第9条1項は、「すべての者は、身体的自由及び安全についての権利を有する。何人も、恣意的に逮捕され又は抑留されない。何人も、法律で定める理由及び手続によらない限り、その自由を奪われない」と規定する。ここでいう「恣意的」とは、以下の3要素を国家が証明できない場合を言う^{*12}。まず、第1が、逃亡防止、証拠隠滅のおそれなどによる収容の必要性^{*13}、第2が、収容目的と収容手段との間の比例性^{*14}、第3が、報告義務を課したり、保証人を要求したりするといった、侵害度の少ない措置が他にはないという代替性である^{*15}。よって、長期収容においては、その合法性を定期的に審査するための制度を設けることが必要とされることになる^{*16}。

4 外国人の実質的人間化

最後に、実質的人間化について検討する。たとえ、形式的人間化として外国人に滞在資格が認められても、住宅、教育、労働、医療、社会保障などの面で、外国人であるがゆえの負担が大きすぎれば、実質的に生活してゆくことがきかない。従来国際法では、外国人の待遇は、当該外国人の本国が与える待遇と等しくするという相互主義の傾向が強かった。しかし、現代は、これらの分野に関わる権利、すなわち、主に社会的権利と呼ばれる権利についても、社会権規約、人種差別撤廃条約、女性差別撤廃条約、子どもの権利条約、米州社会権追加議定書、アフリカ人権憲章などによって、内外人平等の考えが、強くなっている。たとえば、国際人権法の専門家である阿部浩己教授は、「社会権規約の本来的意義」を以下のように要約している。

社会権規約は外国人にも疑いなく適用される。合理的で客観的な理由に基づく適用制限は規約違反ではないが、しかし、合法に居住している外国人、居住・外国人労働者(在留資格のいかんを問わない)、難民・庇護申請者について、(社会権規約一引用者)委員会は、社会権規約の完全な適用を求めてきている。非正規滞在の外国人についても、在留資格を欠くことを理由に社会権へのアクセスを剥奪・制限することは差別にあたり許されない。

社会権規約は社会的に弱い立場にある者を保護するための法的媒体と位置づけられている。国籍や在留資格の欠如を理由に規約の適用を制限・排除することは、社会的に弱い立場にある者をいっそう弱い立場に追い込むものであり、本来的に、規約の精神・文言にそぐわないといわなければならない^{*17}。

実際、人種差別撤廃条約の実施を監督する人種差別撤廃委員会は、2004年、「市民でないものに対する差別」と題する「一般的な性格を有する勧告30」を採択したが、その「7. 経済的、社会的および文化的権利」は、まさに、阿部教授の要約を展開したものに他ならない。すこし長くなるが、引用しよう^{*18}。

7. 経済的、社会的および文化的権利

29. とくに、教育、住居、雇用および健康の分野における経済的、社会的および文化的権利の、

市民でない者による享有を妨げる障害を排除すること。

30. 公教育機関が、締約国の領域に居住する市民でない者および正規の文書を有さない移住者の児童に開放されることを確保すること。
31. 人種、皮膚の色、世系および民族的または種族的出身に基づき、初等および中等学校においてならびに高等教育の利用に関して、隔離教育制度および異なる取扱い基準が市民でない者に適用されることを回避すること。
32. とくに、住居における隔離を回避し、住宅供給機関が差別的慣行に従事することを差し控えることを確保することによって、市民および市民でない者に対して、十分な住居に対する権利の平等の享有を保障すること。
33. 労働条件および労働要件（差別的目的または効果を有する雇用規則および慣行を含む）に関して、市民でない者に対する差別を撤廃する措置をとること。
34. 市民でない労働者、とくに市民でない家庭内労働者が通常に遭遇する重大な問題（債務奴隷、旅券の没収保管、違法な身体拘束、強姦および身体的暴力を含む）を防止し、および矯正する効果的な措置をとること。
35. 締約国は、労働許可のない市民でない者に対して職の提供を拒否することができるものの、すべての個人が雇用関係に入った場合には、それが終了するまでの間、労働および雇用に関する権利（集会および結社の自由を含む）を享有する権利を有することを認めること。
36. 締約国が、とくに、予防、治療および苦痛緩和の健康サービスの利用を否定または制限することを差し控えることにより、十分な水準の身体的および精神的健康に対する市民でない者の権利を尊重することを確保すること。
37. 市民でない者に対して、その文化的アイデンティティを否定する慣行（市民でない者が市民権を取得するために氏名を変更する法的または事実上の要件など）を防止するために必要な措置をとること、ならびに、市民でない者がその文化を維持し、および発展させることができるようにする措置をとること。
38. 人種、皮膚の色、世系および民族的または種族的出身に基づく差別なく、輸送機関、ホテル、飲食店、喫茶店、劇場、公園等一般公衆の使用を目的とするあらゆる場所またはサービスを利用する、市民でない者の権利を確保すること。

重要なことは、外国人に対する差別禁止は、単に国家が法律や制度の適用において外国人を差別しないということだけではなく、教育、住居、雇用、健康およびその他のサービスを受ける上で、現実には外国人が不利な状況の下で抱えている困難を除去しなくてはならないということである。

5 おわりに

以上、国際人権法における外国人の人権の進展について、「形式的人間化」「実質的人間化」の観点から概観してきた。国際人権法における外国人の権利とは、国家によって否定されがちな「人間で

あること」を、再び人間化する試みであることが理解されよう。最後に強調しておきたいことは、外国人の「人間化」とは、国民に同化するという意味ではないということである。外国人はひとりひとりがさまざまな言語的、文化的背景をもっている。そうした背景に支えられた本人のあり方や本人らしさも、また、尊重しなくてはならないことが強調されている^{*19}。それは、国民、外国人の区別なく、すべての人が、何らかの望まれる人間になってはじめて人権が認められるのではなく、「生まれながらにして自由平等である」という理念によって、「あるがままの人間」にこそ人権が認められねばならないからである。外国人の「非人間化」は、国民の「非人間化」と結びついている。毎年3万人以上の人が自殺する現在のわたしたちの社会は、まさに「非人間化」社会と言えないだろうか。すべての「あるがままの人間」が認められる社会こそ、今求められている。

*1 第2段落、日本弁護士連合会「自由権規約委員会による一般意見一覧」(http://www.nichibenren.or.jp/ja/kokusai/humanrights_library/treaty/liberty_general-comment.html#15, 2010年1月6日アクセス)。

*2 古谷修一, 2008「ノン・ルフールマン原則と犯罪人引渡—人権侵害が予見される国家への引渡により生じる人権条約違反—ゼーリング判決」戸波江二ほか編『ヨーロッパ人権裁判所の判例』信山社, 124頁。

*3 *Kindler v. Canada*, Communication No. 470/1991, U.N. Doc. CCPR/C/48/D/470/1991, 1993.

*4 村上正直, 2008「ノン・ルフールマン原則と退去強制—他国による人権侵害の危険性を理由とする追放の可否および追放手続中の長期拘禁の恣意性と合法性審査—チャハル判決」注2書, 129頁。

*5 海渡雄一, 2007「拷問禁止条約と個人通報」拷問禁止条約の国内実施に関する研究会編『拷問禁止条約をめぐる世界と日本の人権』明石書店, 110頁。

*6 日本弁護士連合会「自由権規約委員会による一般意見一覧」第9段落(http://www.nichibenren.or.jp/ja/kokusai/humanrights_library/treaty/liberty_general-comment.html#15, 2010年1月6日アクセス)。

*7 *Hendrick Winata and So Lan Li v. Australia*, Communication No. 930/2000, U.N. Doc., CCPR/C/72/D/930/2000, 2001, para.7.3.

*8 *N.S.F. v. United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland*, CEDAW/C/38/D / 10 / 2005,2007.

*9 日本弁護士連合会「女子差別撤廃委員会による一般勧告19号」(http://www.nichibenren.or.jp/ja/kokusai/humanrights_library/treaty/woman_general-comment.html, 2010年1月6日アクセス)。

*10 第22条

1 移住労働者とその家族に対する集団的追放の措置は禁止される。追放は個々に審理され、決定されなければならない。

2 移住労働者とその家族は、権限ある当局が法律に従って行う決定によってのみこの条約の締約国の領域から追放される。

3 追放の決定はその者の理解する言語で伝えられなければならない。その者が要求するときは、決定は書面で伝えられ、国家の安全による例外的な場合以外には、決定の理由も述べられなければならない。これらの権利については、決定以前に、遅くとも決定のときに、関係者に告知されるものとする。

4 司法当局による最終判断であるときを除いて、関係者は、自己に対する追放処分に対抗する理由を述べ、権限ある機関に自己の主張を審査させる権利を有する。ただし、国家の安全に関して、やむにやまれぬ理由から別異に取り扱われる場合はこの限りでない。その者は、審査の期間中、追放の決定の執行停止を求める権利を有する。

5 執行の終わった追放処分が後に取り消されたとき、その者は法律に基づき補償を請求する権利を有する。以前の決定は、その者が当該の国に再入国することを妨げる理由に使われてはならない。

6 追放の場合には、関係者には、出国の前または後に、賃金その他その者に帰すべきものに関する主張または未処理の義務を解決するための適切な機会が与えられる。

7 追放の決定の執行を害することのない範囲で、対象となった移住労働者またはその家族は、出身国以外の国への入国を求めることができる。

8 移住労働者またはその家族が追放される場合に、それに要する費用を当該の移住労働者に負担させてはならない。ただし、関係者の移動に要する費用の自弁を求めることは許される。

9 就業国からの追放は、賃金請求権ないしその者に帰すべき他の権利を含め、移住労働者またはその家族が当該国の法律に従って獲得したいかなる権利も損なうものではない。

江橋崇訳、1993「すべての移住労働者とその家族の権利保護に関する条約」難民・外国人労働者問題キリスト者連絡会編『移住労働者の権利を宣言する！—移住労働者の権利条約—条文・解説』明石書店 (<http://homepage3.nifty.com/musubime/document/lawdoc/migrant.htm>, 2011年1月6日アクセス)。

*11 外国人の収容に関する条約は以下のとおり。難民条約(1951)および議定書(1967)、ウィーン領事関係条約(1963)、人種差別撤廃条約(1965)、自由権規約(1966)、女性差別撤廃条約(1979)、拷問等禁止条約(1984)および選択議定書(2002)、子どもの権利条約(1989)および選択議定書および子どもの売買、子どもの売春及び子どもポルノに関する、子どもの権利条約の選択議定書(2000)、移住労働者権利条約(1990)、人身取引防止議定書(2000)、移民密入国防止議定書(2000)。

*12 村上正直、2006「難民認定申請者の収容」浅田正彦編『二一世紀国際法の課題』有信堂、129頁。

*13 A v. Australia, Communication No 560/1993, U.N. Doc. CCPR/C/59/D/560/ 1993, 1997, para. 9.2.

*14 Ibid.

*15 C. v. Australia, Communication No. 900/1999, CCPR/C/76/D/900/1999, 2002, para.8.2.

*16 A v. Australia, op.cit., para.9.4.

*17 阿部浩己、2005「国際人権法—社会権規約」宮川成雄編『外国人法とローヤリング』学陽書房、103頁。

*18 村上正直訳「人種差別撤廃委員会—一般的勧告30(2004)—市民でない者に対する差別」財団法人アジア・太平洋人権情報センター編『アジア・太平洋人権レビュー2005』(<http://www.hurights.or.jp/archives/opinion/2004/03/post-4.html>, 2011年1月6日アクセス)。以下も参照。教育に対する権利に関する経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会の一般的意見第13(1999)第34段落「委員会は、子どもの権利に関する条約第2条及び、教育に差別の禁止に関するユネスコ条約第3条(e)に留意し、無差別の原則は、国民でない者を含めて、締約国の領域内に居住する学齢期のすべての者に、その法的地位にかかわらず及ぶことを確認する」(日本弁護士連合「経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会」の一般的意見、http://www.nichibenren.or.jp/ja/kokusai/humanrights_library/treaty/society__general-comment.html, 2011年1月6日アクセス)。

*19 人種差別撤廃委員会「一般的な性格を有する勧告30」第37段落、ならびに、上述の自由権規約委員会「規約上の外国人の地位」に関する一般的意見15(27)第7段落「外国人は、第27条の意味でのマイノリティを構成している場合には、その集団の他の構成員とともに自己の文化を享有し、自己宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない」を参照。

《引用文献》

- ・ 阿部浩己、2005「国際人権法—社会権規約」宮川成雄編『外国人法とローヤリング』学陽書房、103頁
- ・ 海渡雄一、2007「拷問禁止条約と個人通報」拷問禁止条約の国内実施に関する研究会編『拷問禁止条約をめぐる世界と日本の人権』明石書店、110頁
- ・ 古谷修一、2008「ノン・ルフールマン原則と犯罪人引渡—人権侵害が予見される国家への引渡により生じる人権条約違反—ゼーリング判決」戸波江二ほか編『ヨーロッパ人権裁判所の判例』信山社、124頁
- ・ 村上正直、2006「難民認定申請者の収容」浅田正彦編『二一世紀国際法の課題』有信堂、129頁
- ・ ———、2008「ノン・ルフールマン原則と退去強制—他国による人権侵害の危険性を理由とする追放の可否および追放手続中の長期拘禁の恣意性と合法性審査—チャハル判決」戸波江二ほか編・同上、129頁

The Rights of Non-Citizens in International Human Rights Law

KUBO Makoto

Osaka Sangyo University

key words: human rights of non-citizens, equality, International human rights law

Non-citizens traditionally called aliens were treated as non-human like extra-terrestrials. In 1948, the Universal Declaration of Human Rights declared human rights as rights universally protected regardless citizenship, although it allowed the State to treat non-citizens differently from their citizens. From that time on, the International Human Rights developed towards humanization of non-citizens. This article studies the development in terms of formal humanization and real humanization. Formal humanization includes substantive and procedural limitation of expulsion. The former take into consideration three elements: the first is danger like torture to be suffered by expelled non-citizen; the second is the rights enjoyed by expelled like rights to privacy or family life; the last is the vulnerable situation of expelled like women and children. The latter requires the State to respect due process of expulsion. Real humanization means that the State take measures so that the non-citizens should be assured their life in terms of housing, education, labor, health, social security and so on.

特集：人権政策としての移民政策

国内人権機関と個人通報制度

山崎公士 神奈川大学

キーワード：人権救済，国内人権機関，個人通報制度

本稿は、日本における人権救済制度を質的に充実するため、国内人権機関の新設と人権諸条約上の個人通報制度を導入すべきことを論じるものである。

日本の現行制度では、人権侵害に苦しむ人びとは十分に救済されていない。こうした現状にあつて、日本における人権保障制度を一層実質化するため、二つの方策が考えられる。一つは、日本が締約国となっている上記のような人権諸条約を国内法化する法律を制定し、人権諸条約が規定する国際人権基準を裁判規範として活用できる法的環境を整えることである。もう一つは、国内人権機関を新設し、また個人通報制度を導入することで、日本国内での人権救済の可能性を豊富化することである。国内人権機関という、立法・行政・司法の三権とは異なる、新たなタイプの公的機関が登場すれば、①人権政策提言、②人権相談・救済、③人権教育の総合調整という従来別個に進められてきた活動の有機的な統合が図られる。同時に、個人通報制度が導入されれば、条約体の人権条約をモノサシとして、国内人権状況を検討する環境が整う。両者の整備によって、日本における人権救済制度は質的に充実するであろう。

1 はじめに——本稿の趣旨

国家には憲法に規定される人権を自国内で保障する義務がある^{*1}。このため国家は国内法を整備し、行政・司法機関がこれらの義務を果たしてきた。しかし、特に人権侵害された者の救済に関し、国家は人権保障義務を十分に果たしていないことが1980年代以降問題視され始めた。

日本においても、移住労働者や外国籍者の人権は医療・社会保障、労働、教育等さまざまな局面で尊重されず、また侵害されている。人身売買やDVのサバイバーの権利も十分に保障されているとはいえない。これらの人権問題は、公権力や私人によって引き起こされる人権侵害である場合が多いが、法制度や行政のありかたそのものに根ざす構造的なものも少なくない。

こうした人権侵害を受けた者は、費用と時間がかかり、しかも手続が面倒な裁判を利用して救済を求めることはまれで、多くの場合泣き寝入りを強いられてきた。また構造的な人権問題の解決を、個別事案を扱う裁判に期待することはできない。こうした事情は世界共通の課題といえる。

そこで国際連合(国連)は、人権政策提言、人権侵害された者の救済ならびに人権教育の機能を

もつ、政府から独立した人権保障機関（国内人権機関）の設置を加盟国に働きかけている。その前提として、1992年に旧・国連人権委員会は、国内人権機関づくりの指針として「国家機関（国内人権機関）の地位に関する原則」（パリ原則）を採択^{*2}（1993年には国連総会でも採択^{*3}）した。国内人権機関が設置されれば、主権国家内での人権侵害の救済可能性が質的に拡大する。さらに、人権諸条約の条約体（条約実施機関）への個人通報制度が利用可能となれば、国境を越えた国際的な人権救済に新たな途が開かれる。

本稿では、20世紀後半に諸国で設置されるようになった新しいタイプの人権救済機関である国内人権機関の役割と人権諸条約の実施措置の一つとして機能している個人通報制度の意義を概観し、日本における人権救済制度の質的向上に向けて、国内人権機関の設置と個人通報制度の導入が有益であることを明らかにしたい。

2 日本における人権救済制度の現状と問題点

日本社会では公権力による人権侵害や私人間の人権侵害・差別などが相変わらず起きている。こうした侵害や差別を受けた者は、①国や自治体の行政機関に苦情を訴え、②弁護士会や人権NGOに相談し、あるいは③裁判を起こして被害の救済を求めることができる。しかし、国の人権行政は内閣府、法務省、厚生労働省、文部科学省等々による縦割り状況にあり、一元的な人権教育や人権相談・救済活動に取り組む体制は整っていない。従来から国の人権相談・救済を担当してきた法務省の人権擁護行政や人権擁護委員制度は、人権侵害された者からあまり信頼されていない。他方で、自治体や民間団体は熱心に人権相談・救済活動に取り組んでいるが、十分な権限を持たないため、人権侵害や差別をした者に対し強い勧告などができない。

本来、裁判所は「人権の砦」であり、裁判所の人権救済機能は重要である。しかし、裁判を起こすには弁護士費用や訴訟費用が必要で、判決までかなり時間がかかり、当事者に相当の負担となる。裁判所に期待できるのは主として金銭賠償で、当事者が納得のいくような関係調整や謝罪、再被害の防止などは期待できない。さらに、公開法廷での立証などによって、当事者は二次的な人権侵害・差別を受けるおそれもある。加えて、裁判による人権救済は個別事件の救済にとどまり、人権侵害・差別の歴史・社会・制度的背景にまで深くメスを入れるなど、人権侵害の構造的解明やその抜本的解決は期待できない。このため、裁判を起こすことを尻込みし、結果として泣き寝入りとなる場合も少なくない。人権侵害され、差別された者が十分に救済されず、当事者に不満が残る状況は、社会正義という観点から決して望ましいことではない。

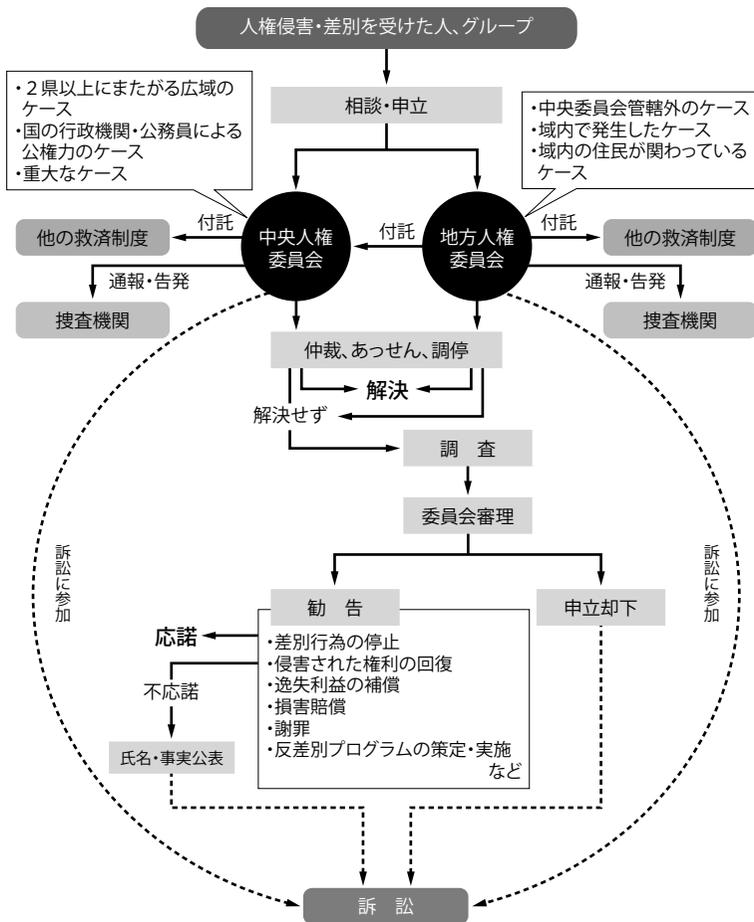
これに対し、国内人権機関による救済は、当事者がまず非公開の場で話し合い、人権侵害・差別行為者がその反社会性に気づき、謝罪や賠償に応じることを促す裁判外紛争解決（ADR）の形で進められる（図1参照）。国内人権機関の場でのADRによって、侵害・差別事案の迅速・柔軟で専門的な解決が可能となり、従来は泣き寝入りを強いられてきた者が申立しやすい環境が整う。このADRは同時に、侵害・差別行為者を説得し当事者間の調停を図る過程であり、行為者に対する人権教育の側面ももつ。ADRの手法による侵害・差別事案の救済事例は年次報告等の形で人権委員会から公表

されよう。また救済事例の蓄積によって、人権侵害・差別の歴史・社会的構造が解明され、その成果は人権教育や人権政策提言に結びつくであろう。

現代社会の複雑・多様な人権侵害・差別事象に的確に対処し、ひろく人びとの人権を守り、社会正義を実現するため、今こそ政府から独立した新たな国内人権機関が求められている。

なお、日本政府は、国連人権理事会や人権諸条約の条約体から、パリ原則（後述）に準拠した国内人権機関の設置についてたびたび勧告を受けている*4。

図1 国内人権機関による人権相談・救済のプロセス



出所:人権市民会議, 2009『頼れる「国内人権機関」を一人権にも119番が必要です』

3 国内人権機関——新タイプの人権救済機関

諸外国でも実は同様のことが問題となっていた。これを解消するため、1970年代から諸国では立法・行政・司法機関とは異なる、「国内人権機関」といわれる新たな人権救済機関の設置が進められてきた。

「国内人権機関」とは、①人権保障のため機能する既存の国家機関とは別個の公的機関で、②憲

法または法律を設置根拠とし、③人権保障に関する法定された独自の権限をもち、④いかなる外部勢力からも干渉されない独立性をもつ機関の総称である。人権委員会のように複数の個人で構成される型と、オンブズパーソンのように単独の個人で活動する型がある。オーストラリアの人権委員会やスウェーデンの国会オンブズマンなど、今日では世界の122か国・地域(2010年末時点)で設置されている*5。

発展途上国では軍隊や警察の権力濫用による人権侵害が横行し、また先進国でもマイノリティに対する構造的・社会的差別が解消していない。こうした人権侵害や差別の被害者は、費用と時間がかかり、しかも手続が面倒な裁判を利用して救済を求めることはまれで、多くの場合泣き寝入りを強いられてきた。そこで冷戦後国連は、人権侵害の苦情について無料で相談を受け、迅速、簡単に救済を図る、政府から独立した人権救済機関の設置を加盟国に働きかけ始めた。

1993年の「ウィーン宣言及び行動計画」*6では、「人権の促進及び保護のために国家機関(国内人権機関)が果たす重要で建設的な役割、とりわけ、管轄機関への助言機能、人権侵害を救済する役割、人権情報の普及、人権教育といった役割をあらためて確認し、……パリ原則に関連し、かつ各国家が国内レベルで個別の必要に最も適した枠組みを選択する権利を有していることを認識したうえで、国家機関の確立及び強化を奨励」した(第I部36項)。

4 国内人権機関の機能・独立性と国連パリ原則

パリ原則は、①国内人権機関(以下、「機関」)の機能と責任、②構成と独立性・多元性の保障、③活動方法、④準司法的権限、の4項目について国内人権機関のあるべき姿を示している。その概略は次の通りである。機関は人権の促進と保護の権限を付与されるものとされ、その構成と権限は憲法または法律で定め、できる限り広範な職務を与えられるものとする。機関の権能としては、①人権法制・状況に関する政府・議会への提言、②人権諸条約の批准や国内実施の促進、③人権諸条約上の政府報告書への意見表明、④国連人権関係機関などとの協力、⑤人権教育・研究プログラムの作成支援、⑥人権・差別撤廃の宣伝、を例示する。

これらの機能を十分に発揮するため、機関の構成員は社会の多元性を反映するよう選出し、その任期は明確に定め、独立した財源をもつものとするなど、機関の独立性の確保策を示す。

機関の活動としては、①苦情申立の検討、②意見の聴取、情報・文書の取得、③意見や勧告の公表、④人権の促進と保護に責任をもつ司法機関などとの協議、⑤人権NGOとの連携、などを掲げる。機関は司法機関ではない。しかし、パリ原則は、①調停を通じての友好的解決、②救済手段に関する申立者への情報提供、③法律の制限内での申立の聴聞、他機関への移送、④法律、規則、行政慣行の改正・改革の提案、など準司法的権限を機関はもてることも示している。

5 人権条約にもとづく個人通報制度を日本が受諾する意義*7

個人通報制度とは、個人や集団が、国際人権基準または人権条約によって認められた権利や基本

的自由が国家によって侵害された旨を国際的機関(人権条約の条約体や国連機関等^{*8})に通報し、国際的機関での検討を通じて人権侵害に関する権利救済を図る制度である。大別すると、人権条約にもとづくものと、国連や専門機関の活動によるものがある。

個人通報制度を採用する人権条約には、個人通報を受理・検討する条約体(各条約上の人権委員会・人権裁判所)の権限に関して、すべての締約国は当然にこれを認め、個人通報の対象とされるものとする条約(ヨーロッパ人権条約・米州人権条約・アフリカ人権憲章〔バンジュール憲章〕)、この権限を受諾する締約国だけが個人通報の対象とされる条約(人種差別撤廃条約・拷問等禁止条約・移住労働者保護条約)、自由権規約、女性差別撤廃条約や障害者権利条約のように、条約(規約)と同第一選択議定書(選択議定書)の双方の締約国のみが個人通報の対象とされる条約とがある。いずれの場合でも、個人通報制度は、国家報告制度や国家通報制度とならぶ人権条約の実施措置の一つである^{*9}。

個人通報が条約体で審査されるには、①国内的救済手続を尽くしていること(救済措置の不当な遅延の場合を除く)、②匿名の通報でないこと、③通報権限の濫用でないこと、④条約規定と矛盾しないこと、⑤同一問題が他の国際的調査または解決手続の下で審理中または審理済みでないこと、という条件を満たしていなければならない。個人通報制度は、国内での救済手段を使い果たしてもなお十分に救済されない場合にのみ、利用できるしくみである。

個人通報制度は、締約国の管轄下にある個人が通報できることになっている。したがって、もし日本が上記の批准や宣言をし、個人通報制度を受諾すれば、日本国内で起きた人権侵害について、日本国籍者だけでなく、外国籍者もこの制度を活用できることになる^{*10}。そうなれば、日本国内で起きた人権侵害や差別事案で、裁判に訴え最高裁判所で敗訴した事案も、自由権規約など人権条約をモノサシとして、自由権規約委員会などの条約体の場で検討されることになる。人権救済について新たな途が開かれることになり、画期的である。

6 国内人権機関の新設をめぐる最近の動向

日本では1990年代後半から、国内人権機関の設置が話題とされ始めた。法務省に設置された人権擁護推進審議会は2001年5月25日に「人権救済制度の在り方について」(人権救済答申)^{*11}を公表し、新たな人権救済機関の設置を提言した^{*12}。これを受けて、2002年3月8日に内閣は人権擁護法案^{*13}を国会に提出した。同法案は差別や虐待等に代表される人権侵害の禁止を謳い、これら人権侵害の防止・救済を図る人権委員会の新設を予定していた。しかし、同法案は国会で十分に審議されることなく、2003年10月10日の衆議院解散に伴い廃案となり、以降国会に再提出されることはなかった。国会内外から同法案が厳しく批判された^{*14}ことがその原因であった。

その後、「『人権侵害救済法』(仮称)法案要綱・試案」(部落解放・人権政策確立要求中央実行委員会、2004年)、「人権侵害による被害の救済及び予防等に関する法律案」(民主党、2005年国会提出・2005年廃案)、「日弁連の提案する国内人権機関の制度要綱」^{*15}(2008年11月)等が提案されたが、必ずしも大きな動きとはならなかった。

2009年8月の総選挙の結果、民主党が政権に就いた。2009年9月16日、千葉景子法務大臣は大臣就任記者会見において、①人権救済機関の設置、②人権条約にもとづく個人通報制度の受諾、③取り調べ可視化の実現を明言した。③の重要性は足利・志布志・氷見事件などの冤罪事件との関連で報道される機会も多く、一般によく知られている。法務省と警察庁は省庁内に勉強会を立ち上げ、取り調べ可視化の検討を始めている^{*16}。これに対し①と②の知名度は低く、千葉大臣の上記会見でも記者からまったく質問が出ず、その後もほとんど報道されていない。

「民主党の政権政策Manifesto2009」の中に、「人権侵害救済機関を創設し、人権条約選択議定書を批准する」という項目が書き込まれていたことが、千葉大臣発言の直接の背景と思われる。しかし、この項目は、さまざまな人権課題を掲げて活動してきた多様な人権NGOの要望に応じて明記されたことを忘れてはならない。この要望を実現するため、これまで各人権分野（公権力人権侵害、部落差別、アイヌ民族差別、外国籍者差別、移住労働者の人権、障害者の人権、女性の人権、子どもの人権、性的マイノリティの人権等々）で人権救済制度の確立を求めてきたNGOや団体によって、「国内人権機関設置と各選択議定書批准に関する共同要請書」を内閣総理大臣などに提出する運動が展開されている。

最近の主立った動きとしては、2010年6月22日に法務省政務三役が公表した「新たな人権救済機関の設置について(中間報告)」^{*17}があげられる。国内人権機関の制度設計に関し、今後影響を及ぼす可能性がある文書であるので、全文を掲げる。2項と6項は特に注目される。

法務省政務三役「新たな人権救済機関の設置について(中間報告)」

1 法案の名称

法案の名称については、人権侵害による被害に対する救済・予防等のために人権救済機関を設置すること、その救済手続等を定めることなど、法案の内容を端的に示す名称とするものとする。

2 人権救済機関(人権委員会)の設置

人権救済機関については、政府からの独立性を有し、パリ原則に適合するものとして、人権委員会を設置する。人権委員会は、内閣府に設置することを念頭に置き、その組織・救済措置における権限の在り方等は、なお検討するものとする。

3 人権委員会

人権委員会については、我が国における人権侵害に対する救済・予防、人権啓発のほか、国民の人権擁護に関する施策を総合的に推進し、政府に対して国内の人権状況に関する意見を提出すること等をその任務とするものとする。

4 地方組織

実効的な調査・救済活動のため、地方組織体制を構築する必要があるが、地方組織については、既存の組織の活用・充実を図るなど、新制度が速やかにスタートできるよう検討するものとする。

5 人権擁護委員

人権擁護委員については、既存の委員及びその組織体を活用し、その活性・充実を図ることを検討するものとする。

6 報道関係条項

報道機関等による人権侵害については、特段の規定を設けないこととし、報道機関等による自主的取組の状況を踏まえつつ、今後の検討課題とするものとする。

7 特別調査

事実の調査については、その調査拒否に対する制裁的な規定は置かないことを含め、なお検討するものとする。

8 救済措置

救済措置については、人権擁護推進審議会答申後の法整備の状況等を踏まえ、なお検討するものとする。

7 個人通報制度の導入をめぐる最近の動向

人権諸条約選択議定書等を批准し、日本で個人通報制度を活用できるようにすべきであるとの主張は、大阪弁護士会等の各地の単位弁護士会、日本弁護士連合会その他のNGOによって10年来展開されている。2010年1月には多くの人権NGOによって「国内人権機関設置と各選択議定書批准に関する共同要請書」が内閣総理大臣や外務大臣等に提出された^{*18}。また、日本弁護士連合会は、同年5月の第61回定期総会において「わが国における人権保障システムの構築及び国際人権基準の国内実施を求める決議」を採択し、パリ原則に合致した真に政府から独立した国内人権機関を内閣府外局に設置することとともに、国際人権（自由権）規約、女性差別撤廃条約、拷問等禁止条約、人種差別撤廃条約などにおける個人通報制度を導入することを、政府及び国会に対して強く求めた^{*19}。

こうした要請に対し、政府はどのように対応しているのだろうか。浜田昌良参議院議員は2010年6月に提出した「自由権規約第一選択議定書批准に関する質問主意書」で、「二〇〇九年の鳩山政権発足直後の記者会見で、千葉景子法務大臣は個人通報制度の導入に向けた体制整備を進めていると発言している。わが国が批准した主たる人権条約であって、個人通報制度を持つ自由権規約、女性差別撤廃条約、拷問等禁止条約、人種差別撤廃条約の四条約の全てについて、同時に導入するという理解でよいか、政府の見解を示されたい」と質問した^{*20}。これに対し、同月の内閣総理大臣による答弁書では、「市民的及び政治的権利に関する国際規約の第一選択議定書等人権に関する様々な条約に設けられている個人通報制度については、条約の実施の効果的な担保を図るとの趣旨から注目すべき制度であると考えている。個人通報制度の受入れに当たっては、我が国の司法制度や立法政策との関連で問題が生ずることはないかという観点や個人通報制度を受け入れる場合の実施体制を含め検討課題があると認識している。個人通報制度の受入れの是非については、各方面から寄せられている意見も踏まえつつ、政府として真剣に検討を進めているところであるが、現時点で検討に要する具体的な期間についてお答えすることは困難である」と回答している^{*21}。なお、外務省では自由権規約第一選択議定書等の批准等を前向きに検討中であると伝えられている。

8 結びにかえて——国内人権機関の設置と個人通報制度の受諾の意義

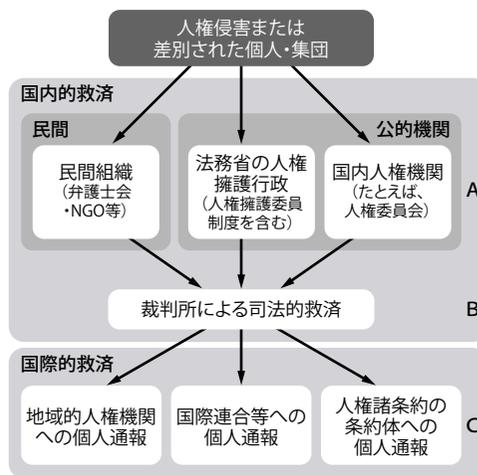
本稿では、日本における人権救済制度を質的に充実するため、国内人権機関の新設と人権諸条約上の個人通報制度を導入すべきことを論じた。その背景には、日本の現行制度では、人権侵害に苦しむ人びとは十分に救済されてこなかったという事実がある。

日本国憲法には確かに平等原則が規定されている。しかし、これを具体化する法律はまだ未整備な状況にある。日本は自由権規約・人種差別撤廃条約・女性差別撤廃条約など人権諸条約の締約国であり、これら条約が示す法規範が法律の不備を補う可能性はある。しかし、日本政府や日本の裁判所は、これまで各人権条約の実現や裁判における適用に、極めて消極的な態度をとり続けてきた。

こうした現状にあって、日本における人権保障制度を一層実質化するため、二つの方策が考えられる。一つは、日本が締約国となっている上記のような人権諸条約を国内法化する法律を制定し、人権諸条約が規定する国際人権基準を裁判規範として活用できる法的環境を整えることである。もう一つは、国内人権機関を新設し、また個人通報制度を導入することで、日本国内での人権救済の可能性を豊富化することである。国内人権機関という、立法・行政・司法の三権とは異なる、新たなタイプの公的機関が登場すれば、①人権政策提言、②人権相談・救済、③人権教育の総合調整という従来別個に進められてきた活動の有機的な統合が図られる。また個人通報制度が導入されれば、条約体が人権条約をモノサシとして、国内人権状況を検討する環境が整う。

人権救済の方法としては、A. あっせん・調停などの裁判外紛争解決(ADR)→B. 裁判→C. 国内救済を尽くした後の個人通報制度の活用、がある。国内人権機関の設置はAの整備であり、個人通報制度の導入はCを可能とするものである。両者が実現すれば、人権侵害や差別を受けがちな人びとにとって、質的に充実した人権救済の可能性が拓かれることになる(図2参照)。

図2 人権救済制度の流れ



出所：山崎公士、2010「日本における人権救済制度の整備—国際人権法の観点から」『自由と正義』61巻3号10頁より

*1 1993年6月の世界人権会議で採択された「ウィーン宣言及び行動計画」第I部5項は、「すべての人権は、普遍的かつ不可分であり、相互に依存しあかつ関連している。……国家的、地域的特殊性並びに様々な歴史的、文化的及び宗教的背景の重要性を考慮しなければならないが、すべての人権及び基本的自由の促進及び保護は、その政治的、経済的及び文化的制度のいかに拘らず、国家の義務である」としている。ウィーン宣言及び行動計画のテキストは、U.N. Doc. A/CONF.157/24(Part I)(32 I.L.M. 1661(1993)、翻訳は、自由人権協会訳(山崎公士監修)、1996「ウィーン宣言及び行動計画」世界人権会議NGO連絡会編『NGOが創る世界の人権—ウィーン宣言の使い方』明石書店。

- *2 Commission on Human Rights resolution 1992/54 of 3 March 1992, annex (Official Records of the Economic and Social Council, 1992, Supplement No. 2 (E/1992/22), chap. II, sect. A).
- *3 General Assembly resolution 48/134 of 20 December 1993, annex. 翻訳は、山崎公士訳「国家機関(国内人権機関)の地位に関する原則(バリ原則)」(<http://www.hurights.or.jp/archives/institutions/post-1.html>, 2010年12月31日アクセス)。
- *4 規約人権委員会の日本の国家報告への最終所見(以下、「最終所見」)9項(1998.11), 社会権委員会の最終所見38項(2001.9), 女性差別撤廃委員会の最終所見37, 38項(2003.7), 子どもの権利委員会の最終所見14項(2004.2), 国連人権理事会の普遍的定期審査結果文書(2008.6), 規約人権委員会の最終所見9項(2008.10), 女性差別撤廃委員会の最終所見23, 24項(2009.8), 人種差別撤廃委員会の最終所見12項(2010.3)等。
- *5 アフリカ地域34か国, アジア・太平洋地域20か国・地域(香港とパレスチナを含む), 米州地域25か国, ヨーロッパ地域43か国で国内人権機関は設置されている(National Human Rights Institutions Forum, List of National Human Rights Institutions, available at <http://www.nhri.net/NationaldataListPrint.asp>, 2010年12月31日アクセス)。
- *6 テキストおよび翻訳は、前掲注1。
- *7 個人通報制度の意義と機能については、本誌窪誠論文も参照されたい。
- *8 1503手続, ユネスコやILOにおける苦情申立手続などがある。
- *9 個人通報制度について詳しくは、山崎公士, 2005「個人通報制度」国際法学会編『国際関係法辞典(第2版)』三省堂参照。
- *10 OECD加盟30か国で人権条約にもとづく個人通報制度を活用できない国は日本だけである。
- *11 http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi_010525_010525.html, 2010年12月31日アクセス。
- *12 人権侵害の現状や被害者救済制度の実情, 特に, 最終的な紛争解決手段である裁判制度における一定の制約などを踏まえると, 今日幅広い人権救済の要請に応えるため, 人権擁護行政の分野において, 簡易性, 柔軟性, 機動性等の行政活動の特色をいかした人権救済制度を整備していく必要がある。すなわち, 新たな人権救済制度は, 被害者の視点から, 簡易・迅速で利用しやすく, 柔軟な救済を可能とする裁判外紛争処理の手法を中心として, 最終的な紛争解決手段である司法的救済を補完し, 従来くみ上げられなかったニーズに応える一般的な救済制度として位置付けられるべきである(人権救済答申, 第3人権救済制度の果たすべき役割, 1人権救済制度の位置付け)。
- *13 http://www.moj.go.jp/houan1/houan_jinkenyougo_refer02.html, 2010年12月31日アクセス。
- *14 当初の主な批判内容は, ①「人権」の定義が不明確, ②法務大臣の所管とされる「人権委員会」は独立性に欠ける, ③公権力による人権侵害を相対的に軽視している, ④メディアによる人権侵害を特別救済手続の対象とするのは表現の自由・報道の自由を脅かすおそれがある, ⑤人権委員会委員の資格要件・人数・任期を修正すべきである, ⑥地方人権委員会を設置すべきである, ⑦人権擁護委員制度を抜本的に改めるべきである, ⑧人権委員会の提言機能を強化すべきである, 等であった。なお, 2005年3月に当時の政権党であった自由民主党内で, ①法案の人権侵害の定義があいまいで, 憲法が保障する表現の自由などに反する, ②人権委員会の下で人権救済活動にあたる「人権擁護委員」の選考過程が不透明で, 国籍条項も撤廃されるのは問題だなどの意見が出され, 法案の国会上程を党内決定できない状況となった。山崎公士, 2003「国際人権法の視点から見た人権擁護法案の問題点」『国際人権』14号参照。
- *15 旧・人権擁護法案に対する批判も踏まえ, 新たな国内人権機関構想を提示する(http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/report/081118_4.html, 2010年12月31日アクセス)。
- *16 2010年6月, 法務省は取調べの可視化に関する省内勉強会の中間取りまとめとして「可視化に関する今後の検討方針について」を公表した(<http://www.moj.go.jp/content/000049066.pdf>, 2010年12月31日アクセス)。
- *17 <http://www.moj.go.jp/content/000049281.pdf>, 2010年12月31日アクセス。
- *18 <http://www.geocities.jp/mkaw8/hrcc/events/09/1112.html>, 2010年12月31日アクセス。
- *19 http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/ga_res/2010_1.html, 2010年12月31日アクセス。
- *20 <http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/174/syuh/s174085.htm>, 2010年12月31日アクセス。
- *21 <http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/174/touh/t174085.htm>, 2010年12月31日アクセス。

《参考文献》

- ・「特集：国内人権機関の設置—法務省中間報告を受けて」日本弁護士連合会『自由と正義』61巻11号（2010）
- ・NMP研究会・山崎公士編，2001『国内人権機関の国際比較』現代人文社
- ・アジア・太平洋人権情報センター編，2004『人権保障の新たな展望—国内人権機関の機能と役割』アジア・太平洋人権情報センター
- ・国連人権センター・山崎公士監修（マイノリティ研究会訳），1997『国内人権機関—人権の伸長と保護のための国内機関づくりの手引き書』マイノリティ研究会
- ・坂元茂樹，2006「紛争解決機能としての個人通報制度」島田征夫・杉山晋輔・林司宣編『国際紛争の多様化と法的処理（栗山尚一先生・山田中正先生古稀記念論集）』信山社出版
- ・佐藤文夫，1999「自由権規約個人通報制度の現状と若干の評価」『国際法外交雑誌』98巻1-2号
- ・申恵丰・阿部浩己監修，アムネスティ・インターナショナル日本支部国際人権法チーム編著，1998『個人通報制度って知ってる？—自由権規約選択議定書の実現をめざして』現代人文社
- ・永野貫太郎，2010『『個人通報制度』とその手続』日本弁護士連合会『自由と正義』61巻3号
- ・山崎公士，2002「日本における人権救済制度の立法化—国際人権法の視点から見た人権擁護法案の問題点」国際人権法学会『国際人権』13号

National Human Rights Institutions (NHRIs) and Individual Communications under Human Rights Treaties

YAMAZAKI Koshi

Kanagawa University

key words: human rights remedies, National Human Rights Institutions (NHRIs), individual communications

This paper examines the establishment of a national human rights institution and the introduction of the individual communication system under human rights treaties for enhancing the effectiveness of human rights remedies system in Japan.

A person whose rights are violated can seek the help of the civil liberties administration section of the Ministry of Justice and the complementing system of Civil Liberties Commissioners, comprised of approximately 14,000 volunteers nationwide. If they do not provide adequate remedies, judicial remedies can be sought. There are also private initiatives, such as the Appeal for Human Rights Relief system operating under the Bar Associations.

But the civil liberties administration and commissioners have so far not enjoyed much public trust. Recourse to court takes time and money, and requires the victim to speak in public about the violations and discriminations suffered. These burdens force many people to give up seeking judicial remedies.

More than 100 countries in the world have established national human rights institutions today. These institutions are (1) national institutions separate from existing administrative or judicial institutions; (2) based on the Constitution or statute; (3) have independent mandates set forth in legislation to protect human rights; and (4) their independence is protected from any interference by outside authorities. Some are comprised of several individuals, like the Australian Human Rights Commission, while some take the form of a single person of an Ombudsperson. The Swedish Parliamentary Ombudsman is a typical example of the latter.

Remedies involving national human rights institutions are, as a general rule, free of charge and without complicated procedures, are confidential and can be settled in a short period of time. The institutions in various countries aim to complete their processes within a six to twelve months period.

Thus, the establishment of an institution of this kind, along with an introduction of the individual communication system, would enhance the probability to enjoy remedies for persons whose human rights are violated.

特集：人権政策としての移民政策

日本における外国人の人権を巡る 「壁」と「格差」再考

関 聡介 弁護士(東京弁護士会)／成蹊大法科大学院

キーワード：在留外国人の基本的な人権、マククリーン事件最高裁判決、国籍法最高裁判決

日本に在留する外国人の人権は、入管法の在留制度によって作られた“壁”と“格差”によって制約を受けている。

いわゆるマククリーン事件における最高裁大法廷判決(1978年10月4日)の「外国人に対する憲法の基本的な人権保障は……在留制度の枠内で与えられているにすぎない」との文言が、この四半世紀にわたって独り歩きし、多大な影響力を持つてしまったと言わざるを得ない。

しかし、日本政府が国際人権条約に加入を始めたのは、マククリーン事件最判後のことである。この四半世紀の間に日本に在留する外国人の数は増大し、永住者となった外国人の比率も高まっている。さらに、国籍法事件に関する最高裁大法廷判決(2008年6月4日)が、国籍取得要件を定める国籍法3条1項の規定を違憲と判断したことによって、日本人と外国人の間の“壁”が移動する、という事態も発生した。

このような変化を踏まえ、今こそ、マククリーン事件最判の呪縛から逃れて、日本に在留する外国人の人権保障について再考が行われるべきである。

1 はじめに

筆者は、弁護士として、過去18年間以上にわたって様々な国籍の外国人相談者／依頼者の民事／家事／行政／刑事／その他の案件を継続的に取り扱ってきた経験を有する。その中には、弁護活動に努力を尽くしても、思うような結果が出せない案件も相当数存在したと記憶している。

そのような案件について改めて振り返ると、当事者が、外国人であること、さらには在留資格がないこと等により、“壁”を乗り越えることができず、“格差”を解消することができなかった結果として、ベストの成果に辿り着けなかったケースが相当割合を占めることに気付かされる。

当然のことながら実務家としての弁護士は、その都度、当該事件の解決に必要な範囲で、壁の薄いところを探して小さな穴を空け、あるいは壁の低くなっているところを探してそこをよじ登って越え、はたまた、壁が途切れているところを偶然に見つけてスリと通り抜けたりする(弁護士経験を積み、そのような意味のスキルはアップする)。しかし、外国人当事者を巡る“壁”と“格差”という根本的問題

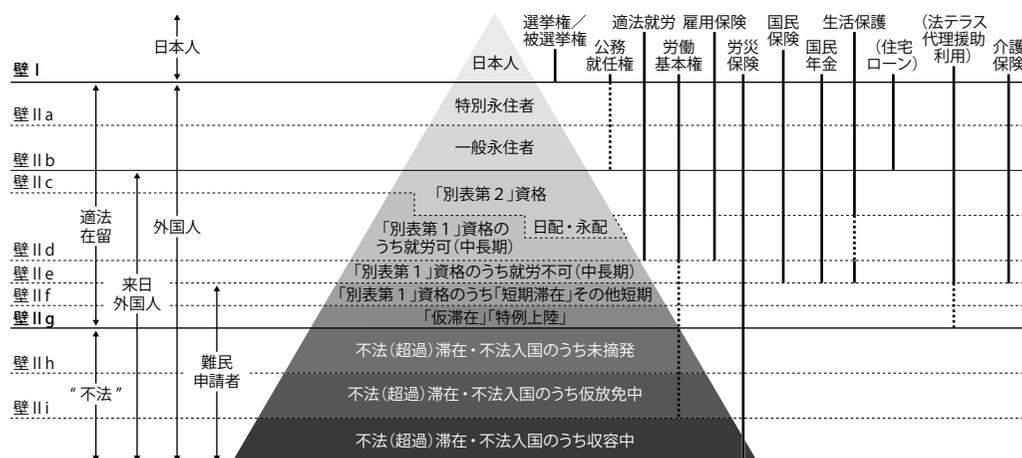
についての議論と解決を避けて個別事件の処理を進める限り、根本的な問題解決には程遠い、と実感することが多くなった。

この問題については、従前から様々な分野での検討がなされてきたところではあるが、この機会に、具体的事件の弁護活動で浮かび上がった問題点を通じて外国人の人権に立ち塞がる“壁”と“格差”を改めて分析し、それをいかにして解消して行くべきか、という点について再検討してみようというのが、本稿の趣旨である*1。

2 “壁”と“格差”の概要

冒頭で述べた日本における外国人の人権保障を巡る壁と格差を、模式的に示す試みとして、最初にピラミッド型の図を示してみたい。

図 外国人権ピラミッド



・この図は、あくまでも人権保障の“壁”と“格差”を模式的／視覚的に表現することに主眼を置いているため、細部については正確を欠く部分があることをご理解いただきたい。

・壁 I は日本人と外国人との境界である。壁 II a ～ i は外国人相互間の境界であるが、基本的には在留資格の種類別に境界と格差が存在するとの前提に立っている。

・日本における外国人の在留資格は、28 種類に細分化されている(⇒注 5 / 6 / 7 参照)。

・壁 II c の上の「永配」「日配」は、それぞれ入管法(出入国管理及び難民認定法)別表第 2 の「永住者の配偶者等」「日本人の配偶者等」を示す。基本的には身分に基づく別表第 2 の在留資格の方が活動範囲の限定がなく地位としても強固であると言えるものの、これら「配偶者」資格は婚姻の破綻によって一気に地位を喪失する危険も包含していることから、壁 II c をその意味を込めて階段状にしてある。

ここでは、ピラミッドの上位に行くほど人権が厚く保障されているのに対し、下位に行けば行くほど人権保障は希薄となり、人権侵害に対する救済手段も脆弱となるという、階層が示されている(本稿中、上位／下位は、便宜上このピラミッド図での上下を表現している)。

図示されているように、この階層間にはそれぞれ“壁”が存在している。日本人／外国人の間には“壁 I”がまず存在し、さらに外国人相互の間にも“壁 II a”～“壁 II i”が存在する(壁の名称も、本稿上の整理の便宜のために付した名称である)。

そして、壁 I によって仕切られた日本人と外国人の間では、人権享有主体性や具体的人権保障の面で大きな格差が存在する。これに対して、外国人相互間ではどうかといえば、壁 II a～壁 II i によって示されているとおり、そこでもまた在留資格の有無やその種別等によって細かな地位の差異が

存在し、それがまた具体的な人権保障に関する格差として現れていると考えられるのである。

例えば、ピラミッドで最下位に位置づけられた、在留資格を有せず退去強制手続によって収容中である外国人は、人身の自由や移動の自由までも奪われた最も過酷な人権侵害状態に置かれている。

このピラミッド構造こそが、冒頭で述べたところの、弁護活動に努力を尽くしても、思うような結果が出せない案件に繋がってくると思われるので、以下では、①壁Ⅰとそれに基づく格差、②壁Ⅱとそれに基づく格差について検討した上で、さらに、③壁を巡る近時の注目すべき動き（壁を乗り越える人々、壁自体の変動や流動化）、そして最後に④壁と格差の解消に向けての展望と課題——という順序で検討を進めて行くこととする。

3 “壁Ⅰ”〈日本人↔外国人〉と、それに基づく格差

壁Ⅰは、日本人と外国人との境界である。

まず前提として「日本人」「外国人」の定義が問題となるが、ここでの切り口はあくまでも国籍である。すなわち、日本国憲法10条が「日本国民たる要件は、法律でこれを定める」と定めているのを受けて、国籍法（+戸籍法）が「日本人」（日本国籍の得喪要件）を規定しているのであり、他方「外国人」は、「日本の国籍を有しない者」を指すことになる（入管法2条2号参照。実は、この境界線についても、近時揺らぎが発生しているのであるが、この点は後述する）。

この壁Ⅰの存在はいわば古典的である。言い換えれば、壁Ⅰの下位に置かれた外国人は、“そもそも”人権享有主体性すら有していないのではないか、という古典的論点に晒されてきたのであり、そのような議論に晒されること自体、壁Ⅰを境にその上下で大きな、かつ根本的な人権格差が存在してきたことの証左でもある。

すなわち、憲法11条が「国民はすべて基本的人権の享有を妨げられない」と定めていることから、憲法第3章の人権保障規定のうち、とりわけ「何人も」ではなく「国民は」と表記されている人権を、果たして外国人が享有できるのか、という問題が古くから議論されてきた。周知のとおり、この問題は、実務上は、マクリーン事件の最高裁大法廷判決（最大判昭和53〔1978〕年10月4日²⁾をもって解決済みと考えられがちな論点である。

マクリーン事件最判は、「憲法第三章の諸規定による基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民のみをその対象としていると解されるものを除き、わが国に在留する外国人に対しても等しく及ぶものと解すべき」であるとの解釈を正面から示した。これにより、実務上は、憲法の「国民」「何人も」等の文言を基準に判断する考え方（文言説）ではなく、権利の性質上日本国民のみを対象としているのか否かを基準に外国人への保障の適否を判断するとの考え方（権利性質説）が、実務上の趨勢になって今日に至っているものである。

ただし、マクリーン事件最判の判示中に「外国人に対する憲法の基本的人権の保障は、……外国人在留制度のわく内で与えられているにすぎないものと解するのが相当」との表現が含まれていたことにより、むしろこの部分のみが独り歩きしてしまい、その後の外国人の人権の制約原理として使われてきてしまったことも否めない³⁾。その結果として、マクリーン事件最判後の外国人の人権が争わ

れた事案においても、その人権保障が憲法よりも下位規範である入管法の定める「在留制度の枠」によって左右されかねないという、本末転倒な現象が発生してきたと言える^{*4}。

下位規範が上位規範の解釈を支配するという現象はもってのほかであるが、それをひとまず措くとしても、日本が国際人権規約をはじめとする人権諸条約に批准／加入等したのが全て上記マクリーン事件最判以降のことである、という事実にはもっと大きな注意が払われるべきであろう。裏を返せば、マクリーン事件最判は、人権諸条約を踏まえない時期の解釈に過ぎないということである。実際にも、上記最判後の四半世紀のうちに、国際社会の環境は大きく変化し、国際人権基準も大きな進展を遂げた。そして、日本においても、外国人在留者数は著しく増大し、外国人移民の定住化・永住化、2世・3世・4世化が進んできた。

もはや、マクリーン事件の基準は時代から取り残されているというべきであり、今こそ根本的な“そもそも論”を避けて通るべきではない時期に差し掛かっている。

その意味で、日本人と外国人との人権享有主体性を巡る“壁”と“格差”の議論も、文字どおり根本的な“仕切り直し”が必要な状況にあることは間違いない。

4 “壁Ⅱ”〈外国人相互間〉と、それに基づく格差

次に、外国人相互間でも確固たる壁と格差が存在する、というのが第Ⅱ a～ i である。

憲法には、特に外国人を類型化するような根拠条文はない。しかし、実務上は、入管法＋入管特例法が定める在留資格の有無及び種類（いわゆる在日の資格×1種^{*5}＋地位に基づく「別表第2」資格×4種^{*6}＋活動種類別の「別表第1」資格×23種^{*7}＝計28種類）による外国人の輪切り管理がなされており、これによって、保障される基本的人権の種類や保障の程度に差異が生じている。

次頁の表1からもわかることは、入管法による「在留制度の枠」こそが、まさに日本に在留する外国人を細かなカテゴリーに輪切りをする「壁」としての役割を果たしており、この輪切りがそのまま外国人相互間の人権保障の「格差」を生み出しているという現実である。

奇しくも、前記マクリーン事件最判の独り歩きした判示——「外国人に対する憲法の基本的人権の保障は、……外国人在留制度のわく内で与えられているにすぎない」という言葉——がそのまま具現化したと言っても差し支えない状態である。

しかも、このような人権保障の格差を直接発生させている根拠が入管法をはじめとする法律なのかと言えば、それよりもさらなる下位規範である政令や省令、さらには通達等によるものも多々存在するという現況^{*8}は、異常と言うべきであろう。

「在留制度の枠」に起因する壁と格差が、さらなる下位規範である政令・省令・通達等によって具体化・固定化されているという現況は、憲法や国際人権法が保障する外国人の人権保障のあり方としては歪んだ状態であることは間違いなく、この状態を認識した上で対応が考えられなければならない。

表1 外国人相互間の“壁Ⅱ”と格差

	関連法令・条文等	在留資格等	在留期間	【例】就労（職業選択の自由）	【例】移動（人身・居住移転の自由）	
	適法在留	入管特例法	⑩特別永住者	無期限	◎自由	
壁Ⅱa		別表第2	①（一般）永住者			
壁Ⅱb			④定住者+②③日本人／永住者の配偶者等	中長期		
壁Ⅱc			別表第1の1, 2の5の一部			⑤～⑭+⑰特定活動の一部
壁Ⅱd			別表1の3のうち文化活動, 4, 5の一部			⑳文化活動+㉒～㉔+㉗特定活動の一部
壁Ⅱe			別表1の3のうち短期滞在, 5の一部	㉓短期滞在+㉗特定活動の一部		短期
壁Ⅱf	(仮の地位)	14条～18条の2（特例上陸）	仮上陸, 一時庇護上陸等	不定期（事由消滅まで）	×	○制約あり
		61条の2の4（難民申請者）	仮滞在	不定期（難民手続終了まで）	×	△居住都道府県内
壁Ⅱg	非適法在留	24条（退去強制事由）	未摘発／未収容	なし	×	△事実上自由（摘発の危険）
壁Ⅱh		54条（仮放免）	仮放免中		×	△居住都道府県内
壁Ⅱi		39条, 52条5項（収容令書, 退去強制令書）	収容中		×	×

注：在留資格に付した番号は、本稿での整理のため便宜上付したものの。

5 “壁”を乗り越える人々

以上述べたように、日本社会において、日本人↔外国人間の“壁Ⅰ”及び外国人相互間の“壁Ⅱ”が確固たる存在として立ち塞がり続けてきた状況がある中で、近時、その壁を乗り越える人々の存在もまた目立っている。

“壁”が容易に乗り越えられる存在になれば、それだけ壁は相対化された存在となり、広い意味での壁と格差の解消へと向かう要因になるとと思われる。

(1) 壁Ⅰ（日本人↔外国人）を乗り越える人々

前述のとおり、壁Ⅰという国民↔“非”国民の壁は古典的・伝統的な強固な壁であり、国際社会が国家単位で構成されるとの前提がある限り、これを完全に除去することは事実上不可能である。そして、自国民と外国人との間の格差が完全に解消するということも、国民という概念が存在する限りにおいてはまだ非現実的であろう。

このような状況下にあっても、壁Ⅰを乗り越える人々の存在は、以下に述べるとおり日本でも近時顕在化していると言え、壁Ⅰ及びその上下の格差はその分相対化されていると考えられる。

(a) 壁Ⅰを上方へ〈日本人←外国人〉と乗り越える人々

まず、壁Ⅰについては、来日外国人の増加や国際間の交流の活発化などに伴って、日本人と外国人とのカップルが増加し、その間に生まれた子を中心として出生や認知によって日本国籍を取得する、という形態が挙げられる。日本人父の嫡出推定が及ぶ状態で出生した子や母親が日本人である子については出生に伴って直ちに日本国籍を取得するが、それ以外の場合でも一旦外国籍を取得してから、その後の手続を経て日本国籍を取得する——すわなち“壁Ⅰ”を上方へと乗り越える場合も相当数に上る。

また、子が日本国籍を取得したことによって、その親もまた帰化を認められやすくなるという事案も少なくない。

表2 日本国籍の取得原因(壁Ⅰを上方に乗り越え)

取得原因	内容	根拠条文	備考
出生による取得	日本人の子として出生した者	国籍法2①②	
	父母不明 or 無国籍となる場合	国籍法2③	
認知による取得	認知した日本人父と、外国人母との婚姻	国籍法3	後述の最大判平成20(2008)年6月20日にて違憲判断⇒修正
帰化による取得	帰化許可を受けた者	国籍法4～10	難民条約34条で、難民については特例あり
国籍の再取得	留保せずに日本国籍喪失した者の再取得	国籍法17	
就籍	中／比残留日本人等で、就籍許可された者	戸籍法110	

(b) 壁Ⅰを下方へ〈日本人→外国人〉と乗り越える人々

逆に、壁Ⅰを逆方向に乗り越える人々の存在も無視できない。

以下のような類型が挙げられよう。

表3 日本国籍の離脱／喪失原因(壁Ⅰを下方に乗り越え)

離脱・喪失原因	内容	根拠条文	備考
外国籍取得等	自己志望による外国籍取得／外国籍選択	国籍法11	
届出による離脱	日本国籍離脱の届出をした者	国籍法13	
国籍不保留	外国出生→重国籍→3月以内国籍保留届せず	国籍法12	
(国籍選択せず)	国籍選択催告で選択しなかった場合	国籍法14, 15	実務上は実施されていない
(後発的な無効事情)	出生等による取得が後日無効となった場合		日本人の嫡出推定が及んだために出生時に日本国籍取得したが、後日嫡出否認や親子関係不存在が確定したような場合

(2) 壁Ⅱ〈外国人相互間〉を乗り越える人々

前述のとおり、外国人相互間でも、入管法の「在留制度の枠」による輪切りによって壁Ⅱ a～i と格差が存在すると認められるが、その相互間についても、やはり以下に述べるとおり壁を乗り越える人々の存在は近時相当数に上っており、壁と格差の相対化が若干進んでいると思われる。

(a) 壁Ⅱ b・c・d・e(別表第1←→2, 別表第2相互間)を乗り越える人々

在留外国人の定住・永住傾向や世代更新(2世・3世・4世化)が顕著になったことにより、日本人と交際し婚姻に至って日本人の配偶者資格を得る者、別表第1の在留資格等での在留実績を積み

上げて永住許可を受ける者、その永住者と婚姻して永住者の配偶者資格を得る者など、壁を乗り越える態様は枚挙に暇がないほどである。

他方、日本人(or 永住者)と婚姻していたにもかかわらず、離婚によって日本人(永住者)の配偶者等の在留資格を更新できなくなる者も相当数に上る。この場合、既に日本での在留期間が長期にわたっていたり、そうでなくとも離婚に伴って日本人の子を養育する場合には定住者への変更が認められることが多いのが近時の実務である^{*9}。しかしその要件に当たらない場合には、やむを得ず別表第1の資格への変更申請を余儀なくされることになる。

このような形で壁を上方へあるいは下方へと乗り越える事案は相当数見られる。

表4 入管法別表第1 ↔ 第2, 第2相互間の乗り越え形態の例

乗り越える壁(移動)	内容	根拠条文	備考
壁II b 上方へ	他の在留資格→①永住者(永住許可)	入管法	
壁II c 上方へ	別表第1の資格→②日本人の配偶者等 ／③永住者の配偶者等		日本人や永住者との婚姻
壁内部	離婚に伴い、②日本人／③永住者の配偶者等→④定住者(在留資格変更許可)	入管法	婚姻期間が長期であったり、日本人の子を養育する親については離婚に伴い「定住者」許可するのが近時の実務
壁II c 下方へ	離婚に伴い、日本人の配偶者等→別表第1の資格⑤～⑦	入管法	上記の定住者要件満たさず、やむを得ず他の資格へ。最悪の場合、出国準備目的の「特定活動」とされ、出国を余儀なくされる

(b) 壁II g (適法滞在 ↔ 非適法滞在) を乗り越える人々

外国人相互間の壁の中でも、最も大きな壁は壁II g, すなわち適法滞在与非適法滞在とを区切る壁である。

この壁についても、近時はこれを乗り越える人々が相当数に上っている。

表5 適法 ↔ 非適法間の乗り越え形態の例

乗り越える壁(移動)	内容	根拠条文	備考
壁II g 上方へ	在留特別許可	入管法50条	
壁II g 上方へ	難民認定に伴う在留許可	入管法61条の2の2 I	
壁II g 上方へ	難民不認定に伴う在留許可	入管法61条の2の2 II	“人道配慮”
壁II g 下方へ	在留資格該当性喪失→他の資格に変更できず期間満了	入管法	離婚、解雇・退職、卒業・中退
壁II g 下方へ	在留期間満了→期間更新不許可	入管法21条	素行不良等により、「更新を認めるに足りる相当の理由」がないと判断
壁II g 下方へ	退去強制事由に該当	入管法24条	在留資格該当性はあるが、有罪判決や資格外活動等、退去強制事由へ該当

上方への乗り越えの典型的な形態は在留特別許可(入管法50条)である。これは、退去強制事由がある外国人について、法務大臣(権限を委譲された地方入管局長)が人道上その他在留を特別に許可すべき事情があると判断した場合に認めることができるものであり、当該外国人は非適法滞在与退去強制される寸前の状態から、いわば敗者復活することとなる。この許可件数も近時は年間数千～1万件程度にも上っており^{*10}、無視できない存在となっている。

他方、逆に下方への壁乗り越えの事案も相当数見られる。すなわち、従前は在留資格を有していた外国人が、何らかの理由で資格該当性を喪失した場合と、在留資格該当性自体はあるものの有罪判決を受けた等の退去強制事由に該当した場合が、その典型である。

(c) 壁 II i (非収容←→収容) を乗り越える人々

冒頭でも述べたとおり、外国人の中でも、最も著しい人権制約に晒されているのは、収容中の外国人と言えるであろう。人身の自由は全ての人権享有の根源に関わる前提的な人権であり、これが制約されることの不利益は著しい。

人身の自由の剥奪が最も大きな人権侵害であることに鑑みて、たとえば刑事手続においても令状主義(憲法33条)の下で事前の司法審査を受け、令状(=逮捕状や勾留状)の発付を受けて逮捕や勾留を行うことが大原則となっている。

ところが、外国人の場合には、この刑事手続に付される可能性のほかに、入管法に基づく行政手続に付される可能性にも晒されているのが特徴的であり、ここでは、司法審査を経ることなく、しかもある意味刑事手続よりも過酷な人身の自由の剥奪が行われているのである。

入管手続による収容(入管法39条及び52条5項)については、そもそもその要件の規定方法が杜撰と言わざるを得ないが^{*11}、その結果、事実上入管の裁量によって、収容が行われたり、放免ないし仮放免が行われたり、再収容が行われたりしかねない仕組みとなっており、恣意的行政の抑制に関する担保が欠けている状態にある。

すなわち、壁 II i については、その境界部分の法的規制と行政運用が曖昧であることに起因して、退去強制事由に該当する(と疑われた)外国人が、壁の上下を行ったり来たり翻弄されるという状況を招来している。

表6 非収容←→収容間の乗り越え形態の例

乗り越える壁(移動)	内容	根拠条文	備考
壁 II h・i 下方へ	収容令書による収容	入管法39条	退去強制事由該当の疑いがある事案を全件収容するというのが公定解釈 ^{*12} 。30日+延長30日上限
壁 II h・i 下方へ	退去強制令書による収容	入管法52条5項	強制送還できるときまでの無期限収容
壁 II i 上方へ	仮放免	入管法54条	刑事手続における保釈に類似するが、行動範囲制限や出頭等の制約は仮放免の方が強い
壁 II g・h・i 上方へ	収容状態からの在留特別許可、在留許可	入管法50条、61条の2の2	

(3) 壁 I + II g (日本人←→非適法滞在外国人) を一気に乗り越える人々

壁を乗り越える事例の最後に、極端な例を紹介する。

非適法滞在(場合によっては入管収容中の状態)から、一気に日本国籍取得へと複数の壁を一足飛びに乗り越える事案である。

その事例としては、非適法滞在外国人であった外国人について、日本人との血縁関係が明らかになったことによって、国籍を取得したり就籍されたりする例が挙げられる。

確かに、これは極端な例ではあるが、後述する国籍法の最高裁大法廷判決の事案もその一つとして挙げられることからわかるとおり^{*13}、一定数存在する類型ではある。

6 “壁”自体の変動と流動化

以上述べてきたことから明らかなとおり、日本における外国人の人権保障を阻んできた壁も、実は近時は多くの人々によって乗り越えられつつあり、その存在は絶対的ではなくなりつつある。

さらに、これに拍車をかける近時の動きがある。

それは、“壁”自体の変動と流動化の現象である。

(1) 壁Ⅰの変動・流動化

壁Ⅰ、すなわち日本人と外国人との境界線を巡っての近時の大きな出来事は、国籍法3条に関する最高裁判決（最大判平成20〔2008〕年6月4日^{*14}）であろう。

この最判は、国籍法3条1項の要件の一部を違憲と判断したものである。すなわち、日本人父と外国人母の間に生まれた子が出生後に日本人父から認知された場合でも、国籍法3条1項が、父母の婚姻によって準正（嫡出子たる身分の取得）があった場合に限り日本国籍取得を認めていることを、憲法14条1項違反と判断したものである^{*15}。

この最判によって、外国人母から生まれて日本人父から出生後認知された子については、その後その父母が婚姻しなくとも日本国籍が取得できるようになった。

すなわち壁Ⅰに大きな変動が発生し、その結果、昨日まで外国人として取り扱われてきた人物が、実は日本人であった、という驚くべき現象が現実にも多数発生することとなったわけである。

この国籍法最判は、壁Ⅰの確固たる存在——「日本人」と「外国人」を法律上明確に区別できること——を前提として行われてきた従前の実務に対し、大きな疑問符を投げかける出来事となった^{*16}。

(2) 壁Ⅱの変動・流動化

それでは、外国人相互間を区切る壁Ⅱについては、どうだろうか。

既に述べたとおり、壁Ⅱ a～i を定義するのは実質的には入管法とその関連規定であると言わざるを得ない。その入管法については、近年も多数回にわたる改正が繰り返されている。また、これに伴って入管法施行規則をはじめとする法務省令や、これらに付随する告示や内部要領等も改正が繰り返されている。

次頁の表7を一見すれば明らかなとおり、2000年代の入管法改正は、退去強制事由や上陸拒否事由の拡大に象徴されるとおり、規制と管理の“厳格化”傾向が色濃いと言える。

これら一連の改正によって、壁Ⅱ gは変動し、退去強制対象者——すなわち壁Ⅱ gの下位に置かれる者——はより多くなったと言える。また、告示レベルでは、日系人の在留資格の要件に素行要件や日本語習得要件が新たに付加されたことにより、従前は更新許可が得られていた日系人が突然在留資格該当性を喪失して壁Ⅱ cの上（別表第2）から一気に壁Ⅱ gの下（非適法）へと転落するケースも発生している。

表7 2000年以降の入管法改正経過

施行日	内容	備考
2000/2/18	・退去強制を受けた者が再度来日する場合の上陸拒否期間を「1年」から「5年」に延長	
2002/3/1	・退去強制事由と上陸拒否事由の追加	
2004/8/2	・精神障害者を一律上陸拒否事由としていたのを緩和(5条2号)	
2004/12/2	・在留資格取消制度の新設 ・出国命令制度の新設と、上陸拒否期間の細分化(「1年」「5年」「10年」)	2004/6/2公布の改正が段階的に施行されたもの
2005/5/16	・難民認定制度の大幅改正	
2005/7/12	・人身取引対策に伴う、上陸拒否事由・上陸特別許可・在留特別許可・退去強制事由等の修正	2005/6/22公布の改正(名称は「刑法等の一部を改正する法律」)が段階的に施行されたもの
2005/12/10	・旅券法関係の退去強制事由の追加	
2005/12/22	・運送業者の旅券等確認義務と罰則を新設	
2006/6/13	・テロ対策関係の退去強制事由の追加	
2006/11/24	・退去強制の送還先制限の緩和	2006/5/24公布の改正が段階的に施行されたもの
2007/2/1	・入国する航空機等の乗客情報の事前報告義務づけ	
2007/11/20	・上陸する外国人に指紋等の生体認証情報提供義務づけ、上陸審査の自動化ゲート導入	
2009/7/15	・拷問等禁止条約の送還禁止規定の明文化	
2010/7/1	・研修制度見直し、就学の留学への一本化、入国者収容所等視察委員会新設、更新等申請中の期間満了の措置、上陸拒否制度の見直し等	2009/7/15公布の改正が段階的に施行された(される)もの
2010/12/23	・強制失踪条約の送還禁止規定の明文化	
本稿執筆時未施行	・在留制度見直し(在留カード新設)、外国人登録制度廃止	

他方で、例えば、人身売買被害者については、従前であれば在留特別許可が得られなかったケースであっても、法改正によってこれが得られるようになり、壁Ⅱgを上方に乗り越えられるようになるという変動も生じている*17。また、難民認定に関しても、2005年施行の認定制度改正後は、難民認定数自体は低止まりしているものの、人道配慮を理由とする在留資格付与数は急増傾向にあり、壁Ⅱgを上方へ乗り越える人数の拡大に寄与している*18。

このように、壁自体の変動や流動化によって、外国人の地位もまた変化し続けていると言うことができよう。

7 “壁”と“格差”を巡る今後の展望

(1) 壁Ⅰについて

前述のとおり、現在の国家制度が続く限り、国民と“非”国民とを画する国籍の壁——すなわち壁Ⅰ——を撤廃するのは現実には不可能と言わざるを得ない。そしてその壁Ⅰの上下において完全に格差が解消されることもまた、想定しがたい。

したがって、現実的な解決策としては壁と格差の極小化を少しでも進める、ということになろう。

具体的には、まず、壁Ⅰの上側と下側の“格差”を是正すべく、壁Ⅰの下側、すなわち外国人の人

権保障全体の底上げを図り、国民との格差を縮小させる方策が求められる。そのためには、前述のとおり外国人の人権享有主体性に関してマクレーン事件最判の枠組みからの脱却を進めることはもちろんのこと、具体的人権保障の担保のために「外国人基本法」のようなものを制定することも有効であろうと思われる。また、あわせて外国人の人権保障政策の受け皿として「外国人庁」のような省庁を設定して縦割り行政の打破を行うことも必要と思われる。

同時に、“壁”自体をより薄く、より乗り越えやすいものとする努力も必要であろう。日本国籍の取得要件（生来的取得要件と帰化等の要件緩和及び喪失要件の厳格化）を緩和するとともに、重国籍を容認する等の方策によって、できる限り多くの市民を壁Ⅰの上側＝国民に取り込む努力も必要であろう^{*19}。

これらの対応を行うことによって、壁Ⅰの存在自体も薄れ、その上下間の格差も是正されて行くと思われる。

(2) 壁Ⅱについて

次に、外国人相互間を輪切りにする壁Ⅱ a～i については、まずは細分化された“壁”自体を減少させるべく、現行の在留資格制度による資格の細分化自体が見直されるべきであると考え。あわせて、壁を上方向に越える動きを容易にするための方策としては、永住要件の緩和や在留特別許可要件の緩和と透明化が有効であると解される。同時に、壁を下方向に越える動きを規制するために、収容や退去強制手続に関する適正手続を強化することが求められよう。

それでも、ある程度の“壁”は当面残存せざるを得ないと予測されるが、“格差”の是正のためには、国籍要件が撤廃されている社会保障制度等における、「法律による行政」の徹底が有効であると考えられる。すなわち、命令（政令、省令）や通達等による利用規制を撤廃し、当事者要件という本質的な規定は直接法律によらなければならないことが徹底されるべきであり、あわせて、その法律の制定・適用に当たっては国際人権法の規制が及ぼされるべきである。

8 まとめに代えて

以上述べてきた“壁”ⅠⅡの撤廃と“格差”の是正への道のりは長いものにならざるを得ないが、一つ一つの壁を崩し、一つ一つの格差を埋める不断の努力を続けるしかなく、マクレーン事件最判から30年以上を経た今こそ、大きな一歩をまず踏み出すことが求められていると言えよう。

奇しくも、本稿の校正中に、マクレーン事件最判の枠組みの見直しを正面から問いかける2つの論文に接することとなった^{*20}。ベルリンの壁ならぬマクレーン事件最判の壁にも、ようやく目に見えて“ひび”が入り始めたように感じているところである。

*1 本稿は、2010年5月16日の移民政策学会シンポジウム（「人権政策としての移民政策—シティズンシップと多文化共生」）での発表内容に加筆したものである。

*2 最高裁判所民事判例集32巻7号1223頁、判例時報903号3頁、判例タイムズ368号196頁等。

- *3 この点に関する行政訴訟における国の主張内容について、丹野清人、2007『越境する雇用システムと外国人労働者』東京大学出版会、265頁以下参照。
- *4 そもそも、「本邦に在留する外国人にどこまで人権が保障されるのか」という、従前の議論の立て方自体が、在留制度の枠を前提としている議論であるとの指摘が安念教授から比較的早い段階でなされているが(安念潤司、1993『『外国人の人権』再考』芦部信喜先生古稀祝賀『現代立憲主義の展開(上)』有斐閣、163頁以下)、実務の議論は依然としてこの指摘を踏まえていないように思われる。
- *5 ⑩特別永住者には、入管特例法(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法)3条の規定に基づいて法律上当然にその地位を取得する法定特別永住者と、同法4・5条の規定に基づいて特別永住許可を受けた者とが含まれる(□番号は、本稿で便宜上付している番号)。
- *6 入管法(出入国管理及び難民認定法)別表第2として、①永住者、②日本人の配偶者等、③永住者の配偶者等、④定住者が、規定されている。
- *7 入管法別表第1の1として、⑤外交、⑥公用、⑦教授、⑧芸術、⑨宗教、⑩報道、別表第1の2として、⑪投資・経営、⑫法律・会計業務、⑬医療、⑭研究、⑮教育、⑯技術、⑰人文知識・国際業務、⑱企業内転勤、⑲興行、⑳技能、㉑技能実習、別表第1の3として、㉒文化活動、㉓短期滞在、別表第1の4として、㉔留学、㉕研修、㉖家族滞在、別表第1の5として、㉗特定活動がそれぞれ規定されている。
- *8 健康保険(健康保険法)、雇用保険(雇用保険法)、労災保険(労働者災害補償保険法)等については戦後もなくから国籍要件は存在しない状態であり、また、難民条約(難民の地位に関する1951年条約)への加入(日本での効力発生は1982年1月1日)に伴い、国民年金(国民年金法)、国民健康保険(国民健康保険法)、児童手当(児童手当法)等についても国籍要件が撤廃された。また、生活保護法は「国民」を対象とするものの、外国人を排除する明文規定はない。しかし、生活保護(1990年10月の厚生省社会局保護課企画法令係長の口答指示で定住外国人以外への適用排除)、国民健康保険(厚生労働省令である国民健康保険法施行規則1条1号で1年間未満の在留期間の外国人を排除)等をはじめ、法律以外を根拠に中長期の在留資格がない外国人への適用を排除している制度が多く見られる。高藤昭、2001『外国人と社会保障法—生存権の国際的保障法理の構築に向けて』明石書店、参照。
- *9 法務省入国管理局1996(平成8)年7月30日通達「日本人の実子を扶養する外国人親の取扱について」(いわゆる“ナナサンマル通達”)。
- *10 2006年の年間退去強制受理件数は83,814件、在留特別許可数は9,360件。2009年の年間退去強制手続受理件数は51,486件、在留特別許可数は4,643件(いずれも法務省入国管理局統計による)。
- *11 たとえば、刑事手続の勾留(刑訴法207条1項が準用する60条1項)でも、①嫌疑要件(60条1項柱書き)のほか、②勾留の理由(60条1項各号)、③勾留の必要性(明文にないが解釈上要求)が要件とされるが、入管法の収容令書(39条)には①の嫌疑要件しか明文に書かれておらず、退去強制事由に該当する疑いがあれば全件収容する、との公定解釈がとられるに至っている。
- *12 とはいえ、実務上は、全件収容主義を貫徹しているわけではなく、その時々々の収容政策や収容施設の混雑度合い等によって、退去強制事由該当の疑いがあっても収容されないままで手続が進行する案件もある。他方、仮放免は、1～3ヶ月毎に出頭確認(収令仮放免の場合)あるいは更新許可(退令仮放免の場合)がなされるが、ある時点で出頭した際に抜き打ち的に再収容される事案も多い。この再収容に関しても、同様に客観的な基準なく、その時々々の政策や施設環境等によって左右されていると思われる。
- *13 この国籍法大法廷判決(最大判平成20〔2008〕年6月4日)の事件名が、「退去強制令書発付処分取消等請求事件」であることからわかるとおり、上告人である子どもは、当初は在留資格のない外国人として退去強制の取消等を求めていたところ、結論としては日本国籍を認められた、という事案である。
- *14 最高裁判所民事判例集62巻6号1367頁、判例時報2002号3頁、判例タイムズ1267号92頁等。
- *15 正確には、「遅くとも平成15〔2003〕年当時は」平等原則違反の状態にあったと判断しており、一定の過去以上は遡って国籍取得を認めないようなニュアンスが含まれている判示である。
- *16 なお、上記最判を受けて、国籍法3条1項は改正された(2009/1/1施行)。国籍法3条1項【改正前】「父母の婚姻又はその認知により嫡出子たる身分を取得した子で二十歳未満のもの(日本国民であつた者を除く。)は、認知をした父又は母が子の出生の時に日本国民であつた場合において、その父又は母が現に日本国民であるとき、又はその死亡の時に日本国民であつたときは、法務大臣に届け出ることによつて、日本の国籍を取得することができる」⇒【改正後】「父又は母が認知した子で……(以下同じ)」。なお、この法改正の施行状況も含めた実務の状況につき、近藤博徳、

2011「最高裁2008年6月4日大法廷判決とその後の実務」日本弁護士連合会『自由と正義』2011年4月号参照。

- *17 在留特別許可(入管法50条)については、従前は法務大臣の広範な裁量によるというのが国の説明であったが、2000年代に入って、在留特別許可の基準の明確化を求める声が高まり、あわせて国の裁量権逸脱を理由に在留特別許可をしなかった裁決が行政訴訟で複数取り消される等の状況を踏まえ、法務省入管局は、許可／不許可事例の公表とガイドラインの公表に踏み切り、透明化がわずかながら前進を見せている。
- *18 本稿校正中に発表された法務省入国管理局2011年2月25日報道発表資料「平成22年における難民認定者数等について」の別表4「庇護数の推移」によれば、日本の年間難民認定数は、2006年：34人、2007年：41人、2008年：57人、2009年：30人、2010年：39人(しかも、これら各年の認定数の大部分がミャンマー人)と低迷しているのに対し、「人道配慮」による在留資格付与を行った人数は、2006年：53人、2007年：88人、2008年：360人、2009年：501人、2010年：363人、と相当数の増加を見せている。
- *19 本稿校正中に出された直近の論稿として、近藤敦、2011「グローバル時代における国籍と市民権」日本弁護士連合会『自由と正義』2011年4月号、茂木鉄平、2011「複数国籍の承認と人権保障—国籍法改正に向けての提言」同、殷勇基・金帝憲、2011「2010年韓国国籍法改正—その概要と、在日コリアン／日本永住の日韓複数国籍者の国籍問題への影響」同。
- *20 中恵丰、2011「国際人権法から見た外国人の人権」日本弁護士連合会『自由と正義』2011年2月号と、泉徳治、2011「マクレーン事件最高裁判決の枠組みの再考」同。

《参考文献(注で引用したもの以外)》

- ・ 荻野芳夫、1996『判例研究 外国人の人権』明石書店
- ・ 荻野芳夫編著、2000『外国人と法』明石書店
- ・ 外国人入権法連絡会編、2010『外国人・民族的マイノリティ人権白書2010』明石書店
- ・ 外務省条約局法規課法令研究会編、1988『改訂 わが国における外国人の法的地位』日本加除出版
- ・ 駒井洋監修・近藤敦編著、2002『講座 グローバル化する日本と移民問題 第1期 第2巻 外国人の法的地位と人権擁護』明石書店
- ・ 近藤敦、2001『外国人の人権と市民権』明石書店
- ・ ——、2002「多文化共生政策の展開と人権保障—日本における社会統合政策の特徴と外国人の権利保障の新たな三類型」『法政研究』69巻2号、163頁
- ・ 近藤敦・塩原良和・鈴木江理子編著、2010『非正規滞在者と在留特別許可』日本評論社
- ・ 鈴木江理子、2009『日本で働く非正規滞在者—彼らは「好ましくない外国人労働者」なのか』明石書店
- ・ 高佐智美、2009「外国人の人権—現代社会における出入国管理のあり方」『ジュリスト』1378号、62頁
- ・ 高藤昭、1993「外国人労働者とわが国の社会保障法制」社会保障研究所編『外国人労働者と社会保障』東京大学出版会、3頁
- ・ 手塚和彰、2005『外国人と法〔第3版〕』有斐閣
- ・ 中谷実、2000「外国人の人権—在留期間更新、再入国、出国、私生活の自由—をめぐる司法消極主義と司法積極主義(一)(二)」『南山法学』24巻2号・3号
- ・ 中谷実、2001「外国人の人権—選挙権・公務就任権—をめぐる司法消極主義と司法積極主義(一)(二)」『南山法学』24巻4号・25巻1号
- ・ 畑野勇・倉島研二・田中信也・重見一崇・石崎勇一、2000、『外国人の法的地位—国際化時代と法制度のあり方』信山社
- ・ 日比野勤、1998「外国人の人権(1)(2)(3)」『法学教室』210号、35頁・217号、43頁・218号、65頁

Rethinking Human Rights Barriers and Discrepancies Pertaining to Foreigners in Japan

SEKI Sosuke

Attorney (Tokyo Bar Association), Seikei University School of Law

key words: Fundamental human rights of Foreigners residing in Japan, The Supreme Court's ruling on the McLean Case, The Supreme Court's ruling on the Nationality Act Case

The Immigration Control and Refugee Recognition Act Status of Residence System creates barriers and discrepancies that restrict the human rights of foreigners residing in Japan.

The Supreme Court's ruling on the McLean Case of October 4th 1978 stated that "Fundamental human rights as set forth in the constitution are guaranteed to foreigners only within the scope of the Status of Residence System." In the intervening years, this statement has since taken on a life of its own, wielding tremendous influence on the lives of foreign residents in Japan for the past quarter-century.

On the other hand, it was after the McLean Case ruling that the Japanese government began participating in international human rights conventions. In the past quarter-century, the number of foreigners residing in Japan has increased, with a growing number of foreigners attaining permanent resident status. In addition, the Supreme Court's ruling on the Nationality Act Case of June 4th 2008 shifted the barrier between Japanese citizens and foreign nations by finding the criteria for acquiring Japanese Nationality set forth in article 3-1 of the Nationality Act unconstitutional.

In the wake of these changes, we must now work to break the spell of the McLean Case ruling and rethink the fundamental human rights guaranteed to foreigners residing in Japan.

小特集：最近の移民コミュニティの動向，変化

中国系ニューカマーの教育戦略と社会的ネットワーク 中華料理人の場合

趙衛国 日本学術振興会

キーワード：新来中華料理人，教育戦略，社会的ネットワーク

本稿は、「技能」在留資格を持つ中華料理人に焦点を当て、社会的ネットワークの形成プロセスと教育戦略の2側面から、彼らの来日と滞日過程に関する問題を明らかにし、それを通し、彼らの雇用状況を広く知っていただき、定住化に伴う外国人熟練労働者の労働環境の改善につながるインプリケーションを模索することを目的とした。分析によつて、20年前入管法改正後に来日した中華料理人は仲介を通して、華人社会とつながっているような来日形態だったのが、5、6年前から、だんだんと中国にいる料理人(新参)が日本にいる料理人(古参)を通し、華人社会とつながっていくような来日形態に変わり、その間に重層的な社会的ネットワークが絶え間なく形成され続けていることが分かった。そして、それを頼りに起業する新来中華料理人が増加し、日本社会での位置取りに成功している。しかし、呼び寄せで来日した子どもたちは深刻な教育問題を抱え、高校進学に失敗したり、また進学しても、低い社会的位置にある定時制や通信制学校に集中する傾向があり、高校卒業後ホスト社会からはみ出されやすい存在となる。父親は技能を持つ熟練労働者であるのに対し、子どもは何の技能もなく、正規雇用の仕事に就けない。子どもたちの学力を上げるために、家庭と学校教育の連携が必要で、それを実現するために、母親を学校や地域の日本語教室に抱き込み、年に一定時間の日本語学習を義務付ける対策を提言する。

1 はじめに——「技能」在留資格を持つ外国人熟練労働者の存在

2009年末において、就労を目的とする在留資格(14種)の外国人登録者数は212,896人で、在留資格別でみると、最も多いのは「人文知識・国際業務」(69,395人)で、次いで「技術」(50,493人)、「技能」(29,030人)、「企業内転勤」(16,786人)の順になっている(入管協会、2010)。そのうち、入国管理局は「人文知識・国際業務」「技術」「企業内転勤」をまとめて「外国人社員」と定義している。彼らはいわゆる専門的・技術的分野で高い知識を持つ「高度人材」のカテゴリーに入る。ここ数年、日本社会の少子高齢化への危惧や労働力不足への対応、国際競争力の強化などといった観点から外国人労働者の受け入れ問題が度々議論されるなか、これら高度外国人材は、日本政府にとって最も積極的に受け入れていこうとしている層の外国人労働者である。そのため、マスコミや経済産業

省、厚生労働省、研究者など日本社会各方面から大いに関心を集め、雇用企業も政府も高度外国人材の採用・活用・維持を阻害する要因を積極的に分析し、彼らの雇用状況を改善する施策などに取り組みつつある（経済産業省，2009；厚生労働省，2008，2010；塚崎，2008；村田，2010；明石，2010）。

一方、「技能」は1989年改正後の「出入国管理法及び難民認定法」によって新設された在留資格で、それ以前は「第4条第1項第13号（熟練労働従事）」と定められていた。「技能」の在留資格に該当する職種は準省令により、①外国料理の調理師，②外国に特有の建築または土木に係る技能を持つ建築技術者，③外国製品の製造・修理者，④宝石，貴金属または毛皮の加工職人，⑤動物調教師，⑥海底地質調査の技能者，⑦スポーツ指導者，⑧航空機パイロット，⑨ソムリエ，と9つに限定され、いずれも「産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する」職種で、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けることと定められている。9職種のうち、外国料理の調理師の人数がこの在留資格の一番多くを占めている（法務省，2010）。また、国籍（出身地）別みると、2009年末では中国，ネパール，インド，韓国・朝鮮などアジア諸国が多く、中国だけでも当該在留資格外国人登録者の53.7%を占めている（表1）。

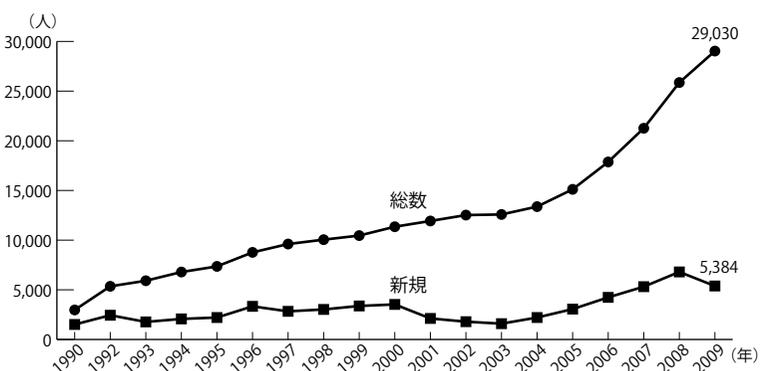
表1 国籍（出身地）別「技能」外国人登録者数（2009年末現在）

国籍（出身地）	総数	中国	ネパール	インド	韓国・朝鮮	その他
総数（人）	29,030	15,595	4,970	3,224	1,592	3,649
構成比（%）	100.0	53.7	17.1	11.1	5.5	12.6

注：その他は73カ国出身（計3,648人）と無国籍（1人）を含む。
出所：法務省入国管理局『平成22年版在留外国人統計』より。

統計によれば、「技能」在留資格外国人登録者数は、1990年末では2,972人だったが、ここ20年間一貫して増加し、2009年末現在では10倍増の29,030人に達している。これに対して、1年ごとの「技能」に係る新規入国者の増加率は緩やかで、増減を繰り返している。特に2001年以降明らかに減少し、04年に増加に転じていたが、09年は再び減り、08年と比べ1,415人（20.8%）減少の5,384人となった（図1）。この対照的な伸び率から、「技能」在留資格を持つ外国人熟練労働者の滞日の長期化・

図1 「技能」在留資格を持つ外国人登録者数の推移（各年度末現在）



出所：「出入国管理統計年報」各年より作成。

定着化が進んでいることが見て取れる。

しかし、先述の高度外国人材への対応と違い、「技能」在留資格外国人登録者の雇用状況や、定住化に伴い新しく生じた家族の問題等について、政府は調査に乗り出す動きをみせておらず、彼らの来日や滞日に関わる申請書類を審査する役割しか果たしていない。そこで、本稿では、まず「技能」在留資格を持つ中華料理人に焦点を当て、彼らの来日ならびに滞日過程、雇用現状に関する問題を明らかにする。それを通して、定住化に伴う外国人熟練労働者の労働環境の改善につながるインプリケーションを模索する。

2 「技能」在留資格を持つ新来中華料理人の特徴

日本華人社会の歴史研究によれば、かつて来日した中国人は、移住先で定着するまでに多く従事した職業が「三把刀」(中華料理の包丁、理髪用の剃刀、洋服仕立の鉄刀)であると述べられている(過, 1999; 許, 2005)。しかし、「三把刀のうち今隆盛を極めているのは料理の包丁である」と、横浜華僑総会の会長であり、中国料理店や貿易会社を経営している曾徳深氏(2005)が指摘した。曾(2005)によると、横浜中華街にある多くの中華料理の老舗は、近年事業規模の拡大に従い、家族経営から脱却するために、香港・大陸・台湾から中華料理人を招聘するケースが急増している。同時に、ここ20年間、福建省から来日した新規参入料理人も多くなり、2002年末時点で招聘中華料理人は神奈川県下で900人を超えていることが分かった。

「技能」在留資格を申請する際に、先述の9職種についてそれぞれ厳しい審査基準が規定されている。外国料理の調理師(日タイ経済連携協定の規定の適用を受けるタイ料理の調理師を除く*)を日本に招聘する場合、入管法に定めた以下の厳しい基準をクリアしなければならない。まず、招聘される調理師は10年以上の実務経験(外国の教育機関において当該料理の調理又は食品の製造に係る科目を専攻した期間を含む)を有する者でなければならない。次に、実際の申請に当たり、その実務経験を立証できる書類として下記の3種類の提出が義務付けられている。すなわち、①招聘機関(日本の料理店)の概要(事業内容を含む)を明らかにする資料、②招聘される調理師の経歴書ならびに活動に係る経歴および資格を証する公的機関が発行した文書、③招聘される調理師に関する日本での活動の内容・期間・地位および報酬を証する文書。これらの基準をクリアした外国料理の調理師は「3年または1年」の在留期間が許可されるとしている。

上記の入管法の基準から来日できた新来中華料理人は、下記のような2つの特徴を有していると考えられる。

第1の特徴は、「技能」在留資格を申請する前から、本人もしくは勤務先の中国の料理店(送り出し側)と華僑・華人が経営する*2日本の中華料理店(受け入れ側)との間に、何らかの「つながり」があったと考えられることである。そして、来日時期と滞日期間によって新来中華料理人の内部にさらに「古参」と「新参」の構図ができ、彼らの間にまた何らかの「つながり」が存在していると思われる。本稿では、このような、新来中華料理人(いわゆるニューカマー)と華僑・華人(いわゆるオールドカマー)の間に、また新来中華料理人同士の間にも、それぞれ形成された重層的な「つながり」を社会的ネット

ワークと呼ぶ。これらの「つながり」なくしては、申請書類の提出はまず不可能となり、従って、今日まで継続してきた新来中華料理人の国際移動もできなくなる。しかし、新来中華料理人の社会的ネットワークは、いつからどのようにして形成され、それは送り出し側から連続しているのか、いかなる部分が移住後に新たに形成されたのか、不明な点ばかりである。

第2の特徴は、10年以上の実務経験を有する者との基準から、「技能」在留資格で来日した新来中華料理人の年齢はおそらく30代以上ではないかと推測できることである。中国人の場合、その年齢層ならば、所帯持ちで、子どもを持つ人も多いかと思われる。彼らの滞日期間が長くなるにつれて、家族を日本に呼び寄せ、日本で同居する人が多くなるであろう。言い換えれば、滞日の長期化・定住化が進むなかで、「個々人」の単位で国際移動した新来中華料理人は、徐々に「家族」の単位で国際移住をするようになってきているのである。「個々人」の彼らが抱える「家族」の問題として、子どもの教育問題が必然的に提起されるだろう。しかし、先に述べた入管法の基準では、この第二の特徴への取り組みが見えてこない。

以上をまとめると、本稿では「技能」在留資格を持つ中華料理人に焦点を当て、彼らの来日ならびに滞日過程に関する問題を明らかにするために、先述の2つの特徴に合わせて、①来日ないし滞日に際しての、新来中華料理人の社会的ネットワークの形成プロセス、②その社会的ネットワークが彼らの日本での位置づけと子どもたちの教育問題に及ぼす影響、の2つの問題を明らかにする必要がある。次節では、これまでのニューカマーのネットワークと教育戦略に関する先行研究を検討し、そこから本稿の問題意識に沿う理論枠組みを立ててみる。

3 ニューカマーのネットワークと教育戦略——先行研究から

ニューカマーのネットワークに関して、日本では1990年代以降、都市社会学者を中心に調査が積み重ねられている(奥田ほか, 1994; 町村ほか, 2000; 渡戸ほか, 2003; 広田ほか, 2006)。これらの研究から、①都市コミュニティ・モデルからトランスナショナリズムへのパラダイム変化が観察され、②居住の長期化や生活基盤の安定化に伴い、越境移動のための自らのネットワークや組織形成が進んでいる、という知見が得られている。

また、「中国系人」*3(陳, 2005: 19)のネットワークをめぐる、これまで華人の経済ネットワーク(渡辺, 1994)やチャイナタウンにおける華人のネットワーク(山下, 2000)、華商のネットワーク(陳, 2005)、中国系移住者のネットワーク(田嶋, 2010)など、経済学や人文地理学、社会学など様々な分野から研究が活発に行われている。研究者のスタンスによって、これらのネットワークという用語は必ずしも同じ内容を意味していないが、華人・華僑社会や中国系移住者グループにおける人や社会組織の関心に注目している点で一致している。これらの研究では、地縁・血縁・業縁に基づいて結成された社会組織(同郷会や宗親会、留日同学会など)と個々の華人・華僑、在日中国人ニューカマーズとの結合体が「中国系人」の社会的ネットワークであると指摘されている。

一方、ニューカマーの子どもたちの教育問題が、家族や出身階層等の社会的文化的諸条件から強く影響を受けているという視点からの研究蓄積も豊富である(鍛冶, 2000; 志水・清水, 2001; 宮島,

2002；清水，2006；児島，2006；志水，2008；趙，2010)。これらの研究では、ニューカマーの具体的な教育戦略がエスニック・コミュニティ、個々の家庭、出身階層、および来日と受け入れの経緯等の要素によってバリエーションに富んだものとなっており、それに伴い、ニューカマーの教育戦略が多様な問題点を抱えていることも指摘されている。例えば、ニューカマーの家庭において、日本の学校に子どもを通わせた場合、親は日本語力が不足していたり時間に余裕がないという状況に置かれているため、日本の学校制度に関する知識や情報は不十分で、子ども任せの教育戦略を取らざるをえない。そのほかに、滞在の長期化により、一時的な移住者から安定した地域の生活者へ変わった場合や、または、社会状況の変化により、職を失い、安定した生活環境が著しく悪化した場合など、ニューカマーたちは自分が置かれている不安定な現状への認識を常に修正しなければならない。このように様々な条件に制約されるなか、彼らが自分たちにとって適切だと思われる教育を選び取っている。しかし、そういった戦略は適切なものか、暫定的「切り抜け」なのか、見極める必要がある。宮島(2002：140)は「移民マイノリティの示す適応の戦略は、能力、コスト、そして周囲の差別的反応などに制約され、ほとんど一時しのぎ的に『切り抜ける』という選択に向かいがちである」と指摘している。ここでの選択肢には中卒ないし中学中退による就職も含まれている。

これらの先行研究では、新来中華料理人の社会的ネットワークの形成プロセス、および彼らの子どもの教育に際して選び取った戦略との関連について触れられていないが、次の3点は本稿の設定した課題を解くための重要な切り口として注目したい。①居住の長期化や生活基盤の安定化に伴い、越境移動のための自らのネットワークや組織形成が進んでいる。②地縁・血縁・業縁に基づいて結成された社会組織(同郷会や宗親会、留日同学会など)と個々の華人・華僑、在日中国人ニューカマーズとの結合体が「中国系人」の社会的ネットワークである。③ニューカマーの子どもたちの教育問題が、家族や出身階層等の社会的文化的諸条件から強く影響を受けているため、彼らが「能力、コスト、周囲の差別的な反応などに制約され」、選び取った教育戦略は適切な選択より、暫定的「切り抜け」の選択のほうが多い。

これらの知見は、以下の新来中華料理人の事例を解釈する時の理論枠組みとして活用する。そして、「個々人」で国際移動した中華料理人から、「家族」で国際移住するようになった時、彼らの家庭内の言語使用・文化伝達、自身の学校観、自分の子どもが通っている学校との関わり、子どもの進路への希望およびそれへの対応(学校選択・学校外教育の利用等)等といった面に、どんな教育戦略を取っているのか、先に述べた社会的ネットワークは彼らの教育戦略にどのように影響を与えているのかを明らかにしていきたい。

4 起業を夢見る新来中華料理人の物語——社会的ネットワークの形成

(1) 新来中華料理人と家族成員の移動様態

筆者は1996年から中国人留学生学友会ボランティア、外国人日本語指導協力者、外国人日本語指導者、(公立小・中学校・高校の)非常勤講師、研究員など様々な身分で、東京、神奈川、千葉、埼玉、大阪、兵庫、滋賀といった地域で、日本語指導が必要な中国系ニューカマーの子どもたちへ

の教育支援をしてきている。(高校進学説明会やオープン・スクールの時の説明会等1日で終わることが多い) イベント的な活動で出会った中国系ニューカマーの子を除き、3ヶ月以上関わった子どもを対象に残した記録は現在計308件であるが、彼らの親の在留資格別で表2にまとめた。

表2 活動で関わった中国系ニューカマーの子どもたちの親の属性

親の在留資格	親の性別	来日目的	調査時年齢	共通する家族の特徴
技能 (214人)	男性	就労	30代後半～50代	①来日前に結婚。②子どもが2人以上。③各地域の農村や県庁所在地、中小都市郊外出身の人が多い。④福建省出身者が多い。⑤父親が先に来日、1年～数年後に中国に残された家族を日本に呼び寄せた。同じ家庭でも子どもの来日時期が違う。⑥勤務した中華料理店が2軒以上。
日本人の配偶者 (42人)	女性	結婚相手との同居	30代後半～40代前半	①大都市出身の女性が多く、離婚した中国人夫の間に子どもが1人いる。②各都市の国際結婚仲介所や在日親族の紹介によって、日本人と再婚(子連れ)。④日本人夫との間が10～20歳離れている人が多い。⑤再婚後、日本人の夫との間に子ども(女性にとって第二子)を出産した人が多い。
留学 (23人)	男性・女性	勉学	30代	①留学生同士の結婚が多い。②夫婦とも修士以上の学歴を持つ人が多い。③日本で生まれた子どもをいったん中国に帰し、中国にいる親族に面倒を見てもらうが、学位を取得し、日本での就職が決まった後、子どもを日本に呼び寄せる。そのため、この3つの在留資格の該当者の子どもには小学生が非常に多い。子どもが1人以上。④日本での就職によって、大学(院)から日本社会への移行が実現。
人文知識・国際業務 (9人)		就労(元留学生)	30～40代前半	
技術 (8人)				
定住者 (12人)	男性・女性	就労	40～50代前半	①中国残留婦人・孤児の実子か養子。②中国東北地方農村出身者が多く、また来日後各地域の団所に住む人が多い。④既婚者で、子どもは2人以上。高校・大学進学の際に利用できる中国帰国子女枠がある。

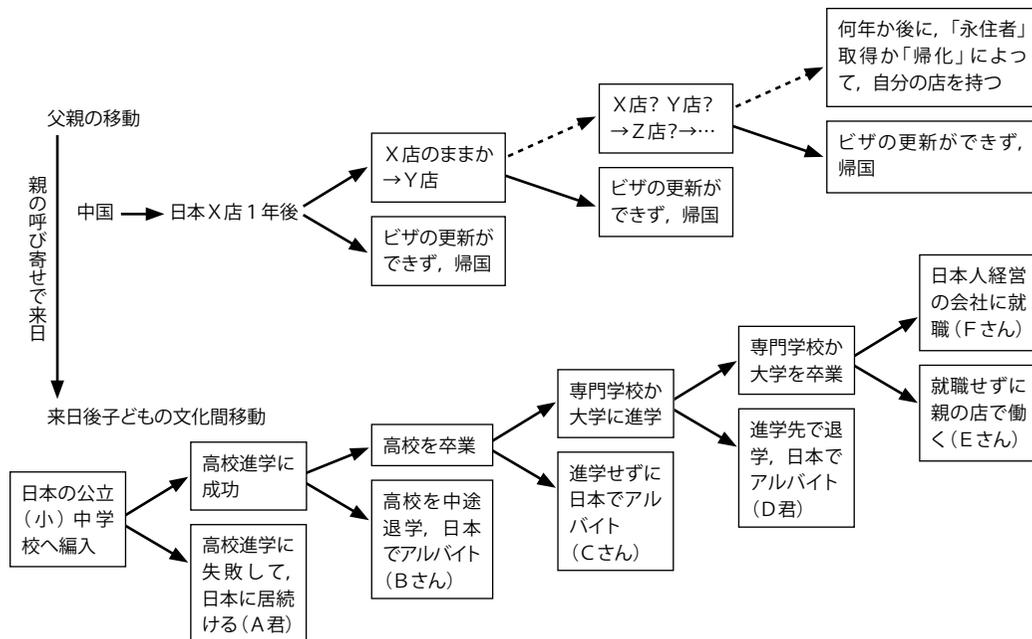
注：筆者の支援活動の場所は主に地域ボランティア主催の日本語教室や学校の国際教室である。地域ボランティア日本語教室の時、時折きょうだいで一緒に参加してくれた学習者がいたが、家庭数を把握したため、集計の時に、きょうだいで何人が来てても1人だけとカウントすることにし、この308人は308の家庭からの子どもを意味する。

出所：1996年4月～2010年6月の間に取った活動記録より。

ここで一つ断っておきたいことがある。この308人の子どもは、あくまでも筆者が1996年から2010年までの14年余にわたる支援活動の中で出会った子どもたちで、日本にいる中国出身の子どもがどの様な家族か、親がどんな在留資格で来日しているのかを調査するために見つけた人たちではない。そのため、表2の内容は、決して日本の公立小・中学校・高校で学ぶ中国系ニューカマーの子どもたちの親の在留資格の状況を網羅するものではない。とはいうものの、日本語指導が必要な中国系ニューカマーの子どもたちの家庭背景を知るための一つの参考になるであろう。

表2から分かるように、この214人の「技能」在留資格を持つ親は全員男性で、しかも、すべて新来中華料理人である。彼らへの調査から、来日後ずっと同じ店で働き続ける人はごく少数派で、ほとんどの人は2回以上国内移動を経験したことがあることが分かった。その移動は主に料理人たちの勤務先の変化を指すものである。在留資格の更新ごとに、同じ横浜中華街や神戸南京街のX店からY店への移動もあれば、それらの地域から離れ、東京・埼玉、大阪等へと遠距離的な移動をする時もある。いつか自分の店を持ちたいという夢を見ながら、在留資格の更新を確定するために、料理店を転々としている。このような夢を実現するまでの彼らの移動軌跡を図2の上部に示した。

図2 日本における新来中華料理人の家庭成員の移動モデル



注：事例が分かりやすいように、「君」(男性)と「さん」(女性)を別々につけた。

一方、父親の移動の有無と関係なく、年齢が上がるに連れて、通う教育機関が必然的に変わるといふ子どもの文化間移動がある。それは大人の移動よりはるかに変動が激しく、常に分岐点に立たされている。その分岐点は、具体的には、①高校進学、②高校に進学できても確実に卒業できるかどうか、③高校を卒業できても、専門学校や大学への進学をするかどうか、また、進学にしても、受かるかどうか、④専門学校や大学に受かって、確実に卒業できるかどうか、⑤専門学校や大学を卒業できても、就職ができるかどうかである。このように、様々な要因によって、学校間の、また学校から社会への移行は必ずしもうまくできてないことは、発達途中にあるニューカマーの子どもたちにとって大きな問題となっている。このような子どもの文化間移動の傾向を図2の下部に示した。

なお、この図2においては、母親の移動を示さなかったが、父親や子どもの移動より実はやや複雑である。支援活動で見た新来中華料理人の家庭成員の移動は、およそ3パターンに大別できる。すなわち、①まず「技能」在留資格を取得した父親(夫)が来日、そして1～数年後に母親(妻)を先に日本に呼び寄せ、さらに数年後に子どもを日本に呼び寄せる。②まず「技能」在留資格を取得した父親(夫)が来日、そして1～数年後に母親(妻)と子どもと一緒に日本に呼び寄せる。③最初から家族単位で一緒に来日する。ちなみに、この3種類のうち、一番多かったのは1つ目の、父→母→子どもの順で来日したパターンであり、表2の214の家庭の6割も占めている。一番少ないのは3番目の移動パターンで、214の家庭の中にわずか8例しかなかった。

しかし、どのパターンでも、母親と子どもの来日ないし滞日が可能なのは、「技能」在留資格を持つ父親の「家族」だからである。では、父親たちは実際にどのように来日したのだろうか。また、来日前にどのようにして最初の料理店に雇ってもらえたのだろうか。

(2) 来日経緯と来日後の生活状況

新来中華料理人の来日方法に関しては、大きく2種類に分けることができる。1つは中国各地にある国際労務人材派遣会社を通して、もう1つは先に来日している親戚や同郷人を頼って、来日するというやり方である。前者の場合は、派遣会社が仲介になって、日本で引き受ける料理店を斡旋してくれることになり、後者の場合は、先に来日した親戚や同郷人に引き受ける料理店を探してもらうことになる。前者の場合は実際に料理人が日本に行くまで、引き受ける料理店の経営者と面識がないことが多く、派遣会社から高額な手数料を取られ、渡日にかかる費用が高くつく。後者は先に来日した親戚や同郷人が自分の勤務店の、あるいは日本で知り合った店の経営者に直接に頼み（逆に腕前が良い人を紹介するよう頼まれたケースもある）、招聘人になってもらうよう承諾を得た後、複雑で、難しい申請書類を日本にある行政書士事務所に作成してもらう。そのため、料理人の渡日にかかる費用は行政書士事務所に払う書類作成料（翻訳料も含む）や親戚や同郷人に払う謝礼等だけで安く済む。しかし、来日費用の金額に関する質問に未回答者が多く、表2の214人のうち、詳しい金額を教えてくださいました人はわずか30数人しかいなかった。その中で、一番多くかかったのは1992年10月に来日し、現在帰化した中華料理人の方で、12万円を払ったそうである。「日本に来てから2年間で稼いだ200万円はそのまま全部来日費用の12万円の返済に使った。3年目から給料がやっと自分の手元に残るようになった」と言っている。また、一番安かったのは2008年9月に来日した中華料理人の方で、「先に日本に来ている従兄弟が手続きをやってくれたので、2万円もしなかった」そうである。

筆者は活動を通して、「来日は仲介に頼んだ」人の多くは1990年代から2000年初頭までに来日した人で、「来日は親戚がやってくれた」人が最近5、6年増えていることが分かった。また、15～20年ほど前仲介を通して来日した人が多かったのは、その当時日本の華人社会と大陸とのつながりが歴史的要因によって希薄化していたからであると考えられる。もちろん今でもこの2つのやり方があるが、前者より圧倒的に後者のほうが年々多くなってきている。これは横浜中華街や神戸南京街以外の地域にも、ここ20年間安定した新来中華料理人のコミュニティが着実に形成されているからである。つまり、仲介を通して、華僑・華人（いわゆるオールドカマー）と新来中華料理人（いわゆるニューカマー）がつながっていたような初期の来日形態が、だんだんと、中国にいる中華料理人（新参）が日本にいる新来中華料理人の古参を通して、日本の華人社会（新来中華料理人と華僑・華人から構成される）とつながっていくような来日形態になり、その間に重層的な社会的ネットワークが絶え間なく形成され続けている。

では、新来中華料理人が日本に来てからの生活現状はどのようになっているのか。まず、越境者にとって、どこに住むかが何より心配なことである。これについて、来日招聘人である料理店が保証人になってアパートの一室を借り上げ、住居として新来中華料理人に提供する。ただし、その家賃の水増し請求をしていることが多い。家賃を実費より高く取るとは双方にとって承知済みだが、それはその背景に日本の保証人制度があるからである。長年日本に住んでいる外国人でさえ、住居の賃貸を容易にできない現状があるなか、初めて来日した中華料理人にとって、たとえ先に来日した親戚や知人がいても、その人が自分の不動産を持っていないければ⁴、簡単に住居を借りることができない。

そのため、来日1年目の中華料理人の手取りは高い家賃と各種保険料、税金などを給料から天引きされた後、15年前では月に6～8万円ぐらいで、ここ最近では12～15万円ぐらいであると、筆者の活動を通じて明らかになった。この給料は日本においては高くないが、中国で得られた賃金に比べると、無論地域にもよるが、大抵5～10倍の差がある。このように、日本で働いたほうが母国にいるより高い賃金を得られるという来日動機を持ち、日本に頼れる親戚や同郷人がいない人でも、仲介者に高い手数料を払ってまで来日を実現しようとする。

次に、来日してから、どれぐらい雇ってもらえるか。契約は来日最初の3年の間に、1年ごとに更新する店が多く、翌年継続されるかどうか来日時点では不明だが、来日後口実を作って1年以内に解雇された事例を筆者はまだ一例も聞いたことがない。その意味では来日後最低1年間の雇用は保障されている。しかし、1年後の契約の更新と在留資格の更新に関する不確かさが、新来中華料理人にとって深刻な心理的ストレスをもたらしている。「来日してから一番辛かったことは何か」、これは筆者が中華料理人に会うたびに必ず聞く問題の一つであるが、全員が「在留資格更新の時」を挙げている。契約の更新は雇い主との直接交渉で時には少々不利な条件を飲むことになるが、断られることはごく稀なことである。しかし、在留資格の更新は全力が及ばない範囲に入り、入国管理局から許可が下りるまで寝食もできないと語る人が多かった。

このような状況に置かれた新来中華料理人は、雇用契約ならびに在留資格の更新の不安にさらされ、「永住者」や「帰化」への申請ができるようになると、すぐに行政書士事務所に駆けつけ、申請書類の作成を依頼する人が非常に多い。その後「永住者」在留資格を取得した人や「帰化」した人の多くは、同じ同郷会の親戚や知人から資金を集め、店の場所の選定から店舗の確保、飲食店営業許可の申請や、店の内装、厨房設備の購入、メニューの設定と印刷、店の宣伝などの開店準備を経て、店を開く。店が発展軌道に乗るやいなや、熟練した料理技能を持つ人材が必要となり、中国から新しい料理人を呼んでくる。その結果、新来中華料理人コミュニティが徐々に大きくなり、ダイナミックに動くようになる。このように高い賃金を求めて来日し、滞在が長期化し、在留状況が安定するにしたがい、滞日の目標は日本での起業をすることとなっていく。

以上の状況から、新来中華料理人の移動様態は先行研究による移民の「居住の長期化や生活基盤の安定化に伴い、越境移動のための自らのネットワークや組織形成が進んでいる」という指摘を支持するものである。このような社会的ネットワークは新来中華料理人自身の日本社会での位置取りに大きく寄与することが明らかになったが、彼らの家族、特に子どもたちの教育問題にどのように影響をもたらしているか、次節では具体的な事例研究を通して明らかにする。

5 新来中華料理人の教育戦略——6つの家庭の事例

(1) 調査概要

2009年10月から2010年2月までの間、6つの新来中華料理人の家庭(子どもA～Fと父親たち計12人)の協力を得て、インタビューに答えてもらい、その概要を表3にまとめた。ここで注意したいことは、出身地域や家族構成、来日前後の状況は多様であるが、決してこの6つの家族はすべての

表3 6家庭の成員へのインタビュー概要

子(本人)	A君	Bさん	Cさん	D君	Eさん	Fさん
現在地	神戸市	神奈川県	東京都	神奈川県	東京都郊外	大阪市
来日年齢・編入学年	13歳11ヶ月・ 中学2年	14歳8ヶ月・ 中学2年	14歳7ヶ月・ 中学2年	14歳・中学2年	15歳1ヶ月・ 中学3年	15歳3ヶ月・ 中学3年
現年齢(滞日期間)	18歳1ヶ月 (4年2ヶ月)	23歳7ヶ月 (9年4ヶ月)	21歳10ヶ月 (7年3ヶ月)	24歳 (10年)	21歳1ヶ月 (6年)	23歳5ヶ月 (8年2ヶ月)
日本語能力*	日常生活程度の日本語は問題ないが、読むことと書くことは自信がない	話すことと聞くことはできるが、読むことと書くことは自信がない	日本語能力試験1級合格	日本語能力試験2級合格	日本語能力試験1級合格	日本語能力試験1級 中国語検定1級 英検準2級合格
最終学歴	中卒	高校2年生1学期に中退	高卒	専門学校1年次1学期に中退	短大卒	私学4年大卒
家族構成	両親・A・妹	両親・B・妹・弟	両親・C・妹・弟	両親・D・妹	両親・E・妹	両親・F・弟・妹
婚姻状況	未婚(恋人も中国人、中国の親戚の紹介、結婚後日本に呼び寄せる予定)	未婚(恋人も同郷人、料理人を目指して今中国で料理学校に通っている)	既婚(夫は中国人留学生)	既婚・子ども1人(妻も新来中華料理人2世、中国人)	既婚・子ども1人(夫も新来中華料理人2世、永住者)	未婚(恋人は中国人留学生、大学院生)
仕事先	中華料理屋(アルバイト)	中華料理屋(アルバイト)	中華料理屋(アルバイト)	父の店でアルバイト	夫の親の店でアルバイト	日本人経営の貿易会社(正社員)
将来生活の場所	家族と一緒に日本で生活したい					
心配していること	一生アルバイトをするのか	親の健康	自分は何ができるか	今のままで大丈夫なのか。妻と子どもを養う力があるのか	父の店がいつつぶれるのではないかと毎日心配だ	今の会社は大丈夫なのか
両親の現年齢	父41歳・母39歳	父49歳・母45歳	父43歳・母43歳	父48歳・母44歳	父45歳・母42歳	父45歳・母44歳
家族の出身地	福建省G県農村	福建省H県農村	福建省I県農村	黒竜江省J市郊外	四川省K県農村	遼寧省L市
父の来日時年齢	33歳	39歳	32歳	34歳	33歳	33歳
父の調理師免許	中級厨师証	高級厨师証	中級厨师証	中級厨师証	中級厨师証	中級厨师証
父の来日以前の勤務店(国内移動歴)	G県農村→泉州市内転々として→料理学校→泉州市にあるレストラン	H県農村→廈門市内転々として→料理学校→廈門市内にある3つ星ホテル	I県農村→福州市内転々として→料理学校→福州市にあるレストラン	J市郊外→ハルビン市→北京市内転々として→料理学校→北京市にあるレストラン	K県農村→重慶市内転々として→料理学校→重慶市にあるレストラン	L市→大連市内転々として→料理学校→大連市にあるレストラン
両親の学歴	父：中卒，料理学校卒業 母：中卒	父：高卒，料理学校卒業 母：中卒	父：中卒，料理学校卒業 母：中卒	父：中卒，料理学校卒業 母：中卒	父：中卒，料理学校卒業 母：中卒	父：中卒，料理学校卒業 母：中卒
父の現在の在留資格**	永住者申請中	永住者	永住者	永住者	永住者	永住者
両親の日本語能力	父：仕事場は厨房なので、ほとんど日本語を使わない。日常生活程度の日本語は大丈夫だが、各種書類の記入や子どもたちの学校での面談などの日本語はない。 母：日常生活程度の日本語や店でのオーダーなどは大丈夫だが、日本語による各種書類の記入はできない。子どもたちの学校での面談なども全部聞き取れない。					
来日時期	父：2002年9月， 母とA：2006年1月	一家5人：2000年10月	父：1999年4月， 母と弟：2000年9月， Cと妹：2002年9月	父：1997年11月， 母とDと妹：2000年2月	父：1998年10月， 母：2000年4月， Eと妹：2004年2月	父：1998年9月， 母とF・弟・妹：2001年12月
来日にかかった費用	1人当たり5万円	1人当たり6万円	1人当たり6万円	1人当たり6万円	1人当たり6万円	1人当たり6万円
父の現在の勤務先	神戸南京街にある料理店	横浜中華街にある料理店	都内百貨店内中華レストラン	自分の店を持って3年目	自分の店を持って4年目	自分の店を持って2年目

注：「日本語能力*」と「在留資格**」は協力者たちの自己申告によるものである。なぜ「帰化」を申請しなかったかとの筆者の問いに、協力者から2通りの回答があった。①中国で不動産を購入するために中国籍のほうが有利だから。②「帰化」か「永住者」か申請する前に、行政書士に相談した。行政書士から「帰化」を申請する場合、入国管理局の面接を受けなければならないので、日本語に自信がない人は、「永住者」の申請にしたほうがいい、日本での家の購入や銀行の融資など「永住者」と「帰化」の間にそれほどの待遇差がないと教えられたから。

新来中華料理人の家庭の状況を反映するものでもなければ、先に表2に示した214人の代表例を示すものでもないということである。この6事例を選んだ理由は、6つの家庭においてA～Fたちの来日時の年齢が近く、全員が中学校2～3年の頃に来日した点である。

こうした共通点はあるものの、図2に示されたように、あらゆる進路の分岐点を突破し、最終的に日本社会での位置取りに成功したFさんもいれば、日本での位置取りに成功した父親と正反対に、日本社会から周辺化されやすい存在になったA君・Bさん・Cさん・D君・Eさんもいる。しかし、「成功」と「失敗」といった単純な二項対立の区分法でこの6人の子どもを分けることが最終目的ではない。彼らの現状と抱える問題を明らかにし、将来の生活場所を日本に選んだ彼らは、どのように日本の社会に適応していくかその過程に注目したい。そこから定住化する外国人熟練労働者の家族の問題への対応に解決の糸口を提供できることを期待したい。

調査手続きにおいて、父親と子どもへの面接時間は別々に設定してもらい、面接場所についても、できる限り協力者の希望に沿う形で実施した。面接回数は父・子にそれぞれ1回ずつ行い、時間は1人当たり90～120分である。全員から許可を得て録音した。その録音は筆者が事後逐語記録を起し、それぞれの家庭ごとに時系列に沿って整理した。そこから6つの家庭が取った教育戦略に関する部分をエピソードとして取り出し、①学校選択と学校とのかかわり、②子どもの進路への希望に分けて分析する。

(2) 学校選択と学校とのかかわり

学校選択では、6つの家庭はいずれも子どもを日本の公立学校に通わせていた。その理由として、次の3点が挙げられている。①経済的理由。「日本の公立学校のほうが学費が安いことを、先に日本に来た同郷人から聞いたので」(B父・C父・E父・F父)。②言語学習環境の理由。「日本の学校は全員日本人⁵だから、そこにいてだけで、自然に日本語が覚えられる」(A父)。③高校進学を見据えて、高校部がない中華学校を選択しなかった。「息子を中華学校に通わせたかったが、(先に来日した)同郷人からそこに高校部がなく、日本の中学校に通わせたほうが高校受験に有利と聞き、考え方を変えた」(D父)。

しかし、編入された学校によって、外国人生徒への対応がまちまちで、必ずしも彼らのニーズに答えていない。具体的に次のA君とBさんの語りを見る。

エピソード①——高校進学に失敗したA君の語り

僕は2006年1月(中学2年生の3学期)に来日した。受け入れてくれた中学校は外国人生徒向けの日本語取り出し授業があって、外国人の子が全校で15、6人ほどいたが、先生は2人の非常勤しかいない。みんなの日本語力がばらばらだが、初級と上級のクラスだけで、五十音図もまだ全部読めなかった僕は初級クラスに編入された。しかし、初級クラスは実は前年4月からスタートしたので、僕にとって難しかった。日本語の授業は週に3回だけで、ほかは日本人の子と一緒に学ぶ授業だが、どれもよく分からない。結局日本語も他の教科の内容も分からないまま2年生が終わり、3年生になった。その後僕の日本語力は一向上達しなくて、どんな教科も分か

らないまま、卒業を迎えることになった。卒業する前に、先生から通信制や定時制の高校も勧められたが、僕は家から近い普通全日制の高校を受験した。案の定、失敗した。その時まだ日本に来て1年2ヶ月しか経っていなかった。その後、母と同じ料理屋でアルバイトを始めた。去年夏に中国に帰ったら、昔の友達はちょうど高校を卒業して、大学受験も終わっていた。みんな中国で大学生になったが、僕はまた日本に戻って、アルバイトを続けた。このまま一生アルバイトかと思うと、不安で仕方がない。

エピソード②——高校を中退したBさんの語り

来日後入った中学校は外国人生徒のための日本語取り出し授業があって、担当の先生はとても親切だった。昼休みや放課後、私と一緒に編入した妹のために補講もしてくれた。クラスの日本人の子も優しくかった。1年後に、私は進路担当の先生に勧められ、外国人特例枠がある高校に願書を出して、後期入試で進学できた。しかし、入ってみると、思ったほど良くなかった。取り出し授業もあるが、文法や練習問題ばかりやっていて、そこで満点を取っても、他の教科を習う時に、ちっとも役に立たないと感じた。それで、私は普通の授業に戻り、たとえ内容が少々難しくても頑張れば徐々に分かるのではないかと思い、取り出し授業をやめたいと先生に言った。すると、「本当に日本語が分かるの。じゃ、日本語でこの段落を説明してみよ。書いてみてよ。まだできないだろう。もっともっと日本語を勉強しないとだめだよ」と言われた。文法ばかりの練習でつまらないから、取り出し授業をさぼった。他の教科に出てもあまり分からないから、だんだん学校に行かなくなった。家庭の経済状況もよくないし、いつの間にか学校の勉強よりアルバイトのほうに精を出すようになり、そして高校2年生1学期中間テストに不合格になった教科は4つもあって、自分のがっかりして、そのまま退学届を出した。

エピソード①②から分かるように、A君とBさんが通っていた学校は、それぞれ外国人集住地域にあって、外国人生徒のための日本語指導が行われている。来日時や出身地域によって、A君のような生徒へ個別の対応が必要とされるが、その学校では大勢の外国人生徒の日本語指導を非常勤講師に任せるやり方を取っているため、対応が必ずしも十分ではない。また、日本語授業の担当者には、教科に関する体系的で専門的な知識を身に付けた者が少なく、日本語の教授法や学習者の誤用問題対応に関しては経験豊かだが、教科と統合した指導ができない。その結果、Bさんは文法練習を中心とした日本語の授業を受けても、他の教科内容の理解には役に立たないと感じ、だんだんと学習意欲が低下していった。

学校選択においては、積極的だった親たちだが、勉学窮境に陥った子どもを助けることができない。それは親自身の日本語能力の低さの問題もあるが、実はそれ以前の親の教育力が不十分であるという問題がある。表3に示されたように、親たちの学歴は低く、農村や中小都市郊外の出身で、来日前中国での国内移動を経ている人たちである。そのため、子どもが学校の授業で分からない所があっても、それを家庭内で解決する教育力が不足している。また、来日経緯や滞日の現状から、経済能力が不十分であるゆえに、親の低い教育力を補うための対策——子どもに通塾させることや家庭教師を

つけることなどが講じられない。つまり、親の長時間労働、教育力と日本語能力の低さが、子どもの学校生活に積極的に関わることを妨げ、家庭と学校教育の連携を不十分なものになっている。そのために子ども自身が抱えている学習の問題が親に認識されても、サポートできず、子どもの不本意なドロップアウトを食い止められないままである。学校は外国人の子どもにとって今後の生き方の構築や日本社会への進出などに向けて大きな意味を持つ場所で、そこを早期に離れたことは自ら日本社会とのつながりを弱め、エスニック・コミュニティに引きこもることなどが予想されやすい。

(3) 子どもの進路への希望

新来中華料理人の家庭においては、進路や就労に関して親の息子と娘に対する期待が息子と娘の本人の希望と異なっている場合がある。下記の3つのエピソードは進路と就労をめぐる親子の葛藤の物語である。

エピソード③——専門学校を退学し、中華料理人になろうと修業中のD君の語り

俺は中学2年に来日し、卒業後、定員割れのR高校に入った。日本語ができなくて、その重圧を逃れようとして、同じ中国から来た子と毎日放課後インターネットカフェにもぐり、ゲームやチャットに熱中していた。アルバイト代は全部そこに消え、父に何回も殴られたが、それでもやめられなかった。当然学校での成績が悪かった。3年間、テストの度に、落第点をとった教科があるが、その都度追加試験を受け、何とか高校が卒業できた。親から「進学するか料理人になるか」と言われ、でっかい中華包丁と重い中華鍋、火と油に囲まれ、毎日へとへとに疲れて帰ってくる生活がいやで、俺は大学に行きたいと答えた。だが、成績があまりにも悪すぎたから、大学に入れなくて、また自分は特に何か勉強したいこともなく、進路担当の先生をずいぶん悩ませた。介護や美容、電子専門学校を一通り見学し、「俺はネットゲームが好きだから、パソコンプログラマーになるための勉強をしたい」と言い、S電子専門学校の3次募集に応募し、そのまま入った。しかし、実際に入ってみると、パソコンプログラマーになる勉強はネットゲームやチャットを楽しむユーザと全然違う世界で、来日後一度も真面目に勉強したことがない俺にとって、難しすぎた。頑張って2ヶ月ほど通ったが、結局退学した。支払った入学金や学費など50万円余りも無駄になって、父に殴られるのではと恐れ、ネットゲームをやめて、真面目にアルバイトを始めた。1週間経ち、父から「この1週間ずっとお前の行動を見ていた。たとえ1回でもネットカフェに行ったら、お前を死ぬまで殴るつもりだった。けど、この1週間お前は真面目にバイトして、後悔する気持ちが伝わった。よく言われているように、『浪子回頭金不換』（道楽者の改心は金にも換え難い）。明日から厨房に入り、まず3ヶ月毎日野菜の刻み方を覚えろ!」と言われた。それで今親の店で修業中。

エピソード④——親の干渉で幼稚園の先生になる夢をあきらめたCさんの語り

私は幼稚園の先生になるのが夢だった。高校3年1学期のテストが終わり、その時までの欠席日数や学習態度、教科成績を総合する成績概評はB段階と評定され、某私立大学保育科へ

の指定校推薦を受けられることになった。しかし、父から「今あなたにお金を使ったら、弟を大学に行かせるお金がなくなる。女の子はいい人と結婚できたら十分だ!」と大学への進学を許してもらえなかった。母に懇願したが、母は父と全く同じ考えで、「幼稚園の先生なんかとんでもない。保母は勉強しなくてなれる。お金を出して勉強するなら、簿記とかの専門学校のほうがいい。何年か経ったら、お父さんは今の料理店から独立し、自分の店を開くつもり。その時、店の会計をやってほしい」と逆に頼まれた。両親との対立が続く中、推薦応募の出願期限が切れて、結局私は進学をあきらめることにした。

エピソード⑤——大学の資源を積極的に利用し、退学危機を乗り越えたFさんの語り

私は大学に行きたいと親に言った時、両親から「女の子なんか大学に行かなくてもいい。下に妹も弟もいるから、行かせる経済の余裕はない。どうしても行きたければ、自分で学費を稼げ」と言われた。私は合格したら、喜んで行かせてくれるだろうと思って、バイトも家事の手伝いもしっかりやりながら受験に臨んだ。しかし、合格しても、親の考えは変わらず、私は悲しくて堪らなかった。結局私は入学料と一学期の授業料を親や親戚から借りて、大学に入った。だが、勉強とバイトを両立させるのは大変で、とうとう疲れて退学をしようと、7月に学生課に退学届を出しに行った。受理される前に、学生相談室に通され、なぜ退学したいかと聞かれ、「大学の授業が難しくついていくために勉強しなければならないのに、学費のためにバイトの時間が削られない。悪循環に陥っている自分はどうすることもできなくなって、退学を選んだ」と話した。すると、高校レベルの教科補習授業があるから、学力をつけるのにそれを受けるとよいと言われ、また利用できる学費ローンや奨学金制度を分かりやすく説明してくれ、申請書類の作成も手伝ってくれた。お陰で大学を続けることができた。(中略)その後学生生活が順調に進み、小さな貿易会社に就職した。競争が激しいなか、会社は大丈夫かと心配しているが、生活は充実している。

中国では女性の社会進出が当たり前のことになっているが、男性の役割と権威は未だに社会的に大きいのである。D君父・Cさん父・Fさん父の言動は下記の2つのことによるものだと考えられる。一つは儒教の影響によって「重男軽女」(男尊女卑)の意識が強いからである。もう一つは、日本の外国人労働者政策によって、日本社会への進出や位置取りは男女で差異が生じているからである。特に「技能」在留資格で来日した中華料理人の「家族」としての妻は、「家族滞在」の身分で在留するため、活動の範囲に制限がある。そのため、娘の卒業後の進路に対しても先を読み、干渉する戦略を取っている。しかし、息子になると、エピソード③のD君のように学業達成に失敗し、日本社会への進出が難しくなった場合、父親はD君を暖かく迎え入れ、厨房に立たせ、料理のノウハウを教え、中華料理人になるように修業させる。その一方、エピソード④と⑤から分かるように、CさんとFさんの親たちは男尊女卑の考えを持ち、「今あなたにお金を使ったら、弟を大学に行かせるお金がなくなる。女の子はいい人と結婚できたら十分だよ」、「女の子なんか大学に行かなくてもいい。下に妹も弟もいるから、行かせる経済の余裕はない。どうしても行きたければ、自分で学費を稼げ」という言葉で娘たちの進学の意志を打ち消そうと、はっきり反対の意思を表示した。Cさんはそこで負けてしまったが、

Fさんは、逆に親の冷たい反応が自分の状況を変える強い動機づけとなり、親の取った「女の子を大学に行かせない」教育戦略に反発し、家庭の束縛からの自由と、日本社会での地位の上昇を獲得するために、自分で大学の入学を決め、その後退学の危機に瀕しながらも、大学の就学援助制度を積極的に利用し、うまく乗り越え、さらに就職でき、日本社会での位置取りに成功した*6。

以上をまとめると、新来中華料理人は先に来日した同郷人からのアドバイスや日本の学校に対する期待によって、日本の公立学校に子どもを通わせているが、出身階層等のために、教育力が低く、学校とのかかわりを積極的に持てないでいる。また、中国の男尊女卑の意識の影響と、滞日形態からマイノリティの女性の社会的位置は男性よりさらに日本社会から周辺化されている実情によって制約され、息子と娘の進路に対し彼らの希望とは異なる戦略を取っている。

6 結びにかえて

以上、「技能」在留資格を持つ中華料理人の来日ならびに滞日過程、雇用現状に関する問題を明示した上で、彼らの選び取った教育戦略の実態について6つの家庭の事例を通して分析した。ここで彼らの教育問題を改善するための提言をし、本稿を閉じたい。

周知のように、子どもの学力を上げるには、家庭学習と学校教育の連携が有効である。これまで日本の公立学校に編入された外国人の子どもたちのために、日本語の補習教育が施されているが、彼らの親に日本語の講習を受ける機会を保障する措置はなかった。特に、「家族滞在」で来日した母親への日本語教育の問題が看過されてきた。地域の日本語教育ボランティア教室を見ても、最初は親子とも日本語学習者として入室したものの、回数を重ねるにしたがって、授業は子どもを中心に展開され、母親が付き添い役に退くようになることが多い。仕事で忙しい父親と比べ、母親が子どもと一緒にいる時間のほうが圧倒的に長い。それがゆえに、筆者は、母親を学校や地域の日本語教室に抱き込み、年に一定時間の日本語学習を義務付けることを提言したい。成人にとって外国語学習は容易なことではないが、この措置は母親に日本語を習得させる目的というより、母親が子どもと一緒に家庭学習に取り組む体制を構築してほしいという発想からである。そうすれば、親たちは自らが子どもの学校へかかわりを持ち、学校を今後日本社会で生活していくための重要な資源として活用できるようになるだろう。そして、その結果、当事者による多文化共生社会づくりが初めて実現できることになると思う。

* 謝辞：本論文の作成にあたり、貴重な御助言を賜りました小森宏美先生（京都大学）と田嶋淳子先生（法政大学）に厚く御礼申し上げます。本研究は日本学術振興会特別研究員奨励費（課題番号：21-09213）の助成を受けました。

*1 経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定（日タイEPA）附属書七第一部A第五節1(c)の規定の適用を受けるタイ料理の調理師。審査基準は他の国出身の料理人と違う。

*2 実際に20年前に仲介者を通じて来日した新来中華料理人は「華僑」が経営する店に雇われたか、「華人」が経営する店に雇われたか、協力者たち自身もはっきり分かっていない。「社長は日本国籍を取った老華僑だ」と語った人も大勢いた。ちなみに、「華人」は一般的には居住国の国籍を取得した者で、「華僑」は中国籍を保有している者である、と

山下(2005:18)が指摘している。

- *3 この小節で引用する各文献での呼び方は様々で、例えば「華人」「華僑華人」「在日中国人」「中国系ニューカマーズ」「中国系移住者」など必ずしも統一されているわけではない。本稿では陳(2005)のタームを引用した。その理由は、「歴史学や社会などの研究を基礎にして、中国系人の移民の原因や各政府などとの関係も考慮に入れながら、中国系人の呼称法をまとめている」(陳, 2005:19)とする。
- *4 このように来日1年目に住居確保によって苦労した経験があるため、多くの中華料理人は永住者資格に変更したあと、マンション投資を始める。
- *5 協力者の「日本の学校は全員日本人」といった話をそのまま引用した。
- *6 本稿ではEさんのエピソードを引用しなかったが、彼女は進路より結婚について親との葛藤が深刻だった。婚姻状況と新来中華料理人のネットワークの形成との関係は極めて興味深い事例であるが、また別紙で分析を行う予定である。

《参考文献》

- ・明石純一, 2010「外国人『高度人材』の誘致をめぐる期待と現実—日本の事例分析」五十嵐泰正編『労働再審② 越境する労働と移民』51~78頁
- ・奥田道大・広田康生・田嶋淳子編著, 1994『外国人居住者と日本の地域社会』明石書店
- ・鍛冶致, 2000「中国帰国生徒高校進学—言語・文化・民族・階級」蘭信三編『「中国帰国者」の生活世界』行路社, 233~290頁
- ・過放, 1999『在日華僑のアイデンティティの変容—華僑の多元的共生』東信堂
- ・許淑眞, 2005「日本の華人社会の歴史的特色」山下清海編著『華人社会が分かる本—中国から世界へ広がるネットワークの歴史, 社会, 文化』明石書店, 70~76頁
- ・経済産業省経済産業政策局人材政策室, 2009『「国際化指標」検討委員会報告書』<http://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/kokusaika-sihyo/>
- ・厚生労働省, 2008『「一部上場企業本社における外国人社員の活用実態に関するアンケート調査」調査結果概要について』<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2008/12/h1208-1.html>
- ・———, 2010『「企業における高度外国人材活用促進事業」報告書の概要について—高度外国人材活用のために企業の人事・労務管理の改革を』<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/gaikokujin/100409.html>
- ・児島明, 2006『ニューカマーの子どもと学校文化—日系ブラジル人生徒の教育エスノグラフィ』勁草書房
- ・塚崎裕子, 2008『外国人専門職・技術職の雇用問題—職業キャリアの観点から』明石書店
- ・志水宏吉・清水睦美編著, 2001『ニューカマーと教育—学校文化とエスニシティの葛藤をめぐって』明石書店
- ・志水宏吉編著, 2008『高校を生きるニューカマー』明石書店
- ・清水睦美, 2006『ニューカマーの子どもたち—学校と家族の間の日常世界』勁草書房
- ・曾徳深, 2005「横浜中華街—不易と流行」山下清海編著『華人社会が分かる本—中国から世界へ広がるネットワークの歴史, 社会, 文化』明石書店, 91~97頁
- ・田嶋淳子, 2010『国際移住の社会学—東アジアのグローバル化を考える』明石書店
- ・趙衛国, 2010『中国系ニューカマー—高校生の異文化適応—文化的アイデンティティ形成との関連から』御茶の水書房
- ・陳天璽, 2005『華人ディアスポラ—華商のネットワークとアイデンティティ』(オンデマンド版)明石書店
- ・入管協会, 2010『平成22年版 在留外国人統計』
- ・広田康生・町村敬志・田嶋淳子・渡戸一郎, 2006『先端都市社会学の地平』(先端都市社会学研究(1))ハーベスト社
- ・法務省, 2010「第一部出入国管理をめぐる近年の状況」<http://www.moj.go.jp/content/000058058.pdf>
- ・町村敬志・西沢見彦編著, 2000『都市の社会学—社会がかたちをあらわすとき』有斐閣
- ・宮島喬, 2002「就学とその挫折における文化資本と動機付けの問題」宮島喬・加納弘勝編『国際社会2 変容する日本社会と文化』東京大学出版社, 119~144頁
- ・村田晶子, 2010『外国人高度人材の国際移動と労働』『移民政策研究』2号
- ・山下清海, 2000『チャイナタウン—世界に広がる華人ネットワーク』丸善
- ・渡戸一郎・田嶋淳子・広田康生, 2003『都市的世界/コミュニティ/エスニシティ』明石書店
- ・渡辺利夫, 1994『華人経済ネットワーク』実業之日本社

Educational Strategies and Social Networking amongst Chinese Newcomers

A Case Study of Chinese Food Cooks

ZHAO Weiguo

JSPS Postdoctoral Fellowships for Foreign Researchers

key words: The New Chinese Food Cooks, Educational Strategies, Social Networking

More and more skilled foreign workers have settled in Japan. However, little is known about how they arrive in Japan and what kinds of experiences they have in the process of settling in Japan. This paper focuses on the Chinese cooks who came with the visa status of “skilled workers.” By examining their social network formation and educational strategies in the course of international migration, the paper aims to make suggestions about how to improve skilled migrant workers’ working environment in Japan. This paper shows that the first group of cooks who arrived 20 years ago after the revision of Immigrant Control Act mostly came through their contacts with the old overseas Chinese community in Japan. Five or six years ago, Chinese cooks started to arrive with the sponsorship of the Chinese cooks who migrated earlier. Such a change of migration channels indicates that Chinese cooks have formed stratified and complex social networks. Newly arrived Chinese cooks use such networks to open their own restaurants and to establish themselves in Japanese society. But, there is a price for their success. Before they establish themselves, they tend to leave their children behind in China. When they are able to bring their children to Japan, they usually enroll these children into Japanese public schools as transfer students. Because of their inadequate Japanese ability the children of these Chinese cooks face huge difficulty in school. Many of them fail to advance to high school. Among those who succeed in entering highly, most enter part-time or correspondence high schools. These children become marginal in Japanese society immediately after they leave school, having no credentials for formal employment. This paper suggests that in order to enhance immigrant children’s academic ability, it is imperative for the school to obtain the cooperation of the family. To realize this goal, the school needs to involve particularly the mother in children’s school education and make it obligatory for the mother to receive Japanese language education.

小特集：最近の移民コミュニティの動向，変化

世界経済危機後の在日インド人の コミュニティの動向

越境するビジネス・ネットワークの視点から

佐藤寛晃 財団法人日本総合研究所 井口 泰 関西学院大学

キーワード：在外インド人・インド系移民，ダイアスポラ・コミュニティ，越境ビジネス・ネットワーク

本稿は、国外に膨大な「ダイアスポラ」を擁するインド人が、グローバル経済のなかで、如何なるビジネス・ネットワークを展開し、その動向が在外インド人又はインド系移民のコミュニティの動向に反映されているかを究明することを目的とする。このため、①2008年9月の世界経済危機のインド人に与えた影響をフローとストックの両面から統計的に明らかにし、②日本国内のインド人にインタビュー調査を行いビジネス・ネットワークと地理的空間に形成されたダイアスポラ・コミュニティの動向を明らかにした。

日本における在留インド人は2万人余りで、中国人(60万人超)やブラジル人(25万人超)などと比べ極めて小さいが、①定住的なインド人、②技術・技能などの在留資格の就労者とその家族、③ビジネス目的の短期滞在など3つの層が存在し、東京を中心に増加傾向にある。また、日本で歴史の長い貿易商のほか、グローバル展開する金融機関のシステム管理、環境関連事業、国内のベンチャーなど、様々なビジネスがある。こうしたなか、①グローバルな事業再編に伴い非定住型で日印間を移動するインド人が増加するなど構成が大きく変化している。②インド人コミュニティは、ブラジルなどの定住型外国人と比べはるかに多様性と柔軟性がある。そこで、日印が様々なレベルで相互補完性を発揮すべく、インド人ビジネス・ネットワークと連携し、人材交流を強化すべきである。

1 問題の所在

2008年9月の世界経済危機においては、アメリカの投資銀行リーマン・ブラザーズの発行したサブプライム証券といわれる金融派生商品が債務不履行となり、世界中に膨大な不良債権をばら撒く結果をもたらした。幸いなことに、日本を含むアジアの金融機関は、これら不良債権が債権総額に占める比率は低く、金融には深刻な事態をもたらさなかった。しかし欧米諸国では、金融収縮が生じたのみならず、金融サービスに依存して成長してきた自動車産業や不動産業などを中心に需要が急落し、消費者ローンの伸びも止まり、世界中からの輸入が減少した。

このように欧米経済が深く傷つき、実質GDP成長率が伸び悩んだのに対し、中国、ロシア、ブラジル及びインドといった新興国の2007年、2008年、2009年の成長率は、内需拡大策の効果もあって、中国14.2%、9.6%、9.1%、ロシア8.5%、5.5%、▲8.0%、ブラジル6.1%、5.2%、▲0.6%となり、インドは9.4%、6.4%、5.7%で、2010年も8.06%の成長を見込んでいる。

インドは、1991年に開放政策に転換してから情報通信のソフトウェア輸出が経済回復を先導している。2009年のインドのGDPの内訳を見ると、農業が19.0%、工業が27.4%、サービス業が53.6%であり、サービス業の中核となっているのがICT (Information and Communication Technology, 情報通信技術)ソフトウェアのオフショア開発である。

インド政府は1960年代に、全国にインド工科大学を設立して理工系人材を多く輩出し、これを支援したアメリカに多くの留学生を送ることで、国内外に分厚い理工系人材を育成した。2005年には、世界全体で約130万人のインド人技術者が活躍し、2015年には約300万人に上ると見込まれる。

もともとインドは旧大英帝国の一部であり、当時の大英帝国臣民 (British Subjects) として、旧大英帝国の域内を移動することができた。こうして長年かけて形成されたネットワークをたどり、2008年に88万人のインド人が世界各国に移動し、このうち、中東に82万人、アジアに3万人が移動した。この在外インド人及びインド系移民^{*1}は、現在約2500万人がいると推測される。彼らの3分の1は東南アジアに居住するが、日本を含むアジア・太平洋地域の居住者は4%に過ぎない現状である。インド政府は、在外インド人省 (Ministry of Non-Resident Indian Affairs) を2004年に設立して、在外インド人及びインド系移民に対する支援を強化している。

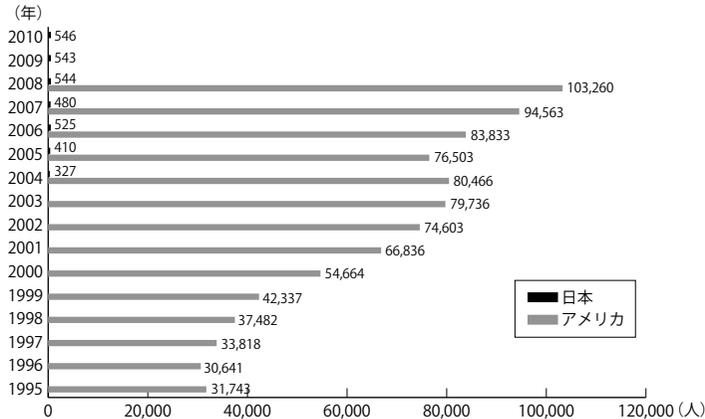
このように、インドは過去の移民によって、世界中に膨大なダイアスポラ (語源は、離散した民の意味。ここでは、国外在住のインド人及びインド系外国人 [印僑]) を有する側面と (Khadria, 2009)、毎年、海外に多数の移民労働者数を送り出し、国際的な労働市場における主要な労働力供給国の一つであるという側面がある (古賀ら, 2000) ことがわかる。これは、3,500万人のダイアスポラ (ここでは華僑・華人) を有し、国外に労働者を送りだしている中国に唯一比肩できる規模といえよう。

ところが、日印の経済関係は、戦後日印間の繊維貿易が急速に衰退しただけでなく、インドがネール首相の下で社会主義的な経済運営に傾斜したため縮小し、長年インドから日本への茶と香辛料 (カレー) の輸出のみしか見るべきものはなかったというのが実態である。

1992年以降、インドのICTのソフトウェア輸出を主体とする対米輸出が増加したが、日本との貿易をみると、2005年でも日本はインドの貿易の0.65%を占めるに過ぎない。ただし、2000年の日印パートナーシップ協定や、2010年の経済連携協定の締結により、再び日印貿易は拡大基調に転じており、2005年は輸出35.4%増、輸入32.3%増、2008年は輸出79.1%増、輸入52.6%増と拡大傾向にある。また、日本の経済協力のなかで、日本の対インド借款金額は666.3百万ドルと、2位のロシアの273.9百万ドルを大きく引き離している。

人の交流については、日本からインドへの渡航者数は103,082人である (2005年)。一方日本に在留し、外国人登録をしたインド人は22,858人であった (2009年)。また、日本とアメリカにおけるインド人留学生の人数を図1に示す。インド人のアメリカ留学生が増加し、かつアメリカの西海岸のシリコンバレーを中心に学位取得後就職している一方で、日本への留学生はきわめて少ないことも考える

図1 日本およびアメリカにおけるインド人留学生の推移



出所：IIE 及び独立行政法人日本学生支援機構「留学生調査」に基づき筆者作成。

と、日本とインドの人の交流は未発達と言える。

世界経済危機後の世界で、傷ついた欧米経済に代わり、世界経済を牽引する新興国の一つとして台頭しているインドの経済発展のメカニズムは、大いに研究すべきことであろう。

こうした中で本稿では、国外に多くの「ダイアスポラ」を有するインドが、グローバル経済のなかで、如何なるビジネス・ネットワークを展開して経済発展を達成しようとしているのか、そうしたビジネス・ネットワークの動向が、どのように各地域のインド人やインド系移民のコミュニティの動向に反映されているのかを究明することを目的とした。

2 在外インド人・インド系移民の動向——先行研究から

インドでは近年、インド系のダイアスポラに関する実証研究が盛んになってきた。特に、今世紀になってから、在外インド人及びインド系移民の全体像を把握する試みが急速に進展している。まず、東南アジア及び豪州の専門家の協力により、インド系ダイアスポラに関する百科事典(Encyclopedia)が編纂された(Lal, 2006)。また 2008年には、ネール大学で「アジア歴史学会」が開催され、インド系ダイアスポラに関するワークショップが開催された。これを受けて、在外インド人及びインド系移民を包括的にモニターする報告(Khadria, 2009; Khadria, 2010)が毎年刊行されることとなり、ネール大学からワーキングペーパーが次々と公表されている。

日本では、国際的なインド系移民の動向およびネットワークについては、古賀ら(2000)の研究が詳しい。インド系移民は大英帝国の植民地への移住に端を発し、大英帝国崩壊後もそのネットワークが移民のプル要因となってきた。またインド系移民の特徴として、移民黎明期から単純・不熟練労働者としてだけでなく農民・職人・商人あるいは中産階級など自由移民として海外に渡って行ったこと、そして現在ではイギリスを除き、「発展途上国では労働者とサービス職従事者が4割から5割」を占める一方で、「先進国では専門職、技術職、管理職従事者が5割から8割」を占めるということが挙げられる。つまり、世界の労働市場のニーズを時代毎に察知し、個々人の階層・能力・動機に応じて

移住先を選択していることがわかる。また、インド系移民が、「家族、血縁関係やコミュニティのレベルで国際的なネットワーク」を展開してきており、さらにはネーションレベルのネットワークの強まりも1990年代以降表面化してきている。特に、アメリカやイギリスでは「在外“インド人”というアイデンティティにもとづき、一定の政治、経済的立場や利害を代表する新しい組織」が現れ、エスニック・ロビーといった政治運動を展開するようになってきている。この事例は、日本における今後の移民政策の変遷ならびに移民コミュニティの動態を知る上で参考になる。

日本におけるインド系移民を研究したものは、澤ら(2003, 2008)によるものがある。たとえば澤ら(2003)は、経済のグローバリゼーションの進展と日本の外国人登録者数が急激に拡大した1990年代以降の在日インド人コミュニティに注目し、関東大震災以後の神戸に出来た居住区に住むオールドカマーと、東京都江戸川区葛西に居住区を持つICT関連技術者の多いニューカマーとを比較分析した。前者の場合は定住者が多く、商業活動を通じて『貿易港』・神戸の地域経済の発展に密接に関わってきた。宗教施設や学校といった対面接触する「場」が「情報チャネル」となり、彼らの「集合的アイデンティティ」を形成する装置として機能している。一方、後者の場合、人の流動性が激しく、多くが男性単身ICT技術者のため、地域社会との接点もほとんどなく、彼らの「社会組織が帰属意識の弱く、出入り自由な緩やかな集まり」であり、「居住地という『場所』に根ざさない社会」である。そのためインターネットが「情報チャネル」として活用されている。居住地に対する愛着は、経済的理由以外はない。こうしたインド系移民のオールドカマー／ニューカマーに共通するのは、彼らの「集合的アイデンティティ」が異なった「情報チャネル」を通じて形成されるグローバルなネットワークの中に見出されるということである。しかし、これらの研究はインド人ダイアスポラのグローバル・ローカルな「場」に注目した地理学的アプローチによるものであり、本研究で調査した動態としてのインド人ビジネス・コミュニティのネットワークについては言及していない。

さらに、インドの成長の原動力となるサービス貿易の内のICTに関しては、インド人のICT技術者および起業に着目した夏目ら(2010)による研究がある。在米インド系ICT人材や欧米での留学やビジネス経験を持つ帰国ICT人材が、米系多国籍企業の研究開発センターのインド参入に際し、重要な役割を果たし、その後のビジネスにおいても活躍している。またインドのICT企業は、オフショアビジネスを展開し、日本や欧米など主要先進国に拠点を置き、そこにインド系エンジニアを低労働コストで派遣し、高い収益を上げることに成功している。このように、ICT分野における産業構造から、インド人の越境ビジネス・ネットワークが人の移動とそれに伴う情報の蓄積と付加価値の増大、さらには国際分業体制を構築していることは明らかである。井口(2006)は、東アジアにおけるソフトウェア開発拠点の機能との関係で、外資系企業におけるインド人の人材管理の課題を調査し、低価格のソフトウェアのオフショア生産だけではなく、創造性又は発展性のある分野でインド人人材を活用する必要性を明らかにしている。

しかし現時点では、インド系ダイアスポラの形成する越境ビジネス・ネットワークの全容を解明し、各国におけるインド系コミュニティ形成のプロセスを明らかにした研究は非常に少ない。この分野は、ダイアスポラ研究として意義があるばかりでなく、中国やインドなど新興国の経済発展のメカニズムにおけるダイアスポラの機能を明らかにするという点で、非常に重要であると考えられる。

3 研究方法

本稿では、統計的な分析とインタビュー調査を2つの柱とした。具体的には、①2008年9月に発生した世界経済危機のインド人に与えた影響を、2007年から2010年までの公表された在留外国人統計(ストック)と、出入国管理統計(フロー)とを用いて明らかにする。その際、インド人と中国人やフィリピン人、ブラジル人など、日本国内の他の外国人のグループとの比較を行う。

次に、②日本国内のインド人を対象にインタビュー調査を行い、インド人の属する越境ビジネス・ネットワークの実態とダイアスポラ・コミュニティの動向を明らかにすることとした。ビジネス・ネットワークとは、人と人とのつながりであり、目に見えないコミュニティである。他方、地理的空間に形成されたコミュニティは、目に見えるコミュニティである。その両者の間にも、密接な関係があることが窺われる。

これらを踏まえて、インド経済の発展におけるインド系越境ビジネス・ネットワークや、国内のインド人コミュニティの将来を展望し、日印の間の補完的な連携の在り方を検討した。

4 世界経済危機の在日インド人に与えた影響——統計的分析

2008年9月に発生した世界経済危機のインド人に与えた影響について、毎年12月末日現在の市区町村への外国人登録を基礎とした在留外国人統計と、年間の外国人の出入国の動きを把握した出入国管理統計を用いて分析を行った。

なお在留外国人統計は、外国人の在留資格の登録情報であり、在留資格が有効な間に、再入国許可を取得して出国している場合は外国人登録が維持される。したがって、登録データだけでは現実に日本国内に在留しているとは言えないため注意が必要である。また出入国管理統計では、再入国許可を取って出入国した外国人と、再入国許可を取らずに出国した外国人の数値をいずれも把握できるが、同じ人物が複数回入出国を繰り返していることが想定されるため、出入国者数は、人数というよりは移動回数として理解する必要がある。

(1) 在留外国人統計(ストック)の分析

2007年から2009年における主な国籍の在留外国人の推移を図2に示す。2009年末時点で、日本におけるインド人の在留者数は2万人余りで、60万人を超える中国人、50万人を超える韓国・朝鮮人、25万人余りに減少したブラジル人、20万人を超えるフィリピン人と比べ、非常に少ない。しかし1998年8,648人、2000年10,064人だったインド人は、2007年20,589人、2008年22,335人、2009年22,858人となり、2008年9月の経済危機後は増加率が減少したものの、増加傾向を続けており、ブラジル人等の減少率と比較すると、経済危機の影響はあまり受けていないと言える。

次に、2009年における都道府県別の主な国の在留外国人数の前年からの変化を図3～7に示す。世界経済危機以後、インド人が東京を中心として増加し、中部や関西地方でも微増となったのに対し、

図2 在留外国人数の推移

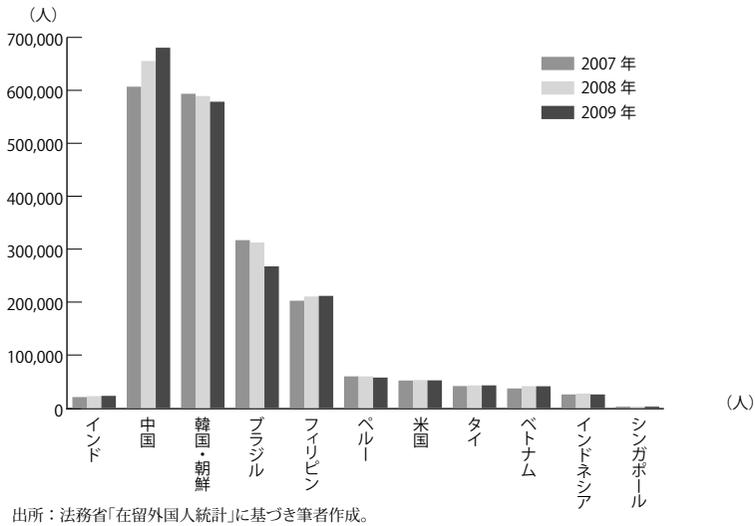


図3 インド人在留者の変化(2007~09)

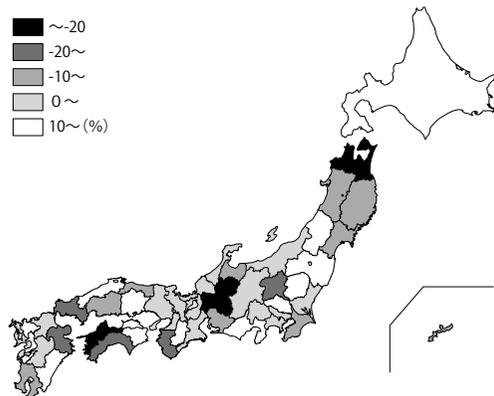


図4 中国人在留者の変化(2007~09)

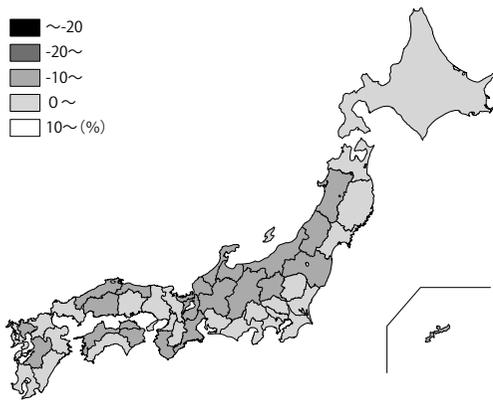


図5 韓国人在留者の変化(2007~09)

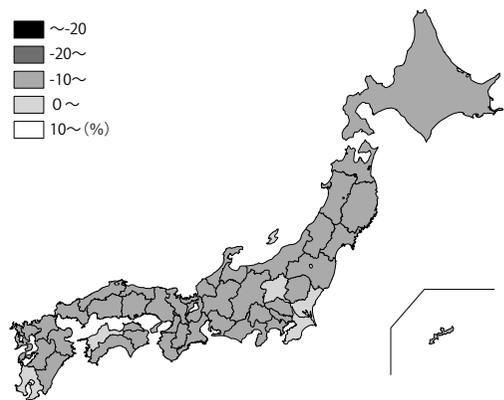
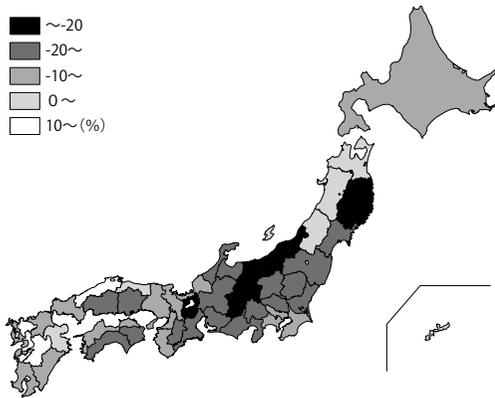
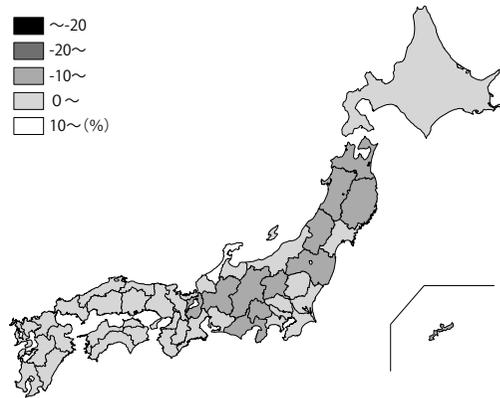


図6 ブラジル人在留者の変化(2007～09)



出所:法務省「外国人統計」に基づき、筆者作成。

図7 フィリピン人在留者の変化(2007～09)



出所:法務省「外国人統計」に基づき、筆者作成。

ブラジル人は、製造業の派遣・請負事業における人員削減のため、中部や北関東を中心に大きく減少した。中国人は、東京など太平洋側の諸都市を中心に増加し、北陸、東北などでは減少している。韓国人は、一部の県を除いて減少気味である。フィリピン人は、中部・東北では減少したが、その他の地域ではむしろ増加している。

(2) 出入国管理統計(フロー)の分析

2007年1月から2010年6月にかけての各月の在留資格別出入国者数の推移を分析する。ここで、各月の短期滞在者のうち、商用短期滞在者の数は公表されていないため、2007～2009年の各月の商用短期滞在者数は、出入国管理統計「新規入国外国人の在留資格」における各年の短期滞在者に占める商用短期滞在者の割合を、各月の短期滞在者総数に乗じて推計した。

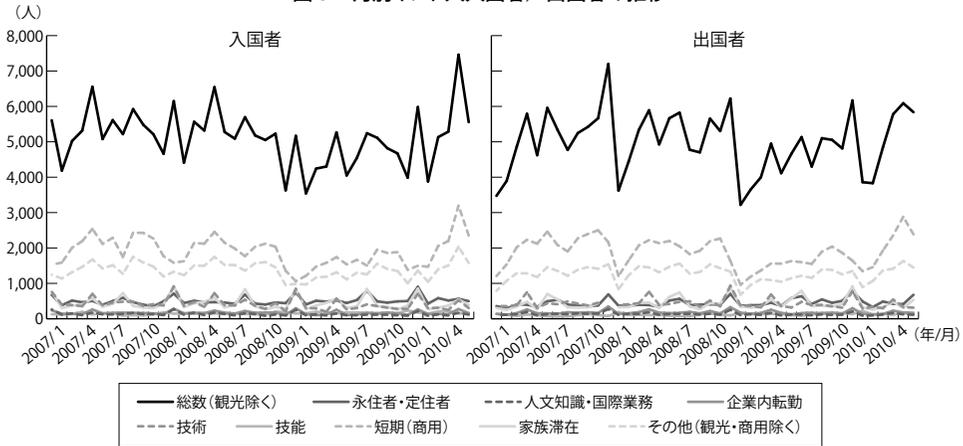
なお、2010年になってからの商用短期滞在者数は、2007～2009年における商用資格者の割合の平均を各月の短期滞在者数に乗じて推定した。

インド人の各月の在留資格別出入国者数を図8に示す。またインドと比較するため、中国(台湾含む)、韓国、ブラジル、フィリピンのデータを利用した。各国の出入国者数を図9～12に示す。

インド人の特徴を他国と比較し考察する。短期滞在(商用)者が最も多く、全体の40%前後を占める。この傾向は、永住者・定住者が多いブラジル、フィリピンと異なる。次いで多いのが、永住者・定住者、技術、家族滞在であり、それぞれ10%程度を占める。技術とは、ICT技術者が主であり、家族滞在はそのICT技術者の家族が多いと考えられる。このことは、前述のオールドカマー／ニューカマーというまとまったインド人コミュニティが存在することを裏付けている。その他の項目はすべて10%以下であるが、他の国と比較すると、わずかながらも割合が多く、多様な技能を持ったインド人が存在していることが推測できる。

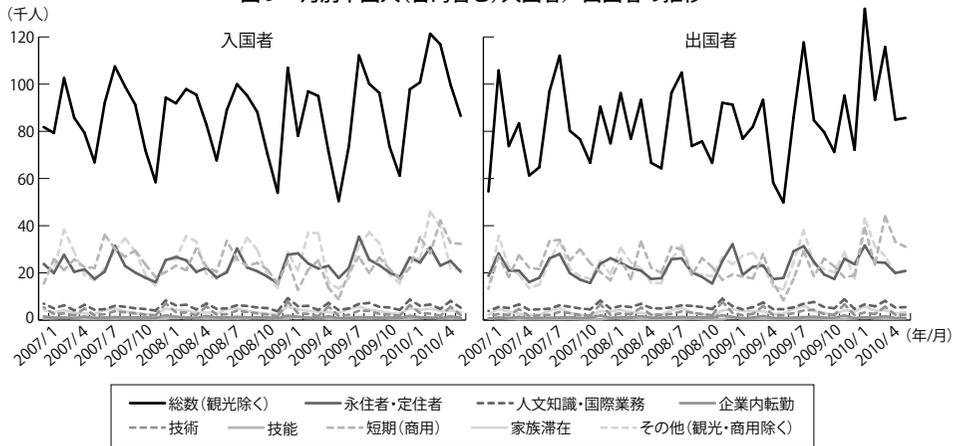
この傾向がもっとも近いのは、中国人であると考えられる。中国人の場合、インドより永住者・定住者が20～30%程度と多く、逆に家族滞在は少ないことから、インド人よりは日本により深く根付いたコミュニティがあると言える。技術者の割合はインドについて多く、特に外国人ICT技術

図8 月別インド人入国者／出国者の推移



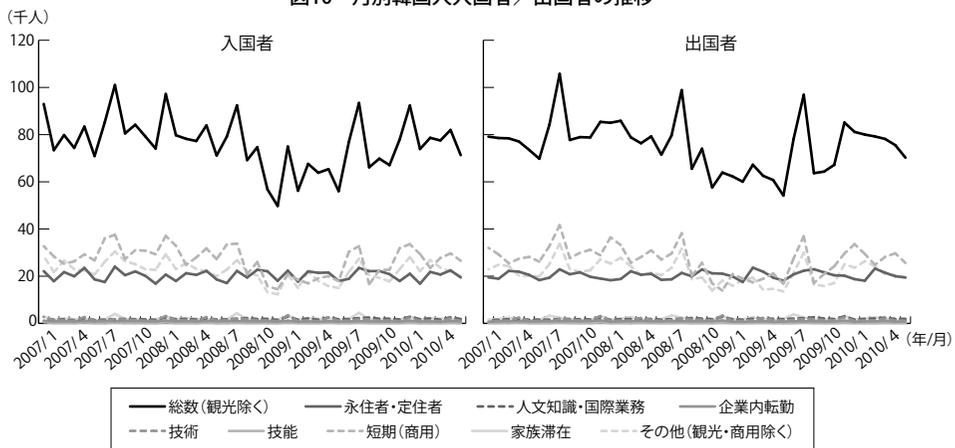
出所：法務省「出入国管理統計」に基づき筆者作成。

図9 月別中国人(台湾含む)入国者／出国者の推移



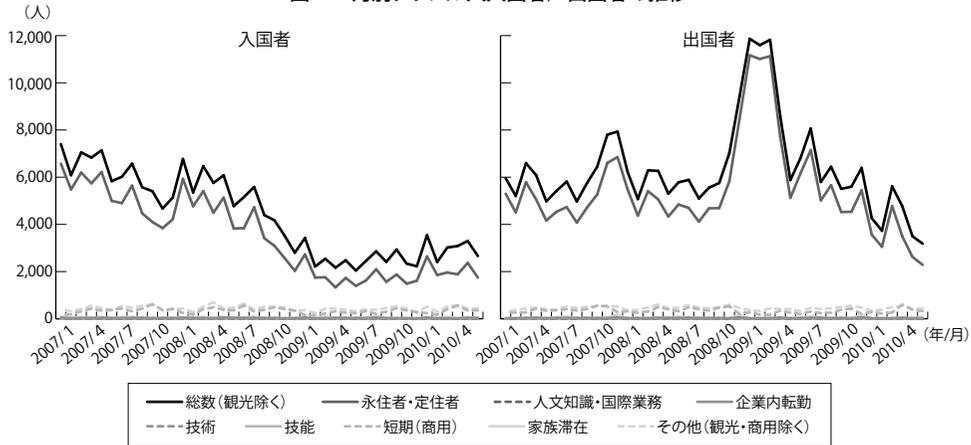
出所：法務省「出入国管理統計」に基づき筆者作成。

図10 月別韓国人入国者／出国者の推移



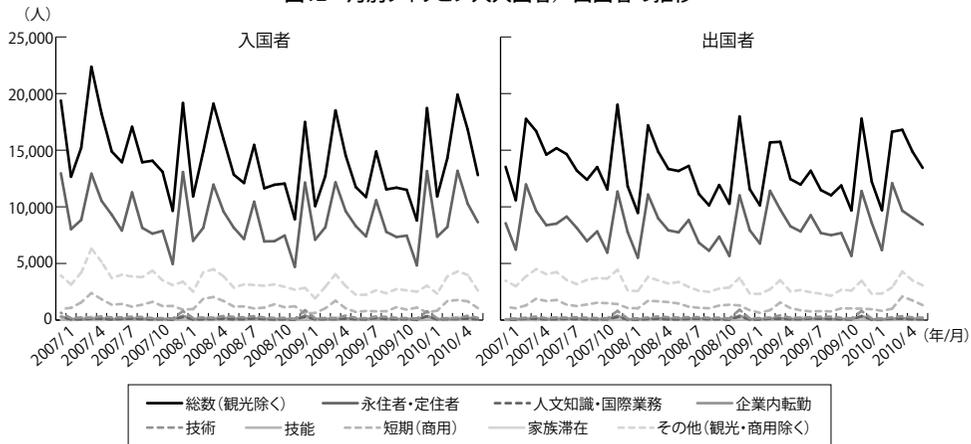
出所：法務省「出入国管理統計」に基づき筆者作成。

図11 月別ブラジル人入国者／出国者の推移



出所:法務省「出入国管理統計」に基づき筆者作成。

図12 月別フィリピン人入国者／出国者の推移



出所:法務省「出入国管理統計」に基づき筆者作成。

者にはインド人や中国人が多いことを裏付けている。

一方、人文知識・国際業務の在留資格を有する人は、中国人に比べて少数である。このことは、インドと日本の機械・部品等の製品に関する貿易が、中国と比べて弱いことを示すと推測できる。

他国についても分析すると、韓国人は中国人の傾向と似ているが、技術や人文知識・国際業務等、専門的な在留資格を有する人の割合が少ない。ブラジル人については出国者が入国者を大幅に上回っており、製造業の人員削減のために在留者が大きく減少したことを裏付けている。ブラジル人、フィリピン人は、永住者・定住者が多く、多様な人材の「交流」が盛んであるとは言えない。

以上のことから、日本とインドの間は決して近くない地理的条件にかかわらず、永住・定住を目的とするインド人のほかに、様々な職種のインド人や、商用目的の短期滞在インド人が存在していた。国勢調査によれば、異なる国籍の外国人と比較すると失業率は低く、統計分析により得られた「技術」や「技能」の在留資格保持者、経営者等のスキルを持った人材が多い事実がこれを裏付けていると考えられる。世界経済危機にもかかわらず、非常に多様な出入国の動向がみられ、日本とインドの間を

行ったり来たりしながら、活発なビジネス交流をしている様子が浮かび上がってくる。

5 在日インド人の日本におけるビジネスの動向——インタビュー調査から

世界経済危機後の影響を考察するために、在日インド人がどのようなビジネスで生計を立てているのかを、顧客層や業態を中心に観察する必要がある。そして、これらの分類にもとづき、インタビュー調査^{*2}で得られた事例を分類し、そのために必要な在留資格を整理すると、以下のようになるであろう(表)。

表 顧客・業態別のインド人ビジネスの形態と在留資格

顧客	業態	事例	主な在留資格
日本企業	アウトソーシング	オンショア・オフショア開発	技術、永住者等
	人材派遣	インド人技術者の派遣	技術等
	コンサルティング	日本企業のインド進出	投資・経営、技術、人文知識・国際業務等
	翻訳	日本企業のウェブサイトの英訳等	人文知識・国際業務、家族滞在(資格外活動有)等
	貿易会社	茶、カレーの輸入	永住者、人文知識・国際業務等
グローバル企業	業務委託	外資系金融機関のグローバルシステム管理	企業内転勤、投資・経営等
	上級管理職等	グローバル企業の社員	企業内転勤
インド含む日本国外	貿易会社	日本の機械製品の輸出	永住者、投資・経営、技術、人文知識・国際業務等
日本人の消費者	レストラン経営等	インド料理等	投資・経営、技能等

出所：筆者作成。

(1) 対インド・アウトソーシング・ビジネス

2000年8月、日印両政府間で、「21世紀における日印グローバル・パートナーシップの構築」が合意された。これを契機に、インドの中小ICT会社に所属するICT技術者を中心とするインド人が流入してきた。世界経済危機によって日本のICT投資が減少(2009年度前年比約5%)したが、インドにおけるオフショア率は数パーセントで、大きな影響はなかった。なお、日本のICT関係のアウトソーシング先の8割は中国(北京、上海及び東北部)が占める。

「21世紀における日印グローバル・パートナーシップの構築」によって、インド人の就労ビザ取得に関する手続と時間が短縮された。こうして、出入国管理及び難民認定法に基づく「技術」の在留資格の所得は、大学卒業を要件とせず、相互認知された国家資格の取得で可能になっている。実際は、インド人によるICTアウトソーシング・ビジネスはコストとスピードが強みであるため、基本的に、「オフサイト」であるインドでICTのソフトウェアを構築する。これに対し、ICTソフトウェア開発の初期段階においては、「オンサイト」の日本で、顧客との開発の要件や定義等に関する折衝が必要なため、インド人が短期間来日する。この場合のインド人は、ICT技術に精通したシニアな人材が多い。これら

人材の多くは、国内では外国人登録をせず、日本の統計に反映されない。なお、派遣・請負契約で就労するインド人は、外国人登録した場合も、契約が切れると、再入国許可を得て一旦国外に退去している可能性がある(村田, 2009)。関東地方で最大(約1万人が登録。1977年創設)のインド人コミュニティ Indian Community Activity Tokyo (ICAT)の代表者に対するヒアリングによれば、これらのICT人材の来日は、世界経済危機下のコスト削減の必要から減少傾向にあるという。

(2) 対グローバル企業のビジネス

インドの大手ソフトウェア会社は、ソフトウェアの要件・定義から、納品までの一連のプロセス・エンジニアリングに強みがあり、元請事業者として活動するのが基本である。しかし日本のICT産業の基盤システム開発案件では、日本の大手ICT会社を元請とする受注の方が競争上優位な立場にあるので、インド大手ICT会社は、日本に進出するグローバル企業、特に外資系金融機関のICT基盤ビジネスを展開している。グローバルな金融機関は世界経済危機を受けて香港やシンガポールに拠点を集約し、日本からそれら地域への人員の再配置が生じた。

(3) 日本とインドのパートナー・ビジネス

日印両政府は、2009年12月「日印戦略的グローバル・パートナーシップの新たな段階」に調印し、日本のODAによるインドの貧困削減、経済社会インフラ整備、環境問題への対応等を通じた協力関係強化を打ち出した。日印の架け橋を目指し起業したインド人によれば、世界経済危機で日本のICTオフショアの開発の案件は減少したものの、新しい日印関係から生まれるビジネス、特に、環境技術の移転等で新たなビジネスチャンスが開かれるとしている。

(4) 日本におけるインド人ベンチャー企業

日本でICTビジネス等を経験したインド人が、日本国内で起業するケースが見られる。これらの起業家は、日本には独特のICT産業のシステムがあるため、ICT産業そのものに従事することはしていない。むしろ、ICTを駆使したビジネスモデルを構築し、当初からグローバル市場を視野に入れていることを特徴とする。これらの起業に対し、アメリカのインド人コミュニティがスタートさせた起業家支援国際NPOであるTiEが支援している

(5) 拡大する日印貿易の仲介ビジネス

戦前は、繊維貿易を中心に拡大した日印貿易だが、戦後は、茶やカレーの輸入以外に見るべきものはなかった。近年、日本企業のインド投資に伴い、自動車部品やエレクトロニクス部品を中心に急拡大し、貿易仲介ビジネスは多様化し、拡大する傾向がみられる。

6 インド人のビジネス・ネットワークの類型

以上のようなインド人のビジネス・ネットワークについて、インタビュー調査をもとに、その情報を

整理してみると、以下ようになる。

(1) インド貿易商協会 (IMAY: The Indian Merchants Association for Yokohama, オールドカマー・定住型)

1858年の横浜開港の後、欧米諸国との通商条約に基づき、大英帝国臣民 (British Subjects) の身分で、インド人の貿易商が日本に入国し日本の絹製品の輸出などに従事した。1923年の関東大震災で35人ものインド人が死亡し、インド人コミュニティの中心は、その後、長い間神戸に移った。日本の敗戦後も、横浜に残っていたインド人貿易商は、進駐軍の物資調達で事業を拡大したが、その後、繊維貿易中心だった当時の日印貿易は縮小傾向をたどった。

しかし1990年代になり、インド経済が開放政策に転換してから、茶やカレーなどの輸入に加え、日本からエレクトロニクスや自動車部品の輸出を拡大し、さらに金融関係やソフトウェア関係のエンジニアなどの滞在者は、世界経済危機にかかわらず増加傾向を継続している。インド貿易商協会は、中華街に隣接した地域にあり、集会所のほか、各種宗教で共用する礼拝所を備える。滞在期間の長いインド人は、日本生まれの6・7世の世代を迎えるが、ほとんど日本国籍を取得していないのには驚かされる。インド人ダイアスポラの日本及び関係国における歴史については、Lal (2006) を参照されたい。

(2) 江戸川インド人コミュニティ (ICE: Indian Community of Edogawa, ニューカマー・非定住型)

2000年8月、日印両政府間で合意した「21世紀における日印グローバル・パートナーシップの構築」と、1990年代後半の金融ビッグバンに伴う金融機関の合併等によって増加したICT投資によって、インド人のICTエンジニアの来日が増加した。これらのインド人は「ニューカマー」と呼ばれ、UR等の大規模団地のある東京都江戸川区葛西地域に集積した。江戸川インド人コミュニティ登録リストは、現在既に4,000名程度に達している。江戸川区のインド人コミュニティの世話人のインド人によれば、東京都江戸川区に住むインド人の数自体は、世界経済危機にもかかわらず、変化はないという。日本のICT産業のアウトソーシング・コストの削減を受けて、高い技術を有するが報酬の高いインド人は第三国へ移り、現在は報酬の低いインド人に入れ替わったという。また、これらのニューカマーのインド人は、若い夫婦も多く、子ども達を伴っていることから、教育へのニーズが高い。これらのニューカマーは、インドに帰ることを前提としているために、インド式の教育を望んでいる。欧米系のインターナショナルスクールは授業料が高額なため、独自にインド政府の文部科学省と交渉した。インド政府からの金銭的な支援はないものの、インド政府の認可を得て、江東区にIndia International School in Japan (IISJ, 2004年)、江戸川区にGlobal Indian International School (GIIS, 2006年)を設置した。また、江戸川のインド人コミュニティICEの世話人が窓口となり、江戸川区の廃校を利用して、2010年に新たなインド人学校を設立した。ここで、IISJとGIISは別組織であるので注意を要する。

(3) 東京都大田区の西ベンガル協会 (ニューカマーとオールドカマー・定住型と非定住型の混成)

東京都大田・品川区を中心に居住する西ベンガル州出身のインド人数百名の小規模なコミュニテ

イは、自営業者、教育関係者、エンジニアリング業やコンサルタント業従事者、金融・保険関係者など多様な人々からなる。近年、ICT技術者も加わったが、芸術活動で生計を立てる人々も参加し、定住及び非定住のインド人の混成のコミュニティを形成する。特に、西ベンガル地方を中心に、女神ドウルガが新年に天から降りて再び戻るのを祝うドウルガプジャ (Durga Puja) の祭は、地域に住む人々や企業の寄付をもとに入念に準備され、毎年9月下旬に盛大に行われる。2008年9月、世界経済危機の影響で、金融関係で働くメンバーが香港などに異動し、祭の開催が危ぶまれたこともあった。

(4) インド人起業家のネットワーク (TIE: The Indus Entrepreneurs, ニューカマー・非定住型)

1990年代のインターネット及びICT技術によってもたらされた米国のグローバル・ビジネス、特に金融のグローバル化に伴い、進出先の各国を繋ぐICTインフラを支えるビジネスの担い手として、インド人による企業が成長してきた。日本でも、1990年代後半の金融ビッグバンと呼ばれる金融規制緩和により、外資系金融機関のビジネスがより展開しやすくなった。こうして、多くの外資系金融機関が上陸し、それに呼応する形で、インドICT大手企業が日本に上陸してきた。

この背景で来日したインド人は、当初、従前の在日インド人と一緒にIndia IT Clubをはじめとするビジネス・コミュニティを形成し、対日ビジネスを模索した。しかし、日本のICT産業では、インド人の得意分野であるプロセス・エンジニアリングへの参入障壁が高いため、その活動は伸びなかった。それでも、インド人たちは、米国・カリフォルニア州のシリコンバレーで創設した世界起業家支援NPOのTiEの日本支部を作る(2007年)など、グローバルなビジネス・コミュニティの活動を強化してきた。TiEは、インド人が創設者ではあるが、既にグローバル組織となっている。日本支部も、インド人だけではなく、アメリカ人、インド人、日本人、中国人等が参加してグローバルな視野での起業情報を交換し、人的コネクションを移転する。

(5) 関東インド人コミュニティ (ICAT: Indian Community Activities Tokyo, ニューカマーとオールドカマー・定住型と非定住型の混成)

ICATは、2010年に設立30年を迎えた組織で、活動は主に関東地区に在住するインド人によって担われている。本組織は、純粋にボランティアな団体とされ、会費も会則もない。メンバーは、インド人、インド系外国人、インド人の配偶者である。

(6) インド工科大学日本同窓会 (IIT Japan: Indian Institutes of Technology Japan, ニューカマー・非定住型)

インド工科大学の同窓会は、東京に日本支部を置いている。IITは、インド国内に7校ある国立の高等教育機関で、国家的な重要性を有した研究機関とされ、高い研究水準で知られている。実際、シリコンバレーで設立された企業のうち、約60%はIITの卒業生が創設者やCEOレベルの役職についている。また、2005年のTIME誌の高等教育特集においてIITは世界で3番目に優秀な工科大学として評価された。IITは、米国議会の決議において、その経済と社会に対する貢献により栄誉を受けた唯一の外国大学である。同窓会員の中からは、ア룬・ネトラバリ氏 (Arun Netravali, ベ

ル研究所前代表)、グルラージ・デシュパンデ氏(Gururaj Desh Deshpande, Sycamore Networks, Inc.創設者および会長)、ビノッド・コスラ氏(Vinod Khosla, サンマイクロシステムズ設立当初のCEO)、ラジャット・グプタ氏(Rajat Gupta, マッキンゼー元取締役)、ビクター・メネゼス氏(Victor J. Menezes, シティグループ元副会長)、アルン・サリン氏(Arun Sarin, ボーダフォンCEO)、アルジュン・マルホトラ氏(Arjun Malhotra, ヘッドストロングCEO, HCL共同設立者)、ラグウラム・ラジャン氏(Raghuram Rajan, 国際通貨基金経済参事)、ナラヤン・ムウルティー氏(Narayana Murthy, インフォシステクノロジーズ設立当初のCEO)等を輩出した。その他にも、インドの同窓会員は産・官・学界の高い地位を占める。

7 結論と今後の展望

本稿は、国外に膨大な「ダイアスポラ」を擁するインドが、グローバル経済のなかで、如何なる越境ビジネス・ネットワークを展開して経済発展をとげようとしているのか、そうしたビジネス・ネットワークの動向が、どのように、在外インド人又はインド系移民のコミュニティの動向に反映されているのかを、日印の経済関係の新たな展開のなかで究明することを目的とした。

このため、まず①2008年9月に発生した世界経済危機のインド人に与えた影響を、2007年から2009年までの在留外国人統計(ストック)と出入国管理統計(フロー)を用いて明らかにし、異なる外国人のグループとの比較を行った。

その結果、日本における在留インド人は2万人余りで、中国人(60万人超)やブラジル人(25万人超)などとくらべると、現時点では極めて小さい。しかし、インド人の場合、(i)定住・永住的なインド人、(ii)技術や技能などの在留資格による就労者とその家族、それに(iii)短期滞在によるインドと日本の間を行き来するビジネス交流の3つの大きな層が存在し、世界経済危機にもかかわらず、東京を中心に増加傾向にあることが、全国及び地域の統計において確認された。

また、②日本国内のインド人にインタビュー調査を行い、インド人の属するビジネス・ネットワークの実態を明らかにしながら、インド人により国内で地理的空間に形成されたコミュニティの動向を明らかにした。

その結果、以下のことが明らかになった。

第1に、日本国内のインド人は、1世紀以上の歴史をもつ貿易商(オールドカマー)が根を下ろしつつ、グローバル展開する金融機関の世界システムの保守管理や、日本とインドの間の新たな環境関連事業、国内でのベンチャーなど、様々な形態のビジネスを展開している。なお、意外なことに、ICTのアウトソーシング・ビジネスでは中国に大きく水をあけられている。

第2に、世界経済危機の影響で、グローバルな事業再編が生じているため、非定住型で日本とインド間の入出国を繰り返す、新たな在日インド人層が増加している。なかには、労働者派遣など不安定な就労形態で単身のまま来日する者もいる。このように、日印間の人の移動は、ただ増大しているだけでなく、その構成が、グローバルな事業の見直しのなかで、大きく変化しつつある。

第3に、インド人は、日本における定住型(ブラジルやフィリピン)の外国人と比べると、はるかに

移動が激しい。その結果、インド人のコミュニティは非常に多様性があり、地縁で固まっているコミュニティや、ダイナミックに外と繋がるコミュニティが存在しており、必ずしも地縁にこだわらず、ビジネスをベースにネットワークを拡大していくと見込まれる。

今後のインドの経済発展のなかで、国外に居住し活動するダイアスポラに対する期待は非常に大きい。実際、国外のインド人コミュニティは、様々な人材による多様な編成になっており、先進国から途上国まで、様々なビジネスに対応できる人材が、グローバルなネットワークを成している点に注目すべきである。

世界経済危機で大きく傷ついた欧米経済に代わって、新興国経済が世界をリードすることが期待されているなかで、日本とインドは、様々なレベルで相互補完性を発揮できる可能性がある。日本人や日本企業は、グローバルな情報を持って活動しているインド人のビジネス・コミュニティとさらなる連携をしていく必要がある。また、日印間の経済関係が拡大していくなか、日印経済の補完性を人材交流面でも追求する必要がある。そのため、日印間の留学生の受入れ拡大や、共同の研究開発の推進も重要である。また、日本人のインドでの活動の円滑化と同時に、インド人がスムーズに両国経済に貢献できるようにするため、非定住型の人材の受入れ円滑化のための出入国管理面の措置を検討すべきである。

以上のような展望をもとに、引き続き在日インド人の越境ビジネス・ネットワークとダイアスポラ・コミュニティの研究を続けることが必要である。

*1 インド国外に居住するインド系の人々の呼称として、①インド国籍を保持している在外インド人(Non-Resident Indians: NRI)と、②非インド国籍になった者とその子孫を意味するインド系移民(People/Persons of Indian Origin: PIO)の2つがある。

*2 本稿のインタビューは、次の通り実施した。2008年7月19日、インド貿易商協会幹部/2009年10月3日、東京大田区・西ベンガル協会幹部/2010年4月9日、大手ICT会社幹部/2010年4月13日、コンサルティング会社幹部/2010年4月13日、貿易会社幹部/2010年4月14日、ベンチャー企業創業者/2010年4月20日、貿易会社幹部。

《参考文献》

- ・井口泰, 2006「東アジアの人材移動と域内のR & D機能」伊藤正一編著『東アジアのビジネスダイナミクス』お茶の水書房, 213～236頁
- ・梶田孝道・丹野清人・樋口直人, 2005「顔の見えない定住化—日系ブラジル人と国家・市場・移民ネットワーク」名古屋大学出版会
- ・古賀正則・内藤雅雄・浜口恒夫編, 2000「移民から市民へ—世界のインド系コミュニティ」東京大学出版会
- ・澤原則・南埜猛, 2003「グローバル化下の在日インド人社会—エスニック集団と『場所』との再帰的關係」秋田茂・水島司編『現代南アジア 第6巻 世界システムとネットワーク』東京大学出版会, 347～367頁
- ・—————, 2008「グローバル経済下の在日インド人社会における空間の再編成—脱領域化と再領域化に着目して」高原明生・田村慶子・佐藤幸人編『現代アジア研究 第1巻 越境』慶應義塾大学出版会, 269～295頁
- ・独立行政法人国際協力機構, 2007「特集インド: アジアの新時代を築くパートナー」(<http://www.jica.go.jp/publication/monthly/0701/index.html>)
- ・夏目啓二編, 2010『アジアICT企業の競争力—ICT人材の形成と国際移動』ミネルヴァ書房
- ・内閣府, 2010『海外経済データ 平成22年11月』
- ・村田晶子, 2009「『外国人高度人材』の受入政策と就労実態の分析—インド人ITエンジニアの請負労働の分析から」2009年度移民政策学会秋季研究大会報告(2009年度9月26日於慶應義塾大学)

- ・ 南埜猛, 2008「インド系移民の現状と動向—インド政府発表資料(1980年報告と2001年報告)をもとに」『移民研究』4号, 31~50頁
- ・ Bengali Association Tokyo, Japan, 2009, *Durga Puja on 2nd and 3rd October* (<http://www.batj.org/RecentPastEvents.htm>)
- ・ Iguchi Y., 2008, "New Indian Diasporas in Japan and New Japanese Diasporas in India: Contribution to the economic integration of East Asian region" Lecture at Nehru University, New Delhi, India on November 15, 2008
- ・ Khadria B. (ed)., 2009, *India Migration Report 2009*, Harvard University Press
- ・ Khadria B. (ed)., 2010, *India Migration Report 2010: The Americas*, IMDS, JNU, New Delhi
- ・ Lal B.V. et. al., 2006, *The Encyclopedia of the Indian Diaspora*, University of Hawai Press

Development of Indian Communities after the Global Economic Crisis in Japan

From the Aspects of Transnational Business Networking

SATO Hiroaki / IGUCHI Yasushi

Japan Research Institute / Kwansei Gakuin University

key words: Non-resident Indians, Indian migrants and Indian diaspora community, Transnational business networking

The objective of this paper is to explore how Indian business networks are developing in the world and how Indian diaspora communities are changing in Japan under the global economic crisis. The authors 1) statistically demonstrated the effects of the crisis on migration of Indians both in terms of flow and stock, 2) intensively made interviews with Indians in to identify developments of Indian business networking and local communities in Japan. Findings are as follows; Indian inhabitants are only 20thousand and growing especially in and around Tokyo, while Chinese are 600 thousand and Brazilian are 250 thousand. They consist of long-term residents; workers with status of residence “technology” and “skilled labor” as well as their families and business travelers. There are diversified businesses of trading, maintaining the system of financial institutions, environmental protection and venture business. Under such circumstances, 1) there are more and more Indians moving between India and Japan, 2) Indian communities are so flexible and diversified in comparison with those of Brazilians or those of Europeans. In order to make use of complementarities between Japan and India, it is important to collaborate with Indian business communities and strengthen human resources development.

投稿論文

リベラルな移民国家における 難民保護の質的変容 ドイツの事例から

昔農英明 日本学術振興会

キーワード：リベラルな移民国家，難民保護，ネオ・リベラリズム

本稿の目的は、ナチズムの歴史的過去を通じて第二次世界大戦後に成立したドイツのリベラルな難民政策が、質的にいかなる変化を遂げていったのかを、広義の移民政策との関係の中で明らかにすることにある。具体的には以下の3つの点を明らかにする。第1に、戦後の冷戦体制の中でドイツの難民政策はどのように実施されていたのかという点、第2に、「非移民国家」という公式テーゼと難民政策がいかなる関係性を有していたのかという点、第3に、ドイツが公式の移民国家へと変貌を遂げる中で、難民政策はいかに変化したのかという点である。

1 はじめに

近年西欧諸国においては、1970年代以降続けられてきた労働移民の受け入れを停止する政策方針が変更され、新たに移民を受け入れる政策が策定されることでリベラルな移民国家へと転換するケースがみられるようになった。本稿で言うリベラリズムとは、個人の権利、平等、自由放任経済を尊重する理念をさし、リベラルな移民国家とは、そうした理念を国家存立の基盤とするリベラルな国家(自由主義国家)のうち、公式の移民政策を策定している国家である(Hollifield, 2004; Joppke, 2007)。

西欧諸国においてリベラルな移民国家へと転換した典型的なケースが、ドイツである。ドイツは周知のように、これまで多くの定住外国人を抱える事実上の移民国家であったにもかかわらず、「非移民国家」の政策指針を堅持し、結果、彼らの社会統合を放置してきた。ところが1990年代後半以降、事実上の移民国から公式の移民国へと転換し、こうした過程により、ドイツは移民国家としての正常化への第一歩を歩むようになったと評価されている(近藤, 2007)。リベラルな移民国家では、労働移民、難民、家族呼び寄せ移民などのあらゆる種類の移民が定住を前提に受け入れられる。

そうした一方で、このリベラルな移民国家は、海外から高度技能移民を積極的に受け入れ、逆に人道的な観点からの移民の受け入れを制限する選別性に特徴づけられた移民政策を構築しているとも指摘されている(Joppke, 2007; Bommes, 2008; 久保山, 2003)。こうした選別的な政策が策定

される背景には、今日、政治・経済・社会体制のあらゆる領域においてイデオロギーとして圧倒的に優位であるネオ・リベラリズム(新自由主義)が影響している(塩原, 2005)。ネオ・リベラリズムは市場の自由を最大化するとともに(Harvey, 2005=2007)、個人が福祉に依存せず、経済的に自立することを促進するためのイデオロギーである(渋谷, 2003)。これにより、市場原理の徹底と福祉国家機能の再編・縮小が進められ、その中で経済的貢献度が高く、再生産費用が低く抑えられる高度技能移民の受け入れが積極的に行われるようになった。したがって移民は、経済に対する貢献が顕著にみられる、ないしは経済的に自立している限りにおいて、受け入れ国において諸権利を享受する傾向が一段と強まっている。

さて、リベラルな移民国家において、ネオ・リベラリズムのイデオロギーの影響を受けた選別的な移民政策が策定されているとすれば、移民政策においては、高度技能移民の積極的な受け入れと人道的に受け入れられる移民の排除という二項対立図式が成立するものと想定されるが、このような図式は実際上成立していると言えるのであろうか。本稿では、ナチズムの歴史的な過去により難民保護が特別な意味合いを有しているドイツの難民保護を事例として分析することにしたい。

ドイツの難民問題に関する国内外の先行研究には、ドイツ難民法制を法的に解釈するものや難民政策の変遷を概説するものが多くある一方で^{*1}、難民政策が、その上位区分としての広義の移民政策とどのような関係性を有しているのか^{*2}、そしてそのような関係性の中で、難民政策はいかに変化してきたのか、既存研究では必ずしも明らかとなっていない。

以上の点を踏まえた上で、本稿では、ドイツの難民政策が質的にどのように変容したのかを、広義の移民政策との関係性の中で明らかにする。本論で用いる資料は、連邦議会議事録(Bundestag Plenarprotokoll: 以下BT)、連邦参議院議事録(Bundesrat Plenarprotokoll: 以下BR)、連邦議会資料(Bundestag Drucksache: 以下BT-Drs.)、政府機関発行資料、二次文献などである。

2 難民受け入れの法的根拠

ドイツにおける難民受け入れは基本法(憲法)、庇護手続き法などさまざまな法規定に依拠して実施されている。まずは今日ドイツで行われている難民受け入れにおいて法的に使用される諸概念を整理することにしたい。

ドイツの難民保護は、基本法の規定をもとに行われている。1949年に成立したドイツの基本法の16条2項2文(現行16a条1項)では、「政治的に迫害されている者は庇護権を享有する」と定めている。国際法では難民の庇護権を付与する権限は国家の裁量権にあると解釈されるのが一般的であるが、ドイツでは庇護権は国家の裁量ではなく、難民個人の請求権として認められており、そうした点で他国の難民保護法制と比較して画期的であると評されている(本間, 1985)。そうした法規定を設けた背景には、ナチズムの歴史的な過去がある。基本法の制定委員会のメンバーの多くがナチズムの恐怖政治を経験し、他国で保護を受けることができた、もしくは受けることができなかった悲惨さを目の当たりにした。ドイツの基本法の庇護権規定はこうした背景のもとで成立した(Münch, 1992: 17)。

同法における政治的な迫害は、一般的には庇護を享有しうるに値するような、国家もしくは国家に準ずる主体による迫害を被ったか、もしくは出国に際して、その蓋然性が著しく高いと判断される場合に付与される。

第2に、この基本法の庇護権規定における庇護権が付与されなかった場合でも、それ以外の法的資格で、ドイツにとどまることができる可能性がある。その一つが、滞在法60条1項にもとづく保護であり、これは難民条約が規定する、出身国に送還した場合に、その出身国において生命、身体、自由に何らかの迫害を受けるおそれのある場合に付与される。具体的には、非国家主体による迫害やジェンダー特有の迫害において認められる。基本法の庇護権と区別するために、小庇護と通称されることがある。

第3に、滞在法60条2, 3, 5, 7項に従って、人道的、国際法的観点から滞在許可を取得できた人々である。

第4に、滞在許容(Duldung)にある難民である。この取り扱いを受けた人は当該居住地域の外国人局に、3カ月ないしは6カ月ごとにその滞在のための申請を行わなくてはならない。こうした取り扱いはあくまでも国外退去が猶予されたという行政措置にすぎず、彼らはドイツから出国する義務があるが、その多くがドイツに数年以上とどまり、事実上移民化している。滞在許容の扱いを受けた外国人は、その大多数が庇護申請を却下され、国外への出国を猶予された難民である(Laubenthal, 2008: 10; BT-Drs.16/5065: 201)。彼らは近年まで事実上就労が禁止されてきた。また彼らに対する給付も社会扶助より30%から35%ほど減額され、原則現物の形で実施される^{*3}。

今日の難民保護においては、1970年代以降の難民受け入れ制限政策の構築にともない、庇護権規定が極めて狭義に解釈されている。そのため基本法庇護権規定にもとづいて庇護権を得た者の数は極めて少なく、申請者全体のうち数パーセントにとどまる。その一方で基本法の庇護権規定に該当する難民ではないものの、人道的な観点から補完的に保護を受けた者の数が庇護認定を得た者の数に比較して多い。ドイツの難民保護は政治的迫害を受けた者への庇護権の保障とそれ以外の形での保護から成り立っている。例えば2008年の申請者20,817人のうち、基本法16条にもとづいて庇護の認定を受けた者は233人(全体の1.1%)であるのに対して、小庇護の認定を受けた難民は7,058人(全体の33.9%)、滞在法60条2, 3, 5, 7項に従って保護を得た者は562人(全体の2.7%)であった(Bundesamt für Migration und Flüchtlinge, 2009: 45)。また滞在許容の扱いを受けた外国人は2006年時点で174,980人であった(BT-Drs.16/5065: 201)。

3 「非移民国家」におけるドイツの難民政策

(1) リベラルな難民政策

冒頭指摘したように、戦後のドイツは長年にわたり定住を前提とする移民を受け入れない非移民国家であったが、ナチズムの歴史的な経緯から難民を受け入れ、難民個人の庇護権を尊重する政策を実施してきた。ただドイツのリベラルな難民保護は、冷戦体制における政治的バイアスに大きく依拠していたことも事実であった。ドイツの難民受け入れは、冷戦体制下では東欧諸国出身の難民を受

け入れるという形で機能しており、それにより難民保護は寛大に行われていた(Münch, 1992)。そのような状況では、申請者の出身国が東欧諸国であれば申請者が政治的迫害を受けたかどうかはさして問題とはならない時期があった。当時の連邦議会の議論においてもこの点を確認することができる。

1965年にバイエルン州の国境管理当局が、明らかに政治的な迫害を受けていない者を東欧の出身国に送還したことがメディアを通じて明るみになると、翌年の連邦議会において、与野党の政治家が連邦内務省の政策対応を批判した。このときに論点となったのは、基本法上の政治的被迫害者には該当しない、もしくはその他人道的な理由での保護も必要としない、いわゆる「経済難民」を送還すべきかどうかという点に加えて、こうした「経済難民」は潜在的には政治的な被迫害者にあたるかどうかという点であった。

連邦議会の審議の中で、まずキリスト教民主同盟(以下CDU)に所属するロールマン(Dietrich Rollmann)が、当局がドイツの国境付近において難民を予備審査し、そのうちの何人かを庇護申請を受けさせずに出身国に送還したことにに関して、シェファー(Hans Schäfer)連邦内務次官に対し、政治的な被迫害者だけではなく「経済難民」にも庇護申請の門戸が開かれているべきではないかと指摘した(BT, 5/16: 611)。他方で、野党の社会民主党(以下SPD)に所属するフォッケンハウゼン(Hermann Schmitt Vockenhausen)は、より踏み込んで政府の対応を批判し、「経済難民」に対する連邦内務省の対応を以下のように質した(BT, 5/16: 612)。

われわれの基本法の16条の規定では、共産主義の東側諸国において発生している状況がいまだに考慮されてこなかったことと、現状は人道的な観点、また公正な点からも到底満足できないということを内務次官、あなたは自覚しているのですか。われわれが保護の欠陥を放置するならば、こうした事態は、われわれ自由主義的な国家にとって容認されることではないでしょう。

これに対してシェファー連邦内務次官は、昨年からこうした難民の送還が実施されないようにし、今後も行われぬようにする政策方針を明日、明後日にも行われる予定の連邦・州の内務大臣による会議(以下内務大臣会議)において決議する方向で調整しているとする答弁を行った。

また連邦内務次官が、ドイツから送還されたハンガリー出身の難民が出身国において出国および旅券規定の違反により執行猶予の付いた禁固刑になった点を把握していると、CDUのギウリニ(Udo Giulini)議員の質問に答えたことに対して、自由民主党(以下FDP)のメルシュ(Karl Moersch)議員は、以下のように「経済難民」を潜在的な政治的被迫害者と前もって捉えられるのではないかと発言した(BT, 5/16: 615)。

内務次官、私はあなたの答弁から、送還された難民は出身国において基本的に政治的な迫害を被るわけですから、最初から庇護の概念を適用することを想定できるものと結論付けてもよいのでしょうか。

連邦議会の与野党議員の発言からもわかるように、ドイツに庇護を求めてやってきた難民が政治的被迫害者には該当しない場合であっても、出身国に送還され、共産主義政権によって西側自由主義諸国に逃亡した罪が問われるならば「経済難民」は結果として政治的な被迫害者と同等ではないかと認識されていた。連邦議会議員が政府側の対応を批判したことを受けて、1966年の内務大臣会議において、難民申請を却下され、ドイツからの出国義務が課せられた難民であっても、人道的、手続き的な観点から国外退去が猶予され、ドイツでの滞在が認められる決定がなされた。国外退去を猶予された東欧諸国出身の難民は、通常2年後に滞在許可を取得することができた(Münch, 1992: 46-47)。彼らは難民収容施設ではなく個別の住居に住むことができ、のちに難民に対して禁止されるようになった就労に関しても、この当時は就労許可が問題なく発行され、難民は就労することができた(Münch, 1992: 62)。

(2) 抑制的な難民受け入れ政策への転換

1960年代までのリベラルな一面を有していた難民政策は、しかしながら、1970年代以降に流入する難民が量的・質的に変化したことにより大きく変容するようになった。1970年代以降、ドイツでは外国人労働者の受け入れ停止により、難民保護制度を利用して入国を試みる者が増えた。また第三世界において内戦・紛争が増加し、流入する難民数は増加することになった。これによって、1960年代までは原則数千人台で推移していた難民申請者数は、1976年に1万人に達し、1980年には10万人の大台を超えることになった。またその出身地域の構成を見ても、1968年にはヨーロッパ系の難民の割合が93%、非ヨーロッパ系の割合は7%であったのに対して、1977年にその構成は逆転し、ヨーロッパ系が25%に対して非ヨーロッパ系の難民の割合はおよそ75%となった(Münch, 1992: 63)。

こうした「経済難民」は庇護権の「乱用者」として見られ、そうした乱用者数を抑制するために難民受け入れ制限策が実施された。その政策の内容は、難民申請者のドイツへの入国制限、難民認定の厳格化、難民の就労の禁止、社会扶助の削減、収容施設への受け入れの推進であった。さらに1980年代後半以降には、庇護の「乱用者」だけではなく、難民申請者総数を抑制するためには、もはやナチズムの歴史的過去によりタブーとされていた基本法の改正を行うことが不可欠であると、保守派が強硬に主張するようになった。その論拠として提示されたのが、「ドイツは移民国家ではない」という公式見解であり、さらに法改正の推進を後押しする効果を持ったのが、欧州統合にともなって進められていた共通難民政策の策定であった。以下ではこの2つの点を検討することにしたい。

1986年にキリスト教社会同盟(以下CSU)所属のシュプランガー(Carl Dieter Spranger)連邦内務次官は、「経済難民」の受け入れに関して「ドイツは移民国家ではない」とする公式見解を持ち出して、その受け入れを次のように否定した(BT, 11/106: 7328)。

われわれは移民国家ではありません。われわれは多文化・多民族社会を得ようと努めるわけではありません。その出身国において、いわゆる多文化・多民族社会における共生が完全に失敗してしまったために、庇護権申請者の多くがドイツに逃走してきたのです。

実質的な移民である「経済難民」を締め出すために利用された「ドイツは移民国家ではない」とする論理は、連邦議会におけるCDUの議員の主張においても確認できる。CDUのオルデローク (Rolf Olderog) は、この小さな人口密度の高いドイツには、すでに200万人もの失業者がおり、70万人の難民を含む470万人の外国人がいるという状況で、これ以上の難民の受け入れは、社会統合のコストとエスニック・コンフリクトに対処できる限度を超えるものとなり、不可能だと主張した。さらにオルデロークは、ドイツ国外からのヒトの受け入れは、東ドイツから流入するユーバージードラーと、ドイツ系であることを理由に行われる迫害から逃れてくるアウスジードラーに絞られるべきだと主張していたが (BT, 10/246 : 18998) *4, これを繰り返すように次のような発言をした (BT, 11/106 : 7332-7333)。

基本法の再統一の規定はいったいどうなるのでしょうか。われわれには多民族・多文化社会となることを望む代わりに、民族の統一を堅持しようとする義務はないのでしょうか。

ドイツは移民国家、多文化社会ではないし、そうした国家になることも欲しているわけではない。われわれが行うべきことは難民の受け入れではなく、ユーバージードラーやアウスジードラーという在外同胞の受け入れであり、冷戦体制の中で分断されたドイツ国家の再統一であると主張した。政府与党は「政治的な単位と民族的な単位とが一致しなければならないと主張する一つの政治的原理」としてのナショナリズム (Gellner, 1983=2000 : 1) を楯にして、その障害となる難民受け入れの制限、すなわち基本法の改正を強硬に主張した。「ドイツは移民国家ではない」とする公式見解が、事実上の移民である難民の排除の論理として機能した (Bade and Bommers, 2000 : 187)。

基本法改正の主張を推進するための追い風となったのが、1980年代末以降、政治・経済統合へと発展を遂げていった欧州統合であった。欧州連合 (以下EU) は1987年に単一欧州議定書を締結し、域内での出入国管理を撤廃する方針を掲げた。それと同時にEUは、域外からやってくる難民を適切に管理するために、EUレベルでの共通難民政策を策定するようになった。政府与党はこうしたEUレベルでの動きを基本法の改正を行う口実として利用した。例えば当時の連邦内務大臣ザイターズ (Rudolf Seiters) は、庇護権のヨーロッパ的調和化の観点から、EUがドイツの庇護権に合わせるのではなく、ドイツがEUの共通政策の基準に合わせるべきだと主張した (BT, 12/79 : 6475)。

他方でドイツ統一前後の国内では、難民流入数の増大により、外国人に対する暴力事件が多発した。とりわけ冷戦期にドイツ人住民と外国人とを分離する政策がとられていた東ドイツでは、統一後、新たに割り当てられた受け入れの負担が生じたことで難民に対する反感が強まった。CDU・CSUは、こうした事態はドイツ人住民の排外主義の表れではなく、庇護権を乱用した「経済難民」の大量流入に対する不満の表れだとし、事態を正常化するためにも基本法の改正を急ぐべきだとした。

こうした一連の主張により基本法の改正は決定的となった。1992年末に与野党は庇護に関する政策妥協をし、翌年基本法の庇護権規定は改正された*5。この改正によりドイツの難民受け入れは大きく後退することになった。

4 公式の移民国家における難民保護

(1) 難民保護のための政策改善

冷戦体制の影響を受けたドイツの難民保護は、冷戦の崩壊にともない、重大な転換を迎えることになった。難民保護は、冷戦時代においては西側諸国の「リベラルな人道性」を誇示しうる道具的性格を有していたのであり、そうした性格は、冷戦の崩壊とともに失われることになったからである。冷戦の崩壊はそれと同時に、ドイツが移民国家へ転換することを可能にする状況を生み出した。すなわち冷戦体制だったからこそ正当化されていたユーバージードラーやアウスジードラーの受け入れは、冷戦の崩壊ならびにドイツの統一を経て終息の方向へ向かい、ドイツが「非移民国」の公式見解を堅持しなければならないとは必ずしも言えなくなったからである。このことが、ドイツが移民国家へと転換する必要条件となったとすると、その十分条件となったのは、高度技能移民の不足という国内経済事情であった。

さてそうした中で、難民保護はいかなる方向に向かうことになったのであろうか。これまでの検討からも明らかなように、ドイツの難民政策は1970年代以降、極めて非リベラルな性格を強めていったが、もっともそれは、全面的に非リベラルな政策となったわけではなかった。ドイツは2000年代以降、国内で不足する高度技能移民を呼び寄せるために移民法を制定し、正式に移民国家へ転換したが、それに際しては、そうした移民受け入れと同時に難民の受け入れに関しても議論され、いくつかの点で改善策が打ち出された⁶。難民政策が全面的に非リベラルなものとならずに改善策が提示されたのは、西欧諸国がリベラルな理念を重視していることにその理由がある(Hollifield, 2004)。リベラルな移民国家は、自由放任経済の推進のために、経済的な観点からの移民を積極的に受け入れる一方で、個人の権利や平等を尊重する立場から、人道的な移民受け入れを行うことも必要とされるからである。

それゆえ2004年に成立した移民法においては、非リベラルな性格が強かった難民保護において、いくつかの改善規定が成立した。第1に、非国家主体による迫害を受けた難民、およびジェンダー特有の迫害を受けた難民に対して、小庇護にあたる法的地位が付与されることになった(同法60条1項)。第2に、滞在許容の措置を受けた出国義務を有する外国人が18カ月をこえてドイツに滞在する場合には、彼らに対して滞在許可が交付されることになった(同法25条5項)。第3に、人道的見地から保護が必要な出国義務を有する外国人に対して、個別に滞在許可の交付を勧告できる窮状ケース委員会の設置に関する規定が設けられた(同法23a条)⁷。

もっとも移民法制定の目的の大部分は、先述のように高度技能移民の呼び寄せにあった。ドイツは他の先進諸国同様に、近年、より一層、福祉国家の統合能力が減退しており、政府は社会福祉の負担増につながるような移民を受け入れることはできないとする一方で、福祉国家の機能を維持することにつながる移民は積極的に受け入れたいという思惑があった(Bommes, 2008)。したがって連邦議会の移民法制定をめぐる討論においても、福祉国家にとって負担となる難民の受け入れを抑制することが何度も言明された(BT, 14/208)。

(2) 国外退去を猶予された難民などに対する正規化措置

さて上記移民法において成立した難民保護の改善策のうち、国外退去を猶予された難民などを対象とする改善措置の実際の効果はどの程度のものであったのだろうか。移民法制定以降、滞在上の法的資格が不安定である外国人のうち、数万人に滞在許可が交付されたが、滞在許容の廃止と呼べるほどには滞在許可の交付は行われず、依然として15万人以上の滞在許容の取り扱いを受けた者がいた。そのため再び具体的な解決策が模索され、滞在許容の取り扱いを受けた者に滞在許可を交付するための残留規定(Bleiberechtsregelung)が制定されることになった。

これにともない2006年以降、国外退去を猶予された難民などを念頭に、彼らの滞在資格取得の条件が変更された。2006年11月に内務大臣会議が開催され、残留規定に関する規則が議決された。さらに翌年の滞在法の改正時には、同法において残留規定(同法104a条, 104b条)が新設された。この残留規定の成立により、国外退去を猶予された難民などは滞在年数(単身の場合には8年以上, 家族をとまう場合には6年以上)、ドイツ語能力, 生計維持能力, 犯罪歴のないことなどを条件として、滞在許可を取得できることになった。また仮に自活できなくても、一定条件のもと暫定的に滞在許可が得られることになった。その延長の条件は2009年までに生計維持能力のあることが認められる場合であるとされた。

国外退去を猶予された難民を念頭に置いた正規化措置(Altfallregelung)は、これまでも何度か実施されてきた(Cyrus and Vogel, 2005: 22-23)。過去に実施された正規化措置においても、今回の正規化措置と同じように、生計維持能力, ドイツ語能力, 犯罪歴のないことを条件に正規化が認められた。そうした一方で、今回の法改正の特徴としては、次の2点を挙げることができる。第1に正規化された数がこれまでで最大の数であったこと^{*8}。第2にドイツに残留するために必要不可欠となる労働市場へのアクセスの制限が緩和されたことにある。

これまで難民は、ドイツ入国1年間は就労が禁止され、それ以降も内国人優遇原則に従って、正規雇用で雇われることが極めて困難な状況にあった。それが2007年に就業手続き令が改正されて、合法的に4年間ドイツに滞在すれば、ドイツ人と同等に労働市場へのアクセスが認められるようになった(Laubenthal, 2008: 10)^{*9}。

こうした国外退去を猶予された難民などに対する政策方針は、2007年の連邦議会におけるショイブレ(Wolfgang Schäuble)連邦内務大臣の発言にも見られるように、近年の統合政策の基本方針を踏襲したものとなっている(BT, 16/94: 9545)。同議会においてショイブレは、移民の統合支援・推進の一方で、移民自身の統合への意思や能力を問うことが重要であり、そうした点で統合政策においては「促進と要求(Fördern und Fordern)」という基本指針が重要となると主張した。このように政府側が求める統合への義務をクリアできる者に対して、権利を付与するという政策方針が言明された。またそのために、これまで移民に対して閉ざされる傾向が強かった職業教育市場や労働市場へのアクセス条件も緩和される方針が示された。

この統合政策の方針は、難民への権利付与の条件にも適用された。連邦議会においてショイブレが残留規定の趣旨を説明したときに、左翼党のイェルプケ(Ulla Jelpke)議員がこうした人々には就労が保障されていない点を批判したことに対して、ショイブレは即座に反論し、難民の労働市場への

アクセス条件を緩和することを提起した(BT, 16/94 : 9546)。こうした政策方針のもと、難民がドイツでの残留を認められるには、社会給付に依存しないような「統合能力」や「統合への意志」が問われた。連邦内務次官アルトマイヤー(Peter Altmaier)は残留規定の立法化の趣旨を「滞在を許容されようがいまいが、長期的にドイツに滞在する者は何年にもわたって国家の給付が払い込まれるのではなく、生計費を自らの力で労働により稼ぐ実効性を持つべきであります」と説明した(BR, 835 : 225)。

こうして2007年、滞在法改正にともない成立した残留規定により暫定的に滞在許可を取得した多くの難民などは、2009年末までに就労により自活することが求められた。もっとも、これまで事実上就労が禁止されてきた難民が、短期間で自活要件をクリアすることは困難であった。生計維持条件をクリアできない場合には、法的な残留規定により滞在許可を得たおよそ39,400人のうち29,000人あまりの外国人が、2009年度末に滞在許可を失い、滞在許容の地位に逆戻りするおそれが強まっていた。そのため残留規定を延長するべきかどうかが議論となった。与党CDU・CSUは、その延長に否定的であったが、SPDや野党FDP、緑の党は「統合の意志」もしくは「統合能力」を問うことを条件として残留規定の期限の延長を主張した(BT, 16/214 : 23274-23279)。こうした圧力もあって、最終的にCDU・CSUも延長を受け入れた。2009年12月3日から4日にかけて行われた内務大臣会議において、残留規定の2年間の延長が決定された*10。

(3) 難民の「潜在性」を有効活用する

こうした残留規定における統合の基本方針の浸透は、国外退去を猶予された外国人に対して一定条件のもとに滞在許可を交付するという内容を盛り込んだ労働移民管理法(2008年に成立、2009年1月施行)においても顕著にみられた。連邦政府は同法案の提案理由を「国際的な高度専門技術者獲得競争におけるドイツの態勢を強化し、……国外退去を猶予された外国人の潜在的な力をドイツの労働市場のためによりよく利用すること」(BT-Drs.16/10288)とした*11。

労働移民管理法成立の背景には、ドイツの高度技能移民の圧倒的な不足を軽減することとドイツに定住している人々の統合を促進するという政府の政策方針があった。ドイツはすでに高度技能移民の受け入れを目的とする移民法を制定していたが、期待されたほどに、そうした移民は集まらなかった。そのため受け入れのハードルをより低くして、高度技能移民の入国を容易化するとともに、すでにドイツ国内にいる移民の活用が不可欠とされた。

そのため連邦政府は、2008年7月に「ドイツにおける専門技術者層の基盤安定化に対する労働移民の貢献」と題する政策方針を発表した(Pressemitteilungen Bundesministerium des Innern vom 16.07.2008)。その政策の方針は、①新規EU加盟国出身の大学教育修了者に対する労働市場へのアクセスを2009年1月に解禁、②新規加盟国の自由移動の例外規則を2011年まで維持する(ただし季節労働者は必要に応じて受け入れを決定)、③高度技能技術者の移住要件である年収の金額制限を86,400ユーロから、63,600ユーロに引き下げる、④統合を通じてドイツ文化に習熟し、ここで職業教育を修了した、国外退去を猶予された若い外国人の潜在性を有効利用する、⑤外国で取得した学業・職業資格の公的認可の条件を緩和、職業資格の互換性を高めることなどであった。この政

策方針においては、国外退去を猶予された難民もその政策の対象外ではないことがわかる。出身国において専門職にあった難民であれば、それを有効に活用しようとする政府の意図が読み取れよう。

こうして連邦政府は、同年に労働移民管理法案を連邦議会に提出した。同法案の審議において、SPDのファイト(Rüdiger Veit)は、国外退去を猶予された外国人への滞在許可の交付を可能とする規定が政策的に必要となる理由を以下のように説明した(BT, 16/179:19017)。

われわれは一方であまりに低い出生率とわれわれの社会保障システムがもはや機能していないことについて悲嘆にくれてきました。他方で、われわれは滞在が許容されているだけで、安定的な滞在資格を持たない人々を、場合によっては、強制的にでも送還してきました。こうした理由から連立政権と各州の内務大臣が幸いにも残留規定を策定し、これにより5万人の人々が展望を持つことができたのです。しかしそれは十分ではありません。一方でわれわれの経済にとって特別な形で役立ちうる人々に対してドイツから出て行くように命じ、他方で新たな有資格の労働移民が必要であるというのは、かなりおかしなことでもあります。

またSPDのユラトヴィチ(Josip Juratovic)も次のように主張した(BT, 16/179:19010)。

私は、私の事務所において難民としてドイツにやってきて、われわれの社会に統合されているにもかかわらず、いまや送還されることになっている家族と定期的な話し合いを行っています。……かれらはドイツ語を話し、市区において社会参加をしています。年長の子供たちには職業教育への求人オファーがあります。この子供たちはわれわれの明日の専門技術者です。この悲劇的な運命を通じ、われわれの中で、はっきりしていることは以下のことです。すなわち、われわれは一刻も早くドイツに暮らしている送還を猶予された庇護申請者の潜在性を活用するべきだということなのです。

難民の「潜在性を活用する」という点は、政府・与野党の政策方針と一致するものであった。この方針には、移民だけではなく、国外退去を猶予された難民なども従わなくてはならないように、統合の方針は、すべての移民・難民に対して例外なく適用される傾向を強めていると指摘できる。

5 おわりに

最後に結論的考察を行いたい。ナチズムの歴史的な過去により成立したドイツの難民保護は、東欧出身の難民を優先的に受け入れるという点でリベラルな性格を有する保護体制であった。ところが1970年代以降は、その政策方針から一転して、難民受け入れを制限する政策方針が取られるようになり、難民の入国が制限され、難民認定は厳格に行われるようになった。そうした難民排除の論拠となったのが「ドイツは移民国家ではない」とする公式見解であった。これにより難民受け入れは大幅に制限され、ナチズムの歴史的過去によりタブーとされていた基本法の庇護権規定が改正されるに至っ

た。

しかしながら、これによってドイツの難民政策が全面的に非リベラルとなったわけでもなかった。2004年の移民法成立にともなって、基本法上の庇護認定者には該当しないものの、補完的な保護を必要とする難民に対して、より安定的な法的地位を与える規定が設けられ、難民保護におけるリベラルな性格を維持する政策的な試みがなされた。また2006年および2007年には、難民などに対する正規化措置が実施された。このようにリベラルな移民国家においては、経済的な観点からの移民受け入れと同時に、人道的な観点からの移民を受け入れることも要請される。もし人道的な保護をないがしろにすれば、リベラルな国家の存立基盤を危うくするものとなるからである。

だが他方でヨプケ (Christian Joppke) によれば、リベラルな国家の政策目標は、非リベラルな手段を用いて達成される側面を有するとされる。というのも、もともとリベラリズムが想定する個人とは、経済的に自立した個人であり、リベラルな国家はその点で非リベラルな一面を包含しているからである (Joppke, 2007)。そうしたリベラルな国家が包含する非リベラルな側面は、ネオ・リベラルなイデオロギーによって補完・強化されることは容易に想起される。それはリベラルな移民国家の移民政策においても現出することになる。

今日のドイツの難民保護においても、このネオ・リベラリズムのイデオロギーが浸透していることが本論の検討から確認できる。国家としては、本来ならば、市場の自由の論理を推進する上で障害要因となる難民保護はできれば避けたい。しかしながら他方で、リベラルな国家は個人の権利保障もないがしろにすることはできないという制約もある。であるならば、両者の論理を両立させるには、難民個人が国家に依存することなく、経済的に自立する限りで、その権利が保障されるということが政策方針となるだろう。

ドイツの難民が直面する困難とは、まさにこの点にある。本来、人道的な観点から諸権利が保障されるべき難民の権利は、市場の自由の論理と矛盾しないという観点から付与されるかどうかが決定的になることになる。これでは、長年にわたり就労や職業教育へのアクセスが困難であった多くの難民は、社会的に排除されることになる。

冒頭指摘した選別的な移民政策において一般的に想起される高度技能移民の受け入れと難民の排除という単純な二項対立図式は、今日のリベラルな移民国家の政策内容と合致するものとは言い難い。ただし選別的な移民政策策定の理念的な支柱の一つとなるネオ・リベラリズムは、難民保護にも少なからず影響を与えており、難民保護は、市場還元主義的な性格を強める移民政策の論理に則って実施される点も看過できないと結論付けることができよう。

※ 本論文は、2009年度の移民政策学会春季大会 (2010年3月13日) における報告ならびにそれに対する質疑応答を受けて、大幅に加筆修正したものである。同大会で司会を務めて下さった近藤敦先生、ならびに質問をいただいた先生方、とりわけ井口泰先生、水鳥能伸先生に感謝を申し上げたい。

*1 例えば、Münch (1992)、大野 (1993)、本間 (1985) などがある。

*2 本稿では、難民政策を広義の移民政策の下位区分として位置づける。

*3 1993年の基本法の庇護権規定改正にともなって成立した庇護申請者給付法により支給される。

- *4 ユーバージードラーとは、冷戦時代、東西に分断されたドイツにおいて、東ドイツから西ドイツへ越境した人々のことである。アウスジードラーとは、かつてドイツの東方領土に移住した人々の末裔であり、彼らの中には第二次世界大戦末期、および戦後において、ドイツ系であることにより旧ソ連、東欧諸国において迫害を受けた者がいた。アウスジードラーは、ドイツ人を法的に規定した基本法116条にもとづいて、ドイツへの帰還者として受け入れられた。詳しくは、近藤(2002)を参照のこと。
- *5 基本法の庇護権規定の改正に関しては、大野(1993)がその政治過程およびその法改正の中身を論じているので詳しくは立ち入らない。
- *6 リベラルな難民保護の維持には市民社会の難民保護も関係している。それに関しては、昔農(2010)を参照されたい。
- *7 他方で難民保護の後退につながる規定も設けられた(庇護手続き法73条2a項)。難民としての資格認定を得た者も、3年以内にその資格の取り消しが有効となるかどうか審査されることになった。これにより2008年には、審査対象36,906件のうち、16条の庇護権の認定の取り消しが2,007件、小庇護の資格の取り消しが4,165件あった(Bundesamt für Migration und Flüchtlinge, 2009: 60)。
- *8 内務大臣会議による残留規定で24,527人が、さらに2007年の滞在法改正にともなう残留規定により39,412人(このうち29,039人が暫定的な取得)が、滞在許可を取得した(BT, 17/7: 463)。
- *9 さらに難民などに対しては職業教育支援もほとんどなされてこなかったが、2009年に連邦奨学金法による奨学金受給へのアクセスも緩和された。また残留規定により滞在許可を取得した人に対する職業教育支援プログラム(職業あっせん、職業訓練の促進)が2008年9月よりスタートした。このプログラムは連邦労働省が主導し、約3400万ユーロ(日本円で40億円)が拠出され、2010年10月まで行われることになっている(Das Nationale Thematische Netzwerk im ESF-Bundesprogramm für Bleibeberechtigte und Flüchtlinge mit Zugang zum Arbeitsmarkt, 2009)。
- *10 残留規定で滞在許可が延長されるのは、以下のいずれかの条件をクリアする者とされた。①過去6カ月間に少なくとも半日労働に従事しているか、もしくはこれが遅くとも2010年1月末までに、来る6カ月間において行われる場合、②2007年7月以降に学校教育、職業教育を修了し、もしくは現在それを受けて、将来的に自活し統合が期待される者、③現在上記条件を満たさない者に関しては、就業を得るために努力していることが証明される場合とされた(Bundesministerium des Innern, 2009: 233)。
- *11 滞在法に新たに18a条(就業目的の滞在許可交付規定)が設けられ、国外退去を猶予された外国人は、熟練労働市場における勤め口があることを証明できれば、安定的な滞在許可を獲得できるとされた。その具体的条件は、①ドイツで有資格の職業訓練・高等教育を修了した場合、②出身国で取得した職業資格などがドイツで認められ、2年以上それにふさわしい職業に従事している場合、③有資格の職業教育を前提とする就業に3年以上従事しており、滞在許可申請前の1年以内において家族のための生計費用を公的扶助に依存することなく稼ぐことができる、熟練労働者である滞在許可を受けた外国人の場合だとされる。

《参考文献》

- ・アーネスト・ゲルナー(加藤節監訳)、2000『民族とナショナリズム』岩波書店
- ・大野英二、1993「ドイツにおける庇護政策の転換点」『思想』833号、岩波書店、13～39頁
- ・久保山亮、2003「ドイツの移民政策—移民国型政策へのシフト?」小井土彰宏編『移民政策の国際比較』明石書店、117～178頁
- ・近藤潤三、2002『統一ドイツの外国人問題』木鐸社
- ・———、2007『移民国としてのドイツ』木鐸社
- ・渋谷望、2003『魂の労働—ネオリベラリズムの権力論』青土社
- ・塩原良和、2005『ネオ・リベラリズムの時代の多文化主義』三元社
- ・昔農英明、2010『『ワイルドゾーン』の『民主化』に向けて—ドイツ市民の難民保護運動の事例分析』関東社会学会『年報社会学論集』23号、71～82頁
- ・デービッド・ハーヴェイ(渡辺治監訳)、2007『新自由主義—その歴史的展開と現在』作品社
- ・本間浩、1985『個人の基本権としての庇護権』勁草書房
- ・Bade, K.J. and Bommers, M., 2000, "Migration und politische Kultur im ‚Nicht-Einwanderungsland‘," in K. J. Bade and R. Münz (eds.), *Migrationsreport 2000: Fakten- Analysen- Perspektiven*, Campus, pp.163-204
- ・Bommers, M., 2008, "Integration findet vor Ort statt" - über die Neugestaltung kommunaler Integrationspolitik," in M. Bommers and M. Krüger-Potratz (eds.), *Migrationsreport 2008: Fakten- Analysen- Perspektiven*, Campus,

pp.159-194

- Bundesamt für Migration und Flüchtlinge, 2009, *Asyl in Zahlen*, Bundesamt für Migration und Flüchtlinge
- Bundesministerium des Innern, 2009, *Migrationsbericht*, Bundesministerium des Innern
- Cyrus, N. and D.Vogel, 2005, "Germany," in J. Niessen, Y. Schibel and C. Tompson (eds.), *Current Immigration Debates in Europe. A Publication of the European Migration Dialogue*
- Das Nationale Thematische Netzwerk im ESF-Bundesprogramm für Bleibeberechtigte und Flüchtlinge mit Zugang zum Arbeitsmarkt, 2009, *Zwischenbilanz: Meilensteine und Stolpersteine*
- *Deutscher Bundestag Drucksache*
- *Deutscher Bundestag*
- *Deutscher Bundesrat*
- Hollifield, J.F., 2004, "The Emerging Migration State," *International Migration Review* 38(3), 885-912
- Joppke, C., 2007, "Beyond national models: Civic integration policies for immigrants in western Europe," *West European Politics* 30(1), pp.1-22
- Laubenthal, B., 2008, "Two steps forward, one step back: Recent trends in German migration policy," *CeSPI Country paper*
- Münch, U., 1992, *Asylpolitik in der Bundesrepublik Deutschland. Entwicklung und Alternativen*, Leske+Buderich

A Qualitative Change of Refugee Policy in a Liberal Immigration Country

A Case Study of Germany

SEKINO Hideaki

Japan Society for the Promotion of Science

key words: liberal immigration country, refugee protection, neo-liberalism

The purpose of this study is to analyze a qualitative change of German refugee policy in the context of immigration policy. Through the analyses, the following points were made clear. Liberal German refugee policy, which came into existence based on the experience of Nazism, was influenced by the politics of Cold War. Refugees coming from the eastern European countries were protected generously regardless of whether they were politically persecuted or not. However this liberal policy changed since 1970s, as the number of economic refugees increased. German federal Government excluded these people for the reason that Germany is not an immigration country. However, we can't conclude that recent refugee policy became completely illiberal on this ground. Liberal states are requested to accept refugees, because they are formed on the basis of liberal ideas like individual freedom and equality. Therefore, German refugee protection was improved through a new immigration law in 2004, in order to keep up liberal refugee protection. However, this improved refugee protection tends to be affected by neo-liberal ideology.

投稿論文

結婚移住女性の適応過程と農村社会の変化

武田里子 明星大学

キーワード：結婚移住女性，農村社会，社会的ネットワーク

「ムラの国際結婚」は、ア prioriに「問題」として語られてきた。結婚移住女性たちは、家父長制と日本と彼女らの出身国との経済格差の犠牲者とされ、また、日本社会への同化圧力にさらされる弱い存在として描かれてきた。しかし、最近になって一部の研究者は、こうした結婚移住女性像とは異なる強い意志をもち、日本社会の多文化社会への移行を促す事例を提示し始めた。

このような結婚移住女性のイメージギャップは何によって生じているのだろうか。この点を明らかにするため、本研究では経時的变化を織り込んで、女性たちがどのようなことに関心をもち、適応過程でどのような社会関係を築いているのか、また、女性たちを受け入れた家族や地域社会にはどのような変化が起きているのかを考察する。

既往研究では、農村社会は停滞的で閉鎖的なものとして、そして、女性たちは母国の社会的ネットワークから切り離されたものとして考察する傾向があった。本研究は、新潟県南魚沼市での調査をもとに、こうした前提が必ずしも実態を反映していないこと、農村社会でも諸個人の自由な生き方を許容する社会的変化が進展していることを明らかにする。そうした変化を背景に、結婚移住女性たちは地域内外で、新しい社会的ネットワークを広げながら、国籍に縛られない新しい生き方の可能性を示し始めている。

1 はじめに

日本の人口は2005年に減少局面に入ったが、日本で暮らす外国人は増加を続け、外国人登録者は218万人を超え(人口に占める割合は1.7%)、また、毎年約1万5千人が日本国籍を取得している。こうした事実は、日本社会の多民族化・多文化化の進展を実感させるとともに、「国民国家」パラダイムの修正を迫っている(渡戸・井沢編, 2010)。本稿で取り上げるのは、閉鎖的と考えられている農村で漸増する国際結婚家族である。石原(1992)は、日本における家族研究の歴史的動向を整理し、1980年代を集団論パラダイムの動揺期と位置づけた。その主な要因は「家族の個人化」*1であるが、その時期に、農村ではアジアの女性たちが結婚移住者として日本の家族に加わり始めた。農村社会は、構成員の情緒的つながりや同質性を前提とした凝集性の強い一体感を特徴とする一方で、「外」の

者には潜在的な排他性を示す(広井, 2009: 37)。このため, 異なる文化背景をもつ結婚移住女性が農村の家族に参入するには大きな困難が伴うだろうと考えられた。

農村社会の変化は, 産業経済構造の変化によって一面では強制的に, 他面では農村に暮らす人々の主体的な取り組みによって引き起こされている。変化の内実は, 農村社会を特徴づけてきた「結束型」の社会関係資本*2が「橋渡型」の要素を取り込みつつあるものと仮定する。それは, 個人の自由な生き方を束縛することなく, しかも情緒的つながりをも維持しうるような新たなコミュニティ形成への模索と言い換えることができる。国際結婚家族の存在は, 農村社会に暮らす人びとにとってどのような意味をもち, また, 人びとの生き方にどのような影響を与えているのか。本稿では, それらについて, 結婚移住女性の適応過程におけるさまざまな葛藤とその乗り越えのプロセスを, 家族領域とコミュニティ領域における相互の関連性を踏まえて考察する。

2 先行研究の検討と研究の視点

これまでの「ムラの国際結婚」に関する先行研究には, 結婚移住女性像の偏りがある。特に, 女性たちがどのようなことに関心をもち, どのような生き方をしているかを, 女性たち自身の言葉で語ったデータが少なく, また, 調査時点の制約もあって経時的变化を捉えた研究はほとんど行われていない(宿谷, 1988; 佐藤編, 1989; 新潟日報社会学芸部編, 1989)。さらに, 結婚移住女性の問題を, 女性たちの問題を越えた, 高齢化や多文化共生という日本社会が直面している歴史的な文脈の中で捉えなおすという視点も弱い。筆者は, 結婚移住女性が日本の農村で暮らし始めて20年以上が経過するにもかかわらず, 研究者の間でもマスメディアでも「農村花嫁」といった用語が使用されている状況そのものについて問題意識をもっている。結婚移住女性のステレオタイプには2通りある。女性たちの被抑圧的な状況を強調し, 封建的な農村の家族や社会の中で一方的同化を迫られている「かわいそうな女性」というものと, その対極に「手段的結婚」をする「ずるがしこい女性」というステレオタイプ化である。どちらの見方も, 一部の逸脱的ケースを除けば女性たちの実像をゆがめるばかりでなく, 女性たちの主体的行為者としての可能性を過小評価することになる。Breger & Hill ed. (1998)は, 国際結婚した女性たちが一般的に冒険的であり, 自由に発想し, 慣習にとらわれず, 一般の人たちより情緒的に安定したパーソナリティをもっていると指摘しているが, この見方は筆者が話を聞いた結婚移住女性たちの印象とも一致する。

また, グローバル化の進展に伴う移民の女性化に注目が集まる中で, ジェンダーの視点から結婚移民への関心が再び高まりをみせている。しかし, 多くは再生産領域のグローバル化や女性移住者への人権侵害の問題などが中心である(伊藤, 1992, 1996; 伊藤・足立編, 2008)。結婚移住女性の受け入れ社会の文化変容を促すエージェントとしての役割に着目した研究(渡辺, 2002; Burgess, 2004; 柳, 2006; 武田, 2009a)も散見されるが, それらも, 少数の結婚移住女性からの聞き取りをもとにした, 閉鎖的な農村コミュニティの中で戦略的交渉を通じて, 周囲の説得や起業に成功した一部の「個人的成功」事例の考察にとどまっている。また, いずれも農村社会を伝統的なモデルに措定しているために, 結婚移住女性を受け入れた家族や農村社会の変容のダイナミズムを捉えきれて

いない。もとより、家族は社会的に孤立した存在ではありえない。結婚移住女性を受け入れるホスト側の変化と、そこに国境を越えてよりよい人生を切り開こうとする強い意志をもった結婚移住女性の日常生活実践を交差させることによって、彼女らの成功を「個人的なこと」ととどめず、第2世代の生き方を含めた農村社会の新たな可能性を切り開く糸口を見出すことができるのではないか。これが筆者の「ムラの国際結婚」研究の基本的な立場である。

本研究では経時的变化を織り込み、女性たちの適応過程と女性たちがどのような社会関係を築いているのかを考察する。既往研究では、農村社会は停滞的で閉鎖的なものとして、そして、女性たちは母国の社会的ネットワークから切り離されたものとして考察する傾向があったが、実態はどうか。分析の枠組みには、平野(2001)の文化触変モデルと野沢(2009)が「行為者間の関係のセット」と定義する社会的ネットワークを用いる。文化触変モデルでは、外来文化と接触した社会や集団の文化変容について、外来文化を受容する側の選択意思と必要性に着目する。ネットワーク論を夫婦関係の分析に応用したポット(1955=2006)は、家族を取り巻く社会的環境(コミュニティ)を社会的ネットワークとして捉え、それぞれの夫婦が維持するネットワークの構造特性である「密度(結合度)」の違いが夫婦間の役割関係に影響を及ぼすことを見出した。ポットの研究は都市(ロンドン)に暮らす夫婦についてのものだが、社会的環境と個人間の結び付きを捉えようとする視点は、家族領域とコミュニティ領域との相互関連に着目する本研究の分析ツールとしても有益である。

3 南魚沼市の概要と社会変動

本研究の調査地は、新潟県南魚沼市である。同市は新潟県南部に位置し、平成の大合併により3つの基礎自治体(大和町、六日町、塩沢町)が合併して市制に移した人口約6万2千人の地方都市である*3。ブランド米コシヒカリの産地として知られているが、80年代後半の「ムラの国際結婚」が話題になった当時の「先進地」でもある。1988年に新潟県議会に提出された資料によると、当時、県内に暮らしていたアジア人花嫁122名のうち44名(36%)が南魚沼市に居住していた。ところが、結婚移住女性の適応過程への支援はほとんど行われず、市社会教育課を事務局とする日本語教室が開設されたのは2006年のことである。本章では、結婚移住女性の受け入れが始まった80年代後半以降の地域社会の変容について各種データにもとづき考察する。

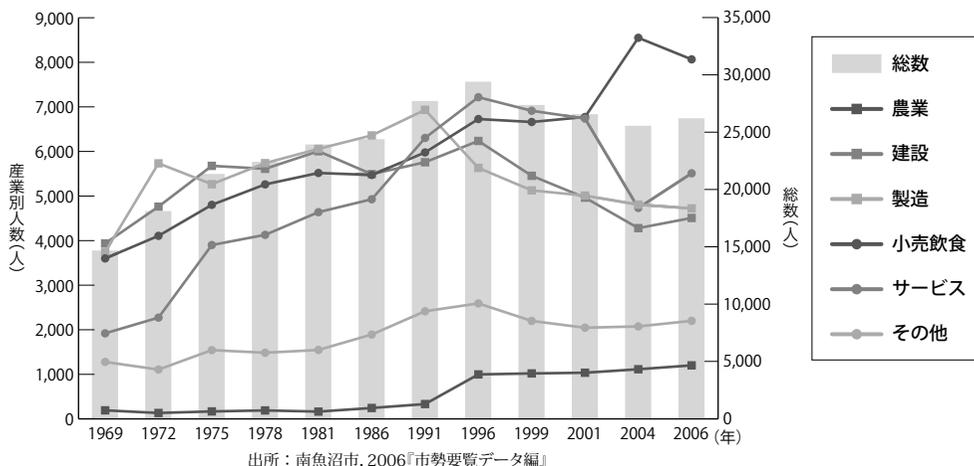
南魚沼市の結婚移住女性の存在は、2007年1月に実施した外国籍市民の生活実態調査*4によって初めてある程度明らかになった(武田, 2009b)。この調査の回答者148名のうち45名が日本人男性と結婚している外国人女性であった。45名の内訳は、30代と40代で80%、国籍は、中国(15名)、フィリピン(15名)、韓国・朝鮮(10名)の3カ国の他に、ルーマニア、ブラジル、ロシア、スリランカ、米国が各1名である。滞在期間をみると、韓国・朝鮮は全員10年以上、中国の場合は10年以上はなく、5年未満が15名中9名を占めていた。フィリピン女性は各期間に分散している。ここから、女性の出身国が最近では、中国が主流になっていることが読み取れる。結婚のいきさつをみると、「業者仲介」は45名中9名。将来構想として「(日本)国籍取得を希望する」と回答したのは13名であった。結婚移住女性の数は、外国人登録データの年齢と性別、在留資格から約180名と推計した。

(1) 産業構造の変化と女性の役割

南魚沼市の産業別就業人口(2005年)は、第1次産業4,060人(12.5%)、第2次産業10,221人(31.6%)、第3次産業18,045人(55.8%)である。南魚沼市の第1次産業の総生産額に占める割合は6.6%だが、これは新潟県(2.3%)の約3倍、また、第1次産業就業人口1人当たりの生産額(4.31百万円)も県(2.63百万円)の1.6倍である(南魚沼市, 2006)。また、産業構造面の特徴には、「3戸に1戸が土建業関係に就労」(1987年)⁵と報じられた公共事業への極端な依存をあげることができる。これは南魚沼市が田中角栄元首相の後援会組織「越山会」発祥の地であり、田中氏が推進した「列島改造論」に基づく大型公共事業の恩恵に浴した地域だったからである。公共事業の受注と選挙の際の田中氏(自民党)への投票という利益誘導型政治によって、建設業者による「組織ぐるみ選挙」が長く続いた。もっとも公共事業だけでは冬場の就労問題を解決できないため、冬場に稼ぎ手の男たちの多くは関東方面へ出稼ぎに出た。「一年中家族と一緒に暮らしたい」という願いが達成されるのは、スキー観光産業が発展し、冬季間の雇用が確保されるようになった70年代以降である(保母, 1996)。冬季間はスキー観光産業に関連する宿泊業やリフト会社などの季節従業員として働き、夏場は土木作業員として現金収入を得る。そして兼業で米を作るというのが一般的な就労形態になった。

ところが90年代に入り、公共事業予算が縮小し始めたため、この産業経済構造は再び転換を迫られる。以下の図は南魚沼市の事業所従業員の産業別推移をみたものである。1996年を境に建設業従業員が減少し、小売・飲食業とサービス業がその割合を高めていく。「平成18年度事業所・企業統計調査」から、産業大分類(民営事業所)15業種の女性従業員の割合を見ると、「医療、福祉」(73.4%)、「金融・保険業」(59.4%)、「飲食店、宿泊業」(56.8%)、「情報通信業」(53.2%)、「教育、学習支援」(51.3%)の5業種で、女性は男性を上回っている。すべてサービス業に分類される。「卸売・小売業」は男性(50.2%)と女性(49.8%)がほぼ均衡している。これは日本の産業構造の再編による

図 南魚沼市の事業所従業員の産業別推移



経済のサービス化やソフト化に伴う女性労働者の増加と見事に一致する。経済のサービス化は、「都市的生活様式」を農村社会に浸透させ、その中で女性は消費者(生活者)であると同時に、サービスの生産・供給者(労働者)として存在感を高めてきた(渋谷, 2006)。

2001年に東京大学教養学部関連社会科学研究室が実施した「新潟県大和町の暮らしとまちづくりに関する学術調査」によれば、質問紙調査に回答した女性199名のうち92名(46.2%)は「他の市町村で生まれ、大和町に移ってきた」と答えている。「移ってきた」理由の多くは結婚によるものと推察されるが、女性たちは「よそ者」であっても以前のように農業の手間作業(無償労働: アンペイドワーク)を他の選択肢がない中で一方的に引き受ける存在ではない。むしろ家計収入の観点からは、「嫁」が外で働くことは家族にとって合理的選択であり奨励される。三世同居の農村の女性たちは、乳幼児の世話や家事を姑と分担できるため、都市の核家族世帯で子育てをする女性たちよりも、場合によってはゆとりをもって暮らすことができる。南魚沼市ボランティア連絡協議会の資料(平成19年度)をみると、登録団体83グループ(会員数1,427名)のうち、女性が代表者を務めるグループが63団体(76%)ある。女性の社会的経済的地位の上昇が、ボランタリーな活動分野でも女性の存在感を高めている。このような地域社会の変容の中で、農村社会とは無縁とされていた国際交流団体も立ち上がってきた。新潟県国際交流協会に登録している南魚沼市の国際交流団体は7団体である*6。その設立年は、国際姉妹都市関係の1団体が80年代、3団体が90年代、4団体が2000年代の設立である。結婚移住女性の支援と大きくかわるうおぬま国際交流協会(通称「夢つくす」、2002年発足)については、本章の3節で取り上げる。

(2) 政治構造の変化

2005年に3町が合併し市制に移行するまでは、町会議員の最低当選ラインは300票前後であった。したがって、100戸前後の集落であれば1名の町会議員を送り出すことができた。集落で主立った人びとが推薦候補を決め、選挙期間中は毎日各戸から選対事務所に手伝いに出る。それは「締め付け」の一つの手法であった。村の出入り口には「見張り」を置き、他候補の運動員が選挙活動に入るのを監視する。各町とも公明党と共産党は、独自に議席を確保していたが、その他はほぼ「村ぐるみ選挙」で当選してくる議員であったといつてよい。

こうした、いわば慣行化していた「村ぐるみ選挙」に一石を投じたのが1992年4月の旧大和町長選挙である。この選挙は3選を目指す保守系無所属の現職と、町立病院の院長を辞して立候補したK氏との一騎打ちで戦われた。K氏は1970年に当時の町長に乞われて大和町にやってきた医師で、全国的にも地域医療の分野で知られていた。しかし、「よそ者」である。「よそ者」に町の行政を任せるとはいかない。それに対してK氏は、「組織で縛る選挙を変えるべきだ」と訴え、都市型の草の根選挙を繰り広げた。K氏の主な支持者は、「医療と福祉のまちづくり」構想に共鳴する女性たちだった。高齢化社会を見据え、福祉分野で雇用を生み出そうというK氏の主張は、家庭で老親介護を期待されている女性たちにはリアリティをもつ訴えに響いた。

自民・社会両党の町支部、共産党1名を除く20名の町会議員、町職員組合の支持を受けた現職が、圧倒的大差で当選するとの選挙前予想に反して、K氏との票差は約2200票だった(有権者数約

1万1千人、投票率91%)。K氏の思いがけない善戦は、従来の職場や組織、地縁・血縁による「しぼり」が利かなくなりつつあることを印象づけた。表向きは現職支持を表明しながら、その実、K氏に投票した有権者が予想外に多かったということである。

女性たちがK氏を支持した要因は、前節でみた産業構造の変化がもたらした女性のエンパワーメントの結果として説明できる。もともと女性は、結束型の農村社会における政治的意思決定の場からは排除されていた。つまり、女性は「しぼり」の外に置かれていたのである。それにもかかわらず、女性たちを「しぼる」ことができたのは、家庭内における家父長的な関係があったからである。ところが、女性の社会的地位の上昇により、家庭内のジェンダー関係は変化しつつあった。投票行動においても、夫や舅の意向に従うのではなく、女性たちは自らの主体的判断を優先し始めていたのである。こうした変化は、男女共同参画社会基本法の成立(1999年)などによって制度的に後押しされているので、逆行することは考えにくい。女性たちは地域政治においても今後ますます存在感を高めていくだろう。

(3) 市民組織の発足とコミュニティの変化

2002年、既存の地域組織とは異なる新しいタイプの市民組織が立ち上がった。留学生との交流を中心に多文化共生のまちづくりを理念に掲げる「夢っくす」である。20代から70代までの幅広い年齢層の会員を擁する「夢っくす」は、ネットワーク型組織を志向し、日本語と英語のプログラムによる市民と留学生の双方向の日常的な交流の仕組みを作り出した(武田, 2003)。会員目標は3年で100名程度としていたが、半年ほどで達成した⁷⁾。関係者の予想を超える留学生との交流や国際交流に関心をもつ人びとが存在していたのである。同会が発信した多文化化する地域社会に関する広報活動に反応したのが、それまで孤立無援の状況におかれていた国際結婚家族だった。留学生向けの日本語教室に日本人配偶者に連れられて結婚移住女性が参加するようになったのである。

一人ひとりに着目すれば、「日本語ができなければここでは生きていけないと思った」というように、日本語の習得は死活問題である。しかし、日本語支援を地域の課題にするには、何らかの形でそれを公共の場に持ち出す主体がなければ事態は動かない。そのためにはまず、当事者が声を上げることが必要だが、国際結婚家族には、日本語支援を公的に求めることへの躊躇があった。「ムラの国際結婚」に対する負の意味づけと、結婚は「個人の問題」であり、そこで生じる問題は「自己責任」で対処するという思考に縛られた当事者は声を上げることができない。当事者からの声がないからといって、それは「問題がない」ことを意味しない。本当に困っている人たちは、声を上げる術をもたず、声を上げる力もない場合がある。だからこそ、「問題」は発見されなければならない。この調査を開始する際に、筆者が懸念していたのは、当事者の協力が得られるだろうか、ということであった。それは杞憂に終わった。当事者、とりわけ夫たちの「こんな話で役に立ちますか?」という言葉からは、「形になりにくい人びとの眼差しやぎこちない対応」の中で何とか家族を守ろうと懸命に生きてきたことが伝わってきた。

南魚沼市でこの当事者からの声なき問題の存在に気づいたのは、結婚移住女性と個人的につながり始めた「夢っくす」の女性たちだった。女性たちには同じ「嫁」としての共感と、日本語のできない留学生との交流体験から「もし日本語ができなかったら」という想像力が働く。結婚移住女性への支援

が喫緊の課題であることを地域社会に印象づける出来事も重なった。2005年11月、中国人妻による舅への殴打事件が起きたのである。めったに起きない殺人未遂事件の報道は、市民に強いインパクトを与えた。この事件の5カ月後には日本語教室の開設準備委員会が発足し、2006年7月に市社会教育課を事務局とする実行委員会形式の日本語教室が発足した。実行委員長には2代目の「夢っくす」会長が就任し、中心的なボランティアは「夢っくす」会員が担っている。

もともと国際結婚家族の割合は100戸に1戸の割合である。地縁・血縁による従来の地域組織では、その小さな声に気づいても、具体的な支援活動を立ち上げることは難しい。地域組織には日本語支援に必要な人的資源を調達することができないからである。「夢っくす」の副会長で90年代半ばに日本語教室を立ち上げようとしたS氏によれば、日本語教室の計画を断念したのは必要なボランティアを集められなかったからだという*8。産業構造の変化が政治構造の変化を生み、その中で存在感を高めてきた女性たちが市民組織を立ち上げる原動力になった。Putnam(2000)は社会関係資本を「結束型」と「橋渡型」に区別する。農村社会は集団内部の互酬性を強める「結束型」社会関係資本は豊富だが、個人化が進み多様化する構成員のニーズには対応しきれない。そこで必要になってきたのが外部からの資源調達である。この役割を果たすには、「橋渡型」社会関係資本が豊富な市民組織のネットワークが有効である。重要なことは、「結束型」か「橋渡型」かではなく、双方の社会関係資本を豊富にして補完関係を高めることである。

4 結婚移住女性の定住と地域社会の変容

本章では、2007年の外国籍市民の生活実態調査で得られたデータと筆者が聞き取りをした14家族20名のインタビューデータをもとに考察を進める*9。分析作業のため南魚沼市における国際結婚を3期に分け、また、結婚移住女性の適応過程*10を3つのステージに分類する。

国際結婚については、第1期を1987～1996年とする。突然の国際結婚現象に戸惑い、社会的批判の前に行行政が手を引き、結婚移住女性の存在が不可視化されてしまった時期である。第2期は1997～2001年で、小中学校で留学生を招いた国際理解教育が活発に取り組みられるようになり、市民の国際理解への関心が高まった。しかし、国際理解や留学生への関心と身近に暮らす結婚移住女性の存在とは結びついていない。第3期は2002～2008年である。「夢っくす」が活動を開始し、そこに結婚移住女性がつながっていった。

結婚移住女性の適応過程については、桑山(1995:195-196)の分類をもとに3つのステージを設定した。桑山は、結婚移住女性の来日から5～6年までの考察に基づき、第1ラウンドを嫁いでから5年目くらいまで、第2ラウンドを嫁いで5年目以降、子どもが就学する頃と区分した。筆者はこれに自立的な生活が可能となる10年目以降を第3ラウンドとして追加した。

(1) 来日時期によるライフイベントの相違

以下の表は来日時期による結婚移住女性たちのライフイベントの相違を調べたものだが、第1期に来日した女性たちの適応第1ラウンドは、ほぼ出産と子育てに限られていることがわかる。それに

比べて、第2期・第3期に来日した女性たちの第1ラウンドは、明らかにライフイベントが多様化している。出産前の就労、別居・再同居、第2ラウンドでの出産があり、最後のE-4は第1ラウンドに、出産、連れ子の呼び寄せ、日本語教室への参加と起業をほぼ同時並行で経験している。

表 結婚移住助成の来日時期とライフイベント

	表記	第1ラウンド(1～5年目)	第2ラウンド(6～10年目)	第3ラウンド(10年目以降)
第1期 87～96年	A-1 B-1* B-2* C-1 B-3* C-2	結婚、出産、出産 結婚、出産、姑看取り 結婚、出産、出産 就労、結婚、出産 就労、結婚 結婚、就労	市民組織参加、国籍取得 夫入院、婦人会加入 就労、単独海外旅行 出産、就労、2年間帰国 出産、別居、語学留学 就労	子どもの独立 講演、語学講師、夫定年 講演、改築、語学講師 就労、正社員 起業、市民組織参加 資格取得、夫定年、起業
第2期 97～01年	D-1* E-1* F-3 F-1* E-2* F-2	結婚、就労、別居、出産、再同居、 出産、料理講習会 結婚、就労 就労、結婚 結婚、出産、就労、離婚 結婚、出産、同居、日本語教室 就労、結婚、出産、出産	就労、出産、起業 母国での不妊治療、姑看取り 正社員、出産、連子呼び寄せ 再婚、出産、就労 就労、市民組織参加、語学講師 離婚	日本語教室 就労、勇施設入所 日本語教室
第3期 02～08年	E-3* E-4*	再婚、日本語教室、就労、連子 呼び寄せ 再婚、出産、連子呼び寄せ、日 本語教室、起業		

注：*は業者/知人仲介を示す。結婚時、夫の親と同居していたもの：A-1、B-1、B-2、B-3、C-2、D-1、E-1、E-2、E-3、F-1。結婚時の年齢：18～42歳、平均31.2歳。第1期のA-1の子2人、B-1とB-2の長子は成人しているが、B-3とC-2の長子は小学校高学年。

B-1とB-2は、来日10年目にあたる1997年頃、前後して日本語で日本人に向けて講演する機会を得た。2人が講演という形で地域デビューするのに10年かかったのに比べ、D-1は来日早々に子どもつながりで知り合った日本人女性の仲介で、PTA主催のエスニック料理教室の講師を引き受けた。こうした適応過程の圧縮は、当事者の資質だけでは説明できない。受け入れ社会に結婚移住女性の適応を容易にするような変化が生じたと考えるべきである。90年代後半以降、女性たちのエスニシティを積極的に評価する変化が地域社会に生じ、それが結婚移住女性の社会参加までの時間を圧縮する効果をもたらしている。

(2) 文化触変モデルからみる結婚移住女性の受容と適応過程

現在の農村社会は、変化したものと変化しにくいもの、古いものと新しいものが混在している(堤, 2009)。生業としての農業の位置づけは大きく低下し、生活様式の都市化は進んでいる。しかし、集落の構成単位は依然として「個人」ではなく「家」であり、集落の運営は、各家々が所定の権利と義務を正しく行使し、遂行することで成り立っている。こうした中で、農村社会を再編成していく主体として注目されているのが農外就労や集落外で活動領域を広げる異質性の高い個人の存在である(松岡, 2007; 荒樋, 2001)。この文脈で使われる異質性の高い個人とは、定年退職後の帰農者や、集落外からの新規就農者、世帯主の安定農外就労にともなって農業経営の主体を担うようになった女性たちである。筆者は、これに結婚移住女性も加えるべきだと考える。

本節では平野(2001)の文化触変モデルと社会的ネットワーク論に依拠しながら、具体的ケースにもとづき、女性たちの適応過程について考察を進める。異なる文化が出会う場面では、どのような形であれ双方に文化触変が起きる。旧平衡の安定が崩れて始まる部分解体を放置するならば、全面的解体(コミュニティの解体)に至る可能性がある。この解体を食い止める「生きるための工夫」として、新たな文化要素の受容が選択される。戦後日本は、婚姻は両性の合意のみによって成立するとし、旧来の「イエ制度」を否定した。これが、「イエの存亡」や「ムラの存亡」を理由とした「ムラの国際結婚」が社会的批判を浴びた主な理由である。しかし、婚外子の割合が高い欧米諸国と異なり婚外子の割合が2%という日本では、非婚化は少子化に直結し、社会的再生産を危うくする。全国の自治体首長の7割は未婚率の上昇を自治体にとって問題だと認識し、特に1万人未満の自治体では未婚率の上昇を「単に個人の結婚問題としてだけではなく地域全体の課題として捉えている」(矢口, 2005)。この状況は80年代と変わらず、より厳しさを増している。

農村における恋愛によらない国際結婚は、全面的解体を回避するための「生きるための工夫」の一つだと言ってよい。国際結婚によっても家族を形成したいという日本人の夫や家族の思いは、結婚移住女性の適応にプラスに働く。もちろん、新たな文化要素——ここでは結婚移住女性——は、フィルター(価値観の相違やことばの問題など)によって拒絶されることも黙殺されることもある。インタビューした14カップルのうち、離婚は1組であった。インタビュー時点で婚姻関係を継続していた13組の継続要因は、結婚移住女性よりも夫側の譲歩の方が大きいことが観察された。女性たちは戦略的に家族内の勢力関係の組み替えに成功している。フィルター部分では、結婚移住女性とその家族、そしてコミュニティのそれぞれが葛藤を経験する。

(a) 規範との葛藤・交渉

B-2は来日10年目の頃、結婚前の夢だったヨーロッパ旅行に単身で参加したが、その旅行をめぐって夫と口論した苦い思い出がある。夫はB-2が念願の旅行に行くことは快く賛成したが、同居する両親には「里帰り」と伝えた。B-2には、なぜウソをつかなければならないのかが理解できなかったが、「今になると、あれは夫が私を守るためだったとわかる」。この頃、B-2の家では、下水道工事にあわせて家を新築するか改築するかの議論が始まっていた。義父母は新築を主張したが、B-2は子どもの教育費などを考えて「家にそんなに大きなお金を投資する必要はない」と改築を主張し、自分の意見を通した。改築プランから業者との交渉までしきり、それをきっかけに姑から「財布」も引き継いだ。長女の進学先の高校を決めるときも、「女の子だからM高でいい」という義父母に対して、担任から県内有数の進学校であるN高をねらえる成績だと言われたB-2は、迷うことなくN高受験を押し通す。B-2は、夫がこうした場面態度をはっきりさせないことに不満を感じていたが、この頃、「夫は賢い人なのかかもしれない」と見方が変わった。夫は、家族が分裂しないように、いつも調整役に回っていたのだと考えられるようになった。

前夫との間に子どもを残して再婚したF-1は、夫と息子、姑と同居している。5人きょうだいの長女で、母国の家族に送金するため、2つのアルバイトを掛け持ちしている。留守中の息子の世話は姑に頼んでいる。F-1と姑の双方から、別々に話を聞いた。F-1は自分が世話すべき対象は息子だけでいいと考えている。その感覚が姑には理解できず、「嫁」役割を果たしていないと不満をもらす。一方、

F-1の考え方はこうだ。自分と結婚する前から夫の世話は姑がしていたのだから、自分が洗濯や食事の世話をする必要はないというのだ。2009年夏、F-1が友人と海水浴に出かけたときに、子どもを連れて行かなかったことをめぐって夫と口論になった。そのとき、F-1が言い放った、「子どもを連れて行ったら私が遊べないでしょ」という言葉に、姑はショックを受ける。F-1の母親としての責任のなさを非難してはみたものの、振り返れば「母親」という言葉に縛られ、多くを諦めてきたこれまでの自分の生き方が根底から揺さぶられたからだった。

C-2, E-1, E-3には、子どもがいない。国際結婚をする日本人男性の結婚動機には、跡継ぎを得ることへの期待が含まれている。しかし、だからと言って、国際結婚＝再生産労働(子産み)とする議論は飛躍のしすぎだろう。3夫婦とも、「2人で何とか仲良くやっていきたい」と語る。山田(2009)は、結婚には「①家族自体を求める欲求」と「②家族に求める欲求」があるという。例えば、②に含まれる家事はある程度市場で調達できるので、その意味では代替が可能である。しかし、①は個別的存在としての自分を確認したいというアイデンティティ欲求とつながるものであるため代替は不可能である。業者仲介の結婚は「手段的結婚」という意味で、②>①で関係が始まる。家族形成の中で①>②の關係に比重を変えることができるかどうか、婚姻関係を継続するカギになる。法廷通訳として中国人結婚移住者との関わりが深いRさんは、「(業者仲介で結婚した女性たちは)お金で来ているのは事実。だから結婚後に夫婦としての関係を育むことができなければ金儲けのために日本人も同国人も利用するという考えに歯止めがかからなくなる」と語る*11。

B-2は結婚早々に、仲介業者に確認した結婚条件が夫側に伝えられていないことがわかり、婚姻を継続するかどうか悩んだ時期がある。彼女を踏みとどませたのは、結婚した翌月から給料袋をそっくりB-2に渡してくれた夫に対して芽生えていた「情のようなもの」と、自分が必要とされているという確かな「感じ」だった。

子どもがなく、夫と姑、亡くなった舅の身寄りのない弟の面倒までみているC-2は、「帰るかなー、もう少し頑張るかなー、いつも行ったり来たり」と言う。それは彼女の正直な気持ちだろう。家族関係は合理性だけで単純に割り切ることはできない。ジグザグと浮いたり沈んだりしながら、何か決定的に弾みをつけるような出来事が起きなければ、迷いながらも日常の生活は進んでいく。C-2は夫や友人の協力も得て、これまでの仕事の経験を生かして起業した。夫にはまだ言いだせないでいるが、老後は夫を連れて帰国することも選択肢の一つとして考えている。「日本の年金は少ないけど、国に帰れば十分暮らしていけるから」だ。10歳以上の年齢差があるC-2の夫は、C-2が「働けなくなるとき」には自活が困難になっている可能性もある。決定権はC-2が握ることになるだろう。老後を妻方の親族ネットワークを頼って、日本人の夫が越境するということは十分に考えられる。

彼女たちの率直な言動は、時に農村の安定した社会関係を揺さぶる。保育所や小学校は、結婚移住女性がコミュニティデビューをする重要な場になっている。5歳児クラスは全員で8人という小さな保育所の役員選出を巡って興味深い出来事があった。その保育所では、5歳児の保護者から副会長を出し、翌年はその人が会長になるという慣習が続いてきた。実働は母親だが、役員名簿には父親の名前が載る。2010年3月、結婚移住女性が初めて副会長に就任した。彼女が立候補したときに、他の保護者たちは予想外の展開に戸惑ってしまった。日本人の保護者であれば、できるだけ役員を

押し付けられないようにと考える。請われても何度か辞退をしたうえで、「それでは」と引き受ける「儀式」のような手順がある。しかし、そうした阿吽の呼吸は外国人には理解できないし、また、誰もその女性が就任できないことを合理的に説明することができなかった。日本人同士であれば暗黙の了解ですんでいたことが通らない。この一見、画期的な決着をみた背景には、現在の5歳児が小学3年になったときに、小学校を合併させる計画が持ち上がっていたことも影響している。この女性もこれから始まる小学校の存続、あるいはより良い条件での合併に向けて協力し合う数少ない保護者の一人なのである。小学校の存廃という、ある種コミュニティの存亡にかかわる危機感の共有が、従来の閉鎖的な社会慣行を変革する駆動力を生み出したのである。

(b) 地域社会への参入障壁——差別・偏見

1987年、B-1は40歳のときに来日した。B-1が業者仲介の結婚を決意した理由は、末子の長男が結婚し両親と同居することになったためである。嫁ぎ先は、10歳年上の夫と79歳の姑の2人暮らしだった。母国では首都で会社員として働き、経済的に自立していたB-1には、「田舎暮らしで農業、年寄りもいる最悪のケース」に映った。夫は酒も飲まず、勤務先と家とを往復する実直な人で、めったに外出もしない。1年目に長女を授かり、4年目に姑を看取った。夫婦家族となったB-1は、外出を好まない夫を気遣いつつも、娘の教育を口実に行動範囲を広げていく。村祭りではカラオケ大会にも参加し、コミュニティに入る努力をした。だが、スムーズに受け入れられたわけではない。B-1の存在は集落の人たちに認識されていたはずだが、B-1が婦人会という組織があることに気づくのは結婚7年目のことである。「誰も誘ってくれないので、自分から会長さんに入れてほしいと頼みに行った」。婦人はどこも組織を維持するために新規会員をいかに確保するかが課題になっている。にもかかわらず、B-1には誰も声をかけなかったということである。

E-2は、子どもがいじめられたりしないよう、意識して集落の運動会や忘年会などに参加してきた。しかし、最近は必要最小限の付き合いに切り替えている。理由は、「飲み会に行っても、毎回、同じ話をしていて面白くない」からだ。E-2は日本語でのコミュニケーションに困ることはないが、同世代の女性たちの会話に入れず疎外感を感じてしまう。E-3の夫は結婚当初、集落の区長に頼みに行き、集落センターで妻が餃子作りを紹介する機会を作ってもらうなど集落に溶け込めるように心がけた。しかし、夫によれば「いろいろやってみたけど、上手くいかなくて……。公民館の掃除とかには行くけど、それだけですなぁ」と、集落内での社会関係づくりは上手くいっていないことを吐露した。

E-2やE-3が集落内で社会関係を上手く作り出せない要因はどこにあるのだろうか。農村コミュニティのもつ閉鎖性から説明できるかもしれない。だが、それは一面的で、外国人と接した経験がない場合、どのように接したら良いかわからず、面倒なことにかかわらないでおこうとしているのが実態に近いのではないか。

2006年11月に実施した「多文化共生の地域づくりに関する南魚沼市民アンケート」*12の自由記述欄には次のような記述があった。

「私の家の上3軒隣に中国から来た親子(母40歳・子ども高校1年)がいます。また、下5軒隣にはフィリピンから嫁いできた方がいます(昨年11月出生)。この人たちと接するには、チャン

スがないと接しられない。各部落にそのために誰かがリーダーシップを取り機会を作ってほしい。お互いに話せばわかることがいっぱいある。期待します。」(女性・70代)

「外国より嫁いでいる人が近所に2人います。本人が地域になじもうとしない場合はしょうがないが、各団体の代表はさそってあげる声掛けが必要のように思う。」(女性・50代)

「外国人のお母さんが何人か学校にいらっしゃいますが、やはり、個人個人の性格などにより言葉を交わす人もあれば、そうでない人もいます。私自身偏見はありませんが、お互いに交流する姿勢が引き気味なので、なかなか交流が進まないのだと思います。」(女性・30代)

「実家の近くに外国人のお嫁さんがいます。近所には挨拶はおろか接点が全くなく、子ども(小さい)はどうなっているのか。たまにお嫁さんの親や弟が外国から来ますが近所には挨拶はまったくなく、自分たちだけで生活して帰っていきます。外国人は個人主義? 向こうから寄って来ないと日本人は冷たいのでは?」(女性・50代)

これらの記述からは、集落内に暮らす結婚移住女性の存在が十分に認識されていることがわかる。共通しているのは、結婚移住女性の存在を認識し、話してみたい気持ちももっているが、交流の「場」を誰かが設定してくれなければ接することができないと考えていることである。市民の側は、結婚移住女性が「向こうから近寄ってくる」ことを期待している。だがおそらく、結婚移住女性の側は、日本語の会話に自信がなく、「声をかけてもらうこと」を期待しているのではないか。このように双方が相手からの声かけを待っているために「引き気味」状況が生まれる。よく知った集落の「〇〇さんちのお嫁さん」に対して、直接的な差別や偏見に基づく言動をとることはしない。結婚移住女性たちが直面するのは、「形になりにくい人びとの眼差しやぎこちない対応」であり、また、「面倒なことになりそうなことに関わりたくない」と遠巻きに様子をうかがい、積極的には仲間に加えようとはしないという状況である。

こうした「ぎこちない対応」を生む原因は何だろうか。一つには、「農村花嫁」という言葉のもつネガティブなイメージの影響がある。自由記述には、女性たちを気遣うコメントとともに、「金目当ての結婚」といった国際結婚への否定的なコメントも多くみられた。結婚移住女性がより主体的に地域に参加できるような環境を整えるためには、ステレオタイプ化された「農村花嫁」のイメージからはみ出す多様な結婚移住女性の存在をさまざまな機会を通じて知らせる作業が欠かせない。また、異なる文化背景をもった人びとの対話や交流には、橋渡し役を担うコーディネーター機能をもった人や組織も不可欠である。市民組織はその役割の一端を担う。例えば、B-1やB-3、そしてE-2が母語を活かした仕事を見つけることができたのは、「夢つくす」会員とのつながりからだった。ここにはグラノヴェター(1973=2006)が明らかにした転職に必要な情報を提供する「弱い紐帯」の強さがみられる。しかし、市民組織もオールマイティではない。この調査では、市民組織と既存組織とのつながりが弱いことがわかってきた。市民組織か既存組織かではなく、必要なことは双方がさらに重層的に重なり合い補完

し合って、結婚移住女性やその配偶者が問題を抱えたときに、どこかにつながる状況を作り出すことである。

(c) トランスナショナル・ネットワーク

先行研究では、孤立無援の中で一方的に日本への同化を迫られる「農村花嫁」像が描かれてきた。だが、調査から浮かび上がってきたのは、来日後も母国との社会的ネットワークを維持し、意識的にそれらを起業や子どもの教育に活用し、さらに子育てが終わった後の帰国も視野に入れている結婚移住女性たちの存在だった。トランスナショナルなネットワークを維持し、活用できる条件が広がったのは、移動コストや通信コストがこの20年間に大きく低減したためであるが、ここにはどのような可能性が開かれているのだろうか。

冠婚葬祭のための往来は頻繁に行われている。2期目以降になると、出産時に母国の母親やきょうだいが出産介助に来日するケースもみられるようになった。D-1の実母は3人の孫が生まれるたびに出産介助に来日した。長女のときは半年間、次女と三女のときは3カ月ずつ滞在したので、D-1の母親と娘たちは月に1度の電話連絡では片言の日本語で会話ができるようになった。また、病気療養で双方の医療機関を利用するケースもみられる。たとえば、B-3は、骨折した実母を温泉療養させるため、3カ月ほど呼び寄せていたことがある。

また、母国のネットワークを子どもの教育資源として活用するケースも見られた。B-3は、娘を高校は母国に留学させ、大学は帰国子女枠で日本の大学に入れたいと考えている。そのため、長期休暇のたびに娘を同じ年頃のいとこがいる姉の家に預かってもらう。B-1の娘も、中学に入るまではほぼ毎年、母親の里帰りに同行していた。その娘は大学で母親の母語を専攻するといってB-1を驚かせた。なぜなら、それまで娘が母親の母語に関心を示すことはなかったし、思春期には母親が外国人であることに強く反発する時期もあったからだった。

驚いたことに、子育て後に母国へ帰ることを考えている女性はC-2だけではなく。また、B-3は、娘の高校留学にあわせて実兄と起業する計画を温めている。それが上手くいかなかった場合は、旅行通訳ができるように日本語能力検定試験やTOEICの試験も受け、母国と南魚沼市を往来する将来構想を語る。E-2は一人っ子で、両親はすでに亡くなった。実家の居住権を残しておくために日本国籍はとらず、子どもが成人した後、どこで暮らすかはまだ白紙だという。選択肢を広くしておくため、母国の年金の掛け金は今も払い続けている。

一方で、トランスナショナルなネットワークを維持したり、越境することは容易であっても、生活拠点そのものを移動することはそれほど簡単ではない。C-2と同じように、女性たちは「帰りたい」という気持ちと「ここでもう少し頑張ろう」という気持ちの揺れを多かれ少なかれ感じながら暮らしている。しかし、実際に帰れるかと言えば、親の加齢や死亡、きょうだいの状況などにより「どうなるかまだわからない」というのが実情で、女性たちもそのように理解している。女性たちの語りからは、適応の拠り所になっているのがそれぞれのナショナルアイデンティティであることがうかがわれた。永住外国人への参政権の議論の中で「選挙権がほしければ帰化しろ」という主張があるが、国籍はアイデンティティと深く関係している。20年、30年と日本人家族として暮らしている結婚移住女性たちが、家族の中でも国籍で「外国人」と線引きされ続けることをどう考えるべきなのか。

この点については韓国の最近の動向が示唆的である。韓国は、2006年に開催された第1回外国人政策会議を契機に、「国益」の観点から積極的移民政策に大きく舵をきった。その主な政策対象は結婚移住女性である(宣, 2009)。2008年に多文化家族支援法を制定し、2009年には結婚移住女性たちが韓国語と韓国文化を系統的に学ぶことができる社会統合プログラムの試行に入り、さらに、2010年には国籍法を改正し、結婚移住女性が原国籍を放棄することなく韓国籍を取得できるようにした(藤原, 2010)。

5 まとめと今後の課題

本稿では、閉鎖的と考えられてきた農村コミュニティに結婚移住女性が定住している事実に着目し、その要因を家族領域とコミュニティ領域との相互関連に着目しながら考察してきた。少子高齢化と過疎化が進行する農村社会は、コミュニティレベルで見れば部分的解体が進行していると見ることができる。一方で、その現実に対して農村に暮らす人びとのさまざまな「生きるための工夫」が並行して展開していることを見落としてはならない。文化触変モデルを使った考察からは、結婚移住女性たちの適応過程において家族領域で葛藤が生じた際には、先行研究が示してきた移住女性に対する同化圧力よりも、むしろ日本人家族の譲歩の方が大きいことが観察された。婚姻が継続している家族では、女性を受け入れるホスト側の夫や家族に受容する選択意思がより明確であるためだと考えられる。一方、コミュニティ領域においては、閉鎖的な結束型コミュニティに女性たちが参入するにはまだ障壁が高い状況が見出された。重要なことは、「社会参加」以前に女性たちが「社会的に排除されない仕組み」をつくることである。その意味で、結婚移住女性が社会的ネットワークを拡大するきっかけがつかめる多様な市民組織が無数に存在することが望ましい。同時に、農村コミュニティの単位が「集落」であり「家」であるという現状からは、伝統組織の重要性もまた言をまたない。課題は市民組織と伝統組織との間に有機的な連携体制をいかに作り出すかだ。また、結婚移住女性のもつトランスナショナルなネットワークが子どもの教育機会や将来構想、老後の居住地などの選択肢を広げていることが観察された。農村社会を特徴づけてきた「結束型」社会関係資本は、個人を抑圧する機能にも社会的弱者を見守る機能にもなる両義性をもつ。求められるのは、「結束型」社会関係に多様な「橋渡型」ネットワークを接続させ多層化させることである。

今後の課題として、都市部と農村部における結婚移住女性の適応過程の比較、国際結婚家族の第2世代のアイデンティティを含めた文化仲介者としての可能性について検討したい。

*1 本稿では山田(2004)により、個人化を「社会的現実」に対する選択可能性(解消可能性も含む)の増大と定義する。個人化は社会的規範からの解放過程であり、それは「社会的現実」に対する複数の選択肢の存在と、選択しようとする意思をもった主体の存在が前提となる。

*2 社会関係資本については、論者により使い方も定義も異なる。本稿ではPutnam(2000)の定義、「人びとの社会的な絆とそれを支える助け合いと信頼の精神」を用いる。Putnamは、社会関係資本を「結束型」(閉鎖的ネットワーク)と「橋渡型」(開放的ネットワーク)に区分し、前者が集団の構成員同士の互酬性を強化する傾向があるのに対し、後者は外部資源との連携や情報の交流を促進する機能をもつという。農村社会が向き合っているのは、伝統的な社会の

中で培ってきた信頼や助け合いの精神を、開かれた社会の中にどのように移植するかという課題である。

- *3 合併前の基礎自治体の人口規模は、大和町1万5千人、塩沢町2万人、六日町は2万8千人である。2005年国勢調査によると、一般世帯18,937戸、65歳以上の高齢人口比率24.8%、三世帯同居率52.5%である。
- *4 外国籍市民を対象とした支援ニーズを調べるための質問紙調査。調査期間：2007年1月15日～同年2月14日。調査対象：16歳以上の外国人登録者630名。回答数148通。回収率23.5%。調査票言語：日本語・英語・中国語・韓国語・タガログ語。調査方法：郵送法。調査は(財)トヨタ財団助成による「新潟県魚沼地域における外国人花嫁の定住支援のためのネットワーク構築」事業として実施したもの。調査チームは、「夢っくす」会員と南魚沼市役所職員、国際大学教員など12名で構成した。また、南魚沼市役所からは調査票の配布や報告書(概要版)の印刷と全戸配布を、国際大学の学生からはデータ入力などの協力を得た。なかでも大平悦子氏、久保田豊昌氏、森山俊行氏、岡村昌一氏、櫻井徳治氏の協力がなければプロジェクトを遂行することはできなかったことを記して謝意を表したい。プロジェクト詳細は武田編(2007)参照。
- *5 1987年7月8日、朝日新聞夕刊、「深まる土建王国のひずみ」。
- *6 <http://www.niigata-ia.or.jp/jp/index.html> (アクセス2010年11月30日)。
- *7 <http://www.umex.ne.jp/> (アクセス2010年11月30日)。2010年10・11月号会報によれば通算会員数は408名である。これは設立以来の登録数で、このうち当該年度の会費を払って活動する会員は毎年約100名である。
- *8 2008年8月6日の聞き取り。
- *9 調査依頼にあたり、結婚移住女性の適応過程に関する調査の趣旨を説明し、同意を得た上で、インタビューは半構造化方式で被調査者の自宅、飲食店、勤務先等で行った。調査期間は2006年11月から2009年9月、インタビュー時間は1回2時間程度で、4名を除き複数回(3回4人・2回5人)実施した。主な質問項目は、結婚の経緯、日本語習得や家族との関係、子育て、就業、友人関係、母国の家族関係等である。また、日本人市民と外国籍住民の質問紙調査の集計が終わった2008年以降は、調査結果についての感想も質問項目に加えた。文中の表現は、被調査者が特定されないよう一部改稿を行った。快くインタビューに応じて下さった方々に心から感謝したい。
- *10 本稿で考察するのは、主に社会的適応についてのみである。結婚移住女性の文化的適応は限定的であり、むしろエスニシティを保持することで社会的適応を果たしていることが観察された。
- *11 2007年11月12日の聞き取り。
- *12 調査の実施体制は注4と同様。アンケート配布先18,645世帯、回答数2,428通、回収率12.1%。市民が地域の多文化化・多民族化にどのような見通しをもち、外国籍住民の存在をどのように認識しているのか、また、多文化共生の地域づくりに向けた外国籍住民への定住支援策を探る基礎データの収集を目的に実施したもの。

《参考文献》

- ・ 荒樋豊, 2001『農村変動と地域活性化』創造社
- ・ 伊藤り, 1992『「ジャパゆきさん」現象再考—80年代日本へのアジア女性流入』伊豫谷登士翁・梶田孝道編『外国人労働者論—現状から理論へ』弘文堂, 293～332頁
- ・ ———, 1996「もう一つの国際労働移動—再生産労働の超国境的移転と日本の女性移住者」伊豫谷登士翁・杉原達編『日本社会と移民』明石書店, 243～271頁
- ・ 伊藤り・足立真理子編, 2008『ジェンダー研究のフロンティア2：国際移動と連鎖するジェンダー—再生産領域のグローバル化』作品社
- ・ 石原邦雄, 1992「日本における家族社会学の確立と展開」東京都立大学人文学部『人文学報』233号, 61～79頁
- ・ 桑山紀彦, 1995『国際結婚とストレス—アジアからの花嫁と変容するニッポンの家族』明石書店
- ・ グラノヴェッター, マーク・ S., 1973=2006「弱い紐帯の強さ」野沢慎司編・監訳『リーディングス ネットワーク論—家族・コミュニティ・社会関係資本』勁草書房, 123～158頁
- ・ 佐藤隆夫編, 1989『農村と国際結婚』日本評論社
- ・ 渋谷敦司, 2006「ジェンダーからみるローカル・ガバナンス」大久保武・中西典子編『地域社会へのまなざし』文化書房博文社, 214～235頁
- ・ 宿谷京子, 1988『アジアから来た花嫁—迎える側の論理』明石書店
- ・ 宣元錫, 2009「動き出した韓国の移民政策」『世界』11月号, 岩波書店, 239～250頁
- ・ 武田里子, 2003「国際大学における新たな留学生支援の試み—夢っくすの事例」文部科学省高等教育局学生課編『大学と学生』470号, 17～23頁

- ・———, 2009a「結婚移民女性の適応・受容過程と農村の社会文化変容」農山漁村文化協会『村落社会研究ジャーナル』15巻2号, 23~34頁
- ・———, 2009b「農村地域における結婚移民女性の社会的文化的状態—新潟県南魚沼市におけるサーベイ調査」『日本大学大学院総合社会情報研究科紀要』9号, 305~316頁
- ・武田里子編, 2007『新潟県魚沼地域における外国人花嫁の定住支援のためのネットワーク構築—報告書』うおぬま国際交流協会・国際大学
- ・東京大学教養学部相関社会科学研究室, 2003『新潟県大和町の暮らしとまちづくりに関する学術調査最終報告書』
- ・堤マサエ, 2009『日本農村家族の持続と変動—基層文化を探る社会学的研究』学文社
- ・野沢慎司, 2009『ネットワーク論に何が出来るか—「家族・コミュニティ問題」を解く』勁草書房
- ・新潟日報社学芸部編, 1989『ムラの国際結婚』無明舎
- ・平野健一郎, 2000『国際文化論』東京大学出版会
- ・広井良典, 2010『コミュニティを問いなおす—つながり・都市・日本社会の未来』ちくま新書
- ・藤原夏人, 2010「韓国の国籍法改正—限定的な重国籍の容認」国立国会図書館調査及び立法考査局『外国の立法245』113~140頁
- ・保母武彦, 1996『内発的發展論と日本の農山村』岩波書店
- ・ボット, エリザベス, 1955=2006「都市の家族—夫婦役割と社会的ネットワーク」野沢慎司編・監訳『リーディングス ネットワーク論—家族・コミュニティ・社会関係資本』勁草書房, 35~95頁
- ・松岡昌則, 2007「村落と農村社会の変容」蓮見音彦編『講座社会学3：村落と地域』東京大学出版会
- ・南魚沼市, 2006『市勢要覧』
- ・矢口悦子, 2004『地方公共団体等における結婚支援に関する調査研究』財団法人こども未来財団
- ・山田昌弘, 2004「家族の個人化」日本社会学会『社会学評論』54巻4号, 有斐閣, 341~354頁
- ・———, 2009「家族のオルタナティブは可能か?」牟田和恵編『家族を超える社会学—新たな生の基盤を求めて』新曜社, 202~207頁
- ・柳蓮淑, 2006「外国人妻の世帯内ジェンダー関係の再編と交渉—農村部在住韓国人妻の事例を中心に」お茶の水女子大学大学院人間文化研究科『人間文化論叢』8巻, 231~240頁
- ・渡辺雅子, 2002「ニューカマー外国人の増大と日本社会の変容」宮島喬・加納弘勝編『変容する日本社会と文化』東京大学出版会, 15~39頁
- ・渡戸一郎・井沢泰樹編, 2010『多民族化社会・日本—〈多文化共生〉の社会的リアリティを問い直す』明石書店
- ・Burgess, Chris. 2004, (Re)constructing Identities: International Marriage Migrants as Potential Agents of Social Change in a Globalising Japan, *Asian Studies Review*, Vol. 28, pp.223-242
- ・Putnam, R. D., 2000, *Bowling Alone*, Simon & Sschuster Paperbacks
- ・Rosemary Breger and Rosanna Hill ed., 1998, *Cross-Cultural Marriage: Identity and Choice*, Berg

Adaptation Process of Female Marriage Migrants and Social Change in Rural Japan

TAKEDA Satoko

Meisei University

key words: Female Marriage Migrant, Rural Community, Social Network

This paper elucidates the relationship between the adaptation process of female marriage migrants and the changes of their families and rural communities. International marriage in rural areas has been regarded *a priori* as “problematic phenomenon.” It is said that marriage migrants are victims of the system of the patriarchal stem family and economic differences between Japan and their countries of origin. Therefore, they are seen as weak and passive, and as being under the pressure of assimilation into Japanese society. Recently, however, some researchers have discovered opposite cases, seeing marriage migrants as strong and individuals who can help transform Japan into a multicultural society.

What led to this wide gap between the two images of marriage migrants? To explore this point, this paper adopts the viewpoint of time course of development and asks why women chose to migrate for marriage, what their incentives for cross-border marriage were, how they negotiated their status as wife and/or mother in the family, and what kind of social networks they build within and beyond their communities. Previous studies have examined the adaptation process of female marriage migrants on the assumption that rural communities were stagnant and closed societies. They also assume that marriage migrants leave behind most of their social networks they have established in their home countries when they come to Japan.

Based on the investigations in Minami-Uonuma-shi, Niigata Prefecture, this research demonstrates that these premises did not necessarily reflect actual socioeconomic conditions and the changes that are giving individuals a freer way of life even in rural area. Against the background of socioeconomic and cultural changes, marriage migrants have created new social networks within and beyond their communities which did not previously exist. In other words, the female marriage migrants and their children are establishing a new identity that goes beyond nationality.

報告論文

地域国際交流協会と「多文化共生」の行方 地方財政再建の中で

榎井 縁 財団法人とよなか国際交流協会

キーワード：地域国際交流協会，多文化共生，地方財政再建

本稿は、近年自治体の財政再建の流れの中で、地域国際交流協会などが取り組む「多文化共生」が後退していると思われる状況について考察するものである。地方自治体による国際に関する取り組みの歴史は、国際親善、国際交流、国際協力、多文化共生などに変化してきたが法的根拠も整わず一元化されていくことはなかった。さらに、地域で取り組む多文化共生の内容は、為政者の責任を問う「差別の是正」から、「文化の承認」「困窮者支援」というように変質することにより矮小化していく傾向が見られた。

財団法人とよなか国際交流協会では、地方財政が悪化していく中で、外国人の「非対称性」を前提にした「差別の是正」を明確なミッションとしてきたが、施設統合と移転、指定管理者制度の導入などにより、経済性や効率性が優先される結果となった。また、公平・公正性といった観点の裏返しとして、排外的な意見も聞かれるようになった。こうした流れに対抗するためには前述のミッションを明らかにし、外国人が主体として発信できる環境を整えていく必要がある。

1 はじめに

2011年8月、神奈川県地球市民かながわプラザ（あーすぷらざ）の指定管理候補として、1977年の設立以来その運営を担ってきたかながわ国際交流財団（KIF）¹が落選し、青年海外協力協会（JOCA）と金港美装（清掃会社）が選定されたことが公表された。このことは、KIFが培ってきた多文化共生の事業を後退させることになると「財団法人かながわ国際交流財団の多文化共生事業に関する機能維持を求める陳情」と国内外からの署名2,263余りが市民団体や学者たちの呼びかけで集められ県議会に提出されたが、選定原案は10月本議会で可決された。

このことは、全国で多文化共生をすすめる地域国際交流協会の関係者に2つの意味での危機的な状況を示す象徴的な出来事であったといえる。1つは、地域国際交流協会が時代の変遷の中で明らかにしてきた課題についてである。KIFは全国に先駆けて内なる国際化に注目し、特に外国人住民の権利保障という歴史に向き合い多文化共生事業を展開していった経緯を持っており、地域国際交流協会の一つのモデルケースであった。しかし、そのことが、さまざまないわゆる「国際に関する事業」

と横並びに評価されたことである。これは、後に挙げる筆者の所属する国際交流協会の事例でもそうであるが、自治体の財政再建などの流れの中で、ミッション・ステートメントや取り組む課題を明らかにし、事業のスリムアップ化を図ってきた歴史や努力は、最終的にこの制度の中ではあまり意味を持たないことが示されてしまったということである。

表 国際交流センター等の指定管理選定基準（神奈川県と豊中市の対比）

審査基準表（とよなか国際交流センター）

(点)

①基本姿勢	ビジョン	32	
	施設の把握	32	
②サービス水準・施設効用	事業計画	情報収集	48
		住民参加	48
		国際理解	48
		外国人相談	48
		外国人支援	48
	市民協働	32	
	貸し室稼働率	48	
	職員配置	32	
業務遂行能力	32		
③コスト的制度	指定管理委託料	312	
④財務健全性	財政状況	48	
	経営確実性	48	
⑤市民満足度への配慮	サービスの質	24	
	地域連携	24	
⑥従事者への配慮	労働条件	48	
⑦個人情報保護体制		24	
⑧危機管理体制		24	
		1000	

指定管理者選定基準表（神奈川県立地球市民かながわプラザ）

(点)

①サービスの向上	基本姿勢		5
	施設維持管理		5
	利用者への対応	利用促進	5
		利用料金制	5
		事業実施	学習センター
	情報相談センター		10
	サポートネットワーク		5
安全管理		5	
②管理経費の節減等	適切な積算	10	
	節減努力	20	
③団体の業務遂行能力	人的能力	5	
	財務状況	5	
	法令遵守	5	
	実績	5	
		100	

注：それぞれの基準表より著者が比較しやすいように再編纂したもの。

2つ目は、事業の横並び以上に、選定基準ではコスト面が重視されたということである。同年に指定管理制度を導入したとよなか国際交流センターとあーすぷらざの選定の主たる項目の基準を比較すると(表参照)、どちらも前述の重要課題に掲げている事業内容は全体の1割から1割弱、逆にコスト削減については3割以上の評価を得られることがわかる。不思議なほど一致している数字からは、この制度がその内容的な部分も含め、全国一律に使われている可能性が読み取れる。

こうしたことが全国的に無自覚に導入された場合、質的な事業内容より量的なコストが優先され、その結果として地域で培ってきた財産ともいえる市民との信頼関係やネットワークづくりなどが蔑ろにされることが起こりうるということである。

本稿は、地域国際交流協会がどのような文脈の中で多文化共生に関わり、その質も含め、今後市場原理に呑みこまれない活動をどう展開していくのかを探るため、具体的な現場の事例を通して考察していくものとする。

2 自治体の国際活動の変遷と地域国際交流協会の課題

全国の自治体での国際交流の歴史を振り返ると、その質的な変化を中心に3つの区分に整理することができる(榎井, 2004a)。1つは敗戦後、地方分権を意識しはじめた都道府県が40万人ともいわれる進駐軍受け入れを文化親善交流と交差させる形で進めた「姉妹都市提携」*2で、その第1号は、長崎市とアメリカセントポーリア市の間で1955年に結ばれている。特に60年から70年代の高度成長期には、日本企業が海外進出する際に必要な基礎づくりとしても、地域レベルでの欧米人との交流や日本人の留学促進(フルブライト)、姉妹都市を通じたホームステイなどが広がっていった。その受け皿として姉妹都市友好協会等の組織が自治体主導でつくられたが、実際の取り組みとしてはいわゆる3F*3を中心とした社交的なものが主流であった。

2つ目は、日本が経済力を背景に国際的地位を得ようとした80年代の「国際化に対応した地域づくり」である。プラザ合意後、経済力を背景に日本が国際的地位を奪取しようとしたこの時期に自治体の国際交流施策のフレームがつけられた*4。特に1989年に策定された「地域国際交流推進大綱の策定に関する指針について」(自治画第17号)は自治体国際化政策の柱とも考えられ、それを受けて自治体共同で自治体国際化協会(CLAIR)を設立し、都道府県・政令指定都市の国際交流協会を「地域国際化協会」として認定した。多くの地域国際交流協会の設立の基本的な土台となった「国際交流推進大綱」の内容を見ると、90年以降激増するニューカマーといわれる外国人住民が生活者として地域に暮らしているという視点は見当たらない。国際交流は、地域や日本人のための交流であり、外国人としては、来訪者、JETプログラムの外国青年や留学生などが想定されていることがわかる。またこの時期の姉妹都市交流は、アジアを中心とした地域同士の活性化を目指すものにも広がっていき、民間レベルでは、南北問題を前提とした第三世界といわれる国への国際協力NGOもつくられ、市民活動としての裾野も広がり始めた。

「地域国際交流推進大綱の策定に関する指針について」(自治画第17号より抜粋)

1 地域における国際交流の意義と目的

……かつて国家レベルの問題であった国際交流も、地域レベルで取り組むべき課題となっている。地域が国際交流を推進していく意義、目的は、一般的に次のような点にあると考えられるが、大綱においては、各地域における国際交流の意義と目的について、地域の特性を踏まえた記述とする。

- (1) 地域アイデンティティの確立 (2) 地域の活性化 (3) 地域住民の意識改革
(4) 相互理解の進化

2 各活動主体の役割分担

- (1) 地方公共団体 (2) 地域国際化協会(中核的民間国際交流組織)
(3) 民間団体、住民

3 国際交流推進体制の整備

4 人材の育成・確保

5 語学指導等を行う外国青年招致事業

6 国際交流施設等の整備

- (1) 国際交流施設 (2) その他の公共施設の整備

7 外国人が活動しやすいまちづくり

- (1) 交流機会の提供 (2) 情報提供・相談機能の充実 (3) 公共サインの外国語表示

8 各種交流政策の実施

- (1) 住民の啓発につながる交流 (2) 姉妹・友好団体との交流
(3) 文化・スポーツ交流 (4) 技術・学術交流 (5) 産業・経済交流

9 留学生に対する施策

そして最後に、グローバリゼーションの進行と、入管法改定を契機にニューカマーが激増したことを受けた90年以降の「内なる国際化」「多文化共生」である。自治省は「国際交流推進大綱」に加え95年に「国際協力推進大綱」、2000年には2つの大綱における「民間団体の位置づけについて」を出し、この要請を受けて都道府県・政令指定都市の多くが指針等を作成した。駒井・渡戸(1997)によると、これを受けて外国人施策をその中に取り込んだのは、どちらかといえば70年代からの人権施策の一環としての外国人住民政策を行ってきた自治体等が中心であり、90年以降南米日系人を多く受け入れてきた自治体は、2001年の「外国人集住都市会議」を皮切りに、国に対して政策提言を始めたという流れがあるという。

しかし、外国人を住民として位置づけた施策を行ってこなかった日本で、国際という文脈の中での在日外国人の位置づけは曖昧であり、現在に至るまで、国際交流協会等でどのような事業が中心的に行われているのかは地域によって違っている⁵⁾。山脇(2009)は、国際交流という枠組みの中で外国人を地域社会の構成員と捉える発想は生まれにくいとし、それを「国際交流の呪縛」と表現してい

るが、次章で検討する「多文化共生」そのものの捉え方にも、外国人の何を課題にするのかという根本的な質的差異があり、日本での「多文化共生」が推進されない原因の一つはそこにあるのではないかと考えられる。

3 「多文化共生」の捉え方とその後退——「差別の是正」「文化の承認」「困窮者支援」

外国人集住都市会議等の流れを受け、総務省は2005年に一定の外国人(日系人)に焦点を当てた「多文化共生の推進に関する研究会」を立ち上げ、翌2006年3月「地域における多文化共生推進プランについて」(総行国第79号)を策定し、自治体が国際交流、国際協力に続いて、民間団体との連携のもと多文化共生施策を総合的計画的に推進することを求めた。しかし、90年代の中盤ごろより全国の自治体の財政状況は悪化をたどり、国際関係事業は予算削減対象となることも少なくなかった。毛受(2000)はその要因について、業務の施行を規定する法令がないため⁶⁾に必須のものとして取り組む基盤が弱く、首長の考えや国際化へのムードに左右されやすいと指摘している。

自治体の「多文化共生」の取り組み類型については、①70年代の在日コリアン施策を中心にした「人権型」、②在日コリアン施策とニューカマー施策の統合を試みた「統合型」、③ニューカマーを中心にした「国際型」という、外国人施策に積極的に取り組んでいる自治体を3つに分けた山脇(2003)のものや、外国人の多寡や在住形態を中心に、①多様な国籍の住民が混住して暮らす「中心市街地型」、②住宅街に外国人が分散して暮らす「都市近郊型」、③工業地帯などで外国人労働者が集中して暮らす「外国人集住型」、④配偶者や研修生が農家に分散して暮らす「地方型」という4つに分けた田村(2010)のものなどが挙げられているが、ここで前述したように、外国人の何を課題に「多文化共生」を推進するのかという質的な分類が必要ではないかと考えられる。

1つは、外国人政策を進める目的を、外国人は、日本国民と置かれている立場が決定的に違い、社会の構成員として日本人とは対等ではないことを前提に、それを変えていこうとするものである。つまり、外国人の「非対称性」を前提とし、外国人の権利保障、「差別の是正」を目指すものである。当事者の側に立ち、ホスト社会である日本への責任、すなわち不平等な社会制度の変革を求め、その実現を目指すべきものという認識をする。これは、在日コリアンをはじめ当事者を中心とした運動、またマジョリティ側の責任を問うという意味において70年代、80年代に展開されていた社会運動/活動や、80年代より日本政府が批准し始めた国際人権のグローバルスタンダードなどからも影響を少なからず受けているといえる。「外国人」の位置づけを国際的な動きの中で推進しようとするNGOなどの動き⁷⁾もこうした文脈の中に捉えることができるだろう。

もう1つは、官製「多文化共生」、多文化共生推進プランにうたわれてる「国籍や民族の異なる人びとが、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら地域の構成員としてともに生きていくこと」のもとで進められる活動である。ここでは対等な関係は努力目標であり、「文化の承認」が全面に打ち出される。少し乱暴な言い方をすれば、責任の所在がホスト社会や為政者に求められない。「人びと(みんな)」の善意で取り組むため、究極の社会改革を必ずしも目指すものではないと

いえる。これは、前述のように自治体の経済基盤が後退していく中で、課題の解決を市民のボランティア活動に求める傾向にも重なっていく。ボランティア元年となった阪神淡路大震災や98年のNPO法の成立を経て、現在の政府にも受け継がれている“新しい公共”の中で鍵となる「相互扶助」の精神が、地域住民として無視できない数となった外国人（その「非対称性」については問題にされない）にも適用されたと考えることもできる。

さらにリーマンショック以降、労働の最底辺に置かれていた調整弁としての日系南米人たちが大量に解雇されたことにより始められた「困窮者支援」の一環としての「定住外国人支援」である。2009年内閣府政策統括官に共生社会政策担当が置かれ定住外国人施策推進室が設置⁸されていることをみても、クローズアップされた日本の格差と貧困問題の中で、緊急対策の一つとして南米日系人対策が打ち出されたことは予算配分などからも明らかである。

こうした全体的な流れをみると、筆者が経験的にも重要だと考える「差別の是正」の取り組みが、市民“運動”側に置き止められ、公共の責任が問われない「文化の承認」がその一部を担う市民活動・ボランティアによりすすめられ、近年は、政府による一部の「困窮者支援」にフォーカスを当てることで免罪されていくようになったことが、多文化共生後退となった大きな要因であると思われる。

以上、自治体の国際化の歴史的流れは友好親善、国際交流、まちおこし、国際協力、多文化共生などに変遷してきたが、一元化されていく法的根拠も整わず、推進のムーブメントは起こらなかった。さらに近年の多文化共生をめぐる政府の動きは、その責任の所在を問わない無難なものとして始められ、困窮者支援対策へ変容していく中、地方財政の悪化、地方財政健全化法（2007年法律第94号）の導入という一連の流れが起きている。その流れの中に地域国際交流協会も呑み込まれていく運命を抱えていたのかもしれない。

次に筆者が所属する財団法人とよなか国際交流協会（協会とする）が、どのように「差別の是正」を重要視するようになり、かつ一連の流れの中に呑み込まれていくようになったのか、その具体的な事例を挙げ分析していくこととする。

4 財政再建と地域国際交流協会

(1) 国際政策と国際交流協会・国際交流センターの設立

豊中市は人口38万人ほどの大阪北部の住宅近郊都市であり、外国人人口割合は1.3%、うち6割を韓国・朝鮮、2割弱を中国が占め、フィリピン、米国、ブラジルが続く。国籍は70以上で多様だが、少数点在地域といえる。

同市は、1980年に外国人教育指針を策定、外国人障がい者給付金を独自に支給するなど、人権施策の中に外国人の課題を位置づけてきた。1984年の人権擁護都市宣言以降、市民すべての人権を守ることをその基本的な考え方に据え、同和問題、障がい者問題、女性問題、外国人問題を人権のセクションのもとで取り組み、外国人に関しては、1986年新総合計画で「平和で平等な社会づくり」を目標に在日韓国・朝鮮人などの外国人の人権擁護、国際交流の推進を明示した。

1993年、人権擁護都市宣言の趣旨や新総合計画の目的を具体化し、国際交流の基本的考え方を

確立するため、その実施主体として(財)とよなか国際交流協会を設立し、活動拠点として、とよなか国際交流センター(センターとする)を開設した(豊中市, 2000)。協会寄附行為第3条(目的)は、「協会は、豊中市、関係団体等と連携を図りながら、人権尊重を基調とした住民主体の国際交流活動を推進することにより、世界の多様な文化及び人々との相互認識と理解を深めるとともに、地域の国際化を促進し、新しい地域文化の創造と平和で平等な地球社会づくりに寄与することを目的とする」と定められ、第4条(事業)を見ると、自治体の国際化政策に関するほぼすべてが横一列に並べられていることがわかる。こうした事業の羅列は他の自治体設立の国際交流協会でも同様にみられる。

財団法人とよなか国際交流協会寄付行為 第4条 事業

- 1) 国際交流の機会提供及び参加促進事業
- 2) 国際理解及び国際化に関する啓発・研修事業
- 3) 国際交流に関する情報の収集及び提供事業
- 4) 民間団体の国際交流活動に対する支援事業
- 5) 国際交流に関する調査及び研究ならびにその受託事業
- 6) 国際協力に関する事業
- 7) 在住外国人に対する支援事業
- 8) その他前条の目的(設立目的)を達成するために必要な事業

協会は、自治体設立の国際交流協会としては後発であったこともあり、黎明期にあたる1993～1997年は、設立者である豊中市や豊中市民の期待を背負って、先進的「国際交流協会」を目指し、示されたすべての事業をカバーしながら大規模な催事を数多く立ち上げたが、多くの国際交流協会と同じように、ほとんどの事業は地域の日本人一般を対象としたものであった。

(2) 豊中市行財政改革による予算削減に迫られる見直し

豊中市では70年代のニュータウンといわれた北部地域の少子高齢化の進行ならびに1995年阪神淡路大震災で南部に被害を受けた影響も含め90年後半に極度の財政難に陥り、1998年には豊中市財政非常事態宣言を行い、「豊中市行財政改革大綱」を設置し、準用財政再建団体転落回避を図ることとした。

市の予算減の宣言を受けて、「予算が先にありき」という市に準じたやり方で、右肩上がりの中、あれもこれもと事業をしてきた協会では、一体どの事業を削っていいかの基準を持っていなかった。そこで、まず事務局内で、設立以来5年間の全事業を初めて見直した上で、ミッション・ステートメントと事業体系を創出した。基本理念「市民の主体的で広範な参加により、人権尊重を基調とした国際交流活動を地域からすすみ、世界とつながる多文化共生社会をつくる」のもとに、3つの事業の柱「市民がつくる国際交流活動」「外国人市民と共生するまちづくり」「ともにつくる世界の未来」を置き、すべての事業に関して「市民参加」を促す「ばづくり」「ひとづくり」に基づいた事業評価を行うことで、経費の無駄を削減した⁹⁾。この時点では、多文化共生をミッションに持ちながらも、外国人の「非対称性」

についてはあまり意識していなかったといえる。

(3) 外国人の「非対称性」への気づき

前述の協会の基本理念は驚くほど官製「多文化共生」に近い。3つの事業の柱をみても、主語はあいまいで、日本人側を暗黙のうちに示していることが読み取れる。その協会が、事業展開していく中で、外国人の「非対称性」を主軸にしたものに変化していくのであるが、それに至った象徴的な出来事を挙げてみる。

1つは設立当初より設置されていた「日本語教室」に関することである。日本語の最低限の力を効率よくつけ、地域での外国人の参加を促進するというコンセプトで、日本語教師により運営されていた。しかし、5年後受講者にアンケートを行った際、最後の問いに想定外の答えがほぼ全員から返ってきた。それは、「あなたは日本語をどこで使いますか」という質問で、その答えは「ここ(センター)です」というものであった。

日本語教室に来る外国人たちが、地域で日本語を使うこともない孤立した状態にあり、だからこそ来ていたにもかかわらず、協会は教室で早く学んでもらって“地域(日本)に適応できる”規範の外国人を想定し、学習の進捗状況についてのみの報告を受け続けていた。そこで、日本語教師による「教室」を廃止、さまざまな地域住民が参加できる「日本語交流活動」を開始、それに重ねて多言語のスタッフによる相談窓口を設け、できるだけかれらの抱える課題解決を図る体制をつくった^{*10}。その後も日本語の「場」からこぼれ落ちていく外国人を意識して、「親子参加型日本語教室(実質はママ友づくりの場)」や「多文化保育」を設定したり、子育て中に限ったボランティア募集など、かれらが地域の構成員であることを意識できる、地域との関係が結べるような事業を創出した。

もう1つは、外国人女性専用のホットラインを設置しDV相談窓口を始めて暫くしての出来事であった。ため息をついて、コーヒーを飲み、煙草を吸い、センターで一日中ソファの隅に座って過ごすDV被害者の外国人女性がいた。鬱の症状があり、家を追い出され、帰国の費用もない。出身国で教育機会を持たなかったため非識字者で利他的な考えしかできない。助言をしても、泣いて、怒って、同じことを繰り返す……。「あの人、いると困るよね」という職員からの発言。解決不能な課題を抱える人は消えればいいと考えるマジョリティ側の発想そのものだった。

センターが提供するものは、基本的に日本人支援者のための場所で、自分たちにとって都合のいい人、気持ちのいい人への支援であり、支援という名の支配(つまり日本社会に馴染むように「指導・矯正すること」)を否定されたり、その域を超える外国人は受け入れられない、ということであった。行き場のない外国人、「ただ居られる場所が欲しい」という当事者のニーズに対応できないことが示された。

こうした“学びほぐし”^{*11}をとおして、外国人の行き場のなさをつくっている社会とつくる側にいる自分たちを自覚し、公的な場所であるからこそ、周縁化される外国人の余白や聖域(サンクチュアリ)をつくる責務があるのではないかと考えるようになった。

(4) 事業のスリム化・明確化と市との役割分担

豊中市行財政構造改革本部は2004年11月の豊中市財政再建計画(第1年次)で、2005年から3

年間を“財政の建て直し期間”とし、財政健全化に向けた取り組みを集中的に実施するとした。取り組み項目(152項目)の、公営企業、外郭団体等の運営健全化の項の中に、「(財)とよなか国際交流協会のあり方の検討」が入れられた。

これを受け、2005年3月、豊中市人権文化部「財団(外郭団体)のあり方検討に関する指針」が、①財団の存立意義、評価の観点からの検討、②経営の健全化・効率化の観点からの検討に加え、③財団設立の基本理念にそって中期的将来展望にたった運営のグランドデザイン(社会状況の変化に対応した施策・事業の再編)を描くことを目的に出された。同年7月から2007年3月にかけて、市と財団による「(財)とよなか国際交流協会あり方検討部会」が持たれ、協会事業の成果・効果、財団の必要性・役割の検討、市と財団の役割分担が話し合われ、協会の新たな展開は以下のように確認された*12。

新たな展開

協会は、社会でより弱い立場におかれたり、周縁化されやすい外国人市民の自立や社会参加に向けて、総合的外国人支援を乳幼児から高齢者まで世代を分断することなく推進させていくことを最重要課題に据える。また将来的に支援を必要としなくなるような地域社会づくりのために、多様な文化が認められる「ばづくり」を多様なセクターや分野と、差異のある人びととの共生のために行動できる「ひとづくり」を学校をはじめとする教育機関等と、連携しながら推進していく。これらが新たな展開として、地域で望まれている未来へ持続可能なまちづくりの一端を担うものとする。

この時点で協会は、外国人の「非対称性」を意識し積極的に「差別を是正」していくミッションが明確になり、“国際何でも屋”や“支援者に迎合する地域国際交流協会”から脱皮できたという認識を持っていた。ピンチをチャンスに最重要課題を明確にし、スリムアップして地域とのネットワークを強化することで補完的な関係をつくっていくことは喜ばしいことと捉えていた。

しかし、その先、豊中市が指定管理制度の導入検討や公益法人改革を射程に入れ、何をしようとするのかに対する想像力は欠如していた。

(5) 管理委託制度から指定管理者制度へ

2003年に地方自治法が改正され、公の施設管理に関するこれまでの「管理委託制度」が改正され、新たに「指定管理者制度」が創設された。この制度は、出資法人以外の民間事業者等も公の施設管理を行うことができるというものであり、従来の管理委託制度により運営している「公の施設」については、2005年9月1日で改革法の経過措置期間が終了することとなっていた。これにより、従来の管理委託制度による運営ができなくなるため、「豊中市指定管理制度導入に関する指針」に基づき2006年4月1日付けで国際交流センター条例が上記に基づいて改められた。2006年から2010年にかけては、人権文化部外郭団体である協会が指定管理者として指定されたが、5年後は公募になった。これらの移行措置については、「財団あり方検討委員会」とは違い、協議の場が持たれることは

なく「全国の流れもあり公募ということになった」という説明が人権文化部からなされている^{*13}。また、5年後以降の保証はできないと何人かのプロパー職員が明確な有期雇用が変わった。

つまり、市が、国際化推進のため、協会をつくり、その活動拠点としてセンターをつくったのだが、「公の施設」の側がその目的を遂行する団体を選び、その対象としての協会に変容^{*14}させているという逆転現象があたりまえの装いで起きたのである。

(6) 施設統合と移転、指定管理者制度の導入

2008年4月には、豊中市から国際交流センターの男女共同参画推進センターへの移転・施設統合の説明会が持たれた^{*15}。外国人女性や子どもの居場所を目指したセンターの利用者の3割近くが外国人となり、事業の過半数は外国人の参加となっていたため、この一方的な移転言い渡しに対して、外国人市民を含む活動者たちが反対、「協会をともに考える会」を設立した。

そして移転に対する意見をまとめ、自分たちの活動を振り返りセンターの意義を再認識し、センターが単なるハコモノやカルチャーセンターではないことを明示していくための視点を話し合う対話集会を1年間かけて行った^{*16}。その結果、財団理事会は2008年12月に市長および市議会議長宛に財団としての移転にあたっての要望書を提出し、「協会をともに考える会」は活動を継続していく上での重要な3つの視点「居場所の視点」「エンパワメントの視点」「ボトムアップの組織づくりの視点」を創出、2009年度もその視点を持ちつづけるための地域対話集会を継続した。しかし、2009年度末に移転は決行された。

豊中市は、翌2010年4月1日、とよなか国際交流センターの指定管理者募集を行った。6月下旬に第1次審査(書類審査)、7月中旬に第2次審査(面接審査)を経て、9月末に財団法人とよなか国際交流協会が第1次候補者として選定され、10月に議会の承認を得た。しかし、1で紹介したようにその審査基準点の3割以上はコスト、運営を含めると5割にあたり、施設の一般サービスは2割、事業は3割、うち前記の市との検討委員会で確認された協会の役割の実質部分は1割にも満たなかった^{*17}。

国の基準が何の検討もされずに準用されることにより、経済性(コストダウン)、効率性(パフォーマンスアップ)、一般顧客満足度志向が支配し、政策的有効性の視点が欠落すると中川(2007)が指摘したそのままのことが起こったのである。

かつて豊中市職員、現在市民活動NPOの事務局長を務める平尾(2010)は、地方分権改革や行財政改革としての今日的な「公民協働」が、施策所管の縦割りの中で行われているために、「自治・自立」の理念が民間や市民団体間の「競争と対立」に、「協働」理念は行政と市民団体の「契約」に集約されていく懸念が生まれていると指摘している。競争で生き残るため予算提示額の最低基準を選択したため、予算は約3分の1減、そのツケは今現在、「協会」が今後持続可能かを根底的に揺るがす危機として襲いかかっている。さらに市の担当部局も、政策的有効性についての検討をする余地もない勢いで、その契約にかかわる基本協定書、仕様書の作成にかかっているが、サービス水準合意書やモニタリングおよび評価など膨大な書類に追い回され疲弊している。

5 さいごに

協会は、地域で多文化共生社会をつくるという明確な使命を持って活動を推進してきたが、結末は冒頭に述べた神奈川で起こったことと大きな違いがない。さらに「公正・平等の指定管理を受けるなら、外国人ばかり／女性や子どものしんどい外国人ばかりに重点を置くことは偏っており逆差別ではないか」「外国人に対して『周縁化』『マイノリティ』『エンパワメント』を使うのは如何なものか?」「広く一般市民に開かれた運営をするべきではないか?」など、格差の拡大や貧困の増大といった閉塞感の中で排外主義の台頭を匂わせるような内部での発言も見逃せないだろう。

こうしたことは日本全国で起こっている／起こりうる状況であるといえるだろう。その一番大きな理由は、自治体の財政基盤の弱体化の中で「国際」分野が衰退し、「国際」分野の中でも日本において必要不可欠とは定められていない多文化共生は、「差別の是正」から「困窮者支援」に変容せざるをえなくなっていったということである。その理由として、国際人権基準にも明示されている外国人市民の権利保障に関する日本社会の責任の回避傾向が挙げられよう。極端に言えば、結果として外国人への政策については分断統治が進んでいるといわざるをえない。例えば高校無償化問題、リーマンショック後の日系人帰国支援策に何の筋立った関係性もなく、おかしいという声があがらない。権利保障という認識が地域で確立されない中で、日本人と外国人の「非対称性」が認識されていなければ、公正・平等、経済性・効率性の中で外国人は削除されても当然という考え方も横行していくであろう。

では、どのような対抗的な手段が考えられるのだろうか。協会では日本人主導の考え方を反転したことにより、多くの外国人たちが居場所としてのセンターを利用できるようになった。また、そうした被支援の立場にあった外国人女性や子どもが、支援の側にまわって事業を担うようにもなってきた。そして、その外国人を隣人として活動する次世代の日本人たちも増えてきている。逆境の中でも多様な外国人が主体として発信できる環境を全国で少しでもつくることは、地域国際交流協会の残された任務ではないだろうか。

国境を越えて日本で生きる外国人の数は、今後も減ることはないだろうし、自分の暮らす社会をよりよくしていきたいと望む気持ちに国籍は関係しないだろう。外国人を分断統治や不可視化する流れに、当面は人間の鎖で抵抗していく他選択肢はないように思える。

*1 1977年神奈川県国際交流協会が設立、神奈川県国際交流センターが開設された。地球市民かながわプラザは、1997年に設立され、1998年に国際交流協会は移転した。2005年に国際交流協会は神奈川県学術研究交流財団と統合し、財団法人かながわ国際交流財団と改組されたという経緯を持つ。

*2 この姉妹都市提携の原型はアメリカのアイゼンハワー大統領の提唱した people to people diplomacy で、米ソ和解の進行手段として草の根レベルでの市民の交流によって相互理解を深め、平和構築をしていくというものである。

*3 Food, Fashion, Festival の3つのFの頭文字をとって、異文化を理解するイベント型の催しを指す

*4 1985年：全国知事会議で国が自治体国際交流、国際化への支援措置を約束、1986年：地方行政財政重点政策としての「国際交流プロジェクト構想」、自治省、外務省、文部省の共同事業として海外青年招致事業（JETプログラム）を開始、1987年：「地方公共団体における国際交流のあり方に関する指針について」（自治画第37号）、1988年：「国際交流のまちづくりのための指針について」（自治画第97号）、ふるさと創生1億円事業、1989年：「地域国際交流推進大綱の策定に関する指針について」（自治画第17号）、自治体共同で自治体国際化協会（CLAIR）を設立し、都道府

県・政令指定都市の国際交流協会を「地域国際化協会」として認定。

- *5 いわゆる外国人の集住地域では、予算の関係もあり自治体が問題解決のためにさまざまな施策を行っているが、自治体設立の国際交流協会は区分の1番目と2番目、すなわち姉妹都市との交流事業や、国際化に対応できる地域づくり（日本人の外国語学習や国際理解事業、海外と提携したまちおこしなど）を主にやっているところが多い。
- *6 都道府県および政令都市における「多文化共生施策調査」を行った田村（2010）も、「女性」「障がい者」「外国人」の施策の取り組みを比較し「外国人」の遅れが顕著であることを、男女雇用機会均等法や男女共同参画社会基本法、障がい者基本法や障がい者の法定雇用率の定めなどと同様の法制度が整備されていないことから推測している。
- *7 日本の移民を支える最大のネットワーク「移住労働者と連帯する全国ネットワーク」は、2010年3月に国連人権理事会・移住者の人権に関する特別報告者の日本での公式な実態調査を実現させている。
- *8 「定住外国人支援に関する対策の推進について」の実施状況は<http://www8.cao.go.jp/tijyu/suishin/jokyo.html>で掲げられている。教育対策、雇用対策、住宅対策、防火・防犯対策、帰国支援、国内外における情報提供の分野に分けられているが、内容を見ると対象として想定されているのは、ブラジル人を主要とした南米日系人であることがわかる。
- *9 それまで事業毎に縦割りになっており、同じような内容（例えばボランティア研修など）を重複していたため。
- *10 日本語教師の時もそうであるが、日本語を教えることと、その外国人が抱える生活背景や課題は切り離して考える傾向が当時はあった。そうしたことも含め協会として、同国人をスタッフにし、日本語にきた外国人の生活相談を受けやすい体制をつくる狙いがあった。
- *11 学びほぐし（unlearn）：一旦身につけた考えや、あたりまえと思っていることを解きほぐすこと。
- *12 （財）とよなか国際交流協会あり方検討部会、2007「財団法人とよなか国際交流協会のあり方について（報告）」10頁。第二章（財）とよなか国際交流協会のあり方の検討結果の中で、1. 財団の存在意義、評価の観点からの検討、2. 新たな展開、3. 経営の健全化・効率化の観点からの検討、4. 効果額（見込）とあり、その2.に当たる部分。今後の方向性を市と共有した結果が書かれている。
- *13 国際交流センターと国際交流協会はしばしば混同されるが、前者は市所有の建物であり、後者は市の出資財団である。そのため、センターに関しては協議をする必要がないと市が考えたと思われる。
- *14 対象としての協会というのは、選ばれないことも考えられるという意味である。
- *15 財団統合と移転は2004年構想段階の説明で市民からの大反論を受け統合は見送り、移転は保留だった。
- *16 2009年度、「3つの視点」のための対話集会として、①行政改革と公共施設のあり方、②地域福祉とコミュニティ、③安心して多様な子育てのできる地域、③子どもたちの生きる力を育むためにといった地域課題を連携先となるような関係機関の職員等を招いて継続して行った。
- *17 国際交流センター条例に挙げられている事業は、施設の条例がつけられた1993年頃の地域の状況のままであり、協会寄付行為の事業とほとんど同じように並列されている。指定管理制度の選定の基準はセンター条例になるため、市との協議での役割分担や明らかにされた最重要課題は何も評価されないのが事実である。

《参考文献》

- ・「特集：国連特別報告者ブスタマンテ氏来日報告」移住労働者と連帯する全国ネットワーク『M-ネット』No.130（2010）
- ・M・ヴィヴィオルカ（宮島喬・森千香子訳）、2009『差異—文化とアイデンティティの政治学』法政大学出版局
- ・稲葉奈々子、2010「持たざる者の運動の〈予示的政治〉としての公共空間の占領」日本寄せ場学会『寄せ場』No.23
- ・榎井緑、2004a「岐路をむかえた『国際交流』『解放教育』明治図書
- ・——、2004b「多くの領域で人びとを巻き込みながら新しい地域づくりを目指す」『国際交流の組織運営とネットワーク』明石書店
- ・——、2008「『多文化教育のいま』を考えるにあたって」『解放教育』2008年12月号、明治図書
- ・榎田勝利、2000「地域の国際化と地域国際化協会の沿革」財団法人自治体国際化協会『地域国際化協会のあり方に関する研究会報告書』
- ・田村太郎、2010「行政によるダイバーシティマネジメントの可能性」笹川平和財団「人口変動の潮流への対処」研究『社会統合政策の課題と挑戦—新たな理念と役割を求めて（国際会議報告書）』
- ・豊中市、2000『国際化施策推進基本方針—共に生き共にすすめる地域の国際化』
- ・——、2007『財団法人とよなか国際交流協会のあり方について（報告）』（財）とよなか国際交流協会あり方検討部会
- ・——、2008『豊中市外部活動導入のガイドライン』豊中市行財政構造改革本部

- ・———, 2009『新・豊中市指定管理制度導入に関する指針』
- ・———, 2010『第3次豊中市総合計画 第7期実施計画4年次計画(平成22年度)』
- ・中川幾郎, 2007「指定管理制者制度の可能性を探る」中川幾郎・松本茂章編『指定管理者は今どうなっているのか』文化とまちづくり叢書
- ・———, 2008「自治体の財政再建と人権行政」社団法人部落解放・人権研究所『月刊ヒューマンライツ』2008年8月号
- ・平尾和, 2009「行政と市民活動の協働の現場は今」おおさか自治体政策『協働によって行政は変わったか—市民自治システム構築研究会 報告』大阪自治センター・大阪地方自治研究センター
- ・宮島喬, 2009a『『多文化共生』を論じる(上)(下)—文化の違いの承認とは』『書齋の窓』590号, 有斐閣, 53~59頁, 591号, 57~62頁
- ・———, 2009b『『多文化共生』の問題と課題—日本と西欧を視野に』財団法人日本学術協力財団『学術の動向』2009年12月号
- ・毛受敏浩, 2000「地域レベルの国際交流と地域国際化協会の役割」財団法人自治体国際化協会『地域国際化協会のあり方に関する研究会報告書』
- ・———, 2003「国際交流・国際協力活動とは」『草の根の国際交流と国際協力』明石書店
- ・山脇啓造, 2009「多文化社会の形成に向けて」『移民政策学研究』創刊号

Local International Association in Japan and “Multicultural-Coexistence” Future *Under Local Public Finance Reconstruction*

ENOI Yukari

Toyonaka Association for Intercultural Activities and Communication

key words: Local International Association in Japan, Multicultural-Coexistence, Local Public Finance Reconstruction

The aim of this paper is to consider the failing situation about multicultural-coexistence actions which Local International Association took under Local Public Finance Reconstruction in recent years.

The history of the approach concerning “international” by the local government had changed into an international goodwill, international exchange, international cooperation, and multicultural-coexistence, etc. But the legal grounds are not in order and they have not been unified.

Furthermore, the contents of the multicultural-coexistence which are tackled regionally are deteriorating like the “recognition of culture”, and “poor support” from “correction of discrimination” which demands a statesman’s responsibility, and the tendency that minimalized these changes is seen.

In Toyonaka Association for Intercultural Activities and Communication, while local public finance is getting worse, it came to consider the “correction of discrimination” on condition of foreigners’ “asymmetry” as clear missions.

However a result over which priority is given to economical efficiency and efficiency which is brought by the integration of an institution, and an introduction of a move and a specification administrator system etc. are being prioritized.

Reversely, some viewpoints which seen to be anti-foreign for Japanese such as justice and fairness surfaced. In order to oppose such a flow, it is necessary to clarify the above-mentioned missions, and it is necessary to prepare the environment where in foreigners can promote themselves.

報告論文

あるベトナム難民家族における 犯罪の発生と影響

若松亮太 共同通信社

キーワード：ベトナム，難民，犯罪

本報告は、日本に定住したベトナム難民のある家族が、貧困などを背景に薬物使用や窃盗という犯罪にかかわり、家族の分裂などに至った事例について、その主要な出来事を紹介し、若干の考察を行うものである。ベトナム生まれの父母と長女、日本生まれの次女が経験したことは、不十分な日本語力による生活の困難さや貧困、薬物使用や窃盗などの犯罪、父母の逮捕や裁判・服役・入管施設への長期収容、子どもの学習上の困難さやいじめ、父母の離婚、児童相談所による保護、母子の長期間に及ぶ離別、オーストラリアへの再移住などである。本報告は定住における不幸な側面を難民個人の内面から理解し、母国以外の国へ移動することの意味などについて若干の考察を行うものである。

1 はじめに

日本は2010年、第三国定住制度によるミャンマー難民(カレン民族)の再定住を3カ年のパイロットケースとして始めた。日本はかつて約1万1千人のインドシナ難民を受け入れたが、その一部はこのミャンマー難民と同様に第三国定住による来日であり、その定着状況を検証することは、第三国定住制度の日本における着実な発展のためにも一定の意義があるはずだ。

この報告は、ベトナム出身のある難民家族に起きた一連の出来事を、筆者が2007年6月から2010年12月にかけて当事者や支援者らに直接、聞き取りを行い、その内容を抜粋したものからなる。筆者は来日前のベトナムにいた時の状況や日本への経由地である香港のキャンプおよびオーストラリアでの生活などについても詳しく取材したが、本報告では、主に日本での状況を紹介する。

2 家族構成と略歴

家族は、父、母、長女、次女の4人からなる。

父(1961年生まれの49歳)はベトナム北部の港町ハイフォン出身。色白で彫りが深い美男子である。祖父がフランス軍兵士だったという。フランス支配下にあったベトナムで、現地のベトナム人女性

と結婚することなく生まれた子の子ども(孫)に当たる自分は、フランス人の血が流れていることから様々な差別に遭った、と話す。ベトナムでは、かつての支配者であったフランス人とベトナム人の間に生まれた子孫はコーンライ(CON LAI=混血の子ども)あるいはライフアツ(フランス人との混血)と呼ばれ、就職上の差別や、役人に賄賂を要求され払わないと暴力を振られるなどの差別が存在する。彼はベトナムから最初に渡った香港のキャンプで麻薬を覚え、来日後も薬物を使用したり、窃盗を行ったりした上、家族を殴るなどの暴行も繰り返し行い、刑務所に何度も服役。離婚し、現在は大阪府内に1人で暮らしている。

母(1960年生まれの50歳)はベトナム北部の都市ナンディン出身。差別に遭う男性を夫に持ったことから子どもの将来に不安を感じ、出国して難民になることを決意した。先進国に行くことで子どもにより良い教育を受けさせ、自分自身も経済的に豊かになることを同時に希望していた。来日後、夫の薬物使用により生活が困窮し、子どもの食料を確保するために始めた万引が常態化。やがて逮捕され、執行猶予付の有罪判決を受けてもなお、万引を繰り返したことから、実刑判決を受けて服役し、家族と離ればなれの生活を長く過ごした。

長女(1984年生まれの26歳)は来日後、勉強に励み短期間で日本語を身に付けた上で、家族のために通訳を行うなどした。入学した日本の学校では様々ないじめに遭ったが、猛烈に勉強して優秀な成績を取ることでお返しした。その後、単身、オーストラリアへ渡って勉強を続けて高校・大学に進学し、オーストラリア国籍の取得も果たした。

次女(1996年生まれの14歳)は、父が薬物を使用したり、母が窃盗で逮捕されたりするという環境の中で成長。保育園在園時には母親が逮捕(その後、実刑判決を受けて服役)されたことから児童相談所に保護され、里親委託に付された。里親のもとで成長したが、様々な困難を経験した。

3 来日の経緯

1989年春、最初に母が長女を連れてベトナムを出国。中国、マカオを経由して香港のキャンプに入る。遅れて父も香港に入り、90年に家族全員(父・母・長女)が難民と認められる。95年5月に来日し、財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部による国際救援センター(東京都品川区)に入所する。父は香港のキャンプ滞在中に友人の勧めで薬物を使用するようになり、母が薬物購入の代金を渡さないと怒って母を殴るなど、暴力を繰り返した。ただし、来日前の一定期間は入国に必要な審査等で不審を買わないようにするため薬物の使用を控えていた。

4 日本への定住と数々の事件

家族は96年5月に国際救援センターを退所。長女は日本語を巧みに話せるようになり、日本語で書かれた子ども向けの本やマンガも読めるようになっていたが、父と母は日本語をたどたどしくしか話せない状態で、日本人と交流することは少なく、もっぱらベトナム人同士の付き合いを好んだ。父は関東の地方都市の会社に就職し、鋼材を切断するなどの仕事をした。母は次女を妊娠していたため

当初は仕事をしていなかった。

父は知人のベトナム人から薬物を買うようになり、仕事には行かず、自宅の6畳程度の部屋にこもりきって薬物を使用することに明け暮れた。父によると、薬物はタバコに加え、水で少し湿らせてから火を付けて、ゆっくりゆっくり吸って使用。「気持ち良くて、頭の中が空を飛ぶようだった」と父は振り返る。部屋中がタバコや薬物の灰と煙に汚れ、淀んだ。

父がめったに働かなくなったため家族の生活は困窮した。次女の出生に伴う出費の増加も家計を悪化させた。母は十分な食材を買えず、家族には毎日のようにモヤシと豆腐、卵ばかりのおかずを作った。ある日はモヤシを茹で、次の日はモヤシを炒め、別な日はサラダにするということを繰り返した。父は薬物が無くなれば、母からわずかな金を奪い、外に飛び出した。母がお金を渡すのを拒否したり、薬をやめて仕事に行くように求めたりすると暴力を振るわれ、あばら骨にひびが入り、ほほから血が流れるなどのけがを負うこともしばしばあった。

食べ物がない時は、友人のベトナム人が万引してきた食べ物をもらって食べていた。もらった海老や肉を料理して出すと、食べ盛りだった長女(当時11歳)は、食べ物が入手された経緯を知らないまま「おいしい! お母さん、勉強頑張るよ」と無邪気に喜び、いつもより2時間も長く勉強した。母は食塩をたくさん入れて、御飯が何杯も食べられるような味付けにした。周囲の友人は「なんで万引しないの? 万引しないのはバカ!」と言って、万引をするように勧めてきた。そこで、母はスーパーで初めて肉や魚、くだものを盗んだ。「しちゃいけないことをしてしまった」。両親に教えられた道徳を超えてしまい、物凄い葛藤を感じた。間もなく警察に逮捕され、10日間、留置場に入った後、釈放された。

生まれたばかりの次女は、なかなか母乳を飲んでくれず、母は買った粉ミルクを与えていた。しかし、97年初夏、ついに粉ミルクを買うお金が絶えた。このころ、母はリサイクル店でテレビやエアコン、冷蔵庫などをコンテナに運び込む、時給770円のアルバイトをしていた。母は御飯をお湯で煮て上澄みを取った「おもゆ」を与えたが、なかなか飲んでくれず途方に暮れた。しだいに、次女は衰弱し、身体がだんだんとしぼんでいくように見え、泣き声さえも上げなくなった。母は「このままじゃ、死んでしまう」と思い詰め、とっさに次女を乳母車に乗せ、電車に乗って隣のスーパーに駆け込んだ。商品棚から粉ミルクの箱をつかみ取り、乳母車に入れて隠して万引した。顔から血の気が引いて、両手がぶるぶると震えた。店の出口に近づいた時、今までおとなしかった次女が突然、大きな泣き声を上げた。「見つかってしまう」と焦り、力を込めて乳母車を外に押し出して逃げた。

次々と食べ物などの万引を続けた。粉ミルクの万引から2カ月後に店員に見つかり、警察に引き渡されたが、幼い子どものためという理由から、家に帰された。だが、万引をやめることはなく、同年冬、おむつや野菜、ビールを盗んだとして逮捕・起訴され、翌98年初め、執行猶予付の有罪判決を受けた。公判では長女が弁護側証人となり、母親をしっかりと支えて更生させることなどを日本語で述べ、裁判官らを感動させた。

10歳で来日した長女は、入学した日本の小学校で同級生から「ベトナム帰れ」などと言われ、いじめられ続けた。長女は「難民なのに、帰れないのに、いじめられた。くやしくて、くやしくて」と思い、毎晩遅くまで勉強した。毎日、漢字を3つ憶えないと寝ないと決め、小学6年生ごろには、小学5年生までの漢字はすべて覚えた。英語は香港のキャンプ滞在中に覚えたため得意で、中学では学年の

中でも上位の成績を修め、姉妹校の関係にあったオーストラリア・シドニーの中学校に、夏休みの短期留学に行く生徒に選ばれた(98年夏)。実際に行ってみると、オーストラリアの学校は楽しくてしかたがなかった。日本のようにいじめに遭うことはなく、自由な雰囲気にあふれていた。たまたま母の親友の女性がシドニー在住だったため、その家で寝起きして学校に通ったが、夏休みが終わるころには日本に戻りたくなくなり、しばらくの間、そのままシドニーに居続けることになった。

母は98年秋、父がまともに働かずに薬物使用を繰り返す、暴力も絶えないことから離婚を求め、父もこれに応じた。ただ、離婚後も父は同居を続けるなど実態は何も変わらなかった(当報告では以降も「父」と表現)。母は万引をやめられず、仲間もできて、自分たちの食べる分だけではなく、ブランドーなどの高級品を盗んでは売り、現金を稼ぐようになった。盗むこと自体が面白いとさえ思うようにもなっていた。そして、99年の秋、再び逮捕され、今度は実刑判決を受けた。前の執行猶予付判決の刑期と合わせて、刑期は懲役2年4月となった。母は逮捕後、留置場の中で自分が起こした事件の結果、家族と離ればなれになり、子どもたちにつらい思いをさせている自分を責め続けた。「もう、これ以上、子どもを育ててはいけない」と思い詰め、留置場で入浴した際、シャワーのパイプに自分の衣服をひっかけ、首をつって自殺を図った。運良く、監視の係官に見つかり、意識不明の状態が数日間続いたものの、命は助かった。

長女は日本の知人からの電話で「ママが逮捕された」と知らされた。父もこの時期、薬物の使用によって実刑判決を受け、服役中だったため(翌2000年初め、母の収監後まもなく出所)、長女は「もう、日本には帰れない」と悟り、滞在先の母の親友に「日本には帰れなくなったから、私を育ててください」と頼み込んだ。親友の幼い子どもたちのベビーシッターや皿洗い、掃除など、家政婦のような生活をしながら食べさせてもらい、学校に通い続けた。後に長女は自力でオーストラリアでの在留資格を取得。高校および大学への進学も果たし、オーストラリア国籍も取得した。

一方、次女は一時、児童相談所の施設で保護されていたが、父が出所後に引き取って育てた。父は次女を連れて友達のベトナム人宅に転がり込んだが、一方で薬物の使用を続け、薬物の煙が立ち込める部屋の中で幼い次女も暮らした。やがて、母の両親(ベトナム在住)が次女を預かって育てることになり、父の知人が次女をベトナムに連れて行った。母は01年秋に仮釈放により出所、次女をベトナムから連れ帰り、自力で育てたが、万引は相変わらず続け、翌02年夏に、また逮捕された。

次女(当時5歳)は母の逮捕をきっかけに児童相談所の保護を受けた。父は既に離婚し、子どもを扶養する能力に欠けていた上、母が「預かってほしい」と頼んだためだ。母の逮捕当日、保育園にいた次女は、いつも迎えに来てくれる母がいつまでたっても来ないのを不安に思いながら遊んでいるところに相談所職員の男性が突然来て、「お母さんに会わせてあげるから」と言って連れ出した。後に里親となる家庭に連れて行かれ、母を待っていたが、空が暗くなってもいっこうに会えず寂しさを募らせた。里親の家では、暖かいハンバーグを食べさせてもらい、ほかの里子2人と一緒に花火をして遊んだため寂しい気も紛れた。ただ、母と離ればなれになった理由も何も知らされないまま「わたし、お母さんに捨てられたんだ」という思いだけが心に深く刻み着いた。

逮捕から数日後、母のいる警察署の留置場に児童相談所職員が里親(男性)を連れて来て、「この人があなたの子どもを預かるから安心してください」と紹介され、母は「お願いします」と言った。その

後、警察官が留置場の居室内に来て母に文書を示し、名前を書いて母印を押すように言われた。漢字ばかりの文書で、何を書いているのか理解できなかったが、促されるままに名前を書いた。02年秋に懲役1年2月の判決が出て、母は翌03年初め、収監された。04年初めに所出したが、退去強制手続により東京入国管理局(東京都港区)の施設を経て、同年春から西日本入国管理センター(大阪府茨木市)に収容された。

母が東京入管の施設にいた時、里親が次女を連れて面会に来た。次女は「ママ、ママ、ママ、ママ」と大声で泣きながら、面会室の厚いガラスを両手で叩き続けた。里親は「あなたはちゃんとベトナムに返す。日本にはいられない」という意味のことを言った。母は里親が誤解していると思って「違う、違う。私は難民だから絶対にベトナムに帰れない」と反論したが、里親は「安心してください。子どもが18歳になるまで面倒見る」と答えた。

西日本入管センターに移った母のもとに次女から手紙が届いた。差出人名は、母が付けたベトナム語の名前ではなく、日本人風の名前に変わっていた。封を開いて読むと「ママ、ベトナムに帰ってください」と書いてあった。母はショックを受け、両手で手紙を破り捨てたが、その後も繰り返し「ベトナムに帰ってください。ママ、安心してください。ママ、ベトナムに帰ってください」と書いた手紙が届いた。

母は西日本入管センターへの収容から約半年後の04年秋に仮放免となった。すぐに次女と面会したが、以降は何度、児童相談所に求めてもさまざまな理由を付けて応じてもらえず、翌05年初夏まで面会がかなわなかった。その後も母の希望するどおりには面会ができなかった。06年春、母に在留特別許可が出たため、次女が児童相談所の措置が解除されて戻ってきた場合に備えて小学校に近いところにアパートを借りて子ども部屋まで用意。次女を母のもとに戻すよう再三にわたって求めたが、児童相談所は措置の解除に応じなかった。

その後、母が知らないまま日本人風の通称名を学校などで用いていたことや、次女が里親から叩かれるなどの暴力を受けていたことなどが次々と判明。母は弁護士などを介して児童相談所と交渉を繰り返した結果、07年夏になってようやく措置が解除され、次女と同居することができた。

しかし、母は日本での生活をあきらめる一方で、成人した長女の住むオーストラリアでの生活に新たな希望を抱き、08年秋に次女と共にオーストラリアへ再度の移住を果たした。現在、長女と一緒に新たな生活基盤を築きつつある。

5 考察

難民にとって成功や幸福とは何なのであろうか。難民として母国以外の国に移動することはどのような意味を持つのであろうか。母国における迫害や差別、様々な恐怖から離脱できることはもちろんだが、第三国などに移動したことをきっかけに母国よりも高等な教育を受けたり、より賃金の高い職業を獲得したりすることも成功の一つとされる。しかし、難民として移動した先で、必ずしも成功あるいは幸福と言えない状況に陥ることもある。本報告で紹介したような薬物使用や窃盗などの犯罪は、困窮した生活からの脱出や、定住先で抱えたストレスなどの解消手段という側面があるが、当事者の

言動に照らして考えると、難民自身の欲望の増大と自己を制御する規範意識の低下が同時に進行して招来した、とも言える。

このような難民個人が抱く欲望や規範意識、葛藤などの内面を詳しく理解することは、難民がいかなる存在であるかを追究し、人間理解を深めていく上で重要なプロセスとなる。ただ、この際、注意すべきなのは犯罪という一般に批判されるべき結果にとらわれ、欲望の増大や規範意識の低下という側面のみを強調、あるいは問題視して考察を終えてしまうことである。難民という人間存在を理解するためには、犯罪を招くほどの欲望の増大や規範意識の欠如が、どのような過程を経て生じたのかをさらに追究する必要がある。

本報告では、その過程を検討するのに十分な材料を提供してはいないが、筆者の全体的な取材結果に基づくと、ベトナム戦争下での被害や差別に遭った状況、日本での処遇による影響も無視することはできない。今後も取材結果の整理と考察を進めていきたい。

Occurrence of Crime and Influence in a Certain Vietnamese Refugee Family

WAKAMATSU Ryota

Kyodonews

key words: Vietnamese, refugee, crime

This report covers the events of the crime etc. that occur to the refugee family from Vietnam that came to Japan in 1995. Parents and the eldest daughter were born in Vietnam, and the second daughter was born in Japan.

What they experienced is as follows ; the hard living due to the lack of a Japanese ability, poverty, crimes of the drug use and the theft, parents' arrest, trial, penal servitudes, families' division, protects and integrates by Child Guidance Centers, and a re-migration to Australia, etc.

This report promotes greater understanding about the refugee's desire and the normative consciousness, and considers the meaning of the movement to other countries from the home country.

特別寄稿論文

在韓在日朝鮮人：本国との新しい関係 “朝鮮”から“韓国”に“国籍変更”した在日3世を中心に

韓 榮惠 ソウル大学校国際大学院

1 はじめに

本稿は、いま韓国に住んでいる在韓在日朝鮮人のうち、朝鮮から韓国に“国籍変更”をした在日3世の事例を通じて、在日朝鮮人と本国の新しい関係を考察する試論である*1。“在韓在日朝鮮人”とは、韓国に「在外国民居所登録」をして滞在している在日朝鮮人を意味する。すなわち、日本に特別永住権を持つ在外国民の身分で韓国に居住している人たちである。実態としては韓国に生活根拠があっても、特別永住権を放棄せず在外国民の身分で生活している場合は、在韓在日朝鮮人といえる。

これまで在日朝鮮人のアイデンティティに関する研究や議論は、主に日本に居住している人たちを対象として行われた。日本で生まれ育った世代の成長とともに日本への定住志向が強まり、日本で生きる彼らにとって日本との関係は重要な問題であった。同化が進んだ3世にとっていまや“祖国”または“本国”は、直接的な結びつきは少ない、“ルーツ”としての意味を持つとされている。しかし、必ずしも3世が2世より本国との距離が大きいとは限らない。日本における地位の不安定性や経済的要因、日本と本国の関係、本国の政治的状況などによって、1世や2世の本国への往来は制限的にならなかつた。在日朝鮮人と本国との距離はむしろ1980年代以降に縮小してきたともいえる。韓国における民主化と在外同胞政策、日本における韓流、日韓関係の変化などによって、1990年代以降、在日朝鮮人の韓国・韓国人との接点は増大している。特別永住権の付与と再入国制度の整備などによる在日朝鮮人の地位の安定化も、彼らの国境を越えた移動にポジティブな役割を果たした。在韓在日朝鮮人はこの新しい流れのなかで生まれたものといえよう。脱冷戦とグローバル化の進展、韓国や北朝鮮、日本それぞれの政治・経済・社会的変動および本国と日本との関係の変化などを背景に、日本の特別永住権を持つ在外国民として韓国に居住する人々の存在は、在日朝鮮人のアイデンティティや彼らと韓国との関係をその本国の中で考察する必要性を提示している。つまり、在日朝鮮人研究において、彼らの日本定住を前提とする従来の観点は見直されるべきではないかと思うわけである。

韓国では、在韓在日朝鮮人についての実証的研究が最近出ており、筆者が調べた限りでは出版されているものとしては次の3編がある：ゆき구라시계 정 우희, 2001「韓国に留学する在日学生の生と文化」(ソウル大学校修士論文)；권숙인, 2008「ディアスポラ在日韓人の“帰還”—韓国社会における経験とアイデンティティ」；김혜림, 2009「移動する国籍, 越境する主体, 境界的文化資本—韓国国内在日朝鮮人3世のアイデンティティ—ポリティクスと文化資本」。ゆきと권(権)の論文は主に韓

国籍の在日朝鮮人3世にたいする研究で、対象を“在日”または“在日韓人”という概念で捉えている。それにたいして召(金)の論文は、朝鮮から韓国に国籍を変更して韓国で仕事をしている在日3世についての研究である。前者は、韓国と日本という2つのつながりを持つ在日朝鮮人たちが韓国でどのような経験をし、また、その経験は彼らのアイデンティティにどのような影響をおよぼしたかを探求している。インタビュー対象のなかには朝鮮学校出身者もいて、部分的に韓国系との違いを言及した箇所があるものの、全般的には韓国と日本、つまり本国と居住国の間での問題に焦点がある。おそらく後者は、韓国で在日朝鮮人の朝鮮と韓国間の“越境”の問題を取り上げた唯一の実証研究である。

本稿は、金と同様、朝鮮から韓国への“国籍変更”をして韓国に住んでいる20~30代の在日朝鮮人3世に焦点を当てている。しかし、金の論文が彼らの個人としての次元だけを考察しているのに対して、本稿では、彼らが形成している人間関係ないしは社会的関係をも重要な側面として捉えている。金だけでなく上記の他の論文の筆者たちも、主として個人にだけ焦点を当てている。上記の諸論文のインタビュー対象者がほぼ全員未婚者であるということは、そもそも筆者たちが家族などの人間関係の脈絡に関心を持つよりは個人的な問題としてみているためであろう。本研究の問題意識からして、私は在日朝鮮人の韓国定住または長期滞在に関心があったので、主なインタビュー対象としては、韓国人と結婚して家族を形成しているか、仕事を持っている韓国居住者、つまり、韓国に生活基盤を作っている人たちを選んだ。そして比較の視点を得るために留学生などの違う事例も含めた。この点で本稿は上記の先行研究を重要な参照としつつ、違う観点からそれらを補完するものと位置づけられよう。

本稿は在韓在日朝鮮人にたいする進行中の研究の一部で、本来の研究はもともと韓国籍の在日朝鮮人2世と3世、いち早く1980年代に朝鮮から国籍変更をしていた3世などをも含んでいる。本稿では、これまでインタビューを行った10人のうち、2000年代に朝鮮から韓国に国籍変更をした在日朝鮮人3世の5人を取り上げる。前にも述べたように、調査対象としては、まず、事実上韓国に定住の形で滞在している韓国籍・朝鮮籍の2世や3世、つぎに、定住とはいいがたい長期滞在者を選んだ。長期滞在の基準は在外国民居所登録の如何で、滞在の時間的な長さよりも住所をおいて生活していること、すなわち滞在の形態を基準とした。その理由は、国民という地位では本国の韓国人と変わらないが、住民登録か居所登録かによって本国国民と在外国民の2つの身分があるためである。従来の研究では、在日朝鮮人の日本定住を前提としているためか、韓国における滞在形態あるいは韓国居住にかかわる制度的枠組みには必ずしも注意を払ってこなかった。しかし、超国的移動の時代において、海外旅行のためにだけではなくて、定住地の日本を越えたところでの生活を試みる人々にとっては、国籍や居住にかかわる制度は重要なものなのである。

本稿における考察対象は女性4人、男性1人で、韓国滞在期間は6ヶ月~9年になる。彼らは2000年代に自分の意思で国籍を変更している。みな一定の段階まで朝鮮学校に通っていて、1人は大学、3人は高校、1人は中学校まで朝鮮学校出身である。両親をはじめ、ほとんどの家族が朝鮮学校卒業生で、両親のどちらかが朝鮮学校の教員をしたり、総連系の職場に勤めた経験がある。女性3人は韓国人男性と結婚して韓国に住んでいるが、そのうち2人は結婚をきっかけに国籍を変更した。未婚者の2人は留学で韓国に来ていたが、調査の時点で1人は任期づきの非正規職の研究ポ

ストを得て滞在していた。今回の調査対象は全員大学院在学以上の高学歴で、2人は韓国以外の海外に留学の経験がある。今回のインタビュー対象でもあった知り合いを通して紹介してもらったため、たまたまこのような構成になった面があるが、そもそも韓国に長期滞在する朝鮮籍からの国籍変更者がこのような傾向を持っているかもしれない。正式なインタビューは、2010年の12月から2011年の2月にかけて行われたが、電話で補充質問をすることもあった。本稿は、この5人の話を再構成し、それを通じて、今日における在日朝鮮人のアイデンティティと国籍に関する新しい論点を浮かび上がらせることを目的とした小論である。

最後に、本稿で使う“国籍変更”という表現について補足したい。韓国の憲法や国籍法によれば、在日朝鮮人は日本の外国人登録上の国籍表記に拘りなく韓国国民としての法的地位を持つ。しかし、在日朝鮮人の場合は、日本の韓国領事館に在外国民登録をし、日本の外国人登録に“韓国”と表記した場合に限って、実質的に韓国国民としての地位を公認される。本稿で朝鮮から韓国への“国籍変更”というのは、日本の外国人登録上に“朝鮮”と表記していたものを“韓国”に変え、領事館に在外国民登録をする手続きを済ませることを指しており、便宜上“国籍変更”ということにする。

2 “韓国に住んでみたい”

結婚、留学、仕事などは、彼らが韓国に住んでいる外形的な理由である。その基底には、別の内的動機が働いていた。それは“韓国に住んでみたい”という気持ちである。朝鮮籍でかつ朝鮮学校で習った3世の人たちにとって“韓国”とは一種のタブーだった。しかし、彼らはいろいろな形で韓国に訪れる機会を持ち、韓国にまた行ってみたいという気持ちになる。やがてそれは後に“住んでみたい”気持ちに発展する。ただ、そういった気持ちの引きがねとなった要因は、人によって違う。朝鮮学校出身の3世でも、1990年代までに中高生だった人たちと90年代の後半から2000年代にかけて少年期を朝鮮学校で習った人たちの間では、“韓国がタブー”というのは同じではないようである。

国籍変更者には、朝鮮籍のまま韓国を訪れ、韓国に住むようになってから国籍を変更した場合、日本で国籍変更をしてからはじめて韓国を訪れた場合がある。まず前者の場合の、最初韓国に来たきっかけや動機と、その後韓国に住んでみたい気持ちになった過程をみてみよう。2003年に韓国人男性と結婚して韓国に住んでいるチョンイと、2008年に交換留学で韓国に来て以来、パスポートのことで半年ほど日本に行っているものの、研究のために韓国に滞在しているテミンがそのケースに当たる。

チョンイが韓国に行ってみたくと思ったきっかけは、韓国に行ってきた朝鮮籍の後輩たちから韓国の民主化について聞いたことである。

「光州で大きな行事があって、朝鮮籍の学生たちが多く参加しました。韓国に行ってきた彼らが、とても感動的だった、韓国社会がそんなところとは知らなかったと、口をそろえていうんですね。韓国は民主化されてだいぶ変わっている、民族和解と脱冷戦の雰囲気を感じた、などの話を聞いて、ぜひ行ってみたいと思いました。」

チョンイは大学院生だった2000年12月に1人で韓国旅行を実現した。朝鮮籍だから、臨時パスポート(公式名称は“旅行証明書”)をもらって来た。はじめて来た韓国は知り合いもなく、寒くて、怖くて、寂しかった。翌年、大学院のゼミで韓国の大学との交流プログラムがあったので、再び韓国を訪れる機会を得た。その2度目の訪韓のときに、韓国に長く滞在したい気持ちになり、交換留学を申請した。朝鮮籍での3度目の韓国滞在は、交換留学として2002年5月～12月の6ヶ月間である。チョンイにとって韓国でいちばん幸せな時期だった。

「はじめは、知り合いもなく、大変だったんです。学校でも学生たちと距離があったんですが、1ヶ月後に始まったワールドカップのおかげで友達ができて、韓国に適応しやすくなりました。また、以前日本で会ったHANネット(仮名。在外同胞を支援する市民団体)の方に連絡して、よくそこに遊びに行きました。学校よりそっちの方にもっと行っていたんですね。そこの活動家たちと親しくなって……恋愛もするようになって……。主人もその活動家のひとりでした。夢のようで、韓国生活のなかでもっとも幸せなときだったんじゃないかと思います。」

留学期間が終了し、いったん日本に戻ったチョンイは、2003年に国籍を変更して韓国に戻り、結婚した。

テミンも国籍変更の前に数回韓国に来ている。はじめて来たのは朝鮮大学を出て総連の地方組織で働いていた2002年のことである。釜山アジアン・ゲームに参加した北朝鮮選手団のために総連が派遣した応援団の一員としてであった。そのときは、団体で動いたので韓国の人たちと交流する機会もなかったし、韓国へまた来れるとも思わなかった。しかし、後に日本の大学院に進学し、韓国の大学との交流プログラムで3～4回ほどソウルに来ることになり、その交流を通じて韓国にも知り合いが何人もできた。そのうちテミンは韓国に住んでみたくなって、2007年、博士課程に進むと同時に交換留学を申請した。博士論文のテーマも、韓国にいるからこそ研究できるものを選んだ。2008年の夏から交換留学で1年間ソウルに滞在した後、日本に戻ったが、韓国で博士論文関連の研究をもっと続けたいと思って、今度は大学の研究機関に1年間のポストを得て2010年から勤めている。交換留学の期間を含めると通算2年間の滞在になる。これがテミンが朝鮮籍として韓国にいた最後で、彼は滞在中に韓国籍に変更した。

1973年生まれのチョンイは80年代から90年代初まで、80年生まれのテミンは80年代の後半から90年代後半にかけて朝鮮学校に通っている。韓国では光州民主抗争以降の急進化した民主化運動の時期を経て、民主化、88年オリンピックという激しい政治的・社会的変動を経験した時期である。韓国が民主化された90年代には在日朝鮮人2世や3世の語学研修などのための韓国訪問が増えていたが、朝鮮籍の韓国訪問は、特別な場合を除いて、90年代の後半までは認められなかった。南北和解ムードのなかで朝鮮籍者の韓国訪問が可能となった90年代末になってからである。それ以降、朝鮮籍者の韓国訪問は拡大するが、それ以前に朝鮮学校で習ったチョンイとテミンは、朝鮮学校では“韓国”は一種のタブーだったという。“韓国”と呼ぶこともなかったし、卒業後にも“韓国”ということば

を使うには心理的抵抗感があった。分断状態の韓国に行けるとも全く思わなかった。ところが、2000年代に入って2人とも思いもよらなかった韓国訪問をすることになったのである。チョンイの場合、韓国に行ってきた朝鮮籍の学生たちから伝えられた民主化した韓国についての話、テミンの場合は南北スポーツ交流による初訪韓が、これまで彼らの心の中で距離を置いていた韓国にたいする好奇心、自ら行きたいと思う気持ちを引き起こしたといえよう。これまでは“祖国”や“本国”とは思えず、むしろ敵対的でさえあった国が、そこに行ってみたい、どういうところか知りたい“未知の本国”として近づいてきた。また、チョンイもテミンも“行ってみたい”を超えて“住んでみたい”と思うようになったのは、日本の大学院で日韓交流プログラムに参加したおかげである。韓国を2度、3度と訪問して、韓国の人々とふれあい、自分を受け入れ、理解してくれる人たちとのネットワークができたからこそ韓国に長く滞在したいという願望も生まれたのであろう。

日本で国籍を変更した後はじめて韓国を訪れたスンギョンとオクは、同じく高校まで朝鮮学校を出ているけれども、中高生のとき、チョンイやテミンが持っていたような韓国にたいする距離感や敵対感はありませんでした。また、今回のインタビューでスンギョンとオクは韓国の民主化にたいしてほとんど言及しなかった。反面、2人とも朝鮮学校在学中から韓国文化を媒介として間接的な韓国経験をしている。

英語が得意で、複数のスピーチコンテストで受賞した経験のあるスンギョンは、高校のときから留学の準備として国籍を変更したいと思っていた。しかし、それを実現したのは、大学卒業後の2005年である。オーストラリアに行きたくてワーキングホリデービザを取ろうとしたが、朝鮮籍ではそのビザを取ることができなかったので、これを機に国籍を変更したのである。2005年、国籍変更後、ビザ申請のためにはじめて韓国を訪れた。スンギョンははじめて接する韓国の風景に親しみを感じた。

「空港からソウルに行くとき接した風景は、どこか平壤に似ているという印象を受けました。自然の感じがそうだったんです。市内に入ってから、文字は全部読めるし話も通じるので、すごい親近感がありました。」

これは、はじめて韓国に来たとき、なんだか不安で、寂しさを感じたというチョンイとは全く違う反応である。はじめて韓国に来たとき、チョンイがまだ朝鮮籍だったのにたいしてスンギョンはすでに韓国籍になっていたことがその一因かもしれない。しかし、スンギョンは国籍を変える以前から積極的に韓国語を勉強していたので、韓国とのつながりを自然に感じていたのではなからうか。スンギョンは朝鮮高校を卒業した後、1999年に日本の短期大学に進学し、短期大学卒業後には日本の4年制大学に編入した。短期大学には韓国語学科があって、韓国人の教員もいた。スンギョンはその教員に頼んで、個人的に韓国語を習った。高校のときから国籍変更を望んでいたスンギョンは、韓国語を学習することによって自ら韓国に近寄っていったのである。

オーストラリアでは韓国からの留学生たちと親しくなって、韓国語がうまくなった。それで自信がついてきたので、韓国に住んでみたいと思った。日本に戻ったスンギョンはいま勤めている会社に就職し、韓国に遊びに来た。そのとき、オーストラリアで知り合った友達にいまの婚約者を紹介してもらっ

た。日本語を習いたいということで紹介してもらったが、知り合って1年ほど過ぎたころ、結婚を考えるようになった。

チョンイとスングィョンは同じく高校まで朝鮮学校で習い、大学は日本の短期大学を出て4年制大学に編入して卒業している。また、大学時代には同じく総連傘下の学生組織である留学同(在日朝鮮人留学生同盟)に参加していた。留学同は、日本の大学に在学している在日同胞学生たちの集まりである。このような共通性にもかかわらず、2人の韓国にたいする態度はだいぶ違っている。チョンイとスングィョンの態度の違いの背景には、90年代末ころの韓国と総連系同胞の間の関係の変化があるように思われる。それは、スングィョンより3歳年下のオクの事例にも見出せる。

オクは高校2年生だった2003年、姉の大学進学をきっかけに国籍変更の申請をした。2005年の春、大学入学の直前に手続きが完了して、“韓国かぶれ”の在日の友達と一緒に始めて韓国に来た。そのときの印象はあまりよくなかった。

「衝撃でした。日本のメディアに報道される韓国は高級なイメージですけど、私たちが泊ったところはあまりにも違っていたんです。ところが、日本に戻ったらまた行きたくなくなっちゃいました。」

オクは2007年に再度韓国に来た。今度は韓国が好きで何回も来ていた姉と一緒にだったので、主に姉の好きな明洞などの華やかなところを回った。オクは日本のメディアを通じて韓国にたいする“高級”イメージを持ったと述べているが、彼女の韓国にたいするイメージは、案外、総連系コミュニティを通じて形成されていたのではないかと思われる。それは、オクが総連系コミュニティにいち早く起きた韓流ブームについて語った次の内容から読み取れる。

「日本で韓流ブームが起きる前に、2000年ころと思いますけど、総連系のお母さんたちや教師の間で“韓流ブーム”が起きたんです。総連系の中で韓国に行ったりする人たちがいて、金持ちだとか、その人たちが韓国のビデオやCDを買ってきました。ちょうどそのころKN TV*2が開局して、最初はお母さんたちが見ていたんですが、教師や生徒にも広がりました。先生たちも聞いていて知っていましたから。K-popを歌うとタブー視されてきたものも出てきますけど、教師に止められたりはしませんでした。当時は、ブラウンアイドギャルズ、GOD、などが人気があったんです。」

以上で見たように、スングィョンやオクは朝鮮学校に通い、かつ2人とも学校で優秀な学生だったが、中学または高校時代から韓国の言葉や大衆音楽を抵抗感なく受け入れている。また、朝鮮学校の教員あるいは総連系の職場で働いていた両親や周りの大人たちから批判されたり禁止されたりもしていなかったようである。その流れは朝鮮籍の人が韓国に来れるようになった90年代の末ころから進んでいるように思われる。

2010年に結婚して韓国に住んでいるイサンも、結婚を決める前には韓国に一度も来たことがない。夫に出会ったのは韓国や日本ではなく留学先のドイツであった。イサンは中学校までは朝鮮学校に通い、高校から音楽を専門とする日本の学校に行った。大学卒業後はドイツに5年間留学している(こ

のときは北朝鮮のパスポートでドイツに行った)。いまの夫と出会ったきっかけは、2006年にドイツで開かれたワールドカップである。近くで開かれる韓国対フランス戦のチケットを買いに朝早く行ったら、20名ほどの韓国人がチケットを買うために前日から野宿をしていた。彼らはすでに家族のように親しくなっていた。イサンもそのグループに加わって、一緒にチケットを買い、応援も一緒にすることになった。引き分けで試合が終わり、みんな喜んで競技終了後のグラウンドでビールを飲みながら遊び、連絡先を交わした。そのグループの一人が当時ロンドンに留学していたいまの夫である。その後、再会の機会を持ち、交流していくなかで、結婚を考えるに至った。

留学終了後、日本に戻って半年間滞在したあと、2010年の秋に韓国に来た。まずは、韓国の大学院博士課程に進学し、その後、韓国で結婚した。イサンはドイツで韓国人の友人に北朝鮮のパスポートを見せたことがある。その友人は他の人には絶対に見せるなと言い、冗談ぽく、昔だったら2人とも捕まっただけとも言った。イサンは、そのときはじめて、朝鮮がこのようにタブー視されているんだと感じたそうである。しかし、彼女は一度も行ったことがなく、朝鮮籍の自分がタブー視されるかもしれない韓国人と結婚して、なお韓国に住むことを躊躇なく受け入れている。イサンは夫が当初は自分が北朝鮮のパスポートでドイツに行っていることを知らなかったかもしれないという。2006年ワールドカップの韓・仏戦でイサンは彼を含む韓国人のグループに合流し、彼らと親しく交流したし、それが夫との最初の出会でもあった。おそらくイサンは、その場で自分を在日朝鮮人とは紹介しても総連系とはいわなかっただろう。ドイツで、一方では南北の体制対立を実感しながら、他方では彼女自身が進んで韓国に近づいていたのがうかがえる。総連系コミュニティにおける韓流ブームにたいするオクの話から推測すると、イサンもドイツ留学以前に日本で韓国について間接的ながら接することができ、好奇心ないしはポジティブなイメージを抱いたのかもしれない。次章でも述べるが、彼女の両親は朝鮮籍で韓国に何回か訪問していたので、可能性は十分あると思う。

3 自己実現

以上で見た元朝鮮籍の在日朝鮮人3世の人たちは、きっかけや理由はそれぞれ違っても、みんな韓国にたいする好奇心ないしは憧れを持つようになって、その延長線上で韓国に定住または長期滞在するに至っている。しかし、その気持ちだけで韓国に生活基盤を置いたり長期間住むことを決心したであろうか。韓国は彼らにとって自己実現を追求するうえで可能性を見出せる場所でもあったと思う。それをもっとも鮮やかに示してくれる例の一つはスンギョンである。

前節で見たとおり、スンギョンは英語も韓国語も積極的に勉強し、非常に高い水準に達している。言語能力は彼女にとってもっとも重要な資産で、韓国で生活するうえでも自信の源泉になっている。しかし、韓国語に積極的な意味を見出したのは最近のことである。

「高校時代までは、韓国語ができるということが何の得になるのかと疑問に思っていました。大学時代から、これが得になるように自分で作っていかうと思いはじめたんです。」

スンギョンが高校時代の韓国語というのは、朝鮮学校で習った“ウリマル＝朝鮮語”のことで、すなわち北朝鮮の標準語である。90年代の日本社会において、その“ウリマル”の能力をどのように生かすのか、その展望はあまり明るくなかったと思われる。しかし、スンギョンが大学生だった2000年代の前半は韓国と日本の民間交流が拡大し、“韓流”という新しい現象が現れつつあった時期である。スンギョンは、韓国語を勉強することによってもともと自分が持っていたウリマルの能力を自己実現のための資産に発展させようと思ったのである。

スンギョンは、オーストラリアから日本に帰ってすぐにアメリカ系コンサルティング会社に就職した。韓国の友人の紹介で知り合った韓国人男性と結婚すると決めるとき、彼女は会社を辞める覚悟までした。韓国の友たちが、彼女は日本語、英語、韓国語の3ヶ国語が堪能だから、韓国へ来たら仕事はいくらでもあると言ってくれたので、何とかなるだろうと思った。ある日、あまり期待はせず、上司に韓国に支社を作ってもらえないかと打診してみたら、上司は案外、即座にOKした。アメリカ人の上司は、スンギョンが韓国語を話せることを高く評価していた。会社を辞める覚悟のうでで気軽に聞いてみたのに予想外の反応を受けて、スンギョンは社長の気持ちがかかわらないうちに動こうと、急遽10月に韓国に入国した。インタビュー時点で結婚を2ヶ月後に控えていた。スンギョンの仕事は、主に韓国の金融機関の専門家たちにインタビューをして、市場動向を報告することである。インタビューはほとんど韓国語で行い、報告書は日本語か英語で書く。

韓国語を自己実現の重要な資産としたスンギョンにたいして、オクは音楽によって自己実現を追求した。オクは現在大学院で韓国学を専攻しているが、韓国に来た本当の理由は音楽をやりたいからだったという。日本の大学では法学を専攻した。高校時代、生徒会委員としてリーダー的な存在だった彼女は、高2のとき朝鮮学校出身者に国立大学受験資格を認めないことへの抗議運動に参加し、署名活動などを率先して行った。その活動を通して、外国人の権利にかかわる法的基盤づくりが大事であると思うようになり、またその背後にある社会の仕組みも知りたくなって、法学部に進んだ。しかし、大学で音楽のほうで自分の才能を発見する。大学ではアカペラサークルに入って音楽活動をしたが、そこで才能を認められ、卒業のころにはプロとして一緒にやらないかという誘いをも受けた。オクは、いま自分がいちばん好きで、いちばん力を発揮できるのは音楽だという結論に達した。そして、音楽をやるために韓国留学の道を選ぶ。音楽のためになぜ韓国へ来なければならなかったか。オクは次のようにその理由を説明した。

「日本では、当分、音楽をやれないという気がしました。それに、大学のときから留学したいと思っていたんです。アメリカだったらいちばんよかったですでしょうけど、他でも行けたらよくて、アメリカに留学するお金もなかったのも、いちばん近い韓国に来ることにしました。法学も面白くて好きでした。しかし、それはいつでもできると思いました。……日本で法律家になるということは、すなわち“在日として”、“在日のための”法律家になることを意味します。自分が法学部に入ったのも、在日としての使命感があったからなんですね。そういった“在日”という枠から抜け出したいくなりました。両親の期待からも解放されたかったし……。大学時代に韓国語を知らない在日の学生たちの勉強会である“韓国文化研究部”に属して論文を書いたこともあるし、そこでいまの学校についての情報を得て、関心を持

つようになりました。……専攻は韓国学だけど、授業以外はほとんど音楽を作る作業をやっています。」

オクにとって韓国行きの目的は好きな音楽をやるためであって、それは民族性の追求というよりは、反対にそこから解放され在日ではない個人としての自分自身を追求することであった。それは在日がいやだということではなくて、在日朝鮮人を拘束している存在条件といえようか、その存在拘束性から解放されたいという非常に実存的な問題であるように思われる。オクは、日本にいれば、音楽への思いを抑えて在日のために法律関係の職を求めるはずだと予想したらしい。だから、とにかく日本を離れ、好きなこと、得意なことを自由に追求できる海外に行くことと決めたのである。

オクは、その海外が韓国でなくてもよくて、近くてお金がそれほどかからないところだったため、たまたま韓国へ来たかのように話したが、彼女の内面に音楽と韓国とのつながりができていたのではないかと推測される。オクは母親の影響で小さいときからソウルなどのブラックミュージックが好きでよく聞いていた。総連系のお母さんたちや教師たちの間に韓流ブームが起きたころ、中学生だった彼女は、韓国の大衆音楽を通じて音楽への思いを自覚する。

「K-popを聞き始めたとき、音楽ってなんていいものなんだろう、という気持ちが爆発しました。それは、K-popがいいというのではなくて、音楽というものにたいする気持ちですね。当時は、韓国のCDを手に入れるのが難しかったんで、テレビを見ながらピアノでメロディをなぞってみたいしました。」

オクが音楽をやりたくて日本を離れる決心をしたとき、経済的な面などの現実的な事情で韓国を選んだにしても、もしこのような経験がなくて、なお韓国では彼女の求める音楽活動ができるかどうか全くわからなかったり、否定的だったりしたら、韓国に行こうとは思わなかったかもしれない。

朝鮮大学出身のテミンが韓国に住んでみたいと思ったのは、日韓の大学院の交流を通じて人々に接してからだった。彼は、韓国に住みたかったので、博士課程の研究テーマとして韓国に関するものを選んだ。しかし、彼の場合も、韓国に住みたいという心情だけで国籍を変えてまで韓国滞在を続けようと思ったのだろうか。研究者を目指すテミンにとって、韓国に長期滞在して研究をし、さらに何らかの経歴をつけることは、就職にメリットがある。日本で就職する場合、韓国専門の教員または研究者は、韓国にたいする専門的な研究や講義ばかりでなく、韓国との交流における役割を要請されることが多い。韓国で作上げたネットワークや生活・活動の経験は、そのとき重要な資産となる。また、韓国に滞在しながら、韓国の学界で活動をすると、日本で習得したものを資産として韓国に就職の機会を得るかもしれない。

韓国に住んで9年になるチョンイは、結婚後の数年間は憂鬱だった。その時期には、自分はここに縛られているのではない、いつでも日本に帰れる、と自分に言い聞かせて精神的な自由を保とうとした。しかし、いまは、韓国の方がもっと好きで、ここで仕事を見つけて定着したいと思っている。結婚後チョンイは、博士課程を修了したものの将来の展望が不透明で、ストレスが多かった。自分の人的資源を捨てて韓国に来てしまったような気がして、何で韓国に来たのか後悔したこともある。当時、夫は市民運動の活動家として思想的にはリベラルだったが、家庭生活では保守的で収入もなかった

ので、チョンイの生活はかなり不安定だった。日本とは違う家族関係もストレスの一因だった。しかし、結婚2年後、出産して慌しく過ごしているうちに、博士号なしには研究もできないことに気がついて博士論文を書くことと決心し、2008年に博士号取得に成功した。その後は、大学の講義や研究などの社会活動をするようになり、精神的にも安定してきた。その間、夫も別の仕事をして収入を得るようになった。チョンイは、この9年間は個人的には成熟期だったと思っている。いまは以前に比べて韓国の観点から物事を見ているような気がするし、ここが好きで、たぶん定着するという。

チョンイの例は、当初どのような理由で、また、どのような気持ちで韓国に住むことになったとしても、韓国で自己実現の道が閉ざされていたら、いまとは違う道を模索したかもしれない可能性を示してくれる。イサンの場合も、結婚を決めて韓国に来たけれども、結婚より先に大学院に進学している。大学院では日本語、ドイツ語の両方できるので、役に立ててもらうことが度々ある。弦楽器専攻なので演奏のために日本などに行くこともある。チョンイ、スンギョン、イサン、この3人の例をみると、女性でも結婚して韓国に来ることがキャリアの断絶を意味するのではない。キャリアを追求することができるし、もしかしたら、韓国に来たからこそ新しい可能性を見出せるかもしれない。自己実現の可能性のある社会には、住みたいし、新しい人間関係も作れるし、愛情も生まれてくる。もちろん社会には両面性があるので、このようにキャリアを追求できる反面、朝鮮籍だったことによる心理的負担も存在している。これについては5で考察する。自己実現と関連してここで筆者が見出したのは、韓国が彼らのキャリアの発展に役立つからといって、彼らが韓国に来たことを単純に実用主義的に解釈することはできないという点である。

4 国籍変更と家族

いまや国籍は運命的なものではなくて個人の選択となっているとされる。確かにそうであると思うが、それは必ずしも個人の独断で決められるということの意味しない。国籍変更は家族の問題でもあって、個人の意思で変える場合でも家族と相談しているし、個人の国籍変更は他の家族にも何らかの影響を与える。変更にあたって家族の協力が要る場合もある。国籍変更は、国籍にたいする実用主義的な考え方が強くなった今日でも、やはり簡単な問題ではない。とくに、何らかの亀裂線を持つ2つの国の変更はそうである。在日朝鮮人の国籍変更の際には、家族の脈絡を見る必要があると思う。

本稿で取り上げている5人の国籍変更時期は2003年、2005年(2人)、2007年、2010年と、主に2000年代半ば以降である。変更の理由はチョンイとイサンが結婚、テミンとオクが研究または学業、スンギョンは海外留学など、ほとんど個人的なことで、自分の意思で国籍を変更している。しかし、家族に反対されたことはなく、むしろ支持されたという点で共通している。5人のうち3人は、国籍変更の際、家族全員と一緒に変更した。1人は数年前に家族がすでに変更しており、1人だけ、家族は朝鮮籍を維持している。しかし、その場合でも、国籍変更をめぐる家族と葛藤が起きることはなく、家族の支援と理解を得ている。

チョンイの場合、姉が14年前に韓国籍の在日朝鮮人と結婚した際に韓国籍に変更したが家族は朝

鮮籍を維持していた。が、2002年に北朝鮮による拉致事件の影響で日本で朝鮮籍として生きていくのが不安になって、家族で国籍変更について話し合ったことがある。そのときはチョンイの強い反対のために変更しなかった。ところが、その翌年にチョンイ自身の結婚を理由に国籍を変更することになったのである。チョンイは、家族に恥ずかしくてならなかった。とくにジェンダーの観点から面目がなかった。チョンイの母親は朝鮮学校の教師を勤めたことがあり、父親は自営業で総連コミュニティに属していた。しかし、韓国人との結婚をととても喜んでくれたし、実用主義的な観点の所有者である父は、韓国では政府批判などしないでそこの実情に合わせて生きていくようにと助言した。2003年、チョンイの結婚を目前にして家族全員が国籍を韓国に変更した。チョンイの結婚は、2002年に保留となった課題を一挙に解決する機会にもなったわけである。

スングォンは高校のときから国籍変更を望んでいたが、朝鮮籍のときに1回でも北朝鮮に行ってきたほしいという母の強い要望があったので、国籍変更の時期を延ばしていた。高校3年(1998年)と大学生のとき(2001年)各1回ずつ北朝鮮に行ってきた、これで韓国籍に変えられると思った。母はスングォンが北朝鮮に行ってきた以上、今度は違う機会を与えるべきだと考えて、国籍変更に同意したという。このとき家族全員が変更の申請をして、2005年に母を除く家族全員が韓国籍を取得した。母は1979年に日本籍から朝鮮籍に国籍を変更した前歴があるので、今回の変更にだいぶ時間がかかってしまい、4年後の2009年に変更を果たした。母方の祖母が日本人で、結婚を反対されて婚姻届を出せなかったため、母は祖母の戸籍に入り、もともと日本国籍だった。結婚のとき祖父母が朝鮮籍取得を条件としたので、母は結婚と同時に国籍を朝鮮に変更した。

オクは高校生のとき姉の大学進学をきっかけに家族ぐるみで国籍を変更した。2005年、大学入学の直前に手続きが済んで韓国籍となった。姉は以前から韓国がとても好きで、年に2、3回は韓国に行っていた。最初は臨時パスポートで往来したが、臨時パスポートでは回数に制限があるため、もっと自由に行き来したいと言っていた。姉の大学進学に際して、今後、海外に行くことが増える予想されたこともあって、国籍を変更することにした。母は韓流ブームを通じて韓国に理解があったし、父もちょうど総連系の同胞企業から民族団体とは関係のない日本系企業に移っていた。また、兄弟もみな朝鮮学校を卒業して日本の大学に通っていたので、気がかりなく韓国籍に変えることができた。

テミンの場合、母と弟は2002年ころ韓国籍を取得しているが、父は朝鮮籍を維持している。両親は離婚していたので国籍変更の問題も独自で決めたようである。弟は大学卒業を前に就職の準備をしていたが、拉致事件などで日本の北朝鮮にたいする世論があまりにも厳しかったので、韓国籍を取得した。母は弟の国籍変更のために、一緒に国籍を変更した。テミンは2010年まで朝鮮籍を維持したが、2010年の夏、臨時パスポートの更新ができなかったので、韓国に引き続き滞在するために国籍を変更した。母が弟と国籍を変更した際、母方の祖父の戸籍に家族を登録して戸籍整理をしておいたので、テミンは簡単に変更することができた。テミンが母や弟と一緒に国籍変更をしなかった理由は聞いていないが、彼が当時朝鮮大学に在学していたからではないかと思われる。弟は日本の大学に行っていたが、テミンは朝鮮大学出身で、卒業後も数年間総連傘下の地方組織で働いていた。オクの事例に照らしてみたら、彼が2010年に国籍変更をした背景には、総連系組織との仕事上のつながりがなくなったことも影響しているかもしれない。

ドイツ留学中にいまの夫に出会い結婚に至ったイサンは、2007年に国籍を変更した。韓国に行ったことがなかった彼女は、結婚したら住むであろう国に行ってみるべきと思った。韓国に行くために、最初は日本にいる母が韓国領事館で臨時パスポートを申請した。しかし、当時の政治状況の影響で臨時パスポートの発給が全くなかったために国籍を変更することになった。母は、国籍変更はしてほしくないが、パスポートのことでいつも苦労していることを知っているから、理解はできると言ってくれた。両親は朝鮮籍を維持し、イサンだけ国籍を変更した。しかし、日本の家族は結婚式に参加するために韓国に来た。両親ともに朝鮮籍だったけれども、父は以前にも仕事で何回か韓国に来たことがあり、母も友達と韓国に旅行に来たことがある。両親は、海外旅行のときやや不便だけど、わざわざ国籍の変更までする必要はないと言っている。また、イサンが度々日本に行って両親に会えるので、自分たちが臨時パスポートをもらえないとしても別に問題ないという。祖母は日本人だが結婚して朝鮮籍となった。しかし、知らないうちに韓国籍に変更していた。叔母の家族が韓国籍に変えたとき一緒に変更したらしい。叔母の家族はその後、日本に帰化した。

以上5人の事例で見ると、だいたいの場合、国籍変更を行う数年前から家族で国籍変更の可能性について話し合いを始めている。家族のうち一部が先に国籍を変えた例もある。変更の方針は決めておいて、適切な時期に実行したケースもある。いつが適切な時期かはそれぞれの事情によるが、総連系の組織にポストを持っていたり、そこで働いていたりする間は、適切でないことは確かである。5人の事例を聞いただけでも、家族のなかで国籍を2回も変えることになった人たちが複数存在している。国籍変更をめぐるこのような状況は、在日朝鮮人の生活のなかで国籍の変更は、もっぱら個人の選択の問題ではないということを示している。在日朝鮮人の国籍変更は、家族関係のなかで短い期間の間に展開するプロセスとして捉え、個人の国籍変更はそのプロセスのなかに位置づけられるべきものではないかと思われる。

5 “朝鮮”という記号——国籍変更者の心理的負担

国籍を変えた人たちは、程度の差はあるにしても多くの場合いくつかの不安や心理的負担を感じていた。

まず、朝鮮籍だったことで排除や差別を受けるのではないかと不安がある。オクは大学院入学の申請をしたとき小学校から各級学校の卒業証明書を提出する必要があった。それは在外国民にだけ要求されるものだった。オクは高校まで朝鮮学校出身なので、それが原因で不合格となるのではないかと心配した。この種の不安は、小学生だった1980年に父とともに国籍を変更し、韓国人と結婚して15年近くも韓国に住んでいる人からも聞いている。朝鮮籍だったことをあまり知られたくないので、聞かれたらうそをつくことはないけれども、聞かれなければ自分から言うことはない。

いわゆる“偽装国籍変更”と疑われるのではないかと不安を感じる人もいる。

チョンイは国籍を変えた後、韓国で在外同胞の参政権問題に関するシンポジウムに参加する機会があった。シンポジウムで、ある研究者が最近総連系の人たちが国籍を韓国に変更しているが、在日同胞に参政権を与える場合、彼らをどのようにスクリーニングできるのかという問題を提起した。チ

ヨンイは、それにたいして次のように語っている。

「自分なりに弁解はしましたが、とてもつらい気持ちでした。政治状況の変化によってどうなるかという不安もあります。しかし、いまや韓国がこのように成熟し民主化されたんだから、それくらいの包容力はあるんじゃないか、そういう期待や望みを持っています。この信頼感があるからこそここに住みたいんじゃないかな。」

朝鮮籍だったこととはやや違う次元の、言葉にたいする不安もある。2世、3世の在日朝鮮人が韓国に来て経験する挫折感やコンプレックスの一つに“韓国人なのになぜ韓国語ができないのか”というものがある。在日2世、3世にとっては日本語が母語であり、言葉をめぐる悩みは韓国語と日本語の間の問題として捉えられる。しかし、韓国に居住する朝鮮学校出身者は違う経験をしている。今回インタビューした国籍変更者はみな朝鮮学校出身で、言葉にたいしてほぼ共通の経験を持っている。「ディアスポラ在日韓人の“帰還”」(2008)で権が指摘したように、日本にたいする反感が在日朝鮮人に投射される面があって、日本語しかできない、あるいは日本語アクセントの強い韓国語を話す日朝鮮人にたいして抵抗感を持つかもしれない。しかし、日本で生まれ育った在日朝鮮人が韓国語を習得することはいかに困難だったか、韓国でもいまはある程度理解されている。実際、筆者がインタビューした朝鮮学校出身者の多くは、韓国で「キョポ(海外に移住した同胞を意味する)なのに韓国語が上手い」と褒められ、「何でそんなに上手いの」と聞かれたこともある。朝鮮籍の人たちは冷戦体制の下で心理的にも政治的にも韓国との距離が大きかったが、韓国籍の在日朝鮮人よりも韓国に適応しやすい面がある。それは朝鮮学校で教育を受けた場合、韓国語が上手くできるからである。むしろ彼らは日本で習った“ウリマル＝朝鮮語”と韓国語の違いにストレスを感じる。この場合、韓国語の能力そのものが問題なのではなくて、彼らの韓国語に見出されるアクセントや言い方が、あまり知られたくない自分のアイデンティティを表してしまうからである。

自然な韓国語を使うスンギョンも、まだ韓国語に自信がないと言った。英語は少し間違っても「ネイティブじゃないから」と諦めることができるが、韓国語は完璧じゃないといけないと思ってしまう。スンギョンは韓国に来る以前から日本で積極的に韓国語を勉強し、さらにオーストラリアで韓国人の友人との交流で韓国語が上手くなっていただけに、相当の自信を持っている。にもかかわらず“完璧な韓国語”に拘るのは、自分の言葉に刻まれている“朝鮮性”についての自意識が強いからではあるまいか。音楽をやるために韓国に来たオクも、韓国に行って勉強するためには、言葉を韓国式に直さないといけないと思ったそうだ。「朝鮮学校で習った言葉は不十分だから、ちゃんとした言葉を学びたいと思いました」という。ここで「不十分」というのは、日本で習ったことと北朝鮮式であることの両方が重なっていることにたいする認識とも思える。

以上のように、朝鮮学校で教育を受けた国籍変更者は、韓国で自分たちが持っている“朝鮮性”や“朝鮮”という表象に向き合わなければならない。日本で国籍変更の前から韓国語や韓国大衆文化を吸収していたスンギョンとオクは、在日朝鮮人として自分たちが持っている“朝鮮性”を保ちつつも“韓国”というものをも進んで受け入れることができる。これは2世にとっては難しいことかもしれない。上記の

諸々の不安は、程度の差はあるにしても、大抵の人たちに共通していると思うが、対応の仕方は必ずしも同じではない。スンギョンとテミンは自分が朝鮮籍だったこと、朝鮮学校出身であることを日本や韓国、あるいは留学先のオーストラリアで知り合った韓国人にはじめから明らかにしている。それでも問題なく受け入れてもらっており、人間関係が崩れた覚えはあまりない。テミンは朝鮮大学出身で総連組織で働いていたにもかかわらず、普段はそのことで不安を感じたことがない。朝鮮籍だったときも、周りの人たちは「朝鮮籍だから怪しいやつだ」と冗談ぽくいながら、自然に受け入れてくれていたと思っている。言葉の問題もそれほど感じていない。彼は日本にいたとき、韓国に行ってきた友人が流暢な韓国語をしゃべるのに反感を持ったことがある。韓国にいたから語彙、文法などを現地に合わせて直すことは理解できるが、アクセントまで韓国式に変えるのかと腹立たしく思ったものだ。しかし、スンギョンやオクと同じくテミンも事前に韓国に行くために努力しているし、朝鮮学校で習ったウリマルとは違う韓国語について十分自覚していたので、心構えを含め何らかの準備ができていたと推測される。

6 本国との新しい関係

本稿で考察した5人の在日朝鮮人3世は、いまは韓国籍となって韓国に住んでいる。彼らにとって韓国は行けるとも思わなかった、タブーでさえあった国である。が、90年代の末ころから、家族や朝鮮籍の友達のなかで韓国に行ってくる人たちがいて、“韓国大好き”、“韓国かぶれ”の人も現れた。彼らが韓国に行ってみたいと思ったのは、主としてその人たちから伝えられた韓国に関する話や総連コミュニティの中で生じた変化によるものである。彼らは日本で韓国人の友人ができたとか、親しく交流したという話はほとんどしていない。しかし、韓国にたいする思いが“行ってみたい”から“住んでみたい”へと発展したのは、韓国で、あるいはドイツやオーストラリアなどで形成された韓国人との交流に支えられた部分が多い。

韓国籍になり韓国に住んで長くて9年、短くて6ヶ月となる彼らは、いまは韓国と自分のかかわりをどのように考えているだろうか。韓国人と結婚して住んでいるチョンイ、イサン、スンギョンの場合は、韓国に定着する可能性が高いだろうと予想したが、必ずしもそうではない。在日朝鮮人女性と韓国人男性の結婚の場合、いちおう女性が韓国にお嫁に来るという男性中心的な形を取っていても、後に韓国人男性が日本に移住する可能性をも孕んでいるように思われる。少なくともこの3人の事例でみる限り、韓国と日本のどちらに住むかを決めるには、本人の仕事や将来の展望はもちろんだが、家族もたいへん重要な要因である。夫の日本語能力や職業、将来のキャリアにたいする希望、また、子どもの将来や育て方についての考え方は重要な要因である。しかし、20～30代の若いカップルだからかもしれないが、この問題に関して、両親についての言及はほとんどなかった。

チョンイは数年間の厳しい時期を乗り越えて、博士号を取り、いまは韓国で研究者として活動を始めており、いろいろなネットワークもできつつある。チョンイは、以前に比べていまは韓国の観点から物事を見ているような気がするという。在日はよく韓国で差別を受けるといふけれども、在日自らの韓国にたいする認識をも相対化してみる必要があると思うようになった。在日も韓国にたいして偏見が

なかったとはいえないからだ。チョンイは、いまは韓国が好きで、韓国に定着したいと思っている。

結婚を間近にしているスンギョンは、韓国でキャリアを發展させている点ではチョンイと同じだが、スンギョンの場合、日本の会社から支社への派遣という形で以前の仕事との連続性を保っている。会社の都合で日本に戻る可能性も十分あるし、アメリカ、あるいはまた違う国に移動することもありうる。夫は日本に関心があって、日本に住んでみたい、できれば永住権を取得したいという。また、将来、子どもたちの半分は日本に、半分はアメリカに行かせてみたいし、子どもたちを日本で民族学校に通わせるのも良いだろうと思っているそうだ。夫は民族学校では子どもたちが強い人間に育つと思っているらしくて、それは、鄭大世、李忠誠などの影響かもしれないという。

イサンは韓国に来て6ヶ月で、結婚生活も大学院もまだ始めたばかりといえる。夫は会社に勤めているが、いまのところ、日本に住んでみたいとか、日本で仕事をしてみたいという話はあまり聞いていない。イサン自身は、演奏会などで日本に行くことが度々あるが、いまは、韓国で家庭生活と学業、キャリアを築いていくことに重点があるようだ。

以上のように、韓国人男性と結婚して韓国に住んでいる3人の女性は、全員それぞれ専門的なキャリアを追求しているが、自分の都合や希望だけでなく、家族関係、とくに夫や子どもの将来も、韓国と日本のどちらに住むかを決めるうえで重要な要因である。

いまのところは韓国に定着すると思っても、昔のように、ここだけが唯一の定住地という認識はない。家族のライフサイクルのなかで、必要に応じてどこでも生活することができると思っている。また、もし韓国に定着するとしても、子ども世代、さらに代々ここに根付いて住むという意味での定着の認識は全くなくて、子どもたちには、むしろ韓国以外の地でも生活できる可能性をできるだけ確保してあげたいと思う。特別永住権は、その意味でも非常に重要な意味を持つ。韓国に定着したいと思う人も特別永住権は放棄しないつもりで、子どもにもその権利を持たせて維持させたいと思っている。

結婚していないテミンとオクの場合は、少なくとも現在は、上の3人のような家族要因はあまり関係のない話である。テミンは日本に就職が決まったので近いうちに日本に帰るが、もし韓国により良い仕事があれば、また韓国に戻りたいと言っている。テミンは積極的な性格で、韓国でも多くの知人や友人があり、人的ネットワークを作っているように見える。一方、オクは日本に帰るか、あるいは別の国に行きたいという。オクは、韓国に来る以前は韓国にたいして憧れを持っていたが、いまは自分が韓国を甘く見ていたと感じている。韓国に来て1年になるオクは、自分がネイティブの韓国人になるのは不可能で、やはり自分は“在日朝鮮人”であるという自覚が強くなっている。思いがけなく、彼女は韓国で“日本再発見”をした。日本では日本のことが好きではなかったが、むしろ韓国で日本の音楽にたいして新しい認識を持ったし、韓国で何か問題があった場合に日本人の友人に励まされ、支えられた。韓国に留学している日本人は、在日朝鮮人についての理解があるほうなので、そのような関係が作られるのかもしれないという。オクは韓国に留学して1年経っているが、いま住んでいるワンルームを住居よりはスタジオのように整備して、授業のとき以外には、そこで音楽を作っている。カナダやヨーロッパから来ている留学生と一緒に音楽創作をやっている。おそらく彼女は、テミンと性格の違いもあるけれども、このような生活スタイルが韓国人との交流にある程度影響しているのではないかと思われる。韓国に来て1年過ぎており、ここで創っている音楽が今後新たな交流を生み出せる

かもしれない。

では、いまは彼らの北朝鮮や日本にたいする認識なり態度はどのようなものだろうか。彼らのほとんどは、朝鮮学校時代に北朝鮮に行った経験がある。朝鮮学校では、北朝鮮は“祖国”であった。しかし、北朝鮮に行くのは、韓国の場合と違って、個人的な自由旅行ではなくて、団体で何かの行事に参加する形で行った。彼らは北朝鮮にたいしてはあまり多くのことを語らない。おそらく、彼らの北朝鮮訪問はまだ小さいときだったので、経験そのものが限られているのであろう。彼らは北朝鮮については、主に歓待されたこと、そこの住民たちが素朴で暖かかったことを覚えている。そして北朝鮮の政権と民衆を分けて捉えようとする。イサンは、“北のウリナラ、南のウリナラ”という表現を使い、テミンは、これまで以上に朝鮮籍の人たちのためにできることをやりたいという。

5人とも朝鮮籍を韓国籍に変更したことは、まるでいま困難な状況にある北朝鮮を見捨てたもののような心理的負担感を持っているようにみえた。“国籍変更”は単にパスポートのためだとか、仕事の都合のためだとかといった実用主義的な観点が強調されるのは、当事者の立場としては、こういった心情が背後にあるからではないかと思われる。在日3世の若者たちは、体制イデオロギーには馴染みがないし、ナショナリズムとしての民族・国家意識も希薄である。しかし、政権や政治体制とは違う、心のよりどころとしてきた“ウリナラ”とそこの同胞にたいする思いは存在するし、“朝鮮”という記号はそのような意味を持つ表象である。韓国籍になったことは、そういう気持ちまでも変わってしまったことではないと、自らにたいしても言いたいのではないかと思う。

今回の考察を通じて、5人の“国籍変更者”の韓国籍取得が単純な実用主義的な行為ではなくて、これまで遠い存在だったもう1つの“ウリナラ”にたいする思いや、そこの具体的な人々との関係がその基底にあったことが見えてきた。これは、朝鮮籍を変更したけれども、気持ちは変わっていないというのと通じるものである。これまでは、“国籍”というものが2つの対立する体制のどちらかへの排他的な帰属を意味してきたために、閉ざされてきた部分がある。その両方につながる事ができればという願いが、彼らの心の底にはあるのではないだろうか。

以上のような韓国や北朝鮮にたいする思いは、彼らの日本にたいする思いとどのように関連するのか。彼らの国籍にたいする態度と同様、特別永住権も単なる手段として捉えることはできないのではないかと思う。国籍と特別永住権の両方を持っていることは、両国である程度安定的な地位を持って生活できるメリットがある。上で見たように韓国籍をとって韓国に定住する場合でも特別永住権を維持し、子どもにもその地位を与えたいと思うのは、確かにこのようなメリットがあるからであり、その限りではこれも実用主義的な態度といえる。しかし、日本を再発見したというオクの話に端的に現れているように、在日3世の人たちは日本ネイティブで、これまでの生において多くの部分をここで形成してきた。“日本”とその中にこそ存在する“在日朝鮮人社会”がある。家族がいて、多くの人間関係があり、人的資本や文化資本もある。5人ともに言ったのは、韓国で日本人の友人のネットワークと在日朝鮮人同士のネットワークのことである。いまは、朝鮮籍から韓国籍に変えた人たちのネットワークも作られ、韓国生活の支えとなっている。特別永住権は単に権利を示す法的地位ではなくて、そこまで至る在日朝鮮人の歴史が含まれているものである。在日朝鮮人3世の若い世代にも、その特別永住権の持つ意味は重いはずである。

1965年の日韓協定に基づいた協定永住権の獲得と関連して、その後、在日朝鮮人社会では“朝鮮”から“韓国”への大移動が起きている。協定永住権と結びついた“国籍変更”は、本国との新たな関係を求めての行為ではなくて、日本定住の安定性を確保するためのものであった。1965年から1970年代にかけての在日朝鮮人社会の韓国にたいする認識は総じて否定的で、一般的にはそこに住むということは現実の選択肢として考えられていなかった。あの時代の朝鮮から韓国への“国籍変更”における韓国籍は、日本永住権の獲得という目的を超えて、韓国そのものへの期待や直接的な結びつきへの希望をどの程度含んでいるものだったのかは疑問である。

今日の朝鮮から韓国への“国籍変更”は、それ自体が新しい現象ではない。協定永住権との関連性以外にも、在日朝鮮人同士の結婚で、朝鮮籍の女性が韓国籍の男性と結婚して国籍を韓国に変えた例もめずらしくはないようである。今回、在韓在日朝鮮人3世のインタビューを通じて見出された今日における“国籍変更”の新しさは、韓国に住み生活するという実態を伴う可能性が高いという点にある。ルーツがあるところとはいえ、これまで“祖国”とは北朝鮮のことで、朝鮮学校時代に“祖国”を訪問し歓待を受けた覚えを持っている彼らにとって、韓国に居住するのはある種の勇気がいることである。それは、韓国人との具体的な人間関係が形成されてこそ可能だったと思われる。もちろん、韓国には反共イデオロギーが根強く存在しているし、かつ最近北朝鮮との軍事的緊張が生じたりしており、彼らは朝鮮籍だったことにたいする不安から全く自由ではない。しかし、彼らを受け入れてくれる、サポートしてくれる人たちがいるし、自己実現を追求することも可能である。こうしてみると、いまの在日朝鮮人3世にとって“国籍”とは、理念化ないし抽象化され、実態に合わなくなった時代錯誤的なものではなくて、むしろ親世代よりも実質的な意味を持つようになってきたものといえよう。韓国の国籍は、彼らにとって日本の領土を超えたところで自由に出入りでき、仕事を持つことができ、不利な点や差別的な待遇が多少はあるものの国民としての市民権が基本的に保障される場所を確保することを意味する。在日朝鮮人における国籍の文脈が変わってきているのだ。

*1 謝辞:今回、インタビューに応じてくださった方々のご協力で本稿を書くことができた。インタビューや補足質問が数回重なる場合でも、快く応えていただいた。この場を借りて心から感謝を申し上げたい。なお、本稿に出てくる人名はすべて仮名である。

*2 “KN TV”は衛星放送の有料チャンネルであるが、正式な名称は確認できなかった。放送は1996年から始まっており、最初は全体番組の中で一部だけが韓国のものだったが、2000年前後に韓国のテレビ番組ばかり放送する方向に変わっているそうである。

明石純一 著
入国管理政策
「1990年体制」の成立と展開

A5判・364頁・本体6,800円 2010年・ナカニシヤ出版

民主党への政権交代後、外国人地方参政権や朝鮮学校の高校無償化と、久々に外国人の地位と権利をめぐる「話題」が紙上をにぎわせ、この地で外国人として生きることについて否応なく自問させられた。研究者たるものはこうした混沌とした現実を目の当たりにすると、これがいかなる仕組みによって規定され、どこに由来しているか探りたくなる。折しも2009年は、20年ぶりに入管法（「出入国管理及び難民認定法」）が改定され、「外国人登録法」が廃止される、日本の外国人関連法制において大変意味ある年となった。間髪の間差で本書では本格的な分析対象にならなかった今度の法改定・廃止は、著者がいう入管政策の「国策化」と「国際化」（第7章）の文脈で理解できるのか議論を呼びそうだが、「1990年体制」の維持と在留管理の強化という方向性だけは読み取れる。

今度の法改定を契機に入管政策に対するかつてからの高い関心が一層高まったといえようが、その背景には「1990年体制」の成立以降20年の間に表面化した、労働者や住民としての越境者を取り巻く諸状況の変化と、入管政策がその状況形成と不可分の関係にあるという認識がある。しかしこれまでの日本の学界において、入管政策はある種の「前提条件」とされてきたきらいがある。著者が「第2次論争」とする1990年代後半以降、とくに活発になった越境者に対する学術的関心や研究成果には「1990年の改正入管法の施行によって」というくだりが決まり文句のように登場するが、肝心の入管政策そのものを研究対象とする深度ある考察はほとんど行われなかった。入管政策への高い関心の裏腹に、研究対象として「放置」されてきたなかで、本書は待望の一冊である。

本書の主要な関心は1989年の入管法の改定とその後の政策展開によって成立した「1990年体制」であるが、その前史として旧植民地出身者の日本国籍剥奪から始まる「1952年体制」、難民の流入を契機に成立した「1982体制」と、戦後日本の入管政策がいかなる要因と契機によって変遷してきたか、そしてその延長線上で「1990年体制」の展開を豊富な資料を用いて解釈と意味づけを試みた労作である。

本書でも明示しているとおり、現在の入管政策をも規定している「1990年体制」の最たる特徴は、外国人労働者の受け入れという点において、政策上は「単純労働者」を受け入れないとしながら「日系人」と研修生・技能実習生という合法的な「単純労働者」が50万人に肉迫する「政策と受け入れの実態の間の著しい乖離」（281頁）であり、「制度と現実とのずれを解消する政策的な方策を提示するどころか、そのずれ自体に対する意識さえも与えることがなかった」（126頁）点に異論はなかろう。また、本書で取り上げている、「知識労働者」誘致拡大（第4章）、10万人・30万人と数値目標を掲げ

て推し進めている「留学生」受け入れ拡大(第5章)、そして「不法滞在者半減計画」に象徴される「歓迎されざる」越境者への対応(第6章)は、越境者の「選別」を動因に現在も進行中の「1990年体制」の特徴を物語っている。

社会学や人類学など越境者に対する「実態」中心の研究蓄積に馴染んでいる者からすれば、政治学的と言おうか、政労使を中心とするアクターの動向を追っている本書は一味違うかもしれない。ただし本書は戦後半世紀を越える日本の入管政策の「経験」を相対化し、欧米では一般的なこの理論的枠組みに対する修正や新しい枠組みの提示までには至っておらず、その意味では入管政策に対する「実態」研究に位置づけられよう。

入管政策は実践の意味での「期待」と「失望」が交差する現実から逃れることができない。本書は「そもそも論」や「べき論」のような規範的視点からの議論を展開しているわけではないが、入管政策における今日的な論点を見出すことはできる(第7章)。一つは入管政策がその専管事項を超えた、さまざまな政策との「連動性や相互依存性が強まり」、「能動的な役割が増し」ている点である。入管政策の守備範囲の広がりはその「意図」とは別に重大な状況を作り出しかねない。評者からの例を挙げるならば、日本における外国人の社会保障はその適用範囲を制度の本来の趣旨より在留資格にゆだねる傾向が顕著になり、越境者の視点にたてば、入管政策が人間としての生存そのものにまで影響を及ぼす、「入管法の憲法化」状況もそのひとつである。

もう一つの論点は「統合政策」を兼ね備えた「移民政策」の展望である。「現行の『1990年体制』に変化を要請している圧力は、まさに体制それ自体が作り出した状況から生まれている」(272頁)としても、現時点で「移民政策」を見据えた変化の契機と動力を見つけることはできない。これは入管政策を超えた論点になろうが、越境現象と多文化化が普遍的になっていく現実から逃れない入管政策だからこそ、研究の需要と重要性がますます高まっているといえよう。

宣元錫(ソン・ウォンソク/中央大学)

渡戸一郎・井沢泰樹 編著

多民族化社会・日本

〈多文化共生〉の社会的リアリティを問い直す

四六判・296頁・本体2,500円 2010年・明石書店

外国人住民が増加する社会変動と、そこでの望ましい社会のあり方をこれまで「多文化化」、「多文化共生」と呼ぶことはあっても、「多民族化」、「多民族共生」ということは、少なくとも社会学の領域ではあまりなかった。その理由の一つとして、「民族」という言葉には日本の近代史上、ある種の価値が

強く付与されていて、それが喚起する一定方向の連想が言葉の使用を忌避させてきた、という事情があるように思われる。たとえば、「民族」→「大和民族」→「単一民族国家」→「万世一系の天皇これを統治す」……といった天皇制イデオロギーとの結びつき——。本書はそんなイメージが招きかねない誤解も承知の上で、あえて「多国籍化・多言語化・多文化化」(14頁)が進展する過程を「多民族化」と表現しようとしたように思われる。その意味で本書は挑戦的な一書ということができる。

序章で編者の一人、渡戸一郎氏が用語選択の理由を何点か挙げているが、とくに「グローバル化」と「多文化化、多文化共生」という関連用語の吟味が、上述の文脈で目を引く。要するに、いずれも多義的だと言うのである。「グローバル化」は、①モノ・ヒト・カネなどの国境を越えた交流の拡大、②企業・集団・メディアなど行為主体の越境的な移動の拡大、③および地球規模の複雑な相互依存の深まり——これら多義性に富んだ用語なので、グローバル化の一つの実態的側面である社会構成の変容過程を表現するために「多民族化」を用いる、としている。同様に「多文化共生」を論じる場合も、そこには人種・エスニシティだけでなく、ジェンダー、障害者等も含まれるし、含めるべきである。しかし、こうした多義性は一面で議論を拡散させ、問題の所在をつかみにくくする傾向もあるので、焦点を絞り、対象を明確にする用語を日本語の中から探すとすれば「民族」であろう、そういう結論に達したものと推察される。じつは昨今の「在日コリアン」という用語も使い勝手はいい反面、在日韓国・朝鮮人社会の実態を見えにくくさせていると考えている私には、用語選択に見る編者たちの思考様式は共感をもって受容することができる。私は、本書が旧来のタブーを乗り越える議論のきっかけとなることを期待するものである。なお、「在日コリアン」なる呼称の妥当性について異なる意見があることは私も承知しているが、この点はまた機会があれば稿を改めて論じることにはしたい。

さて、本書の目的は「多民族化研究」の基本的課題を提起することにある。課題の第1は研究の視点である。移民のトランスナショナルな移動一定住形態に関しては、それが起こる背景とメカニズム、および出身社会や他の移住社会とのつながりの維持と再生産、これらを研究する必要があるとする(渡戸「第1章」、以下敬称略)。また、多民族関係の視界に「日本人」も収めているのは斬新である。紙幅の都合で詳しく述べられないが、日本国籍を取得する外国人が増加する将来動向を見据え、これまで自明視されてきた「日本人性」を問いなおす新たなアプローチが具体的に提唱されている(松尾知明「第8章」)。

第2に、在日韓国・朝鮮人と在日台湾人の研究。「多民族化する日本社会を研究するためには、これらオールドカマーの人びとが戦前・戦後を通じていかなる歩みをたどったかを歴史的に理解することが重要である」として、戦後のかれらの権利獲得運動(加藤恵美「第9章」と、ニューカマーとの共通課題(編者・井沢泰樹「第2章」)が扱われている。

第3に、多様な移住形態と民族的文化的背景をもつ人びとの生き方を理解すること。本書では、外国人労働者(鈴木江理子「第3章」)、定住化外国人(武田里子「第4章」)、子ども・若者たち(藤原法子「第5章」)、および在日外国人の精神病理(阿部裕「第7章」)が取り上げられている。これら

の問題が、ジェンダー、世代、職業階層、言語と教育、アイデンティティ、異文化ストレス等との関連で分析されている。

第4に、外国人受け入れの過程や外国人居住者の民族的構成に関しては地域的偏差が大きい(広田康生「第6章」)。したがって、地域ごとの特徴を踏まえたメゾレベルの研究の積み重ねが必要となる。

第5に、多民族化の進展を受けた日本の政治・政策的動向である。今後、少子化に伴う人口減少によって多民族共生が国家的課題となることは避けられない。そうした中長期的展望に立って現在行われている国の政策を批判的に検討し、将来の望ましい方向を探る必要があるとする(柏崎千佳子「第10章」、渡戸「第11章」)。

そして第6に、これは本書では必ずしも十分に論じられてはいないけれども、「国民国家」パラダイムの修正と「脱国民化」の視点が、これからの課題として提起されている。EUを念頭におきつつ、北東アジアのなかの日本の位置づけが意識されている。

このように、「外国人—日本人」、「オールド—ニュー」、「マイクロ—メゾ—マクロ」といった総合的な問題提起によって構成されている本書は、「多民族化研究の宣言書」としての性格が強い。

本書が想定している読者は、主として学生・大学院生や外国人・移民問題に関心をもつ一般市民、自治体職員などである。そのため記述は平易であり、データは最新のものが豊富に挿入されており、巻末には詳細な関連年表も付されている。そして何よりも基本的課題が体系的に押さえられているので、私も思考の整理と最新情報の入手において、とてもよい勉強をさせていただいた。執筆者の皆さんに感謝したい。

谷 富夫(たに・とみお/甲南大学)

佐藤郡衛 著

異文化間教育

文化間移動と子どもの教育

四六判・216頁・本体2,500円 2010年・明石書店

本書は「二つ以上の相異なる文化の狭間で展開する教育ないし人間形成の過程・活動」(18頁)である「異文化間教育」に関して、著者(佐藤)が研究を進めてくる過程で浮かび上がって来た以下の三つの課題の意識をもとに発表してきた論文を再構成したもので、全体の構成としては7章からなっている。なお、各章は、それぞれ論文を再構成したもののだが、異文化間教育学の研究上のキーワードをもとに構成され、各章の冒頭でこれまでの研究成果が概観され、その上で、著者の調査結果や研

究成果を位置付けるという論理的で読みやすい構成となっている。

- (1) 研究に対する姿勢であり、実践とのかかわりをどうするかということ
- (2) 「異文化間視点」の重要性
- (3) 人間形成の歩みをトータルに捉えていく必要性があるということ

なお、上記の(2)については、佐藤(4頁)によると、対象者である子どもたちの世界を調査や観察などにより構成する際、単一文化的な視点や二項対立的な枠組みを作りながらみるのではなく、研究する側の背後仮説＝グルドナーを自覚した上で、その世界を再構成し直す視点を持つことが重要ということである。

各章ごとの概要は以下の通りである。

第一章「日本における異文化間教育研究の展開」では、異文化間教育の概念整理や異文化間教育のこれまでの成果を踏まえつつ、今後の課題について検討している。

第二章「異文化間教育におけるカテゴリーの問い直し」では、「海外子女教育」を事例として、これまで前提にしてきた(自明視してきた)「日本」や「日本人」という枠組みの再考を試みている。

第三章「異文化間教育とアイデンティティ」では、異文化間教育学において重要な主題であるエスニシティとアイデンティティについて考察している。具体的には、異文化間教育学におけるアイデンティティ研究を概観するとともに、アメリカ(ロサンゼルス)に住む日本人生徒の調査を通して、エスニシティとアイデンティティの関連について探究している。

第四章「異文化間教育と日本語教育」では、第二言語としての日本語の教育に焦点を当て、異文化間教育と日本語教育との関連について、子どものバイリンガリズムという視点から考察している。

第五章「異文化間教育と外国人の教育政策」では、国レベルの学校教育を中心とした外国人にかかわる教育政策のこれまでの展開について批判的に検討をするとともに、今後の教育政策の課題を示している。なお、本章は「日本における外国人教育政策の現状と課題」(『移民政策研究』創刊号、2009年、42～54頁)を加筆・修正したものである。

第六章「異文化間教育と地域ネットワーク」では、地域における外国人の子どもへの学力保障に向けた多様な試み(豊田市、福岡市、川崎市などの事例)について検討している。そして、当該地域で行われている支援が、果たして誰のための支援か、何のための支援か、さらには、こうした多様な支援活動を通して、個人と組織の関係の在り方について考察している。

第七章「異文化間教育と多文化共生の取り組み」では、学校を中心とした多文化共生の取り組みの問題点と今後の課題について示している。

紙幅の都合もあるので、以下、本書の中で、特に印象に残った記述やキーワードを幾つか取り上げることで書評に代えたい。まず、第一章の中で異文化間教育の目的として取り上げた「国益のみを優先するのではなく、人類全体の福祉の増進を志向する人類益優先の共同社会の秩序の構築」(36頁)という江淵一公(1996)の言葉である。この目的からもわかるように、異文化間教育学は「現象の説

明のための学問だけでなく、多文化共生社会における教育をどのように構想するかという実践性をもつもの」(36頁)であり、その意味において、本学会の設立趣旨とも重なるところが多いと思われた。

この目的に関連して、著者は「異文化間教育学は、現象の説明や解説だけでなく、新しい社会づくりに貢献していくという役割を持っているように思う」(7頁)と述べ、多文化共生といういわば正解のない社会をどうつくるかは、「アート・プロジェクト」そのものであるとも言っている。そして「異文化間教育学が持つ学際性をネガティブにとらえるのではなく、多様な研究領域の人々が自由に交流し、既成の枠にとらわれない議論を展開していくことが異文化間教育の強み」(同)であり、「こうした多様な研究を積み上げていく中で、異文化間教育学の研究の方向性もみえてくるし、新しい社会づくりに貢献していけるように思える」(同)と述べている。

この研究を積み上げていくために「すでに設定された場に入り、そこで事象を観察し、記述するという方法とは異なり、研究者が実践に関与し、参加者との相互作用を繰り返す中で、相互に影響しあい、場をつくりあげていくことを目指す」(33頁)として、「現場生成型」という研究方法の意義を主張している。この研究では「研究者と対象者という二項対立の枠をこわし、研究者自らが対象者との相互作用を繰り返す中で、相互に影響しあい、場そのものを変容させる」(同)ことを志向している。また、現場における実践の過程で「相手との相互作用の中で意味を見いだして、新しい価値を発見する」ためには、「双方の関係性を固定的なものにしないこと」が必要であると指摘している(174頁)。

こうした研究姿勢は、「これまでの研究成果をどのように社会に役立てるか」(徳川, 1999:90)と述べた徳川宗賢社会言語科学会初代会長が提唱したウェルフェア・リングイスティクスの理念とも通底しているものである。

本書は、こうした「現場生成型」の研究方法を実践する著者なりの異文化間教育学の研究の取り組みの成果報告であるとともに、複合領域である移民政策に関する研究を行っていく人々や関係者にとっての羅針盤となる一冊と言えよう。

《参考文献》

- ・ 江淵一公, 1996「異文化間教育学の可能性」異文化間教育学会編『異文化間教育』10号, 4～26頁
- ・ 徳川宗賢, Neustupny J. V., 1999「対談ウェルフェア・リングイスティクスの出発」『社会言語科学』2巻1号, 89～100頁

野山 広(のやま・ひろし/国立国語研究所)

渡邊彰悟・大橋毅・関聡介・児玉晃一 編
日本における難民訴訟の発展と現在
伊藤和夫弁護士在職50周年祝賀論文集

A5判・324頁・本体4,500円 2010年・現代人文社

本書は、日本における難民訴訟の草分けである伊藤和夫弁護士の、弁護士としての在職50周年を記念して、現在難民業界で活躍する弁護士たちが一堂に会し、自ら編さんにあたるという意欲的な試みを遂げた一大著作である。

伊藤和夫弁護士は、人権業界で知らぬ人間はいない存在であり、難民問題解決に向けて法律的にアプローチする弁護士がほぼ皆無であった1980年に「在日ラオス難民を救う法律家の会」を共同で立ち上げられたことを皮切りに、数多くの難民裁判に熱心に取り組まれてきた。その後、数多くの公職に就かれる中、1997年の全国難民弁護団連絡会議発足にあたっては代表世話人を務められ、新たに多くの若手弁護士たちを育みながら、長年に渡って日本の難民裁判を牽引されてきた。

本書は、編集代表の4人を含む16人の弁護士と研究者による日本の難民を取り巻く状況の解説と分析で構成されている。具体的には3部形式を取り、日本での主要な裁判例について言及した第1部「日本の難民事件の歴史」に始まり、第2部「難民問題の現代的課題」へと続く論考の後、第3部において「伊藤和夫弁護士の足跡」と題された大橋毅による伊藤弁護士へのインタビューが加えられ、締めくくられている。

第1部においては、ラオス難民でありながら不法残留で逮捕されるチャン・メイラン事件、日本で暮らしを営んでいたカンボジア人難民一家が当事者の父親によって惨殺される悲しいブイ・ムアン事件、中国からの政治亡命者でありハイジャック犯とされた張振海事件、60日ルールを激しく争った趙南事件について、それぞれ紹介と分析が行われている。

すべて伊藤弁護士自身が裁判に関わった事件ばかりであるが、日本の難民訴訟におけるこれら代表的な裁判例を丁寧に見ていくことで、難民を取り巻く日本の司法と行政の歴史と状況が簡易に見える。

チャン・メイラン事件の紹介では、タイ現地の難民キャンプにまで調査に出かけて、翌81年に当時の奥野誠亮法務大臣により新たに打ち出された制度である「在留特別許可」を勝ち取り、ついには同年の日本政府の難民条約批准へとつながっていく歴史的な過程がつぶさに描かれる。また、ブイ・ムアン事件についての考察では、カンボジア難民として日本に定住を果たした男性が、日本への適応の壁を感じつつ妻子を惨殺してしまった自滅的な事件の弁護を通じ、定住へ向けての日本社会の福祉や心理的支援の欠陥、そこから生まれる難民や申請者の自尊心や尊厳の確保の問題、彼らを取り巻く差別や偏見への対峙といった現代にもつながる重要な問題が浮き彫りにされた。張振海事件、趙

南事件についても、同様の丁寧な考察がなされている。

第2部においては、難民及び申請者を取り巻く現代の多岐にわたる状況を12に分類し、国際条約や各国の判例、新しい難民訴訟の潮流などにも触れながら、各々に横たわる問題の紹介と考察を行っている。

具体的には、国際法上の「迫害」の再考、気候変動と人間の移動の関連性、迫害の主体、難民条約上の事由消滅の問題、内戦と難民該当性、信憑性判断、事実立証における問題点、収容執行停止決定が困難な現状とその妥当性の分析、ジェンダーの視点からの問題提起やEUにおける庇護政策の紹介等が取り上げられ、広範な読者の興味関心や必要性に十分応えうる作りとなっている。

なかでも、真正なパスポートで本国出国を果たせば迫害には遭遇しないとされるパスポート論や、指導者でない限りは反政府活動をしていても迫害されないとされる平メンバー論には、実際に評者も参与員として異議申請事件に立ち会う中で時折遭遇するが、必ずしもそうとは言い切れないとする各国の決定や判例を丁寧に追った空野佳弘による論究は、大変に参考になった。また、難民認定申請者が直面する諸課題に関する田島浩の詳細な分析は、空港に降り立った直後から彼らがどのような扱われ、日本の法律ではどのような立場であり、本来どこまで権利保障がなされるべきか、実に詳細な記述がなされ、学術的のみならず申請者の保護実務に携わる者にとっても非常に参考になろう。

第3部では、そもそもなぜ伊藤弁護士が難民事件に携わるようになったのかに始まり、数々の難民訴訟で実際に遭遇した悩みや苦労をもち、聞き手の大橋毅により引き出されている。難民条約に未加入だった時期、入管や警察が携わるのは外登法と入管法違反の取締のみ、行政手続きは退去強制令書発付のみで、難民認定はおろか、個々の人間を「保護すべき」との発想など全く存在していなかった、との発言には、わずか数十年前のこととはいえ軽い衝撃を受け、そのレベルから一歩ずつ現在まで来たのだな、と改めて日本の難民行政や司法の歩みに想いを馳せた。

伊藤和夫弁護士は、本書出版から間もない昨年2010年夏、誠に残念ながら、81歳でこの世を去られた。評者自身も、生前にその聲咳に接することができた幸運な一人である。今から15年余り前、イギリスの大学院で国際人権法を修め、今後の見通しについて右も左もわからない中、大変親身に相談に乗っていただいたことを昨日のこのように覚えている。経験豊かで明晰な弁護士としての技能は当然のことながら、その誠実で温かな人柄が、異国で多くの困難を抱えている申請者たちにとり、どんなに大きな希望であったかは、その個人的体験を基にしても容易に推察できる。

編集代表の一人である渡邊彰悟は、編集作業を振り返って、改めて評者にその裏話を語ってくれた。文字通り日本の難民訴訟のパイオニアであり、あらゆる困難の第一歩を数多く乗り越えてきた伊藤弁護士の難民業界における功績を讃え、未来へ繋げることを主眼とした本書の出版であったが、校正に至る最終段階で、既に体調があまり思わしくなかった伊藤弁護士の状態と、最後は時間の勝負であった、と。

無事に編集し、発刊にこぎつけた時、伊藤弁護士は出版記念のその会場で、満面の笑みで喜んだ

と言う。万が一にでも間に合わないことがあってはならない、間に合って本当に良かった、と、その時、編集代表たちは心から嬉しく、ささやかな恩返しのできた喜びをかみしめたと言う。

多くの功績とともに難民問題に心を砕かれてきた伊藤弁護士存在に励まされ、これからも歩みを進めていく上で、難民及びその申請者が抱えるあらゆる段階の問題点が専門的視点により仔細に詰められ、のみならず、それぞれに今後のあるべき姿につきしっかりと提案が行われている。タイトルに恥じない、大変な労作であり、難民実務者はもとより、研究を行う者にとっても、基本から応用までを含む、外せない一冊であると言える。

新津久美子(にいつ・くみこ／東京大学難民移民ドキュメントセンター〔CDR〕、法務省難民審査参与員)

小泉康一 著

グローバルゼーションと国際強制移動

A5判・468頁・本体5,000円 2009年・勁草書房

本書は日本における国際強制移動民(難民)研究の第一人者による包括的な研究書である。ミャンマー難民の日本への第三国定住の開始もあって、日本の難民問題にかかる関心が高まっている中で、のタイムリーな刊行である。

序章『人道』が危機に瀕する時代と国際強制移動』では、難民と彼らの国際的保護制度が国民国家の発展の不可避的産物であることが示される。地球が国民国家に分割される中で、各国内では国民統合のための各種イデオロギーが浸透し、それに従わない人々が迫害されることがあるが、難民が逃げ込む国民国家も、異質な人々を受け入れることに消極的である。第2次大戦中のユダヤ人迫害はその典型であるが、その悲劇を反省した国際社会は、1951年の難民条約を核とする難民の国際的保護体制を作った。

第一章「国家、国際基準と国際難民制度」は、17世紀からの国際関係の変動と国際難民制度の変遷を扱う。第2次大戦後の国際難民保護体制の成立、冷戦期における「難民の黄金時代」、80年代の石油ショック後の不況の西欧での移民と難民の受け入れ制限、冷戦後の難民の「地域的封じ込め」と国内避難民の増加、さらに移民や難民が国家の安全を脅かすとする9・11後の「セキュリティゼーション」の中での彼らの「管理政策」の強化が示される。

第二章「慢性的な政治的不安定状況での国際援助の新パラダイム」は、冷戦終結後に急増した国内紛争から発生した大量の難民を庇護国で定住させるときの「難民援助と開発」、また本国帰還の場合の「帰還民と開発」を扱う。紛争後のグッド・ガバナンスを含む「平和構築」において帰還民の果たす役割、政府開発援助の役割が分析されている。

第三章「開発と非自発的定住」では、巨大ダム建設による開発移転の社会的変化とその結果を考える。開発移転民は難民とは異なるが、難民と開発移転民の共通点と相違点を研究することで「人の移動」にかかる認識が深まる、と著者は説く。

第四章「環境変化と強制移動」では、環境変化と難民化の間には直線的因果関係はなく、むしろ複雑で複合的な関係があることを論じたうえで、「環境難民」の用語の使用は政治性を帯びやすく、逆に実態を見えにくくする危険があると著者は警告する。

第五章「『難民経験』と文化変容」では、受け入れ社会に定住する過程での難民の「文化変容」が考察される。定住の分析的枠組みを含め、トラウマなど難民の心理的過程をまとめてあるが、難民の「内面」に踏み込んだ分析枠組みは広く強制移動の研究に欠かせないものであろう。

第六章「文化差異の管理」は、1970年代後半からアメリカに定住した約6万人のラオスのモン族の適応過程を扱う。農業を主たる生業とし、西側の文化に接触した経験がなく、非識字者も多いモン族の適応形態を、受け入れ社会と難民の相互作用という視点から分析し、彼らが福祉依存的で独自の閉じられた世界にはまり込む様子が描かれている。

第七章「難民研究」で、著者は難民研究の発展のための対象領域と研究上のアプローチの輪郭を描き、将来の研究方向性を探る。難民研究には政治学、法学、経済学、社会学、歴史学、文化人類学などからのアプローチがあるものの統一的な理論的枠組みはない。著者は、難民の流出の原因を明らかにしたうえで、個々の難民の「移動(または非移動)の決定」と移動の態様と結果を左右する諸社会関係の解明のための枠組みが必要であり、それに基づいた庇護・定住政策の構築が望ましいことを論ずる。強制移動研究と移民研究との連携の中から「国際移動学」が生まれる可能性に触れているのは興味深い。

本書は、理論的・概念的考察をベースにした、学際的視点からの強制移動研究の集大成である。人はなぜ難民として逃げるのか、に始まり、避難先での定住と統合、さらに本国帰還後の再建と開発の問題に至るまで、強制移動の全サイクルとそれに対する国際社会の対応が考察されている。日本での難民研究は、難民の地位の認定、言い換えれば「国境での入り口問題」に集中しがちである。しかし本書は、難民研究は法学、国際政治学、心理学などからの学際的アプローチによって、難民発生の原因、国内避難民、移民と難民の混在、庇護国での社会統合、本国での平和構築に至るまでを考察する包括的な「人の移動研究」であるべきことを明確にしている点を高く評価したい。

著者は、難民が逃げるか否か、またどこに逃げるかなどについての主体的決定、心理的環境を重視するが、そのような視点は、なぜ毎年数万人の難民申請者を出す中国やロシア、北朝鮮から日本に難民がほとんど来ないかの疑問を解くうえでも有効であろう。難民の目から見れば、認定基準や庇護申請者の処遇だけでなく、外国人に対する経済的社会的差別、認定後の定住支援が薄く、自治体やNGOもほとんど関与していないといった受け入れ後の難民政策の歪みの方がより高い障壁となっているのではないか。

いったん難民として受け入れられた人々が庇護国内で直面する問題は、移民が直面する問題と共通する。難民と移民の社会統合は「多文化共生」の視点から総合的に研究されるべきであろう。今まで日本では移民研究と難民研究が別個の流れとして存在したが、日本移民政策学会の成立に見られるように、最近では両者の接近が見られる。その中で、国際強制移動の統合的分析枠組みを提唱する著者による本書は貴重な存在である。

唯一惜しまれる点は、本書では日本の難民問題と難民研究についての言及がほとんどないことである。本書には第三国難民再定住プログラムの効果的实施について多くの重要なヒントが含まれている。例えばモン族のアメリカでの定住適応過程などは、カレン難民の日本での社会統合に多くの示唆を与えるものである。第三国定住プログラムは、日本の難民政策の重要な要素になると予想され、難民政策と移民政策双方からのアプローチが求められるところ、著者のこの分野での研究と政策提言を待ちたい。

日本が「難民開国」に向かいつつあるとの印象はアジア諸国を含めた国際社会で大きくなりつつあり、学生や若手の「人の移動」にかかる研究者も増えているが、国際強制移動分野での適切な教科書がいまだない。本書は、欧米の先行研究を地道にフォローし、巻末の広範な引用・参考書籍や資料も豊富であり、大学院生、研究者だけでなく、難民支援実務家や政策担当者においても必読の書であるといえよう。

滝澤三郎(たきざわ・さぶろう/東洋英和女学院大学大学院)

塩原良和 著

変革する多文化主義へ

オーストラリアからの展望

四六判・242頁・本体3,000円 2010年・法政大学出版局

本書は、オーストラリアの多文化主義政策をネオ・リベラリズムという世界的な文脈から読み解いた前作から5年、精力的に論考を発表し続けてきた筆者による2作目の書き下ろしの単著である。この間、多文化主義をとりまく議論やその背景はさらに複雑で厄介なものになったが、同時に筆者自身のテーマとの関わり方もより豊かで興味深いものであったことがうかがえる。本書は、その両者が交錯しながら展開される構成となっている。

「『私たちは異なる他者とのどのように関わるべきなのか』という古くて新しい問い」(4頁)に筆者自身はどのように向かい合ってきたのか。読みながら、とりわけ下記の3点が印象的であった。

1 点目は、ともすれば堂々巡りに陥りがちな「多文化主義」をめぐる議論のイメージを、どのよう

な見取り図の下で描くのか、すなわち、多文化主義をどのように語るかということである。筆者は、1970年代から政策として実施されてきたオーストラリアにおける多文化主義を統合の論理としてとらえたうえで、その変容を、「統合」と「管理」の論理から、より苛烈な「選別」と「排除」へと向かっていくプロセスとして記述する。1990年代後半以降、「エスニック」や「マルチカルチュラル」といった言葉が行政用語として消え、何よりも国民統合としての側面が自明の前提として強化された背景には、新自由主義的な「改革」の影響があった。そして、2001年から2009年にかけて筆者がフィールドワークを行った地方自治体や移民支援組織、エスニック組織は、まさにその現場であった。他方で、そのようなネオ・リベラル多文化主義と共謀するミドルクラス多文化主義の再構築と限界を論じた第4章は、「多文化主義は誰のものか」という問いを改めて考えさせてくれる。

2点目は、こうした多文化主義をめぐる分析や批判をどこから語るかという、筆者の立ち位置についてである。筆者による議論の整理や分析は明晰で鮮やかなものであるが、それは、外からのクールな観察の姿勢にとどまらず、時に生々しい感情の起伏を見え隠れさせる。フィールドワークの手法は、聞き取りと参与観察であるが、例えば第2章での、ボランティアとして組織の事業運営のありようを身近に経験した筆者の語り口は、実践と研究をつなぐ表現の一例として興味深く読むことができた。このことに関わる緊張感や切実さは、第5章で展開される日本の「多文化共生」への介入に如実に表れている。いわゆる「外国研究」を行う者なら誰でも避けて通ることのできない、ブーメランのように自分にかえってくる問題意識と、筆者もまた格闘しているのだと感じた。

そして、闘いの具体的な拠り所となる信念やヴィジョン、言い換えれば、多文化主義をもって何を語るのかという3点目にかかわるのが、本書のタイトルであるところの「変革する多文化主義」なのであろう。筆者は冒頭から一貫して、「公定多文化主義」という言葉を用いているが、「政府によって公式に解釈・定義された理念。およびそれにもとづいて遂行される政策としての多文化主義」(13頁)とは区別される、マイノリティや支援者たちの実践としての多文化主義、あるいは、管理の論理でもなく、相互無関心・不干渉としての多文化主義でもない、対話と協働にもとづいた多文化主義の実現こそが、ますます進行する選別と排除の論理に対抗する唯一の手段になりえる、と説く。

こうして本書は、多文化主義をめぐる言説・政策・理論において、まさしく当事者であり生活者でもある私たちが何を見極めるべきなのかについて大きな示唆を与えてくれる。

ここで、私自身の関心としても提起しておきたいのは、オルタナティブの可能性を語るための他者との「協働」や「対話」、「つながり」といった言葉そのものを、安住できる決まり文句とするのではなく、たえず深く掘り下げ、更新していく必要があるということである。なぜなら、マジョリティはもういいかげんマジョリティのままではいられないし、マイノリティは、それだけでは自らを語り尽くせない。そのような存在として私たちはどのように語り合い、つながることが可能なのか。難しいがやりがいのある、そして避けて通れないパズルである。

尹 慧瑛 (ゆん・へよん／一橋大学)

2009年度春季研究大会

2010年3月13日(土)に、早稲田大学(東京・早稲田キャンパス)15号館03教室で2009年度春季研究大会(大会実行委員長:小島宏)が開催された。プログラムは下記のとおりで、3組4人の多様な報告者により、各方面の政策に関する報告があった。日程の関係か、参加者は延べ50人程度で前回よりも減ったが、近藤敦教授(名城大学)の司会の下でそれぞれの興味深い報告に聞き入った後、活発な議論を行った。報告者・参加者ともに各分野の研究者だけでなく、実務家も含まれていたことから実りの多い議論となったと言えよう。

1. 「公営・公的住宅における外国人居住への取り組み——団地自治会による対応と取組を中心に」
稲葉佳子(法政大学)・石井由香(立命館アジア太平洋大学)
2. 「2005年の移民法施行以降に見られるドイツの難民庇護の質的変容」
昔農英明(慶応義塾大学大学院)
3. 「経済連携協定(EPA)における自然人の移動交渉」
古谷徳郎(外務省サービス貿易室)

最初の稲葉・石井報告は、北関東から中部地方の10団地(公営住宅6団地とUR賃貸住宅4団地)における事例調査を踏まえ、外国人居住の実態を把握するとともに、団地自治会を中心に、外国人居住に伴う問題を解決するためには、どのような仕組みで取り組むことが有効なのかについて考察した。その結果、自治会による外国人居住の取り組みは「自治会執行部の並列体制型」「NPOによる自治会協力型」「自治体・行政・NPOによる三角体制型」「広域自治会と行政による支援型」「関連部局・団体等による支援型」の5つの取り組みモデルに大別されるが、これらのモデルは、外国人居住者の増加に伴い取り組みモデルが順次移行していくケースや、2つの取り組みモデルが同時に採用されているケースがあり、外国人居住の進展状況や団地の個別事情に即して取捨選択されていることが明らかになったとしている。

2番目の昔農報告はドイツにおける近年の「事実上の難民」に対する法制度改正が難民の社会経済的状況にどのような影響を与えているのかを難民庇護専門家への面接調査を通じて明らかにするとともに、これまで難民受入を制限してきたドイツの難民庇護政策が質的にどのように変容しているのかを明らかにすることを試みた。その結果、外国人統合政策の基本方針を踏襲したりベラルな難民庇護政策の実施により、滞在許可を取得し、新制度の恩恵を受けることができた難民(生計維持能力のある難民、技術を持った有資の難民)が少数いる一方、多くの難民は、目下のところ、その法的な恩恵から排除され、非リベラルな側面が顕在化していることが指摘された。

3番目の古谷報告は実務家の立場から、まず、日本を中心とする経済連携協定(EPA)の締結・交渉に関する現状を概観し、EPAにおける自然人の移動に関するフィリピン・インドネシアとの締結内容、

タイ・ベトナム等との交渉中の内容について論じ、今後の方向性について述べたものであった。結局、EPAによる自然人の移動に関しては、看護師・介護福祉士候補者の受入に焦点が当たっているものの、非常に大きな課題に関連するため、EPAのみで対応することが適当でない部分がある一方、今後の外国人労働者受入のあり方を占うパイロットケースになっており、国全体の大きな方針と同時に、受入現場で見えてきた課題を踏まえて、関係省庁と協調して対応していく必要があるとのことであった。

小島 宏(こじま・ひろし/早稲田大学社会科学総合学術院)

2010年度年次大会

移民政策学会2010年度年次大会は法政大学市ヶ谷キャンパスにて、2010年5月15日および16日の2日間にわたり、開催されました。晴天に恵まれた2日間の参加者はのべ141名でした。2日間の内容は以下の通りです。

5月15日(土)

【ミニシンポ】(13:00~16:00)

テーマ「移民コミュニティへの経済危機の影響——コミュニティの変容、再編、崩壊?」

司会：池上重弘(静岡文化芸術大学)

1. 「趣旨説明」
池上重弘
2. 「経済不況下におけるブラジル人コミュニティ——愛知県西尾市の事例から」
松宮朝(愛知県立大学)
3. 「興行から介護へ——在日フィリピン人、日系人、そして第二世代への経済危機の影響」
高畑幸(広島国際学院大学)
4. 「中国系ニューカマーの教育戦略と社会的ネットワーク——中華料理人の場合」
趙衛国(日本学術振興会)
5. 「世界経済危機後の在日インド人のコミュニティの諸相——越境するビジネスネットワークの視点から」
佐藤寛晃(財団法人日本総合研究所) / 井口泰(関西学院大学)

【総会】(16:30~18:00)

【懇親会】(18:00~20:00)

5月16日(日)

【自由報告部会】(10:00~12:30)

司会：中村義幸(明治大学)

1. 「移民に入国先の共同体理解を求める試み——フランス及びオーストラリアにおける法と実践を中心に」
鈴木尊紘(国立国会図書館 調査及び立法考査局)
2. 「韓国における国際結婚女性移住者に対する農村地域への適応支援の事例——全羅南道多文化家族支援センターの事業を中心に」
宋囁營(立命館大学大学院)

3. 「東アジアにおける高度人材の移動——留学先に日本を選んだ留学生の意識調査」

松下奈美子 (一橋大学大学院)

【シンポジウム】(13:30~17:00)

テーマ「人権政策としての移民政策——シティズンシップと多文化共生」 司会：宮島喬 (法政大学)

1. 「憲法・シティズンシップ・移民の人権」 近藤敦 (名城大学)
2. 「永住外国人の地方選挙権および重国籍」 ツルネン・マルティ (参議院議員)
3. 「外国人の権利と個人通報制度」 窪誠 (大阪産業大学)
4. 「国内人権機関と個人通報制度」 山崎公士 (神奈川大学)
5. 「弁護活動を通じて見る、移民の人権の“そもそも論”」

関聡介 (東京弁護士会・成蹊大法科大学院)

田嶋淳子 (たじま・じゅんこ / 法政大学)

2010年度冬季研究大会

2010年度の冬季研究大会は、2010年12月11日(土)に、愛知県立大学学術文化交流センターにて開催されました。愛知県立大学は2005年愛知万博会場の近く、名古屋駅からは地下鉄、リニモを乗り継いで約1時間という交通の便がよくないところなので、果たして何人参加するのかと心配をしておりました。結果、63人とほぼ例年通り、まずはホッとしました。

内容は以下の通りでした。

【自由報告】

司会：井口泰 (関西学院大学)

1. 「フィリピン系移民二世の文化的アイデンティティと支援のあり方——当事者からの視点」
津田友理香 (明治学院大学大学院)
2. 「現代アメリカの移民第2世代の同化をめぐる——アレハンドロ・ポルテスらの『移民子弟の縦断的研究』(CILS)を中心に」
村井忠政 (名古屋市立大学)
3. 「国際労働力移動のガバナンスについての一考察——インド・ケララ州からの出移民の事例を中心に」 明石純一 (筑波大学)・今藤綾子 (「現代インド地域研究」京都大学拠点研究グループ)
4. 「ポスト冷戦期の国際関係認識と国内に滞在する移住者への安全提供の可能性」

滝知則 (長崎国際大学)

【シンポジウム】

テーマ「多文化共生施策を問いなおす」

司会：山本かほり (愛知県立大学)

1. 「東海地域に暮らす外国人の子どもと教育」 小島祥美 (愛知淑徳大学)
2. 「労働者派遣事業経営者として30年」 林隆春 (株式会社アバンセコーポレーション)
3. 「既存コミュニティと外国人の増加制限」 宮崎真 (愛知県弁護士会)

自由報告は、それぞれ、綿密な調査と研究に基づいた発表、それに引き続いて活発な議論が展開されました。

シンポジウムは、日系ブラジル人の増加を受けて、東海地方で活発に展開されてきた「多文化共生施策」の意義、さらに2008年秋以降の経済不況下で、これまでの多文化共生施策が見落としてきたものは何かを考えようという趣旨でした。3本とも、それぞれの実践や研究をベースにした興味深い報告でした。フロアには自治体関係者も参加していただき、多文化共生施策を推進する立場からの発言、そのほか、いろいろな活動をしている会員からの発言など、議論も白熱いたしました。研究者、実務家、実践にたずさわる人など、日頃、分断されがちな人々との対話を目指すという本学会の特色もシンポジウムであられたと思います。

ただ、自由報告、シンポジウムともに時間不足。議論し足りないという気持ちが残りました。

懇親会は場所を移して、サンプラザシーズンズにて、立食形式で行いました。こちらも盛会で、みなさん、大いに食べ、飲んで、そして会員同士で活発な交流が行われました。

開催校として不慣れなことも多く、行き届かない面もたくさんあったと思いますが、みなさんにご協力をいただき、大変有意義なひとときになったと思います。ありがとうございました。

山本かほり(やまもと・かおり/愛知県立大学)

『移民政策研究』編集規定

1. 本誌は、移民政策学会の機関誌で、1年1号として発行する。
2. 本誌は、原則として本学会員の移民政策関係の研究の発表にあてる。
3. 本誌に論文、報告、書評、海外動向、学会動向の各欄を設ける。
4. 論文は、投稿論文と依頼論文とからなる。
5. 報告は、投稿報告と依頼報告とからなる。
6. 報告は、事業や実践についての単なる事実の記述だけでなく、筆者の解説・分析等を加えたものである。
7. 依頼論文、依頼報告、書評の依頼は、編集委員会で行う。
8. 海外動向欄は、海外移民政策研究の動向、海外移民政策研究者の論文等の発表にあて、その依頼は編集委員会において行う。
9. 学会動向欄は、学会大会、各関連学会等の活動状況の紹介にあて、その依頼は編集委員会において行う。
10. 原稿の掲載は編集委員会の決定による。

『移民政策研究』投稿規定

1. 本誌に投稿できるのは本学会会員に限る。但し、依頼論文等はその限りではない。
2. 本誌に発表する論文等は、いずれも他に未発表のものに限る。
3. 他で審査中あるいは掲載予定となっているものは二重投稿とみなし、本誌での発表を認めない。
4. 本誌に会員の投稿原稿が掲載されたときから、1カ年を経過するまでは当該会員は新たな原稿を投稿できない。
5. 投稿する会員は下記送付先に審査用原稿コピー2部およびEメールにて添付ファイルで送付し、原稿本体は、審査終了後編集委員会からの通知にしたがい提出する。

【送付先】

移民政策研究編集委員会

〒151-0064 東京都渋谷区上原3-6-6 オークハウス202 マイルストーン総合法律事務所気付
iminseisaku@genjin.jp

6. 締切日は9月30日(必着)とする。
7. 原稿は所定の執筆要項にしたがうこととする。
8. 本誌に発表された論文等の著作権は移民政策学会に帰属する。
9. 本誌に発表された論文等を他の著作に転載する場合には、事前に文書等で移民政策学会編集委員会の許可を得なくてはならない。

『移民政策研究』執筆要項

1. 原稿の長さ

原稿の長さは、以下の範囲内とします。分量計算はすべて文字数を単位とします。

- (1) 論文は12,000字以上20,000字以内
- (2) 報告は12,000字以内

2. 要約とキーワード

論文と報告には、本文(図表等を含む)のほか、表題紙、和文要約、英文要約、およびキーワードを添付してください。

- (1) 表題紙には、題名の全文、著者名、所属のみを記してください。
- (2) 和文要約は、600字以内のものを本文の前に添付してください。
- (3) 英文要約は、論文は300語以内、報告は200語以内とします。
- (4) キーワードは、和語・欧語各3語で、和文要約・英文要約の前にそれぞれ記載してください。
- (5) 「本文」には、見出し、小見出し、注、引用文献、図表までを含めます。
- (6) 論文の構成は表題・キーワード・和文要約・本文・注・引用文献・図表・英文要約の順序としてください。

3. 書式

原稿の書式は以下の原則にしたがってください。

- (1) 原稿はA4判の用紙を使って、40字×40行で見やすく印字したものを提出してください。各頁には、通し番号を付してください。
- (2) 英数字は、1文字については全角、2文字以上の場合は半角文字を用います。ただし、欧文中はすべて半角となります。
- (3) 章、節、項には半角数字を用いて、それぞれ「1」「(1)」「(a)」のように記してください。
- (4) 英文字人名や英文字地名はよく知られたもののほかは、初出の箇所にその原綴りを、「マックス・ウェーバー(Max Weber)」のように記してください。
- (5) 原則として西暦を用います。元号を使用する場合には、「平成9年(1997年)」のように記してください。

4. 図表・写真

- (1) 図表・写真は、執筆者の責任で電子形態で作成し、オリジナルおよび仕上がり寸法大のコピーも原稿とともに提出してください。電子形態での様式については、査読審査後にお知らせします。またその作成にあたって編集委員会でごんらかの費用が必要な場合は、執筆者からその費用を徴収する場合があります。
- (2) 図表の頭に「図1 外国人入国者数の推移(2008年12月末現在)」のように題名を記し、データ類を他の文献から引用する場合には、下部に「出典：法務省入国管理局編『出入国管理 平成19年版』」のように、引用した文献を挙示します。
- (3) 図表・写真の挿入位置を原稿中に明記してください。大きさに応じて1/4頁大=400字相当、1/2頁大=800字相当と字数換算します。

5. 注・文献引用

- (1) 注は、本文該当箇所の右肩に通し番号*1, *2のように記し、本文の最後にまとめて記載します。
- (2) 引用文献の参照の形式および文献リストのあげかたは、本文中には「Levi-Strauss (1962:253=1995:229)」のように、「著者名(原著発表年:原著引用頁=和訳書刊行年:和訳書引用頁)」を記します。文献リストは、著者名(日本語文献は五十音順, 外国語文献はアルファベット順), 発行年, 論文名(書名), 雑誌名, 出版社名, 巻号:所在ページの順で記載します。和文文献は、書名・雑誌名を『 』で、論文名を「 」でくってください。英文書名・雑誌名は、イタリック体にするか下線を引いてください。
- (3) 引用文献リストは、以下の例にならってください。

単著和文 本間浩, 2005『国際難民法の理論とその国内的適用』現代人文社, 頁。

単著欧文 Tomlinson, S., 2008, *Race and Education: Policy and Politics in Britain*, Open University Press, p.~.

編著和文 初瀬龍平, 2009「人権と国際結婚」アジア・太平洋人権情報センター編『女性の人権の視点から見る国際結婚』現代人文社, 頁。

編著欧文 Anwar, M., 2000, New Commonwealth Migration to the UK, in R.Cohen (ed), *Cambridge Survey of World Migration*, Cambridge University Press, p.~.

雑誌和文 近藤敦, 2009「なぜ移民政策なのか」移民政策学会編『移民政策研究』Vol.1, 現代人文社, 頁。

雑誌欧文 Taylor, C., Fitz, J. and Gorard, S., 2005, Diversity, Specialisation and Equity in Education, *Oxford Review of Education* 31(1), p.~.

- (4) 判例, 先例, 通達の引用

判例は、頁は、原則として判例が掲載されている初出の頁を引用し、最高裁判所判決は、大法廷判決を「最大判」と表示し、小法廷判決を「最判」と表示します。

例:「最判」平成20年2月5日「民集」43巻6号355頁。

「東京地判」平成19年11月10日「判時」1410号23頁。

先例, 通達は、文部科学省平成21年5月2日初等中等教育局長「通知」などのように表記します。

法律や判例を収録している文献からの引用は、単著和文に準じます。

- (5) インターネットからの引用

インターネット上のホームページの情報を文献として利用したときは、サイト名, URL, アクセス日を以下の例にならって明記してください。

和文 統計局HP内「平成17年国勢調査」(<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?bid=000001025191&cycode=0>, 2010年3月21日アクセス)

欧文 Immigration Support, 2009, citizenship(<http://www.usimmigrationsupport.org/citizenship.html>, March 16, 2010)

6. 校正等

著者による校正は1回とします。原稿はすべて、掲載決定後直ちに完全原稿の電子ファイル(原則としてテキストファイル)とそのプリントアウトをあらためて提出してください(投稿論文・投稿報告は、この段階で執筆者名・所属を明記します)。その際、注および図表の位置、特殊な指示などは、プリントアウトの上に朱書してください。また使用したハードウェア、ソフトウェア、外字や特殊機能の有無を通知ください。

〈編集後記〉

2011年3月11日14時46分は、日本の社会史に永遠に刻み込まれることになるでしょう。東日本（東北関東）大震災と名付けられたこの地震による被害は、これまでの日本の科学や技術に対する自信を粉々に砕いた瞬間でした。被害地と電話もメールも通じないなかで、次々とテレビに映し出される映像は、「映画」でも観ているような衝撃の連続でした。被災者の方々には、心からお見舞い申し上げます。

話が前後しましたが、学会誌第3号をお届けします。編集も3年目となり、今回の号からいただいた原稿に分担制が導入されました。これは1人に仕事が集中しないようにし、かつ編集委員が交代しても業務がスムーズに継続されることを願ってです。その目的はかなり果たされたようです。今後とも、試行錯誤を続けていきたいと思っておりますので、皆様方のアイデアをお寄せ下さい。

去年は、日韓併合100年の記念すべき年でした。移民政策学会では、これに関するシンポジウムや特集号を組むことはしませんでした。今回、海外特別寄稿として、ソウル大学日本研究所所長の韓榮惠教授から、貴重な原稿をお寄せいただきました。韓榮惠教授は、筑波大学で学位を取られ、現在は韓国の日本研究をリードされ、日本には韓国の学生を連れて年に何度も来られている方です。

日本と韓国が、東アジアの交流の核となり、経済や文化はもとより自然や災害に関しても情報交換や連携を密にし、いっそうたしかな平和の礎が築かれることを願ってやみません。 佐久間孝正

〈編集委員会〉(2011年5月1日現在)

委員長 佐久間孝正

委員 明石純一／石川えり／川村千鶴子／児玉晃一／小森宏美／佐々木てる／志甫啓／鈴木江理子／渡戸一郎 (五十音順)

移民政策研究 第3号

Migration Policy Review Vol.3

2011年5月30日発行

編者 移民政策学会 編集委員会
〒151-0064 東京都渋谷区上原3-6-6 オークハウス202
マイルストーン総合法律事務所気付
iminseisaku@genjin.jp

発行者 移民政策学会
URL <http://www.iminseisaku.org>

発行所 株式会社 現代人文社
〒160-0004 東京都新宿区四谷2-10 ハッ橋ビル7階
TEL: 03-5379-0307 / FAX: 03-5379-5388
URL <http://www.genjin.jp>

発売所 株式会社 大学図書
TEL: 03-3295-6861 / FAX: 03-3219-5158

印刷所 シナノ書籍印刷株式会社

装丁 加藤英一郎

ISBN978-4-87798-485-4 C3030